

高 知 県

建設技術者必携
建設工事技術管理要綱

令和6年7月改正

◇目 次◇

1	高知県建設工事監督規程	1
2	高知県建設工事監督要領	9
3	高知県建設工事監督技術基準	12
	監督業務標準内容	15
1	契約の履行の確保	15
2	施工状況の確認等	17
3	円滑な施工の確保	18
4	工事管理の指導等	18
5	工事完成の処理	19
6	その他	19
	段階確認及び施工状況把握一覧表	20
	共通	25
	工種別	28
4	高知県建設工事検査規程	53
5	高知県建設工事検査要領	60
6	高知県建設工事検査技術基準	64
	出来形寸法検査基準	66
第1	一般土木工事の部	66
第2	港湾・漁港工事の部	69
第3	森林土木工事の部	69
第4	農業土木工事の部	69
	品質検査基準	71
	検査方法	72
第1	一般土木工事の部	75
第2	建築工事の部	93
7	高知県建設工事成績評定要綱	101
8	高知県建設工事成績評定要領	110
9	高知県建設工事技術管理要綱	269
1	出来形管理基準及び規格値	
	出来形管理基準及び規格値 索引（一般土木工事の部）	280
	表－1 出来形管理基準及び規格値	
第1	一般土木工事の部	313
第2	港湾・漁港工事の部	455
第3	森林土木工事の部	469
第4	農業土木工事の部	494
2	品質管理基準	
	表－2 品質管理基準	
第1	一般土木工事の部	502

第2	港湾・漁港工事の部	577
第3	農業土木工事の部	589
3	写真管理基準	
表-3	写真管理基準	
第1	一般土木工事の部	590
第2	港湾・漁港工事の部	685
第3	森林土木工事の部	709
第4	農業土木工事の部	711
4	品質管理技法	714
5	技術管理要綱標準様式集	753
様式-1	施工計画書（標準様式）	753
様式-2	工事総合工程表（標準様式）	765
様式-3	パートによる工程表（標準様式）	766
様式-4～6	その他工程表（標準様式）	767
様式-7	出来形管理図表（標準様式）	770

高知県建設工事監督規程

○高知県建設工事監督規程

(昭和 42 年 1 月 17 日訓令第 2 号)

改正 昭和 43 年 5 月 24 日訓令第 12 号 昭和 53 年 8 月 1 日訓令第 11 号
昭和 54 年 12 月 18 日訓令第 26 号 昭和 56 年 11 月 24 日訓令第 12 号
平成 5 年 4 月 1 日訓令第 6 号 平成 5 年 10 月 1 日訓令第 16 号
平成 11 年 4 月 1 日訓令第 16 号 平成 15 年 4 月 1 日訓令第 4 号
平成 15 年 8 月 1 日訓令第 14 号の 2 平成 17 年 1 月 18 日訓令第 1 号
平成 18 年 4 月 1 日訓令第 6 号 平成 19 年 4 月 1 日訓令第 18 号
平成 20 年 4 月 1 日訓令第 8 号 平成 22 年 4 月 23 日訓令第 8 号
平成 23 年 3 月 22 日訓令第 2 号

高知県建設工事監督規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するための監督の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(監督職員)

第 2 条 高知県行政組織規則(平成 15 年高知県規則第 43 号)第 3 条第 1 号に規定する本庁(次条第 1 項において「本庁」という。)の課(以下「課」という。)のうち工事を施行する課の長及び同規則第 3 条第 2 号に規定する出先機関(以下「出先機関」という。)のうち工事を施行する出先機関の長は、高知県契約規則(昭和 39 年高知県規則第 12 号)第 50 条第 1 項に規定する監督職員(以下「監督職員」という。)を指命しなければならない。

2 監督職員として、別に定める監督業務の区分により、総括監督員、専任監督員、主任監督員及び工事監督職員を置くものとする。

(監督の委託及び受託)

第 3 条 工事を主管する本庁の部長(第 3 項第 2 号において「部長」という。)は、工事の監督について委託し、これを受託することができる。

2 工事の監督の委託及び受託を行うときは、協議の上監督方法等を別に定めることができる。

3 工事の監督の委託及び受託を行うときは、次に定めるところによるものとする。

(1) 受託した工事の監督を行う課の長又は出先機関の長(以下「所属長」という。)は、前条第 1 項の規定により監督職員を指命すること。

(2) 監督職員は、工事の監督の結果を、委託を行った部長に報告すること。

(兼務の禁止)

第 4 条 工事監督職員は、その担当する工事の完成検査、中間検査及び支払を伴う検査を行う高知県建設工事検査規程(昭和 42 年 1 月高知県訓令第 3 号。以下「検査規程」とい

う。)第4条に規定する検査職員(以下「検査職員」という。)を兼務することができない。

(服務)

第5条 監督職員(総括監督員を除く。)は、その職務を執行するに当たっては、関係諸規則等に従い、総括監督員の指揮監督に忠実に服さなければならない。

(任務)

第6条 監督職員は、その職務を執行するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 契約書、設計図書(設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書及び現場説明書を含む。以下同じ。)、別に定める工事監督技術基準等に基づき、工事現場の巡視及び請負者からの履行報告等により、施工状況等を把握すること。
- (2) 請負者に対し設計意図を正確に伝え、技術的に十分な工事が行われるよう、立会い、検査及び確認により、適切な監督を行うこと。
- (3) 関係行政機関その他地元住民等との連絡協調に留意し、円滑な施工を図ること。

(検査の準備及び検査業務への協力)

第7条 総括監督員は、検査を適正かつ円滑に行うことができるよう、検査の準備をし、所属する職員を検査補助員として必要に応じ配置するとともに、検査業務に協力しなければならない。

2 工事監督職員は、請負者に検査の準備を指示し、工事の検査の体制を整えるとともに、次に掲げる事項を検査職員に提示しなければならない。

- (1) 契約書、設計図書、施工管理資料等
- (2) 監督職員が指示し、又は承諾したもの
- (3) 検査職員があらかじめ必要であると認め、指示したもの

(検査の立会い)

第8条 工事監督職員は、検査規程の規定による工事検査に立ち会い、検査補助員とともに検査職員の指示に従い、検査を補助しなければならない。

2 総括監督員は、原則として事業担当の班長又はチーフを工事検査に立ち会わさなければならない。

(安全対策)

第9条 監督職員は、工事現場における自らの安全について十分注意しなければならない。

(監督職員の交替)

第10条 監督職員が交替するときは、前任者は、その業務に関する書類その他必要な事項を後任者に引き継がなければならない。

(書類の整備)

第 11 条 専任監督員、主任監督員及び工事監督職員(以下「工事監督職員等」という。)は、職務に従事するに当たっては、当該工事に関する次に掲げる書類のうち必要なものを整備しておかなければならない。

- (1) 契約書及び設計図書
- (2) 別に定める工事監督技術基準
- (3) 工事日誌
- (4) 工事に関する指示簿又は承諾票
- (5) 請負者から提出される施工計画書等の関係書類
(秘密の保持)

第 12 条 監督職員は、職務上知り得たことを関係職員以外に漏らしてはならない。

2 監督職員は、前条各号に掲げる書類を関係職員以外に閲覧させてはならない。
(工事の報告)

第 13 条 工事監督職員等は、工事の実態を把握するため、必要に応じて、請負者から工事報告書を提出させ、これを工事の監督の資料としなければならない。

(工事の促進)

第 14 条 監督職員は、第 11 条各号に掲げる書類に基づき、工事現場の適正な管理に留意し、工事の促進に努めなければならない。この場合において、工事が遅延するおそれがあると認めたときは、請負者に対し適切な措置をとらなければならない。

(指示又は承諾)

第 15 条 工事監督職員等は、設計図書等に基づき、請負者に対し指示又は承諾を行わなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ総括監督員の承認を受けなければならない。

(段階確認等)

第 16 条 監督職員は、設計図書等に基づき、適切な時期に立会い、検査及び確認を行わなければならない。ただし、やむを得ず立ち会うことができない場合は、写真その他の確認することができる適切な方法を指示し、その結果を確認しなければならない。

(改造の請求)

第 17 条 工事監督職員等は、工事の施行が設計図書に適合しないと認めたときは、速やかに総括監督員の指示を受け、請負者に対し改造を請求し、設計図書を満たす十分な工事を実施させなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

(材料検査)

第 18 条 監督職員は、工事材料のうち検査等が必要であると認めたものについて品質、規格、数量等の試験又は検査を行い、請負者に結果を通知しなければならない。

2 監督職員は、工事材料のうち調合を要するもの又は完成後外面から直接明視することができないものについては、その調合又は施工に立ち会わなければならない。ただし、

やむを得ず立ち会うことができない場合は、見本検査、写真その他の確認することができる適切な方法を指示し、その結果を確認しなければならない。

(破壊検査等)

第 19 条 工事監督職員等は、請負者が第 16 条又は前条の規定による立会い、検査又は確認を請求しないで、工事等を施行し、その適否を確認することができないときは、請負者又は現場代理人の了解を得た上で、総括監督員の指示を受け、破壊その他の適切な方法により遅滞なく検査をしなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

(中間検査の要請)

第 20 条 監督職員は、出来形等を確認するため中間検査を行う必要があると認めたときは、検査規程第 3 条第 1 項に規定する検査命令権者(第 33 条において「検査命令権者」という。)に対し検査を要請しなければならない。

(工事現場の不一致等)

第 21 条 工事監督職員等は、次の各号に掲げるいずれかの事項を発見したとき又は請負者から通知を受けたときは、速やかに確認した上で適切に措置しなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ総括監督員の承認を受けなければならない。

- (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があるとき。
- (3) 地盤その他外面から明視することができない箇所等において予期し得なかった状態を発見したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、設計図書に明示されていないものがあるとき。

(工事の変更、中止等)

第 22 条 工事監督職員等は、工事の内容若しくは工期を変更し、又は工事を一時中止し、若しくは打ち切る必要があると認めたときは、速やかにその概要について取りまとめ、意見を付して総括監督員に報告し、その指示を受け、適切に措置しなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

(緊急措置)

第 23 条 工事監督職員等は、災害の防止その他緊急に請負者に対して臨機の措置をとらせる必要があると認めたときは、遅滞なくその措置をとらせなければならない。この場合において、その経緯及び結果を総括監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

2 工事監督職員等は、急迫の事情のため請負者が独自でとった措置について請負者から報告があったときは、速やかに調査を行い、意見を付して総括監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

(施工体制等確認)

第 24 条 工事監督職員等は、現場代理人及び技術者の配置、下請に係る契約の報告並びに施工体制台帳及び施工体系図の作成及び掲示が契約図書及び建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反していないかを随時確認しなければならない。

2 前項の場合において、不適當であると認めたときは、速やかに必要な指導を行い、総括監督員に報告し、その指示を受け、適切に措置しなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

(現場代理人等の交替)

第 25 条 工事監督職員等は、現場代理人、主任技術者、監理技術者その他の使用人又は労務者が当該工事に不適當であると認め交替を求めようとするときは、総括監督員に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

(工事の延長)

第 26 条 工事監督職員等は、請負者から工期の延長の請求があったときは、遅滞なくその内容を調査し、意見を付して総括監督員に報告し、その指示を受け、適切に措置しなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

(工事の未着手等)

第 27 条 工事監督職員等は、請負者が正当な理由がなく工事に着手しないときその他契約の履行が確保されないおそれがあると認めたときは、速やかにその理由を調査して総括監督員に報告し、その指示を受け、適切に措置しなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

(解体材及び発生品)

第 28 条 工事監督職員等は、工事の施行に伴い、解体材又は発生品を生じたときは、請負者から調書を提出させ、総括監督員に報告するとともに、請負者に対し適切な指示を行わなければならない。

(工事目的物等の損害)

第 29 条 工事監督職員等は、工事目的物の引渡前に工事目的物若しくは工事材料について損害を生じたとき、工事の施行に関して損害を生じたとき又は工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なく調査を行い、意見を付して総括監督員に報告し、その指示を受け、適切に措置しなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

2 工事監督職員等は、天災その他やむを得ない事由によって工事の出来高部分(工事現場に搬入した検査済材料を含む。)、工事仮設物又は建設機械器具(当該工事で償却する部分をいう。)に損害を生じたときは、調査を行い、意見を付して総括監督員に報告し、その指示を受け、適切に措置しなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

(部分使用及び部分引渡し)

第 30 条 監督職員は、発注者側の都合により工事の一部を使用する必要があるときは、契約書の部分使用及び部分引渡しに関する規定によるものとする。

(貸与品及び支給材料)

第 31 条 工事監督職員等は、貸与品又は支給材料があるときは、請負者の立会いを求め、検査の上引き渡し、その都度借用書又は受領書を徴し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

(完成後の措置)

第 32 条 工事監督職員等は、工事が完成したときは、速やかに当該工事の設計図書等と照合し、その結果を総括監督員に報告しなければならない。

2 工事監督職員等は、前項の規定による照合の結果、不十分であると認めたときは、総括監督員の指示を受け、請負者に対し、直ちに修補、改造、手直し等(以下「修補等」という。)を命じなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

3 前項の場合において、修補等の措置を実施することにより工期の延長等が必要なときは、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

(工事検査不合格の措置)

第 33 条 総括監督員は、検査命令権者から工事検査の不合格の通知を受けたときは、あらかじめ所属長の承認を受け、不適當である箇所の出来形及び修補等の必要性の調査並びに修補等の措置を適切に行わなければならない。

(契約の解除等をした場合の措置)

第 34 条 工事監督職員等は、請負契約の解除、解約等により工事の既済部分を引き取る必要があるときは、その部分に対する出来高調書を作成し、総括監督員に報告しなければならない。

2 前項の場合において、引取りの対象となる部分は、契約に特別の定めのない限り、当該工事の出来高並びに調査の時期に工事現場にある検査済材料及び製品類(変質のおそれのあるものを除く。)とする。

(工事成績の評定)

第 35 条 監督職員は、検査職員が工事検査を実施したときは、別に定めるところにより工事成績の評定を行わなければならない。

(適用除外工事)

第 36 条 この規程の規定は、別に定める軽微な工事については、適用しないことができる。

(雑則)

第 37 条 この規程に定めるもののほか、工事の監督の実施に関し別に細目を定めることができる。

付 則

この訓令は、昭和 42 年 2 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 43 年 5 月 24 日訓令第 12 号)

この訓令は、昭和 43 年 5 月 24 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 8 月 1 日訓令第 11 号)

この訓令は、昭和 53 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 12 月 18 日訓令第 26 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和 54 年 12 月 18 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令による改正後の高知県請負工事監督規程第 9 条第 3 項の規定は、昭和 54 年 12 月 18 日以後において請負契約を締結する工事について適用し、同日前に請負契約を締結した工事については、なお従前の例による。

附 則(昭和 56 年 11 月 24 日訓令第 12 号)

この訓令は、昭和 56 年 11 月 24 日から施行する。

附 則(平成 5 年 4 月 1 日訓令第 6 号)

この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 10 月 1 日訓令第 16 号)

この訓令は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 4 月 1 日訓令第 16 号)

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 8 月 1 日訓令第 14 号の 2)

この訓令は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 1 月 18 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成18年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第18号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月23日訓令第8号)

この訓令は、平成22年4月23日から施行する。

附 則(平成23年3月22日訓令第2号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

高知県建設工事監督要領

高知県建設工事監督要領

(平成17年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県建設工事監督規程（昭和42年高知県訓令第2号。以下「監督規程」という。）に規定する監督事務処理の必要な細目を定めるものとする。

(監督職員)

第2条 監督は監督規程第2条の規定に基づき、次に定める「監督業務区分」による職員が行うものとする。

監督業務区分

業務区分	契約区分 監督区分		監督職員指命職名 及び区分職名		備考
			本庁監督工事	出先機関監督工事	
総括監督業務	総括監督員		課室長	技術次長	技術次長等のいない場合は所属長とする。
専任監督業務	専任監督員		課長補佐	課長	
主任監督業務	主任監督員		班長又はチーフ	班長又はチーフ	
工事監督業務	工事監督職員	工事監督員	「工事監督職員指命基準」による、課室及び出先機関の技術職員。		総括監督員を除く監督員は兼ねることができる。
		工事副監督員			

2 工事を施行する出先機関の長は、受注者に対し直接施工技術等を指導監督させる工事監督職員を指命する場合、次の工事監督職員指命基準に従い指命しなければならない。

工事監督職員指命基準

工事規模及び工事監督職員（条件付き採用職員を除く）の指命対象範囲
当初請負対象金額1,000万円以上 ① 2人以上の工事監督職員を指命する。 ② 工事監督員は、現場監督3年以上の経験を有する職員であること。ただし、工事内容、現場条件などを考慮し、その職務を執行できると認めた場合はこれによらず指命することができる。
当初請負対象金額1,000万円未満 ① 1人以上の工事監督職員を指命する。

- (1) 同一の現場において2人以上の工事監督職員を命じた場合は、その1人を工事監督を総括する「工事監督員」として、その他の命じた工事監督職員を「工事副監督員」として指命するものとする。
また、1人の工事監督職員を命じた場合は、「工事監督員」として指命するものとする。
- (2) 工事監督職員は、監督に係る専門的技術及び監督技術を習得した職員を指命するものとする。
ただし、事業主管課及び出先機関において、工事監督職員の対象者が1名の場合は工事監督員に指命し、その他の職員を工事副監督員として指命することができる。
また、対象職員がいない場合は、監督規程第3条の規定による委託及び依頼により契約目的物が適正な施行が図れるよう監督体制を確立しなければならない。

(監督業務分担)

第3条 監督規程第2条第2項の規定に定める総括監督員、専任監督員、主任監督員及び工事監督職員の基本的業務は、次に定めるものとする。

(1) 総括監督員の業務

- ① 専任監督員、主任監督員、工事監督職員の指揮監督及び各監督業務の掌握。
- ② 監督職員が現場監督業務を行う場合は2人一組を基本とし、現場監督技術の継承等、技術向上を図らなければならない。
- ③ 受注者に対する指示及び承諾。

(2) 専任監督員の業務

- ① 主任監督員、工事監督職員の指揮監督及び専任監督業務、主任監督業務、工事監督業務の掌握、並びに監督技術向上の教育。
- ② 受注者に対する指示及び承諾。

(3) 主任監督員の業務

- ① 工事監督職員の指揮監督及び主任監督業務、工事監督業務の掌握、並びに監督技術向上の教育。
- ② 受注者に対する指示及び承諾。
- ③ 工事現場における施工体制の点検。

(4) 工事監督職員の業務

- ① 工事監督員として指命されたものは、主任監督員への報告及び担当現場の工事副監督員の指揮監督並びに工事監督業務の掌握
- ② 工事副監督員として指命されたものは、工事監督員への報告及び担当現場の工事監督業務の掌握
- ③ 受注者に対し必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理
- ④ 設計書、仕様書、契約関係図書に基づく実施のための施工計画書及び詳細図等軽易な図書の受理及び承諾
- ⑤ 設計書に基づく施工管理、立会、工事の部分確認、工事材料の試験又は検査の実施

(監督の技術的基準)

第4条 監督職員が監督を行うにあたって必要な「高知県建設工事監督技術基準」は別に定めるところによるものとする。

(中間検査)

第5条 監督職員は、監督規程に定められた中間検査について、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、検査を要請しなければならない。

- (1) 工事の主体部分を施工するとき
- (2) 基礎工事又は杭打工事等完成後水中又は地下に埋設し、外面から直接明視できないものを施工するとき
- (3) 別途工事と重複施工により外面から直接明視できないもの
- (4) 部分使用をするとき
- (5) その他重要な部分を施工するとき
- (6) 工事監督職員が必要と認めたとき
- (7) 高知県建設工事検査要領第4条に定めるもの

(適用除外工事)

第6条 一般的な土木工事を除く軽微な修繕設備補修工事等については、高知県建設工事監督規程第36条の規定により適用除外工事とすることができる。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、工事の請負契約の監督に関し別途細目を定めることができる。

附 則 (平成11年4月1日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

高知県建設工事監督技術基準

高知県建設工事監督技術基準

(平成17年 4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この技術基準は、高知県建設工事監督規程（昭和42年高知県訓令第2号）及び高知県建設工事監督要領の建設工事に係る施工管理及び技術的基準等を定める。

(用語の定義)

第2条 用語については、次に定める。

- (1) 監 督……契約書及び設計図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 監督職員…監督職員とは、総括監督員、専任監督員、主任監督員及び工事監督職員を総称していう。
- (3) 指 示……監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (4) 承 諾……契約書及び設計図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
- (5) 協 議……契約書及び設計図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
- (6) 通 知……監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (7) 受 理……契約書及び設計図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
- (8) 確 認……契約書及び設計図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について適合を確かめることをいう。
- (9) 把 握……監督職員が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、契約書及び設計図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
- (10) 立 会……契約書及び設計図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確かめることをいう。
- (11) 調 整……監督職員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を受注者に対し指示することをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員は、関係諸規則等に従い工事を施工する本庁の課等の長、又は、出先機関の長の指揮監督に服し、技術的に十分検討のうえ適切かつ円滑な工事請負契約の履行を確保するための監督の実施を行わなければならない。

2 監督職員は、次の工事等について重点監督として特に注意し監督を行わなければならない。

監督の確認の程度については、別途定める「段階確認及び施工状況把握一覧表」の標準内容によるものとする。

なお、重点監督以外の工事等については、一般監督として監督を行うものとする。

(1) 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事。

ア 技術活用パイロット工事。

- イ 標準歩掛のない新工法を用いた工事。
 - ウ その他これらに類する工事等。
- (2) 施工条件が厳しい工事。
- ア 鉄道又は現道上での橋梁工事。
 - イ 圧気潜函工事。
 - ウ 掘削深さ 7m 以上の土留工及び締切工を有する工事。
 - エ 鉄道、建造物、道路等の近接工事。
 - オ 砂防ダム。(堤高 15m 以上)
 - カ 軟弱地盤上での構造物。
 - キ 場所打ち PC 橋。
 - ク 共同溝工事。
 - ケ ハイピア (躯体高 15m 以上)
 - コ トンネル工事。
 - サ その他これらに類する工事等。

(3) 第三者に対する影響のある工事。

- ア 家屋等に隣接し崩壊等により影響が予想される掘削を伴う工事。
- イ 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事。
- ウ 一般交通に供する路面覆工、仮橋等を有する工事。
- エ 河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事。
- オ 公害、安全対策及び環境等特に注意する工事。
- カ その他これらに類する工事等。

(4) その他

- ア 請負対象金額が 7 億円以上の一般競争入札の工事
- イ 技術提案型または高度技術提案型の総合評価方式により落札された工事。
- ウ 低入札により落札された工事。
- エ 受注者が過去に工事成績が良好でなかった施工を行ったことのある工事。
- オ 同程度の工事の施工経験が少ない受注者が施工する工事。
- カ 所長等が必要と認めた工事。

(現場監督任務)

第 4 条 監督職員は、その職務の執行に当たり設計図書等の関係書類に基づき、適切な監督を行うとともに、施工前、施工中、施工終了前の各段階において、打ち合わせ、立会、確認、検測等を次の各号に掲げる主な事項に留意し監督を行わなければならない。

(1) 施工前の協議

工事の施工に先立ち、設計図書の照査、工事用地確認、施工管理、関係諸法令確認、官公庁手続き、工事測量確認、実施作業工程等を設計図書、施工計画書等に基づき受注者と協議を行うこと。

(2) 監督業務標準内容

契約の履行の確保、施工状況の確認、円滑な施工の確保、管理及びその他の項目の主たる業務及び関連図書等については、別途定める監督業務標準内容によるものとする。

なお、監督職員が必要と認める項目及びその業務内容は、適宜追加することができる。

(3) 段階確認及び施工状況把握一覧表

① 段階確認

施工管理、工程管理、出来形管理、品質管理等における段階確認については、監督職員は、契約書、設計図書、施工計画書等に基づき立会確認を行わなければならない。

段階確認について、主たる工種別の確認時期、確認項目及び確認の程度等の標準内容等は、別途定める「段階確認及び施工状況把握一覧表」によるものとする。

② 施工状況把握

工種別の施工時期における、品質規格、打設順序、天候及び施工状況等を把握しなければならない。

施工状況の把握については、各種別の施工時期、把握項目及び把握の程度の標準内容等は、別途定める「段階確認及び施工状況把握一覧表」によるものとする。

③ 監督職員が必要と認める主たる種別及びその確認・把握等については、適宜追加することができる。

(4) 施工管理

施工管理については、契約書、設計図書、施工計画書等に基づき監督を行うこと。

(雑則)

第5条 この技術基準に定めるもののほか、工事の請負契約の監督に関し別途細目を定めることができる。

附 則 （平成17年4月1日）

この技術基準は、平成17年4月1日から施行する。

この技術基準は、平成19年7月1日から施行する。

この技術基準は、平成22年10月1日から施行する。

この技術基準は、平成29年10月1日から施行する。

この技術基準は、令和6年7月1日から施行する。

高知県建設工事監督技術基準第4条（2）による

監督業務標準内容

契＝契約書（標準書式）

共仕＝共通仕様第1編

項 目	業 務 内 容	関連図書等
1. 契約の履行の確保		
(1) 契約書及び設計図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及び下記の項目について把握する。 ① 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置。 ② 施工体制台帳及び施工体系図の整備。 ③ その他契約の履行上必要な事項。	契 第10条 共仕1-1-1-11
(2) 施工計画書の受理等	受注者から提出された施工計画書により詳細に打ち合わせを行い、施工計画の概要を把握した後受理する。	共仕1-1-1-5
(3) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾協議、受理等	契約書及び設計図書に基づいた指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等については、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契 第9条 共仕1-1-1-7
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちにその内容を確認する。 また、工事測量は工事着手後直ちに実施させるとともに、設計図書の照査を受注者に求めその内容を確認する。 ② 前項の調査結果を受注者に通知する。 必要により工事内容及び計画の変更、設計図面の訂正内容を定め、指示する。 ただし、重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ総括監督員の承認を受けたうえで、指示する。 ③ 施工前及び施工中に文化財等を発見した場合は、工事作業を中止し、総括監督員に報告しその指示に従う。	契 第18条 共仕1-1-1-38 契 第18条 契 第19条 事前協議 契 第19条
(5) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量については、受注者からの確認資料等をもとに作成する。 ① 実施設計と変更を対比し、工種・数量等の変更について、適正な変更理由により、書面において指示・承諾等を行っているかを確認する。数量については現地、写真にて確認する。 ② 変更による工程・工期及び諸手続等を確認する。 変更については、各々是对等な対場における合意に基づいて、行われなければならない。	契 第18条 共仕1-1-1-3
(6) 関連工事及び分割・繰越工事等との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工及び時期等についての調整を行う。 ① 施工が重複する工事を発注する場合は、他の工事が完成後当該工事が施工できる分割発注等、もしくは、施工時期等を調整しなければならない。	契 第2条

項 目	業 務 内 容	関連図書等
	② 別途発注工事に重なり当該工事を施工する場合は、契約書の部分使用及び部分引渡しに関する規定に従わなければならない。	契 第34条 契 第39条
(7) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第11条 共仕1-1-1-24
(8) 工期変更協議の対象通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条、第22条、第23条第1項及び第44条第2項の規程に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕1-1-1-16
(9) 総括監督員への報告		契 第20条
1) 工事の変更、中止及び工期の延長の検討並びに報告	① 工期を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、その内容を検討し、総括監督員へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その内容を検討し総括監督員に報告する。	契 第22条
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物若しくは工事材料等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、総括監督員に報告する。	契 第28条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物、工事仮設物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を総括監督員に報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、総括監督員に報告する。	契 第30条 共仕1-1-1-39 契 第30条
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害等の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、総括監督員に報告する。	契 第29条
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合は、品質及び出来形を中間検査に準じた検査を行い、総括監督員に報告し、次の事項を実施しなければならない。 ① 受注者の承諾を得る。 ② 使用部分は管理者の責任を持って使用する。 ③ 使用したことにより損害が生じたときは、費用を負担する。 ④ 使用することに法的手続き等の必要性を確認する。 ⑤ 完成検査で施工完成が確認出来ない（重複施工等）部分使用は、部分引渡（部分完成検査）の検査を行う。	契 第34条 共仕1-1-1-22
6) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査を行い、総括監督員に報告する。	契 第38条 共仕1-1-1-21A
7) 部分引渡し	工事完成前に指定部分の引渡を受けることができる。5)⑤の当該工事以外で使用する場合、及び他工事と重複施工等により、当該工事の完成時に施工確認検査のできないもの等の場合は部分完成検査を実施する。	契 第39条
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事	契 第12条

項 目	業 務 内 容	関連図書等
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告 10) 工事の未着手	の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、総括監督員に速やかに報告する。 ① 契約書第48条第1項及び第49条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、総括監督員に対して速やかに報告する。 ② 請求者から契約の解除の通知をうけたときは、契約解除要件を確認し、総括監督員に報告する。 ③ 契約が解除された場合は、出来形部分並びに材料等の調査を行い、総括監督員に報告する。 受注者が正当な理由がなく工事に着手しないとき、その他契約の履行が確保されないおそれが認められたときは、速やかにその理由を調査して総括監督員に報告する。	契 第47条 契 第48条 契 第49条 契 第50条 契 第51条
2. 施工状況の確認等		
(1) 事前調査等	下記の事前調査業務を行う。 ① 工事基準点の指示。 ② 既設構造物の確認。 ③ 支給（貸与）品の確認。 ④ 事業損失防止家屋調査の立会い。 ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握。 ⑥ 工事区域用地の把握。 ⑦ その他必要な事項。	共仕1-1-1-38 共仕1-1-1-17 共仕1-1-1-36
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立ち会いのうえ調査し、又は調査について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質、規格等の試験、立会い又は確認を行う。	契 第14～15条
(3) 施工体制の点検	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号以下「適正化法」という。）及び同法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において、把握することとされている事項について点検する。 また、建設工事請負契約書の規定による現場代理人の工事現場常駐確認についても、あわせて点検する。	
(4) 工事施工の立会	設計図書において、監督職員の立ち会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立ち会いを行う。	契 第14条
(5) 工事施工状況の確認 （段階確認） （中間検査）	契約図書、施工計画書及び「段階確認及び施工状況把握一覧表」に基づき、臨場等により確認の検査を行う。 ① 工事に際し、構造物の施工計画高（上げ越し）を別途に設け施工した場合は、施工直後に監督職員は確認をしなければならない。 又、経過測定等の記録保管を指示しなければならない。	

項 目	業 務 内 容	関連図書等
(6) 工事施工状況の把握	② 出来形等を確認するため中間検査を行う必要がある場合は、高知県建設工事監督規程及び高知県建設工事検査規程等の定めに従い実施の確認を行う。	
(7) 施工安全	主要な工種について、適宜臨場により施工状況の把握を行う。	
(8) 改造請求及び破壊による確認	工事の施工が契約図書等に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示を行う。	契 第17条
	② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。	
(9) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認の上、引渡しを行う。その際、借用書または受領書を徴し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。	契 第15条
	② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合は、総括監督員に報告しその指示に従う。	契 第15条
3. 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	
4. 工事管理の指導等		
(1) 施工管理	工事施工に関して工程、品質、出来形等の管理は、設計図書及び施工計画書等に基づきその目的が達せられるよう、必要に応じ指導を行う。 品質、出来形等については検査、測定及び品質、出来形管理図表等を高知県建設工事技術管理要綱の管理基準、規格値等と対比し確認を行う。	共仕1-1-1-23

目	業 務 内 容	関連図書等
5. 工事完成の処理		
(1) 工事完成通知書の提出と受理。	受注者は、工事を完成したときに10日以内に通知しなければならないが、監督職員は高知県建設工事監督規程等の規定に従い、設計図書等と照合し完成を現地確認した後、通知書を受理しなければならない。 ① 工事監督職員は工期の履行期限を確認し、期限を越したものは契約違反として、工事を安全に処置した後直ちに中止し総括監督員に報告しなければならない。	契 第32条
(2) 工事検査の準備及び通知	② 完成確認を認められない場合は、再工事を指示するとともに、履行期限を確認しその措置を図らなくてはならない。	共仕1-1-1-21 1-1-1-21A 1-1-1-21B
(3) 工事完成検査等の立会い	工事監督職員は、当該工事の契約書、設計図書、その他関係書類等検査に必要と認められるものについて準備し、また措置するよう受注者に指示するとともに検査日を連絡する。 工事監督職員は工事の完成、中間の各段階における工事検査に立ち会うとともに、工事検査職員の指示により検査業務を補助し協力しなければならない。また、原則として事業担当班長又はチーフは検査時に立ち会わなければならない。	
(4) 工事成績の評定	工事検査職員が工事の検査を実施したときは工事成績評定要項に基づき工事成績の評定を行う。	
6. その他		
(1) 工事の影響による損害対策	工事作業による掘削、杭打ち、重機移動等により、振動、騒音、地下水遮断等の影響が考えられる場合は事前に調査等対策を立て工事を着手しなければならない。また、工事中にその影響が認められた場合は、状況を調査し総括監督員に報告をするとともにその指示に従わなければならない。	
(2) 現場解体材及び発生品の処理	工事現場における解体材及び発生品については、規格、数量等の調書を受理し確認した後、その処理方法について指示する。	共仕1-1-1-18
1) 再生資源の利用計画及び利用促進計画と実施	①再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び、その結果の再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書の作成と提出受理。	
2) 産業廃棄物の計画と実績	②産業廃棄物計画書及び管理票（マニフェスト）の作成と提出受理。	
(3) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必軍があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	契 第27条 共仕1-1-1-42
(4) 工事事故等に対する措置	工事事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し土木部土木政策課、技術管理課及び事業主管課に報告する。	共仕1-1-1-30

段階確認及び施工状況把握一覧表

目次

共通

共通

段階確認

施工計画承認工事（上げ越し）

誤字・相違・脱字等

設計図書の照査等

請負代金内訳書

施工計画書

監督権限行使（指示等）

工事期間・工期

設計図書の変更等・数量の算出

材料関係

監督員検査（段階確認・立会）

検査

部分使用・部分引渡

施工管理

環境対策

工事測量

提出書類等

工種別

作業土工

盛土共通

鋼矢板・鋼管・コンクリート矢板

基礎工

法枠工・吹付工

植生工・植栽工

構造物撤去工

防護遮音網柵壁工

既製杭工・矢板基礎工

場所打杭工

深礎工（シャフト）

ケーソン基礎工

舗装工

路上再生路盤工

路上表層再生工

地盤改良

固結工

路床安定処理工・表層安定処理工

サンドマット工・マット工

敷砂採石マット
パイルネット工・海域地盤改良
バーチカルドレーン工
締固め改良工・固結工
海域地盤改良
深層混合処理
仮設工
法線（河川：砂防）
擁壁工・護岸工
コンクリート・鉄筋・型枠・支保工
擁壁護岸工・側溝工・街渠工・水路工
樋門・樋管・水門・堰・魚道工・海岸
キャブ・治山暗渠工
護岸付属物工
羽口工・沈床工・かご工
プレキャスト構造物
根固め工・間詰工
排水機場・床止め・床固め・山留擁壁
海岸堤防・護岸突堤擁壁
治山・護岸工・土留工・防潮堤
浚渫・床掘（河川：海岸：港湾：漁港）
砂防堰堤コンクリート鋼製・床固め工・擁壁工
道路・擁壁工・トンネル坑門工
港湾上部コンクリート・治山溪間工
塗装工・継手工
工場桁製作
工場製作工・鋼製製作仮設工
橋梁上部工（鋼橋）・橋脚仮設工
砂防鋼製堰堤・治山鋼製ダム
堰・橋梁（床版工：柱工：閘門工）
橋梁下部工
橋梁上部工（PC：コンクリート）
地覆工
橋梁用高欄工
捨石工・被覆石工・中詰石工
コンクリートブロック工
補修工
海域ブロック工
海域ケーソン工
集排水工（砂防：治山）
アンカー工

ダム工（コンクリートダム）
ダム工（フィルダム）
ダム工（基礎グラウチング）
トンネル（NATM：矢板）
トンネル（支保工：吹付工）
トンネル（ロックボルト工）
トンネル（覆工）
トンネル（インバート工）
除雪工

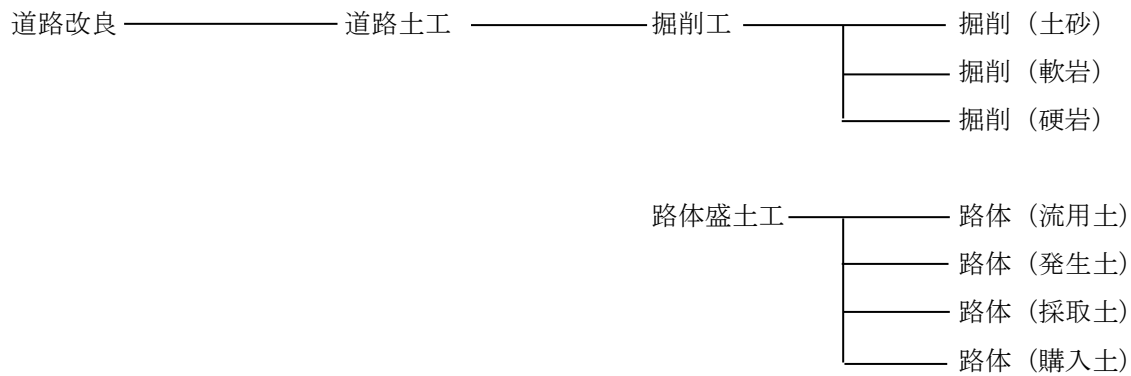
段階確認及び施工状況把握一覧表

※下表の「確認の程度」は、確認程度の目安であり、実施に当たっては工事内容（構造物の重要度、機能別等）及び施工状況等を勘案の上設定すること。

種 別	確 認 等 留 意 項 目
共通	一般：一般監督 重点：重点監督 〔 監督職員は、監督を行う場合、当該工事が一般監督か重点監督かを確認したうえで行わなければならない。〕
段階確認	確認・把握の方法については、臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により行い、工事全体の施工状況等について確認・把握するもので、監督の程度は工事全体に対するものであり、偏った確認・把握は避けなければならない。 当一覧表の確認の程度は目安であり工事内容及び施工状況等を勘案して行わなければならない。 （監督規程 第16条） 1 構造物とは、細別（レベル4）とする。（新土木工事積算体系） なお、同一細別の構造物でも、規格、場所が異なる場合は、設計計算等を考慮して確認の頻度を決めること。 工種とは、工種（レベル2）とする。（新土木工事積算体系） 1ロット ：橋台等単体構造物は、コンクリート打設毎 ：函渠等連続構造物は、施工単位（目地）毎 ① 監督職員は、受注者が仕様書等に定められた施工計画書等の作成に必要な、設計条件、提出書類、指示事項、立会確認等計画書、また現場条件等を、契約後すみやかに調査し、計画の作成ができるよう打ち合わせをする。 ② 監督職員は、工事着手前に受注者が提出する、実施工程、施工計画書等を①の条件等を参考に打ち合わせること。 ③ 設計変更等の指示は、契約書第18、19条及び協議書等により書面を交換し、両者が確認（押印、署名等）のうえ処理すること。 ④ 工事の施工に際し、一般の運行で専用的に道路を使用することにより、損傷の影響が考えられる場合は、事前に道路管理者と協議するとともに、道路現況調査をすること。 ⑤ 他の工事と施工が重複する場合は、契約条項の部分使用、部分引渡の処置を確認した上で実施すること。 ⑥ 施工中止、出来高検査、中間検査、完了期日遵守等は、適切に確認実施しなければならない ① 監督職員は、段階確認に係る、確認種別、細別等を共通仕様書及び施工計画書の施工方法・段階確認計画表と対比し、事前に検査工程及び検査日程調整するよう受注者に指示し、確認を行わなければならない。 ② 監督職員は、受注者を段階確認に臨場さし、確認事項を両者が押印又はサインした書面を交換しなければならない。
施行計画高承認工事	上げ越し ・ 監督職員は、施工直後に承諾事項すべてを確認するとともに、一定期間毎（時間）に経過確認を実施しなければならない。

(工種の参考例) (新土木工事積算体系)

レベル1 工事区分	工区名・ 構造物名	レベル2 工 種	箇所名・ 工法名等	レベル3 種 別	箇所名・ 工法名等	レベル4 種 別	箇所名・ 工法名等



段階確認及び施工状況把握一覧表

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
共 通	誤字・相違・脱字等 : 1-1-1-1		
	・受注者に誤字等の指示を求められたものについて、計画等確認の上指示する。		
共 通	設計図書の照査等 : 1-1-1-3		
	・契約書第 18 条の条件変更の確認できる資料を監督職員に提出、監督職員は確認し指示を行う。	施工前 施工途中	条件変更毎
共 通	請負代金内訳書 : 3-1-1-2		
	・請負代金内訳書の提出の確認。	着手前	
共 通	施工計画書 : 1-1-1-5		
計 画 ・計画書の提出については、打ち合わせ後に受理をする。	・受注者から、施工前に工事目的物を完成するために施工計画書の提出内容について、安全適正な施工計画を確認し受理をする。 ・計画打ち合わせは、契約図書・法・現則等に基づき又工程等安全に早期完成を目指す計画を立案する。		
共 通	提出書類等 : 1-1-1-6・1-1-1-9・1-1-1-10		
コリンズ 工事の下請負 施工体制台帳 及び施工体系 図	・コリンズの提出の確認。 ・下請負の施工が行われる場合は、施工体制台帳及び施工体系図と下請契約書の提出を確認。	着手時 施工前 施工中	
共 通	監督権限行使（指示等） : 1-1-1-7		
	・監督職員が指示等の権限を行使するときは、監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認（自筆氏名、確認印、確認サイン等）し書面により行うこと。		
共 通	工事期間・工期 : 1-1-1-9・1-1-1-14・1-1-1-16・1-1-1-24		
工事着手 一時中止 工期変更 履行期限	・工事の着手について把握。 ・工事施工に際し、必要な場合は工事の全部又は一部の施工を中止。 ・工期の変更について変更理由が適否であるか確認。 ・工事が履行期限に完了されたかを確認。		

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
共 通	設計図書の変更等 : 1-1-1-15 数量の算出 : 3-1-1-7		
変更 数量	・工事変更指示に従って、変更申請図を作成し提出を期限を限り義務づけ指示を行し、提出変更申請図と現地を確認する。 ・出来形測量の結果を基に、実施設計及び書面による変更指示と、出来形図及び寸法数量を対比し、管理基準及び規格値を満たしたものを確認し設計数量として計上。		変更設計及び指示、承諾毎。

共 通	材料関係 : 第2編第1章第2節・1-1-1-17・1-1-1-18		
支給材料 貸与品	・工事完成時に支給品精算書を、また支給材貸与品は使用前に量、規格、性能等を記した要求書の提出を確認。		工事現場発生品・再生資源利用計画及び利用促進計画と実施書・産業廃棄物計画実施書
現場発生品	・施工により生じる発生品は、現場発生品調書の提出を受け引き取りを受ける。		
工事使用材料の品質等	・計画書と実績書の提出を確認。 ・材料品質の外観、数量、品質証明書等を照合し材料検査（確認）を行う。		

共 通	監督員検査（段階確認・立会） : 3-1-1-6		
段階確認 計画表及び段階確認 実施表	・段階確認計画表の作成を施工計画書に記載することを義務付けており、この打合わせ時に両者は再チェック。 ・段階確認は受注者が臨場の上行い、確認毎に確認内容を記載し、両者が押印又はサインした書面（段階確認実施表）を交換すること。		仕様書、施工計画書等に定めた毎に検査。

共 通	検査 : 1-1-1-21		
工事完成通知書	・受注者から提出される工事完成通知書を受理するにあたり、監督職員は工事を設計図書と照合し、完成と認められたものについて受理しなければならない。		

共 通	部分使用 : 1-1-1-22		
部分使用 部分引渡	・当該工事以外の工事等により、完成、引き取り前に当該工事の一部を使用する際は、契約書第33条、第38条の規定に従い処理。 ・この際使用する部分について、部分完成検査及び軽微なものは監督職員の確認（技術者必携等参照）を行う。	使用損害補償 完成検査時の不可視部分	

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
共 通	施工管理 : 1-1-1-23		
	・当該工事に必要な管理項目を、高知県建設工事技術管理要綱等に記載義務付けており、この施工計画書の打合わせ時に両者は再チェックし把握。		

共 通	環境対策 : 1-1-1-31		
環境対策 事業損失	・施工計画書の打ち合わせ時に、環境への影響が発生した場合の対応策を検討。 ・工事による第三者に損害が生じた場合（施工計画書打ち合わせ時に損害の発生が新たに予想される場合等を含む。）は、直ちにその原因と対処を図らなければならない。	施工前 施工前中	

共 通	工事測量 : 1-1-1-38		
	・工事測量、用地測量等の起工測量の結果を、契約書第18条の様式に従い報告指示し、差異あれば条件変更処理（契約書第18・19条等）を行う。 ・設計変更が必要と思われる場合は追加点測点等の詳細な測量を指示するとともに確認を行う。		

共 通	提出書類 : 3-1-1-15		
	・工事請負契約関係の書式集等に基づき、提出される書類を受理する際は、その書類項目を確認した上で、受理をする。 ・設計変更、請負金額変更、工期変更に関する書類。 ・設計条件、施工に際し提出等を義務づけた書類、監督指示指導に関する書類。 ・工事完成通知書は、設計内容と工事目的物が適正に施工されているかを確認の上受理。 ・請求書は、受注者が工事の完成検査等の決定通知を確認し、その後に提出されたものを受理。	書類全般	

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
作業土工 共 通 : 3-2-3-3・3-2-5-2・3-2-9-2・1-2-3-2・1-2-4-2 河 川 : 6-1-5-2・6-1-6-2・6-1-7-12・6-1-8-2・6-1-9-2・6-1-10-2・6-1-11-2・ 6-1-13-2・6-3-5-2・6-3-6-2・6-3-7-2・6-3-8-2・6-4-6-3・6-4-7-2・ 6-4-8-2・6-5-6-2・6-5-7-2・6-5-8-2・6-5-20-2・6-6-4-2・6-6-5-2・ 6-6-6-2・6-7-4-3・6-7-5-3・6-7-6-2・6-8-9-2・6-8-10-2・6-9-4-2・ 6-9-6-2 海 岸 : 7-1-5-3・7-1-7-2・7-1-12-2・7-1-13-3・7-1-14-2・7-2-4-3 砂 防 : 8-1-8-2・8-1-9-3・8-1-9-4・8-1-10-2・8-1-10-3・8-1-11-2・ 8-1-12-2・8-2-4-2・8-2-4-3・8-2-5-2・8-2-5-3・8-2-6-2・8-2-6-3・ 8-3-5-2・8-3-6-2・8-3-7-2・8-3-8-2・8-3-9-2・8-4-5-2 道 路 : 10-1-7-2・10-1-8-2・10-1-9-3・10-1-10-2・10-1-11-3・10-1-12-3・10-2- 5-2・10-2-6-2・10-2-7-3・10-2-8-2・10-3-6-2・10-3-7-2・10-3-8-2・ 10-3-9-2・10-3-10-2・10-3-11-11・10-3-12-2・10-4-9-2・10-6-3-2・10-6- 6-3・10-6-8-3・10-6-9-3・10-6-9-4・10-6A-3-2・10-7-3-2・10-7-5-2・ 10-8-5-2・10-14-5-2・10-14-6-2・10-14-10-2・10-14-11-2・10-14-12-3・ 10-16-6-2・10-16-7-2・10-16-8-2・10-16-14-2・10-16-15-2・10-16-16-3・ 10-16-18-3・10-16-24-3・10-12-4-2 港湾・漁港 : 治 山 : 12-3-5-1・12-3-6-2・12-5-3-2 耕 地 : 13-2-7-1・13-2-4-1・13-2-6-1			
掘削工 切土工 床掘工 埋戻工	・契約設計分類毎に、土（岩）質・地質境界を確認。	土（岩）質 変化時	1 回／地質変化毎
	・掘削深さ（基準高）、位置、設計支持地盤の適否を資料等で確認。 必要に応じ平板載荷試験。	床掘掘削 完了時 支持地盤	1 回／地質変化毎 1 回／1 構造物
	・不可視部分の出来形について、設計図書と現地対比。 ・取り上げ寸法等確認。	埋戻施工前	1 回／1 構造物

共 通	: 1-2-3-3・1-2-4-3・1-2-4-4		
盛土共通	港湾・漁港 : 11-1-4-21-3・・11-1-4-3-9・11-1-4-21-4		
盛土 路体工 路床工 埋立 裏理	・使用材軸土質試験。 ・敷き均し及び転圧の厚さ、基準高、方向、施工機種等の確認。 ・締固密度測定。 ・路床仕上後、全体のたわみを測定確認。	敷き均し 転圧時 路床 : ブルーフ ローリン グ	1 回／土質変化毎 一般: 1回／40m 重点: 2～3回／40m 築堤・路体 1000m ³ 路床 500m ³ 1 回／1 工事

作業土工	耕 地 ; 13-1-3-4・13-2-2-2・13-2-3-1・13-2-3-2・13-3-16-1・13-3-16-2		
ほ場整備工	・使用材料土質試験 ・置き換え範囲、基準高、石レキ除去量の確認。 ・敷き均し及び転圧の厚さ、基準高、方向 ・施工機種等の確認。 ・造成仕上及び基盤整地完了後、確認。	表土剥取時 基礎造成時 基盤整地時 表土整地時	1 回／土質変化毎 一般: 1 回／4 耕区 重点: 1 回／2 ～ 3 耕区

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
矢板工			
共 通	: 2-2-5-12 ・ 3-2-3-4 ・ 3-2-10-5		
河 川	: 6-1-5-4 ・ 6-1-6-4 ・ 6-3-5-5 ・ 6-4-6-6 ・ 6-5-6-7 ・ 6-5-7-7 ・ 6-6-4-5 ・ 6-6-5-5 ・ 6-6-6-5 ・ 6-7-4-5		
海 岸	: 7-1-5-9 ・ 7-2-5-8		
砂 防	: 8-3-8-5 ・ 8-4-5-9		
道 路	: 10-3-9-4		
港湾・漁港	: 11-1-4-3-14～16		
鋼矢板工 (仮設除く)	・ 材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。	打込時	試験打鋼矢板＋ 一般：1回／40枚 重点：1回／20枚
鋼管矢板 (仮設除く)	・ 矢板長測定し、打設長（根入長）を設計値と比較。		
指定仮設工	・ 溶接部の適否を目視、浸透探傷試験、放射線透過試験、超音波探傷試験等により確認。		試験打鋼管矢板＋ 一般：1回／20枚 重点：1回／10枚
鋼矢板工	・ 切断は、検測確認。		指定矢板
基準高	・ 基準高		
コンクリート	・ 変位	打込完了時	一般：1回／60枚 重点：1回／40枚
矢板	・ 傾き		

基礎工	共 通	: 3-2-4-2 ・ 3-2-4-3		
	河 川	: 6-1-5-3 ・ 6-1-5-5 ・ 6-7-6-6		
	海 岸	: 7-1-5-8		
	砂 防	: 8-2-4-4		
	道 路	: 10-3-9-5		
土台基礎工 一本土台	・ 契約設計分類毎に、土(岩)質・地質境界を確認。	地質変化時	1回／1構造物 1回／地質変化毎	
片梯子土台 梯子土台	・ 掘削深さ(基準高)、位置及び設計支持地盤の適否を参考資料で確認。 ・ 必要に応じて平板載荷試験。	床 堀 掘 削 完 了時 直接基礎	1回／1構造物	
止杭一本土台 基礎工（護岸） 山留擁壁基礎工	・ 木材枠組み位置、寸法、木材の径、長さ、本数、間隔、継手方法等確認 ・ 材料確認(品質・規格)と、その材料を適切使用確認。 ・ 型枠位置、寸法、鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法(継手長結束)及びかぶり等確認。	土 台 枠 組 み 時 型 枠 鉄 筋 組 立 完了時	一般 : 30%程度／1構造物 重点 : 60%程度／1構造物	
	・ 品質管理、運搬時間、打設順序、天候及び気温等について把握。	コ ン ク リ ー ト 打 設 時	一般: 1回／1構造物 重点: 1回／1ロット	
	・ 不可視部分について、覆土前に設計図書と現地 で対比し確認する。	埋戻前	1回／1構造物	

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
法枠工 吹付工 コンクリート モルタル	共 通 : 3-2-14-3 ・ 3-2-14-4 河 川 : 6-1-7-8 ・ 6-1-7-10 海 岸 : 7-1-10-5 砂 防 : 8-3-4-3 ・ 8-3-3-4 ・ 8-4-6-3 ・ 8-4-6-4 道 路 : 10-1-5-3 ・ 10-1-5-4 ・ 10-3-11-7 ・ 10-16-17-3 ・ 10-16-17-4 治 山 : 12-2-13-5・12-2-14-2・12-2-14-3・12-2-14-4 12-5-5-3・12-5-5-4 ・12-5-5-6 ・12-5-5-7 ・ 12-5-5-8		
場所打法枠 プレキャスト法 枠 吹付法枠 軽量法枠工 プレキャスト ブロック法枠工	・材料確認(品質・規格)とその材料を適切使用確認。 ・コンクリート及びモルタルの品質、規格等を設計値と確認。 ・型枠位置、寸法、鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法(継手長結束)及びかぶり、金網規格、配置、重ねしろ、アンカーピン等把握。 ・施工時期と養生。		1 回／1 構造物
	・吹き付け厚さ把握。		1 回／500 m ²

植生工 植栽工	共 通 : 3-2-3-34・3-2-14-2・3-2-17-2・3-2-17-3 河 川 : 6-1-7-11 ・ 6-8-12-3 ・ 6-9-4-3 ・ 6-9-5-3 砂 防 : 8-2-4-9 ・ 8-3-4-2 ・ 8-4-6-2 道 路 : 10-1-5-2 ・ 10-1-5-8 ・ 10-2-11-3 ・ 10-3-11-10 ・ 10-14-21-2 ・ 10-14-21-3・10-16-11-2・10-16-11-3・ 10-16-17-2 治 山 : 12-2-11-2～4 ・ 12-2-13-2～5 ・12-2-15-2～4 ・ 12-4-4-4 ・ 12-4-5-3		
植生 種子吹付 樹木 芝生 ポット苗植栽	・植物の育成、土壌特性、肥料期間等を考慮し、品質規格証明書を照合したうえ肥料及び薬剤の決定を確認。 ・肥料の種類、施肥の施工方法等を把握。 ・樹木規格寸法把握。 ・植栽付属材料の確認。	肥料 施工	1 回／1 工種 1 回／10～20 本樹木毎
	・吹き付け厚さ把握。		1 回／500 m ²

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
構造物撤去工	共 通 : 3-2-9-1~12 道 路 : 10-14-14-7 耕 地 : 13-2-3-8		
構造物取壊し工 防護柵撤去工 標識撤去工 道路付属物撤去工 プレキャスト擁壁撤去工 排水構造物撤去工撤去工 かご撤去工 落石雪害防止撤去工 ブロック舗装撤去工 縁石撤去工 旧橋撤去工	・取壊し撤去の作業にあたり、他の工作物等に損傷を与えない、又撤去等による2次災害を誘引しない施工を確認。 ・撤去等の資材は、産業廃棄物等の適正な処理を指示し把握。		1回/1工事

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
防護遮音網柵壁工	共 通 : 3-2-3-7 ・ 3-2-3-8 道 路 : 10-1-11-4~7 ・ 10-1-12-2 ・ 10-2-8-3 ・ 10-2-8-4 治 山 : 12-2-8-2 ・ 12-2-8-3 ・ 12-2-8-4 ・ 12-2-8-5		
落石防止網工 落石防護柵工 防雪柵工 雪崩発生予防柵工 遮音壁工 編柵工・木柵工 コンクリート板工 鋼合成樹脂製柵工	・材料確認(品質・規格)と、その材料を適切使用確認。 ・アンカーピン、支柱基礎、ワイヤーロープ、固定アンカーの配置、施工方法等把握。 ・杭長、打ち込み長の確認。		1回/構造変化毎

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認段階	確 認 の 程 度
既製杭工 矢板基礎工	共 通 : 3-2-4-4 ・ 3-2-4-9 河 川 : 6-3-5-3 ・ 6-4-6-4 ・ 6-5-6-3 ・ 6-5-7-3 ・ 6-6-4-3 ・ 6-6-5-3 ・ 6-6-6-3 ・ 6-7-4-4 海 岸 : 7-2-5-6 ・ 7-2-5-7 砂 防 : 8-3-5-3 ・ 8-3-9-3 ・ 8-4-5-6 道 路 : 10-1-7-3 ・ 10-1-9-4 ・ 10-3-6-3 ・ 10-3-7-3 ・ 10-3-7-8 ・ 10-3-8-3 ・ 10-3-8-8 ・ 10-4-9-3 ・ 10-7-3-3 ・ 10-7-5-3 ・ 10-8-5-3 港湾・漁港 : 11-1-4-3-16 ・ 11-1-4-3-17 治 山 : 12-3-8-2		
既製杭工 コンクリート 鋼管杭 H鋼杭 鋼管矢板工 詰杭工 合成杭	・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・杭長測定、打設後に杭先端高・切断長を測定し設計と杭長（根入長）等を比較確認。 ・溶接部の適否を目視、浸透探傷試験、放射線透過試験、超音波探傷試験等により確認。 ・貫入状況、打ち止状況等から支持層、支持力を設計と比較確認。 ・杭途中切断は、設計値検算、杭長等を確認。	打込時	試験打 ＋ 一般: 1 回／5 本 重点: 2 回／5 本
	・掘削長、杭先端土質 ：掘削土より地層・地質及び杭先端支持地盤を、ボーリング柱状図等と比較し確認。	掘削完了 (中掘杭)	
	・基準高・偏心量（XY 軸）確認。傾き。	施工完了	
	・鋼管杭・H 鋼杭 ：溶接の適否、杭頭切断の施工状況確認。 ・コンクリート杭 ：切断の場合は補強状況、中詰補強の配筋等処理状況確認。 ・鋼管矢板工 ：鉄筋溶接の適否、杭頭切断の処理施工状況確認。	杭 頭 処 理 状 況	

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認段階	確 認 の 程 度
場所打杭工 共 通 : 3-2-4-5 河 川 : 6-3-5-4 ・ 6-4-6-5・6-5-6-4 ・ 6-5-7-4 ・ 6-6-4-4 ・ 6-6-5-4 ・ 6-6-6-4 砂 防 : 8-3-9-3 ・ 8-3-9-6 道 路 : 10-1-7-4 ・ 10-1-9-5 ・ 10-3-6-4 ・ 10-3-7-4 ・ 10-3-8-4 ・ 10-4-9-4・10-7-3-4・10-4-5-4・10-8-5-4			
リバース杭 オールケーシング杭	・掘削長、杭先端土質 ：掘削土より地層、地質及び杭先端支持地盤をボーリング柱状図等と比較し確認。傾き。	掘削完了時	試験杭＋ 一般：1回／5本 重点：2回／5本
	・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束）及びかぶり等確認。	鉄筋組立完了時	一般 ：30％程度／1 構造物 重点 ：60％程度／1 構造物
アースドリル杭 大口徑杭	・コンクリートの品質規格、運搬時間、打設順序、打設時の天候及び気温等について把握。	コンクリート打設時	一般：1回／1 構造物 重点：1回／1 ロット
	・基準高、偏心量 XY 軸）、杭径を確認。	完了時	試験杭＋
合成杭工	・杭頭部コンクリートの品質及び仕上げ状況、帯鉄筋の径、本数、間隔及び定着長等の確認。	杭頭処理完了時	一般：1回／10本 重点：1回／5本

深礎工 共 通 : 3-2-4-6 （シャフト） 砂 防 : 8-3-9-5 道 路 : 10-3-6-5 ・ 10-3-7-5 ・ 10-3-8-5 ・ 10-7-3-5 ・ 10-7-5-5 治 山 : 12-3-9-1			
	・契約設計分類毎に、土（岩）質・地質境界を確認。	土（岩）質変化時	1回／地質変化毎
	・掘削長、杭先端土質 ：掘削土より地層・地質及び杭先端支持地盤を、ボーリング柱状図等と比較し確認。	掘削完了時	一般：全数 重点：全数
	・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・型枠位置、寸法、鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束）及びかぶり等 確認	型枠鉄筋組立完了時	1回／1本
	・基準高、偏心量（XY 軸）、杭径を確認。傾き。	完了時	一般：全数 重点：全数
	・モルタルの配合及び記録計等により使用量を確認。 ・材料（確認、品質・規格）を適切使用確認。	グラウト注入時	

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
ケーソン基礎工	共 通 : 3-2-4-7 ・ 3-2-4-8 河 川 : 6-5-6-5 ・ 6-5-6-6 ・ 6-5-7-5 ・ 6-5-7-6 道 路 : 10-3-6-6 ・ 10-3-6-7 ・ 10-3-7-6 ・ 10-3-7-7 ・ 10-3-8-6 ・ 10-3-8-7		
オープンケーソン	・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・施工位置の確認。	鉄沓据付完了時	1 回／1 構造物
ニューマチックケーソン	・オープンケーソン : 安全な初期の沈設できる支持地盤の確認。	本体設置前	1 回／1 構造物
	・ニューマチックケーソン : 掘削土より地層・地質及び杭先端支持地盤を、ボーリング柱状図等と比較し確認。	掘削完了時	1 回／1 構造物
	・契約設計分類毎に、土（岩）質、地質境界を確認。	土（岩）質変化時	1 回／地質変化毎
	・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・型枠位置、寸法、鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束）及びかぶり等確認。	型枠鉄筋組立完了時	1 回／1 ロット
	・コンクリートの品質規格、運搬時間、打設順序、打設時の天候及び気温等について把握。	コンクリート打設時	一般: 1 回／1 構造物 重点: 1 回／1 ロット

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
舗装工 共 通	: 3-2-6-6・3-2-6-7・3-2-6-8・3-2-6-9・3-2-6-10・ 3-2-6-11・3-2-6-12 ・3-2-6-13 河 川 : 6-1-11-5・6-1-11-6・6-1-11-7・6-4-18-4 6-4-18-5・6-4-18-6・6-4-18-7・6-4-18-8・ 6-4-18-9・6-4-18-10・6-4-18-11・6-9-7-5・6-9-7-6 海 岸 : 7-1-8-2・7-1-10-4・7-1-14-5・7-1-14-6・7-1-14-7 砂 防 : 8-1-12-5・8-1-12-6・8-1-12-7 道 路 : 10-2-4-4・10-2-4-5・10-2-4-6・10-2-4-7・10-2-4-8・10-2-4- -9・10-2-4-10・10-2-4-11・10-2-7-4・10-14-4-4・10-14-4- 5・10-14-4-6・10-14-4-8・10-16-5-4・10-16-5-6・10-16-5-8 港湾・漁港 : 11-1-4-22-3～4		
舗装 アスファルト コンクリート 薄層カラー ブロック 半たわみ性 排水性 グースアス ファルト 橋梁舗装 アスファルト 舗装 補修工 舗装打換工 オーバーレイ 工 防水工 踏掛版工 被覆工 海岸天端 アスファルト コンクリート	・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・下層、上層路盤（セメント及び石灰安定処理） : 路盤材料の品質、1層の仕上がり厚さ、セメント及び石灰量、一軸圧縮試験結果等について把握。 ・下層、上層路盤（粒状路盤） : 路盤材料の品質及び仕様書に定められた敷均し、締固め等の把握。 ・アスファルト安定処理、基層、表層 : プライムコート、タックコートの施工状況、混合物の舗設温度、天候、敷均し、締固め状況等の把握。 ・コンクリート舗装 : 目地金物、鉄網の設置及び敷均し、締固めの把握。 ・補修 : 施工前に縦横断測量し、計画図面の提出を受け承諾後に施工実施。 ・防水工 : 施工工法、計測装置等について、事前に協議。 ・表層 雨水の排水状況	舗設時	一般：1回／1000 m ² 重点：1回／500 m ²

路上再生工 道 路	: 10-14-4-7		
路上再生路盤工	・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・セメント及びアスファルト乳剤の使用状況を把握。 ・1層の仕上がり厚さ、並びに仕様書に定められた機械で施工をしているか把握。 ・一軸圧縮強度、締め固め密度を把握。	舗設時	一般：1回／1000 m ² 重点：1回／500 m ²

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
路上再生工 道 路 : 10-14-4-7			
路上表層再生工	・既設表層混合物の品質により、添加材料の使用量等、混合物の配合を把握。 ・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・下層、上層路盤（セメント及び石灰安定処理） ：路盤材料の品質、1層の仕上がり厚さ、セメント及び石灰量、一軸圧縮試験結果等について把握。 ・下層、上層路盤（粒状路盤） ：路盤材料の品質及び仕様書に定められた敷均し、締固め等の把握。 ・アスファルト安定処理、基層、表層 ：プライムコート、タックコートの施工状況、混合物の舗設温度、天候、敷均し、締固め状況等の把握。 ・表層 雨水の排水状況	舗設時	一般：1回／1000 m ² 重点：1回／500 m ²

地盤改良	共 通 : 3-2-7-3 道 路 : 10-1-4-3・10-2-3-3 港湾・漁港 : 11-1-1-4-5-7		
置換工	・使用材料土質試験 ・幅、長さ、深さの測量や地盤支持力を目視、平板載荷試験等で確認。 ・水中 ：幅、長さ、深さの測量や地盤支持力を目視又は資料で確認。 - 材料確認（品質・規格「杭、砂、碎石の粒度、粒径等」）と、その材料を適切使用確認。 ・土の突き固め試験（道路＝CBR 試験）等、材料確認。 ・使用材料の品質、形状、寸法、使用法等を確認。	掘削完了時	一般：1回／100 m ² 重点：1回／50 m ²

固結工	共 通 : 3-2-7-9 海 岸 : 7-1-4-6	河 川 : 6-1-4-6 道 路 : 10-1-4-7	
薬液注入	・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・注入量を確認。薬液の保管、注入作業管理、排水等処理、周辺の地下水、地盤の状況を測定、監視の有無の確認。	施工時	一般：1回／10本 重点：1回／5本

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
路床安定処理	共 通 : 3-2-7-2		
表層安定処理工	共 通 : 3-2-7-4		
サンドマット工	共 通 : 3-2-7-6		
	河 川 : 6-1-4-2		
	海 岸 : 7-1-4-2		
	道 路 : 10-1-4-2・10-1-4-4・10-2-3-2		
敷砂碎石マット	港湾・漁港 : 11-1-4-6～2（基礎盛砂工）		
マット工	港湾・漁港 : 11-1-1-16-1～4		
表層混合処理 路床安定処理	・使用材料、基準高、幅、延長、施工厚等を確認。 ・伝票等で使用材料の量を確認。	処理完了時	一般：1回／1000 m ² 重点：1回／500 m ²
置換 サンドマット 敷砂碎石マット	・使用材料試験。使用材料の品質、形状、寸法、使用法等を確認。 ・幅、延長、置換厚さを確認。	掘削完了時	
アスファルト 繊維系合成樹脂系ゴム	・使用材料試験。使用材料の品質、形状、寸法、使用法等を確認。 ・幅、延長、厚さ、重ねしろを確認。		

パイルネット工	共 通 : 3-2-7-5		
バーチカルドレーン工	共 通 : 3-2-7-7		
	河 川 : 6-1-4-3・6-1-4-4		
	海 岸 : 7-1-4-3・7-1-4-4		
	道 路 : 10-1-4-5		
海域・地盤改良	港湾・漁港 : 11-1-1-4-3-7・11-1-1-19-1		
バーチカルドレーン	・材料確認（品質・規格「杭、砂、碎石の粒度、粒径等」と、その材料を適切使用確認。 ・杭の位置、基準高、設置間隔、杭径の確認。 ・杭の打ち込み長さを確認。 ・打込機は、自動記録装置を備え性能試験を確認。 ・ケーシングパイプの先端深度及び、ケーシングパイプ内の砂又は碎石面の高さの経時変化記録の提出確認。	施工時	一般：1回／50本 重点：1回／25本
サンドドレーン			
碎石ドレーン			
袋詰式サンドドレーン			
ペーパードレーン			

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
締固め改良工 固結工	共 通 : 3-2-7-8 共 通 : 3-2-7-9 河 川 : 6-1-4-5・6-1-4-6 砂 防 : 8-3-8-4 道 路 : 10-1-4-6・10-1-4-7		
海域・地盤改良	港湾・漁港 : 11-1-4-3-8		
サンドコンパ クションパイプ 粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク 攪拌 生石灰パイル ロッドコンパ クション	・杭の打ち込み長さを確認。 ・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・杭の位置、基準高、設置間隔、杭径の確認。 ・打込機は、自動記録装置を備え性能試験を確認。 ・ケーシングパイプの先端深度及び、ケーシングパイプ内の砂又は砕石面の高さの経時変化記録の提出確認。 ・ロッド先端深度の経時変化及び、ロッドの貫入長、引抜長の記録の提出確認。	施工時 施工完了時	一般 : 1 回 / 50 本 重点 : 1 回 / 25 本

固化工深層混合処理杭 港湾・漁港 : 11-1-4-3-9			
	・試験打ちについては、監督員が位置、深度、施工方法を確認する。 ・試験打ちの施工は監督員が立ち会う。 ・深層混合処理機は、自動記録装置を備え性能確認をする。 ・杭の配置、施工順序、施工目地位置等を承認。 ・打込記録を提出確認。	施工前	1 回 / 1 工事

仮設工 共 通 : 3-2-10-1～23 砂 防 : 8-1-7-2 ・ 8-1-7-3 ・ 8-4-5-10 道 路 : 10-3-6-9 ・ 10-3-7-10 ・ 10-3-8-13		
1) 工事用道路 3) 路面覆工 5) 砂防仮締切工 7) 地下水位低下工 9) 地中連続壁工（柱列式） 11) 残土受入れ施設工 13) 電力設備工 15) トンネル設備工 17) 汚濁防止工 19) 除雪工	2) 仮橋、仮棧橋工 4) 土留、仮締切工 6) 水替工 8) 地中連続壁工（壁式） 10) 仮水路工 12) 作業ヤード整備工 14) コンクリート製造設備工 16) 防塵対策工 18) 防護施設工 20) 雪寒施設工	・工事完成後仮設物が確認できないものは、監督確認、中間検査、部分（完成）検査等で確認。 ・各工種は、類似の工種の段階確認と同様とする。

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
河川 砂防	・築堤・護岸 ・堰堤		
法線	・法線の設置状況を設計と対比し確認。	法線設置完了時	1回／1法線

擁壁工 護岸工	共 通 : 3-2-5-3 ・ 3-2-5-4 ・ 3-2-5-5 ・ 3-2-3-20 河 川 : 6-1-6-3 ・ 6-1-7-3 ・ 6-1-7-5 ・ 6-1-7-6 ・ 6-1-7-7 ・ 6-7-6-4 ・ 6-7-6-5 ・ 6-9-6-3 ・ 6-9-6-4 海 岸 : 7-1-5-6 ・ 7-1-5-7 ・ 7-1-6-3 ・ 7-1-6-4 ・ 7-1-10-2 ・ 7-1-10-3 砂 防 : 8-2-4-6 ・ 8-2-4-7 道 路 : 10-1-8-3 ・ 10-1-8-4 ・ 10-3-11-2 ・ 11-3-11-5 ・ 10-14-11- 3 ・ 10-16-15-3 ・ 10-16-15-4 治 山 : 12-2-4-4		
ブロック・石 積張工 連結ブロック張工 天端保護・環境 護岸ブロック 緑化ブロック工 プレキャスト 笠コンクリート 捨石張工	・石材（ブロック）、裏込材を区分する二重三重 丁張の確認。 ・石、ブロック積の1日積み上げ高さは、1.5m 程度を標準とし、これ以上は監督員の承認。 ・水抜管、裏込材等の品質、規格、寸法等を指示 し確認。 ・不可視部分について、設計図書と現地に対比し 確認する。 ・削孔注水（練ブロック積張工）	丁張り	1回／1構造物 200㎡に1ヶ所以上 （200㎡未満は2ヶ所以 上）

コンクリート	共 通 : 1-3-3-1～3・1-3-4-1～2・1-3-5-1～4・1-3-6-3・1-3-6-4 ・ 1-3-7-3～4・1-3-9-1～3・1-3-10-1～3・1-3-12-1～3・ 1-3-13-1～4・1-3-14-1～3・1-3-15-1～2		
鉄筋・型枠支 保工	港湾・漁港	: 7-1 編・1-17-1～11・3-3-1～2・3-4-1～2・3-5-1～3・3-7-1～3・ 3-8-1～3・3-12-1～3・3-13-1～2・3-14-1～5・3-15-1～4	
・レデーミクス コンクリート ・コンクリート ミキサー船 ・現場練りコン クリート ・暑中、寒中、 水中コンクリ ート ・水中不分離性 コンクリート ・プレパックド コンクリート	・材料、材料試験、配合決定、セメント混和剤、 コンクリート比重、製造会社等の確認。 ・打設前に、型枠、鉄筋等の加工寸法の確認。 ・鉄筋スペーサは、コンクリート製、モルタル製 の使用を確認。 ・シュートポンプ配管・バケットホッパー等の吐 出口と打込面までの高さ（1.5m以下）確認。 ・港湾、漁港関係工事は、塩化物含有量の管理を 確認。 ・材料試験、配合決定、セメント水混和剤、コン クリート比重、製造会社等の確認。 ・現場練り、ミキサー船練り、プレパックドコン クリート等は、試験練りの結果確認。	共通 配合 運搬 鉄筋 型枠 打設	1回／1構造物

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
擁壁護岸工	共 通 : 3-2-3-20		
	河 川 : 6-1-6-3 ・ 6-1-8-3		
	道 路 : 10-3-10-3		
側溝工・街渠工	河 川 : 10-1-11-9 ・ 6-3-7-3		
(場所打・プレキャスト)	海 岸 : 7-1-12-3 ・ 7-1-14-8		
	砂 防 : 8-1-12-8		
	道 路 : 10-1-10-3 ・ 10-2-5-3 ・ 10-14-5-3・10-16-6-3		
樋門・樋管・水路工	河 川 : 6-3-5-6 ・ 6-3-5-7 ・ 6-3-5-8 ・ 6-3-7-5 ・ 6-3-7-6		
	道 路 : 10-1-9-6		
	治 山 : 12-4-4-2		
水門	河 川 : 6-4-6-12 ・ 6-4-6-13		
堰・魚道工	河 川 : 6-5-6-12 ・ 6-5-6-14 ・ 6-5-6-15 ・ 6-5-7-8 ・ 6-5-7-9 ・ 6-5-7-10 ・ 6-5-7-11 ・ 6-5-8-3		
海岸	海 岸 : 7-1-5-7 ・ 7-1-6-5・ 7-1-7-3		
治山暗渠工	治 山 : 12-2-6-2~4 ・ 12-3-4-2 ・ 12-4-5-2		
擁壁工	・ 契約設計分類毎に、土（岩）質・地質境界を確認。	地質変化時	
樋門函渠工			
翼壁工	・ 掘削深さ（基準高）、位置及び設計支持地盤の適否を参考資料で確認。	床掘掘削完了時	
暗渠工	必要に応じ平板載荷試験。	直接基礎	
側溝工			
街渠工			
樋門暗渠工	・ 材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。	型枠鉄筋組立完了時	
水門	・ 型枠位置、寸法、鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束）及びかぶり等確認。		
水叩工			
土砂吐工			
堰本体工	・ 品質管理、運搬時間、打設順序・方法、天候及び気温等について把握。養生方法	コンクリート打設時	
魚道工	・ 基礎は支持力が均等に、また偏心偏圧が生じない埋め戻しの施工方法を把握。	プレキャスト設置	
笠コンクリート	・ 不可視部分について、覆土前に設計図書と現地で対比し確認する。	埋戻前 打設完了時	
共同溝			

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
護岸付属物工 河 川 : 6-1-7-4			
小口止矢板	・材料確認(品質・規格)と、その材料を適切使用確認。 ・矢板長測定し、打設長(根入長)を設計値と比較。 ・溶接部の適否を目視、浸透探傷試験、放射線透過試験、超音波探傷試験等により確認。 ・基準高、変位	打込時 打込完了時	試験矢板+ 一般: 1回/40枚 重点: 1回/20枚

羽口工	共 通	: 3-2-3-27	河 川	: 6-1-7-13
沈床工	共 通	: 3-2-3-18		
	河 川	: 6-1-9-5・6-1-10-3・6-3-6-5		
	砂 防	: 8-1-10-6		
かご工	共 通	: 3-2-14-7		
	河 川	: 6-1-9-7・6-1-10-5・6-3-6-7		
	砂 防	: 8-1-10-7・8-2-6-7・8-3-4-5・8-4-6-5		
	道 路	: 10-1-5-7		
	・掘削深さ(基準高)、位置を確認。		床掘完了時	1回/1 構造物
	・材料の品質、規格、寸法等を確認。 ・基準高、位置、配置等を把握。		枠組製作据付	

プレキャスト構造物 共 通 : 3-2-3-28・3-2-15-2・3-2-15-3 河 川 : 6-1-8-4 海 岸 : 7-1-11-3 砂 防 : 8-3-5-5・8-3-5-6・8-4-5-7・8-4-5-8 道 路 : 10-1-7-6・10-1-7-7・10-1-9-7・10-1-10-4				
擁壁工	・契約設計分類毎に、土(岩)質・地質境界を確認。		地質変化時	1回/地質変化毎
補強土壁工	・掘削深さ(基準高)、位置及び設計支持地盤の適否を参考資料で確認 必要に応じ平板載荷試験。		床掘掘削完了時	1回/40m毎 盛土の締め固めは、盛土共通に準ずる。
カルバート工			直接基礎	
管(函)渠工	・擁壁、水抜管等の品質、規格、寸法等を確認。 ・基準高、位置、配置等を把握。 ・基礎は支持力が均等に、また偏心偏圧が生じない埋戻しの施工方法を把握。		製作据付	
暗渠工	・盛土材の品質、規格を設計と対比。 ・面状補強材等配置、盛土敷きならし厚、締め固め度、締め固め仕上がり面と面状補強材等の埋設位置等の把握。締め固め機種。		盛土	
組立水路工	・不可視部分について、覆土前に設計図書と現地に対比し確認する。		埋戻前	

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
根固め工 間詰工	共 通 : 3-2-3-17 河 川 : 6-1-9-3 ・ 6-3-6-3 ・ 6-4-7-3 砂 防 : 8-1-10-4 ・ 8-2-6-4 治 山 : 12-1-7-2 河 川 : 6-1-9-4 ・ 6-3-6-4 ・ 6-4-7-4		
根固めブロック工 間詰工	・ 乱積み施工は、10m 毎に施工個数と計画個数を対比確認。 ・ 不可視部分について、覆土前に設計図書と現地で対比し確認する。	設置時 設置完了前	1 回／1 構造物

排水機場	河 川	: 6-6-4-6 ・ 6-6-4-7 ・ 6-6-5-6 ・ 6-6-5-7 ・ 6-6-5-8 ・ 6-6-6-6		
床止め・床固め	河 川	: 6-7-4-6 ・ 6-7-4-7 ・ 6-7-4-8 ・ 6-7-5-4 ・ 6-7-5-5 ・ 6-7-5-6 ・ 6-7-5-7 ・ 6-7-6-3		
山留擁壁				
海岸堤防	海 岸	: 7-1-5-5 ・ 7-1-7-3 ・ 7-1-9-3 ・ 7-1-12-5 ・ 7-2-5-9 ・ 7-2-5-10 ・ 7-3-4-6		
護岸突堤擁壁				
治山・護岸工	治 山	: 12-1-5-1 ・ 12-1-7-1 ・ 12-2-4-2 ・ 12-2-4-3 ・ 12-4-3-2		
土留工・防潮堤				
擁壁工	・ 契約設計分類毎に、土（岩）質・地質境界を確認。		地質変化時	1 回／地質変化毎
函渠暗渠工				
翼壁工	・ 掘削深さ（基準高）、位置及び設計支持地盤の適否を参考資料で確認。 必要に応じ平板載荷試験。		床 掘 掘 削 完 了時 直接基礎	1 回／1 構造物
水叩工				
土砂吐工				
排水機場				
吐出水槽工	・ 材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・ 型枠位置、寸法、鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束）及びかぶり等確認。		型 枠 鉄 筋 組 立完了時	一般 ： 30％程度／1 構造物 重点 ： 60％程度／1 構造物
燃料貯油槽工				
床止固め工				
側壁工				
水叩工				
波返工	・ 品質管理、運搬時間、打設順序、天候及び気温等について把握。		コ ン ク リ ー ト 打 設 時	一般：1 回／1 構造物 重点：1 回／1 ロット
石枠工				
床版工	・ 不可視部分について、覆土前に設計図書と現地で対比し確認する。		埋戻前 打設完了時	1 回／1 構造物
（コンクリート：ブロック）				

河 川 : 6-2-3-1 ・ 6-2-4-1 ・ 6-2-5-1 海 岸 : 7-4-3-1 ・ 7-4-4-1 港湾・漁港 : 11-1-4-3-2～3			
浚渫・床堀	・ 施工前、施工中の水位及び潮位等気象観測の記録を把握。 ・ 管理方法を事前に協議。 ・ 設計分類毎に、土岩質・地質境界を確認。		1 回／地質変化毎

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
砂防堰堤工	共 通 : 3-2-10-5		
砂 防	: 8-1-8-4 ・ 8-1-8-5 ・ 8-1-8-6 ・ 8-1-8-7 ・		
コンクリート・鋼製	8-1-8-8 ・ 8-1-9-5 ・ 8-1-9-7 ・ 8-1-9-8 ・		
	8-1-9-9 ・ 8-1-10-5 ・ 8-2-4-5		
床固め工	: 8-2-5-4 ・ 8-2-5-5 ・ 8-2-5-6 ・ 8-2-5-7 ・		
	8-2-5-8		
擁壁工・小型擁壁工	: 8-2-6-5 ・ 8-3-5-4 ・ 8-3-5-8 ・ 8-3-8-3 ・		
	8-3-8-4 ・ 8-4-5-3		
道路・擁壁工	道 路 : 10-1-7-5 ・ 10-1-9-6		
トンネル坑門工	道 路 : 10-6-8-4		
港湾上部コンクリート	港湾・漁港 : 11-1-4-16-1～3		
治山・溪間工	治 山 : 12-1-3-1～4		
本土工	・ 契約設計分類毎に、土（岩）質・地質境界を確認。	地質変化時	1 回／地質変化毎
副堰堤工			
側壁工	・ 掘削深さ（基準高）、位置及び設計支持地盤の	床堀堀削完	1 回／1 構造物
間詰工	適否を参考資料で確認。	了時	
水叩工	必要に応じ平板載荷試験。	（直接基礎）	
擁壁工	・ 材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。	型 枠 鉄 筋 組	一般
垂直壁工		立完了時	: 30%程度／1 構造物
魚道工	・ 型枠位置、寸法、鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束）及びかぶり等確認。		重点
現場打カルバート			: 60%程度／1 構造物
受台工	・ 品質管理、運搬時間、打設順序、天候及び気温等について把握。	コンクリート打設時	一般：1 回／1 構造物
躯体工			重点：1 回／1 ロット
	・ 不可視部分について、覆土前に設計図書と現地	埋戻前	1 回／1 構造物
	で対比し確認する。		
塗装工	共 通 : 3-2-3-23 ・ 3-2-3-31 ・ 3-2-12-11		
河 川	: 6-4-3-10 ・ 6-4-9-11 ・ 6-4-10-2 ・ 6-5-3-14 ・ 6-9-8-3 ・		
	6-5-10-11 ・ 6-5-11-2		
継手工	砂 防 : 8-1-3-5 ・ 8-1-9-10		
	道 路 : 10-3-8-11・10-3-8-12・10-4-3-13・10-4-5-11・10-4-6-3・		
	10-4-9-7・10-8-3-7・10-8-6-4・10-8-6-5・10-14-17-3・		
	10-14-17-4・10-14-17-5・10-16-25-3・10-16-25-4・10-16-25-5		
	港湾・漁港 : 11-1-1-12-2		
工場塗装	・ 清掃、錆落とし状況を確認。	清掃・錆落とし施工時	1 回以上／主桁毎又は
現場塗装			1 工事
橋現場継手工（接触面塗装）	・ 塗装缶数量及び製造年月日（有効期限）、天候、気温が施工に適しているか把握。		
河川修繕塗装			
歩道橋塗装	・ 塗膜厚を確認。	完了時	

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
工場桁製作	共 通 : 3-2-12-3 河 川 : 6-5-3-4 ・ 6-4-3-3 道 路 : 10-4-3-3 ・ 10-16-3-3 ・ 10-16-3-4 ・ 10-16-3-5		
水門・堰・橋梁 床版補強材 R C 橋脚巻 立鋼版	・設計図等の再検討の有無の確認。 ・キャンバー、寸法確認。	製作前 設置(仮組) 完了時	1 回／1 構造物

工場製作工	共 通 : 3-2-12-1～10 ・ 3-2-13-1～8 河 川 : 6-4-3-1～9 ・ 6-5-3-1～13		
鋼製製作架設工	河 川 : 6-4-9-1～10・6-4-12-1～8・6-5-10-1～10・6-5-13-1～8		
橋梁上部工 (鋼橋)	道 路 : 10-4-3-1～12 ・ 10-4-5-1～10 ・ 10-4-8-1～4 ・ 10-4-8-6～10 ・ 10-4-9-6 ・ 10-14-14-3 ・ 10-14-15-2～3 ・ 10-14-15-5～7 ・ 10-16-19-4 ・ 10-16-22 -3～5 ・ 10-16-22-7～10		
橋脚架設工	道 路 : 10-3-8-10		
砂防鋼製ダム	砂 防 : 8-1-3-3 ・ 8-1-3-4 ・ 8-1-9-6		
治山鋼製ダム	治 山 : 12-1-4-1～4		
製作工 本体 検査路 伸縮継手 排水管 落橋防止 装置 防護柵 高欄 横断歩道 管理橋 アンカーフ レーム 仮設材 鑄造費	・設計図等の再検討の有無の確認。 ・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・仮組検査実施又は検測結果確認。	工場製作	1 回／1 構造物
	・仮置き転倒等安全管理の把握。 ・組立中の損傷、本締め前に形状変化再検討結果を把握	現場仮置	
	・ベント設備及び基礎の確認。 ・仮設工法の把握。 ・仮設本締め後、基準高、規格寸法の確認。	仮設工 現場継手工	
	・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・型枠位置、寸法、鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束）及びかぶり等確認。	床版工 型枠鉄筋組 立完了時	一般 : 30%程度／1 構造物 重点 : 60%程度／1 構造物
	・品質管理、運搬時間、打設順序、天候及び気温等について把握。	コンクリ ート打設時	一般: 1 回／1 構造物 重点: 1 回／1 ロット

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
堰	共 通 : 3-2-18-2 河 川 : 6-4-6-7・6-5-6-8・6-4-6-9・6-4-6-10・6-5-6-9・ 6-5-6-10・6-5-6-11・6-5-6-13		
橋梁	河 川 : 6-5-12-2 道 路 : 10-4-7-2・10-6A-5-4		
床版工 堰柱工 門柱工 ゲート 操作台工 閘門工	・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・型枠位置、寸法、鉄筋の径、長さ、本数、間隔継手方法（継手長結束）及びかぶり等確認。	型枠鉄筋組立完了時	一般 : 30%程度／1 構造物 重点 : 60%程度／1 構造物
	・品質規格、運搬時間、打設順序、打設時の天候及び気温等について把握	コンクリート打設時	一般 : 1 回／1 構造物 重点 : 1 回／1 ロット

橋梁下部工	河 川 : 6-5-9-2 道 路 : 10-3-6-8・10-3-7-9・10-3-8-9・10-4-9-5		
管理橋橋台 橋台躯体工 橋脚躯体工 橋脚フーチング工	・契約設計分類毎に、土（岩）質・地質境界を確認。	地質変化時	1 回／地質変化毎
	・掘削深さ（基準高）、位置及び設計支持地盤の適否を参考資料で確認。 必要に応じ平板載荷試験。	床堀掘削完了時 （直接基礎）	1 回／1 構造物
	・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・型枠位置、寸法、鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束）及びかぶり等確認。	型枠鉄筋組立完了時	一般 : 1 回以上／2 ロット 重点 : 1 回／1 ロット
	・品質管理、運搬時間、打設順序、天候及び気温等について把握。	コンクリート打設時	一般 : 1 回／1 構造物 重点 : 1 回／1 ロット
	・不可視部分について、覆土前に設計図書と現地で対比し確認する。	埋戻前	1 回／1 構造物
	・前後の下部工沓座との相互関係、沓座の高さ等の確認。	沓座の位置	1 回／1 構造物

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
橋梁上部工 河 川 (P C コンクリート) 道 路	共 通 : 3-2-3-13・3-2-3-15・3-2-3-16・3-2-12-9 河 川 : 6-4-14-3・6-4-14-5・6-4-14-9・6-5-15-3・ 6-5-15-5・6-5-16-5・6-5-17-4・6-5-15-9 道 路 : 10-5-3-2・10-5-5-3・10-5-5-5・10-5-5-9・ 10-5-6-2・10-5-7-4・10-5-8-4・10-5-9-2・ 10-5-10-2・10-5-11-2・10-5-12-2・10-7-4-6		
桁製作工 ポストテン ションT(I) P C ホロー スラブ P C 場所打 ホロースラ ブ P C 箱 P C 片持箱 P C 押出箱 P C 版 プレビーム 用 プレキャスト セグメント主桁 組立工 床版 横組工 プレキャスト シェッド下部 工横締工	・型枠寸法、品質規格、運搬時間、打設順序、天候及び気温等を把握。	コンクリート打設時	一般：1回／1 構造物 重点：1回／1 ロット
	・プレストレス導入時に設計と対比し、作業状況を確認。	プレストレス導入、横締め完了時	一般 ：5%程度／総ケーブル数 重点 ：10%程度／総ケーブル数
	・プレストレスプレストレス導入時に設計と対比し、作業状況を確認。	プレストレス導入、縦締め完了時	一般 ：10%程度／総ケーブル数 重点 ：20%程度／総ケーブル数
	・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束）及びかぶり等確認。	P C 鋼線鉄筋組立時	一般 ：30%程度／1 構造物 重点 ：60%程度／1 構造物

	共 通 : 3-2-3-19 河 川 : 6-1-9-6・6-1-10-4・6-3-6-6・6-4-7-6 海 岸 : 7-1-5-4・7-1-5-6・7-1-6-4・7-2-4-4・7-2-5-2・ 7-2-5-3・7-2-6-2・7-2-6-3・7-2-7-2・7-3-3-3・ 7-3-4-2・7-3-4-3 砂 防 : 8-2-6-6 港 湾 : 11-1-4-6-4・11-1-4-15-2～8 治 山 : 12-4-3-2		
捨石工 被覆石工 中詰石工 コンクリート ブロック工	・不可視部分について、覆土前に設計図書と現地で対比し確認する。 ・施工計画高承認（上げ越し）工事の基準高は、施工直後に確認をするとともに、経過測定（一定間隔、期間）の義務づけを指示。	設置完了時	1 回／1 構造物

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
補修工 共 通	： 3-2-6-15～19 ・ 3-2-17-3		
河 川	： 6-8-6-4 ・ 6-8-7-4 ・ 6-8-7-5 ・ 6-8-12-3 ・ 6-9-7-4		
道 路	： 10-14-4-3～6 ・ 10-14-4-9 ・ 10-14-4-10 ・ 10-14-21-3 ・ 10-16-5-3 ・ 10-16-5-4 ・ 10-16-5-5～6		
ポーリンググ ラウト工	・ グラウト材料確認（品質・規格・配合濃度）と、その材料を適切使用確認。 ・ セン孔長を確認後に、セン孔機械を移動することを指示。 ・ 注入量の確認ができる資料の提出を受け、承諾。	打込時 打込完了時	1 回／1 構造物
コンクリート 舗装補修	・ アスファルト注入材料の使用量の確認は、重量検収とし立会確認。 ・ 施工工法、計測装置等について、事前に協議。		1 回／1 工事
アスファルト 舗装補修 路面切削修繕	・ わだち掘れ及び路面切削補修は、施工前に縦横断測量し、計画図面の提出を受け承諾後に施工実施。 ・ 施工工法、計測装置等について、事前に協議。		1 回／1 工事
植栽 (樹木・芝生)	・ 使用する肥料、薬剤について、事前に品質等を確認。 ・ 使用する樹木類は、現場搬入時に品質・規格・寸法等を確認。		1 回／1 工事 1 回／10～20 本樹木毎

海域ブロック工	海 岸 ： 7-1-6-4 ・ 7-2-5-5 ・ 7-2-6-3 ・ 7-2-7-3 ・ 7-3-4-3 港湾・漁港： 11-1-4-8-1～3 ・ 11-1-4-18-3 ・ 11-1-4-15-4～5 治 山 ： 12-4-3-2		
堤 防 護 岸 突 堤 潜 堤 人工岬 消波工 離岸堤 人工リーフ	・ 乱積み施工の施工個数を管理計画（10m 毎）と対比確認。 ・ 不可視部分について、覆土前に設計図書と現地で対比し確認する。	設置時	1 回／1 構造物

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
海域ケーソン工	海 岸 : 7-2-5-11 ・ 7-2-5-12 ・ 7-3-4-4 ・ 7-3-4-5 港湾・漁港 : 11-1-4-7-1～3		
ケーソン工 セルラー工	・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・型枠位置、寸法、鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束）及びかぶり等確認。	型枠鉄筋組立完了時	一般 :30%程度／1 構造物 重点 : 60%程度／1 構造物
	・品質管理、運搬時間、打設順序、天候及び気温等について把握。	コンクリート打設時	一般 : 1 回／1 構造物 重点 : 1 回／1 ロット
	・不可視部分について、曳航前に設計図書と現地で対比し確認する。	ケーソン曳航前	1 回／1 構造物
	・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。	中詰め	

集排水工	砂 防 : 8-3-7-4 ・ 8-3-7-5 ・ 8-3-7-6 治 山 : 12-3-4-2 ・ 12-3-5-1		
集排水ボーリング工 集水井工 排水トンネル工	・せん孔位置、方向、深度、配列、角度については事前に協議し把握。 ・ボーリング検尺は、ロッド引き抜き検尺又は検尺棒で確認。 ・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・契約設計分類毎に、土（岩）質・地質境界を確認。 ・掘削深さ（基準高）、掘削延長（基準高）、位置、底部及び掘削地盤を確認。		一般 :30%程度／1 構造物 重点 :60%程度／1 構造物

アンカー工	砂 防 : 8-3-4-6 ・ 8-3-4-7 道 路 : 10-1-5-6 治 山 : 12-3-10-1～2		
アンカー工 P C フレーム工	・削孔位置、方向、深度、配列、角度については事前に協議し把握。 ・ボーリング検尺は、ロッド引き抜き検尺又は検尺棒で確認。 ・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・契約設計分類毎に、土（岩）質・地質境界を確認。 ・有効緊張力の確認。 ・グラウンドアンカーは定着部の掘削ゆるみと設計付着力の関係を確認		一般 : 30%程度／1 構造物 重点 : 60%程度／1 構造物

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
鉄筋挿入工 砂防 : 8-3-4-6 ・ 8-3-4-7			
鉄筋挿入工	・ 削孔位置、方向、深度、配列、角度については事前に協議し把握。 ・ ボーリング検尺は、ロッド引抜き検尺又は検尺棒で確認。 ・ 材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・ 契約設計分類毎に、土（岩）質・地質境界を確認。		（一般） 施工数量の 3 % 程度かつ最少 3 本 （重点） 施工数量の 6 % 程度かつ最少 6 本
	・ 施工された補強材が計画最大荷重を満足することの確認。 計画最大荷重とは設計引張り力（安定解析の結果から得られる補強材に作用する最大引張り力）、もしくは設計許容周面摩擦抵抗力に相当する引張り力のこと		施工数量の 3 % 程度かつ最少 3 本、ただし、異なる地質に対して施工している場合は、それぞれの地質において前記の本数を実施。

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
ダム工（コンクリートダム） ダ ム : 9-1-3-1～9-1-12-3			
掘削	・ 設計分類毎に、土岩質・地質境界を確認。 ・ 局部的不良岩及び破碎帯、断層、湧水等の処理方法の把握。 ・ 掘削深さ（基準高）、位置寸法等の確認。 ・ 岩盤清掃が完了したときは、基礎岩盤の適否を確認。 ・ コンクリート打設直前に岩盤の再確認。	基礎岩盤 支持地盤	1 回／地質変化毎 1 回／1 構造物
コンクリート	・ 表土取り除き後、原石の適否を確認 ・ 打込みブロック工程計画を事前に提出を受け承諾。 ・ 材料（品質・規格等確認）を適切使用確認。 ・ 打設前に、打継目の処理、清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物等の確認。 ・ 埋設冷却管は、打設前に通水試験を確認。 ・ 継目グラウチング設備の設置完了を確認。 ・ 止水版接合完了時に、止水性の確認。	鉄筋組立骨 材 打設	一般 : 30%程度／1 構造物 重点 : 60%程度／1 構造物 一般 : 1 回／1 構造物 重点 : 1 回／1 ロット
パイプクーリング	・ 材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・ 二次クーリング冷却完了継目グラウチング後、冷却管内セメントミルクの充填に立会。	冷却工	1 回／1 工事 1 回／1 構造物

ダム工（フィルダム） ダ ム : 9-2-3-1~9-2-4-8			
掘削	・設計分類毎に、土岩質・地質境界を確認。 ・局部的不良岩及び破碎帯、断層、湧水等の処理方法の把握。 ・掘削深さ(基準高)、位置寸法等の確認。 ・岩盤清掃が完了したときは、基礎岩盤の適否を確認。	基礎岩盤	1 回／1 構造物
盛土工	・表土を取り除き後、材料の適否を確認。 ・材料確認(品質・規格)と、その材料を適切使用確認。 ・長時間盛立てを中止後再会する場合は、再検査を実施。 ・まき出し厚、転圧機械、転圧回数、締め固め、施工方法等を把握。	材料採取	

ダム工 ダ ム : 9-3-3-1~9-3-4-8			
基礎グラウチング	・せん孔位置、方向、深度、配列、角度については事前に協議し把握。 ・土質毎のせん孔は、位置、深さ等を確認。 ・せん孔長を確認後、機械の移動を承認。	ボーリング工	

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
トンネル			
トンネル全般 (N A T M) (矢板)	・ 材料確認(品質・規格)と、支保工及び鉄筋の形状寸法。	施工前 (支保工毎)	1 回／支保工 (岩種) 毎
	・ 設計図書及び施工計画書と現地を対比し、掘削方法、支保工施工方法(吹付、金網、ロックボルト、防水シート、矢板、鋼製支保工)、覆工、インバート等の全般について施工状況を把握。	施工時	1 回／40m
トンネル 道 路 10-6-3-2			
掘削	・ 岩種の確認 (設計との対比) ・ 火薬と雷管の使用量を設計と比較 ・ 余掘り量を確認	施 工 時 及 び 施 工 完 了 時	1 回／支保工 (岩種) 変更毎
	・ 湧水処理の確認 (位置、対策工、端末の処理)。 ・ 防水シートの湧水処理の端末確認。 ・ 防水シート溶着部の密着度・補修の適否。 ・ 排水管接合据付確認。 ・ 内空変位量・地表変位量の確認 (設計との比較等)。		1 回／40m
トンネル 共 通 2-2-5-13 砂 防 8-3-7-5 道 路 10-6-4-3 ・ 10-6-4-5 ・ 10-6A-4-3 治 山 12-3-6-3 ・ 12-3-6-4			
支保工・吹付工 等	・ 材料確認 (品質・規格) と、その材料を適切使用確認。 ・ アーチ支保工の足付け部の地山強度・安定度を 確認 ・ 支保工の設置間隔。 ・ 金網の重ね合わせ寸法、吹付コンクリートの厚 さの確認。 ・ 吹付コンクリート凸凹面の処理の確認。 ・ 1 サイクル毎の施工状況を確認。	支 保 工 完 了 時 (支 保 工 変更時)	1 回／40m

トンネル	砂 防	8-3-7-5		
	道 路	10-6-4-4		
	治 山	12-3-6-2		
ロックボルト工	・材料確認（品質・規格）と、その材料を適切使用確認。 ・打設角度 ・引抜試験。 ・ロックボルト打ち込み本数、間隔、角度、長さを確認。 ・1サイクル毎の施工状況を確認。 ・ロックボルト頭部等の突出部の処理。		支保工完了時（支保工変更時）	1回／40m
トンネル	砂 防	8-3-7-5		
	道 路	10-6-5-3 ・ 10-6-5-4 ・ 10-6A-5-3		
	治 山	12-3-6-5		
覆工・測壁コンクリート	・内空変位収束の確認。 ・型枠位置、厚さ寸法等の確認。 ・脱型時期と養生方法の確認。 ・セントルつま型枠の防水シート切断対策の確認。		施工・構造変化時	1回／2打設毎

トンネル	砂 防	: 8-3-7-5		
	道 路	: 10-6-6-4		
インパート工	・材料確認(品質・規格)と、その材料を適切使用確認。 ・型枠位置、寸法、鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法(継手長結束)及びかぶり等確認。		型枠鉄筋組立完了時	1回／2打設毎

高知県建設工事検査規程

○高知県建設工事検査規程

(昭和 42 年 1 月 17 日訓令第 3 号)

改正 昭和 44 年 11 月 14 日訓令第 20 号 昭和 52 年 8 月 9 日訓令第 12 号
昭和 53 年 8 月 1 日訓令第 11 号 昭和 55 年 4 月 1 日訓令第 6 号
昭和 56 年 4 月 1 日訓令第 2 号 昭和 56 年 11 月 24 日訓令第 13 号
昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 7 号 昭和 63 年 10 月 1 日訓令第 13 号
平成 2 年 4 月 1 日訓令第 7 号 平成 6 年 4 月 1 日訓令第 5 号
平成 9 年 4 月 1 日訓令第 3 号 平成 10 年 4 月 1 日訓令第 2 号
平成 11 年 4 月 1 日訓令第 17 号 平成 13 年 4 月 1 日訓令第 14 号の 3
平成 15 年 4 月 1 日訓令第 4 号 平成 15 年 8 月 1 日訓令第 14 号の 2
平成 18 年 4 月 1 日訓令第 7 号 平成 19 年 4 月 1 日訓令第 18 号
平成 20 年 4 月 1 日訓令第 8 号 平成 21 年 4 月 1 日訓令第 4 号
平成 27 年 4 月 1 日訓令第 3 号

高知県建設工事検査規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、工事の請負契約の履行の確保のために行う検査(以下「工事検査」という。)を、適正かつ効率的に執行するために必要な事項を定めるものとする。

(工事検査の種類)

第 2 条 工事検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の全部又は一部が完成した場合に、その工事が請負契約図書に従い適正に施行されたかを確認するために行うもの
- (2) 中間検査 工事を適正に施行させるため、施工段階における工程、品質、出来形等について請負契約図書に従い適正に施行されたかを確認するとともに、査察及び指導を目的として行うもの
- (3) 出来高検査 請負者から請負代金の部分払の請求があった場合、工事の完成が遅延したため違約金を徴収する必要がある場合又は工事の進捗状況を把握するため必要がある場合に、その出来高を確認するとともに、請負契約図書に従い適正に施行されたかを確認するために行うもの
- (4) 材料検査 契約の履行に当たって使用する工事用材料の品質、規格、数量等についてを確認するために行うもの
- (5) その他の検査 前各号に掲げるもののほか、検査命令権者が必要があると認めたもの

(検査命令権者)

第 3 条 この規程において「検査命令権者」とは、高知県事務処理規則(平成 15 年高知県規則第 44 号)第 4 条及び第 5 条の規定に基づき工事検査の命令をする権限を有する者(委託に係る工事検査にあつては、委託を受けて工事検査の命令をする者)をいう。

2 次の各号に掲げる検査命令権者は、それぞれ当該各号に掲げる工事検査の命令をするものとする。

- (1) 高知県行政組織規則(平成 15 年高知県規則第 43 号)第 3 条第 1 号に規定する本庁(以下「本庁」という。)の部長(土木部にあっては、土木部建設検査長。第 4 号において同じ。) 1 件の請負対象金額が 5 億円以上の工事について次に掲げる工事検査
- ア 完成検査、中間検査及び債務負担行為に係る工事の年度最終の出来高検査
 - イ 新工法工事、新材料等使用工事及び特殊な工事について必要があると認めた工事検査

ウ 委託を受けた工事検査

- (2) 本庁の課(以下「課」という。)のうち、その主管に属する工事に関連する事務を所掌する高知県行政組織規則第 3 条第 2 号に規定する出先機関(以下「出先機関」という。)がある課の長(当該課が土木部の課である場合にあっては、土木部技術管理課長。第 4 号において同じ。) 次に掲げる工事検査

ア 1 件の請負対象金額が 5,000 万円以上 5 億円未満の工事について前号アからウまでに掲げる工事検査

イ 1 件の請負対象金額が 5,000 万円未満の工事について前号イ及びウに掲げる工事検査

- (3) 前号に掲げる課以外の課の長(当該課が土木部の課である場合にあっては、土木部技術管理課長) 次に掲げる工事検査

ア 1 件の請負対象金額が 5 億円以上の工事について第 1 号アからウまでに掲げる工事検査以外の工事検査

イ 1 件の請負対象金額が 5 億円未満の工事について前条各号に掲げる工事検査

- (4) 出先機関の長 次に掲げる工事検査

ア 1 件の請負対象金額が 5,000 万円以上の工事について第 1 号に規定する本庁の部長が命令をする工事検査又は第 2 号に規定する課の長が命令をする工事検査以外の工事検査

イ 1 件の請負対象金額が 5,000 万円未満の工事について前条各号に掲げる工事検査(第 1 号イ及びウに掲げる工事検査を除く。)

(検査命令)

第 4 条 検査命令権者は、工事の規模、工事検査の種類等を勘案し、高知県契約規則(昭和 39 年高知県規則第 12 号)第 52 条に規定する検査職員(以下「検査職員」という。)に検査を命じなければならない。

(検査職員)

第 5 条 検査命令権者は、別に定める基準により、1 件の工事検査ごとに、検査職員を指名しなければならない。

- 2 検査命令権者は、必要があると認めた場合は、1件の工事検査について2人以上の検査職員を指命することができる。この場合において、検査命令権者は、必要に応じて検査職員の分担する職務を指示するものとする。

(検査の委託及び受託)

第6条 工事を主管する本庁の部長(以下「部長」という。)は、工事検査について委託し、これを受託することができる。

- 2 工事検査の委託及び受託を行うときは、協議の上検査方法等を別に定めることができる。

- 3 工事検査の委託及び受託を行うときは、次に定めるところによるものとする。

(1) 受託した工事検査を行う検査命令権者は、前条の規定により検査職員を指命すること。

(2) 検査職員は、受託した工事検査の実施に当たっては、委託元の班長、チーフ、係長又は職員及び工事を監督した者を立ち合わせる。

(3) 検査職員は、工事検査の結果を、委託を行った部長に報告すること。

(農業振興部等主管工事の検査の特例)

第6条の2 農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部が主管する工事(その主管する工事に関連する事務を所掌する出先機関がある農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部の課が主管する工事にあつては、1件の請負対象金額が5,000万円以上のもの及び1件の請負対象金額が5,000万円未満のもの(第3条第2項第1号イに掲げる工事検査を実施する必要があるものに限る。以下この条において同じ。))に限る。)については、土木部において工事検査(その主管する工事に関連する事務を所掌する出先機関がある農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部の課が主管する工事で、1件の請負対象金額が5,000万円以上のものにあつては同号ア及びイに掲げる工事検査、1件の請負対象金額が5,000万円未満のものにあつては同号イに掲げる工事検査に限る。)を実施するものとする。この場合において、1件の請負対象金額が5億円以上の工事についての同号ア及びイに掲げる工事検査にあつては土木部建設検査長が、それ以外の工事検査にあつては土木部技術管理課長が命令をするものとする。

(兼務の禁止)

第7条 検査命令権者は、第5条の規定により検査職員を指命する場合において、高知県建設工事監督規程(昭和42年1月高知県訓令第2号。以下「監督規程」という。)第2条第2項の工事監督職員(第9条第1項において「工事監督職員」という。)を、その担当する工事の完成検査、中間検査又は支払を伴う検査の検査職員として指命することができない。

(服務)

第8条 検査職員は、工事検査の実施に当たっては、常に厳正公平な態度を保持し、事実に基づいて判定しなければならない、指導に際しては、懇切に行わなければならない。

(工事検査の立会い)

第9条 検査職員は、工事検査の実施に当たっては、工事監督職員及び請負者又は現場代理人を立ち会わさなければならない。

2 検査職員は、原則として事業担当の班長、チーフ又は係長を工事検査に立ち会わさなければならない。

(工事検査の実施)

第10条 検査命令権者は、請負者から工事完成通知書又は指定部分に係る工事完成通知書及び出来高検査請求書を受領した日から14日以内に検査を完了しなければならない。

2 検査職員は、次に掲げる事項の検査資料と対比し、請負者が工事目的物を適正に施行し、又は完成しているかを確認するための検査を行わなければならない。

(1) 契約書、仕様書、技術管理要綱、設計図書等

(2) 監督規程第2条第1項の監督職員が指示し、又は承諾したもの

(3) 検査職員が必要があると認めたもの

3 検査職員は、監督規程第7条第1項の規定により配置された検査補助員を、検査業務の範囲において指揮監督することができるものとする。

(検査の合否判定)

第11条 検査職員は、次の各号に掲げる工事検査の結果を当該各号に定めるところにより検査命令権者に報告しなければならない。

(1) 完成検査 次に掲げる書類を提出すること。

ア 別に定める事務処理要領に規定する検査調書(以下この条において「検査調書」という。)

イ 完成写真

ウ 部分完成工事内訳書(部分完成検査の場合に限る。)

(2) 中間検査 中間検査報告書を提出すること。

(3) 出来高検査 次に掲げる書類を提出すること。

ア 検査調書

イ 別に定める事務処理要領に規定する検査明細書(次号において「検査明細書」という。)

ウ 出来高写真

(4) 材料検査 監督規程第18条の規定に準じて行った検査の結果を報告すること。ただし、代金の支払を必要とするものについては検査調書、検査明細書及び材料確認写真を提出すること。

(5) その他の検査 検査命令権者又は検査職員が報告に必要があると認めた書類、図面、写真等を提出すること。

(検査の合否決定等)

第12条 委託を行った部長、工事を主管する部長又は検査命令権者(以下この条において「検査命令権者等」という。)は、検査職員から工事検査の結果の報告を受け、総合的な判断のもと検査結果の決定を行い、請負者に通知しなければならない。

2 検査の合否を決定するに当たり、検査命令権者等は、検査処置検討会議を設け、検査処置を決定することができる。

3 検査命令権者等は、工事検査の結果、不合格であると認めたときは、修補、改造、手直し等(次項において「手直し等」という。)の措置を講ずることを監督規程第2条第2項の総括監督員に通知しなければならない。

4 手直し等について措置が完了したときは、検査命令権者は、検査職員を指命し、再度工事検査を行わなければならない。

(工事成績の評定)

第13条 検査職員は、工事検査を実施したときは、別に定めるところにより工事成績の評定を行わなければならない。

(適用除外工事)

第14条 この規程の規定は、当初の契約金額が250万円を超えない別に定める軽微な工事については、適用しないことができる。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、工事検査の実施に関し別に細目を定めることができる。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和42年2月1日から施行する。

(他の規程の一部改正)

2 高知県農業土木事業検査規程(昭和41年7月高知県訓令第42号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(昭和44年11月14日訓令第20号)

この訓令は、昭和44年12月1日から施行する。

附 則(昭和52年8月9日訓令第12号)

この訓令は、昭和52年8月9日から施行する。

附 則(昭和53年8月1日訓令第11号)

この訓令は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則(昭和 55 年 4 月 1 日訓令第 6 号)

この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 4 月 1 日訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 11 月 24 日訓令第 13 号)

この訓令は、昭和 56 年 11 月 24 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 7 号)

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 10 月 1 日訓令第 13 号)

この訓令は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 4 月 1 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 1 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 1 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 4 月 1 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 4 月 1 日訓令第 17 号)

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 1 日訓令第 14 号の 3)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 8 月 1 日訓令第 14 号の 2)

この訓令は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成18年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第18号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

高知県建設工事検査要領

高知県建設工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県建設工事検査規程（昭和42年高知県訓令第3号。以下「検査規程」という。）に基づき、建設工事の検査を実施するために必要な細目を定めるものとする。

(検査職員)

第2条 検査は検査規程第5条の規定に基づく検査職員が行うものとする。

2 検査職員は、第6項の「工事検査職員指命基準」に定めるところによる技術職員を指命しなければならないものとする。

3 債務工事の各会計年度における支払限度額の最終出来高検査は、完成検査と同様の検査として取り扱うものとする。

4 材料検査については、「工事検査職員指命基準」に定めるもののほか、高知県建設工事監督規程（昭和42年高知県訓令第2号。以下「監督規程」という。）第18条の規定に従うものとする。

5 部分引渡の検査については、完成検査として取り扱うものとする。

6 工事検査職員指命基準は、次のとおりとする。

ただし、条件付採用職員は除く。

範 囲	検査区分	検 査 職 員
1 件の請負対象金額が 5 千万円以上の工事	・ 完成検査 ・ 中間検査 ・ 債務各年最終出来高検査	・ 建設検査長 ・ 工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・ 出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長
	・ 出来高検査	・ 出先機関のない課室 補佐、建築技査、技査 ・ 出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長、班長、チーフ
	・ 材料検査	・ 建設検査長 ・ 工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・ 事業主管課及び出先機関の監督職員
1 件の請負対象金額が 5 千万円未満の工事	・ 完成検査 ・ 中間検査 ・ 債務各年最終出来高検査	・ 工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・ 出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長 当該工事（少額工事を除く）を担当しない班長・チーフ
	・ 出来高検査	・ 出先機関のない課室 補佐、建築技査、技査 ・ 出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長、班長、チーフ

	・材料検査	・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・事業主管課及び出先機関の監督職員

注：・債務各年最終出来高検査とは、債務工事において、建設工事請負契約書第40条第2項の支払限度額に対応する各会計年度の最終の出来高検査。

- ・林業出先機関においては技術次長を次長とする。
- ・少額工事とは、請負額250万円未満とする。
- ・出先機関のないとは、出先機関を所属していないもの、又は出先機関において検査業務を行っていないもの。

(検査命令)

第3条 検査命令権者は、検査規程第7条に留意し同第3条、第4条、第5条、第6条の規定に従い、次の各号について検査の命令を行うものとする。

- (1) 請負者から、工事完成通知書又は指定部分にかかる工事完成通知書、出来高検査請求書、工事材料検査請求書、工場製品検査請求書及び部分引渡検査請求書の提出があった場合。
- (2) 監督職員から検査の要請があった場合。
- (3) 新工法工事、新材料等使用工事、特殊な工事等で検査の必要を認める工事。
- (4) 検査の依頼委託を受諾した工事検査。

2 検査命令権者が、検査規程第5条第2項による複数指命する対象工事は下記のとおりとする。

- (1) 1件の請負対象額が5億円以上の工事
- (2) 仮組検査を設計計上している大規模橋梁(上部工)工事
- (3) ダム工事
- (4) 100m以上のトンネル工事
- (5) 特に検査命令権者が必要と認めた工事

(検査の実施)

第4条 検査職員が検査を行うにあたっては、別に定める高知県建設工事検査技術基準に従って行うものとする。

2 中間検査については、検査規程第2条第(2)号及び監督規程第20条の規定によるほか、中間検査対象範囲及び中間検査回数並びに検査時期を次に定め実施するものとする。

(1) 中間検査対象範囲

- ア 当初請負対象金額5000万円以上の工事を原則とする。
- イ 新工法、新材料等を使用した工事、又は特殊工事等の場合とする。
- ウ 維持補修、除草、植栽管理等の単純工事は除くことができるものとする。

(2) 中間検査回数

- ア 道路、河川、橋梁(工場製作は除く。)、公園、上下水道、区画整理、砂防、海岸、港湾、漁港、建築、耕地、森林土木などの工事

請負対象金額	一般入札工事	低入札工事
5,000万円以上～15,000万円未満	1回以上	2回以上
15,000万円以上	2回以上	3回以上

イ 港湾、漁港、海岸で1工種、単純断面の工事。

請負対象金額	一般入札工事	低入札工事
5000万円以上～20,000万円未満	1回以上	2回以上
20,000万円以上	2回以上	3回以上

ウ 低入札工事とは、低入札価格調査制度調査対象工事をいう。

エ 検査回数は、上記のア、イを基本とするが、検査命令権者は必要に応じ増減することができるものとする。

オ 債務工事については、請負対象金額を年度支払限度額として読み替え適用するものとする。

(3) 中間検査の時期

検査時期は、概ね工事進捗率30%から80%の間で、監督職員が工事内容により中間検査回数に応じた最適な時期を選定し、検査命令権者に報告しなければならないものとする。

(検査の特例)

第5条 工事設備又は工事用材料で日本工業規格その他の規定に定めるものを検査する場合において、製造者の試験記録等又は試験機関の検定に基づいたものを検査にかえることができるものとする。

(検査の合否判定)

第6条 検査職員は、検査規程第2条の検査を行う場合は、検査規程第10条による検査資料と対比し、高知県建設工事検査技術基準に従い、工事の実施状況、出来形、品質、施工及びその管理並びに出来ばえ等、工事の検査結果を検査命令権者に報告するものとする。

(検査の合否決定)

第7条 検査命令権者は、検査職員の検査結果の報告を受け、総合的な判断のもとに検査の合否を決定するものとする。

2 検査命令権者は、検査の結果「不合格」と認めた場合は、不適合な箇所の出来形及び補修、改造、手直し（以下「手直し」という。）等の調査及び手直し工事の監督指導を総括監督員に指示しなければならない。

3 検査規程第12条第2項の「検査処置検討会議」の委員は次に定める職員とする。

	議 長	会 議 委 員
5,000万円以上の検査	事業担当部局長又は事業担当部局長が指名した者	事業担当部長 事業担当技術副部長 建設検査長 検査担当課室長 事業担当課室長 契約担当課室長 その他議長が認める者

5,000万円未満の検査	検査命令権者又は検査命令権者が指名した者	出先機関のある場合	出先機関のない場合
		所長 技術次長等 土木技査・技査 工事担当課長 その他議長が認める者	事業担当課室長 副参事 技術補佐 建築技査・技査 契約担当課室長 その他議長が認める者

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、工事検査の実施に関し別途細目を定めることができる。

(適用外工事)

第9条 一般的な土木工事を除く軽微な修繕設備補修工事等については、検査規程第14条の規定により適用除外工事とすることができる。

附則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年10月1日から施行する。

高知県建設工事検査技術基準

高知県建設工事検査技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、高知県建設工事検査規程（昭和42年訓令第3号）及び高知県建設工事検査要領の建設工事の検査に係る技術的基準を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、契約図書、高知県建設工事技術管理要綱等に基づき工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、合否の決定を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、段階確認、工程管理、安全管理、工事施工状況（及び施工体制）等の工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。）と、契約図書とを対比し、次の項目に留意して行うものとする。

表－1 工事の実施状況の検査留意事項

項 目	関 係 書 類	内 容
契約書等の履行状況	契約書、仕様書等	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く）。
工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況。
施工管理	工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理等	高知県建設工事技術管理要綱等の管理状況及び進捗内容。
安全管理	契約図書、工事打合せ簿等	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況。
施工体制	施工体制台帳等	適正な施工体制の確認状況

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し別表－2に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約書及び仕様書の定めるところにより、必要に応じ破壊等の検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表－3に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約書及び仕様書の定めるところにより、必要に応じ破壊等の検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察等により行うものとする。

(検査の実施)

第7条 検査は契約の履行内容が契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいた適正なものとなっているか否かを、実地に行って確認することを基本とし、適正な履行の確保を図るとともに、不適正な履行を排除することを目的とするものである。

- 2 検査の実施の基準を別表－2「出来形寸法検査基準」、別表－3「品質検査基準」に、また検査方法を別表－4「検査方法」に定める。

ただし、検査基準及び検査方法の検査内容、検査密度については、検査職員は工事内容、施工状況等を勘案し、別に指示することができる。

(雑則)

第8条 この技術基準に定めるもののほか、工事検査の実施に関し別途細目を定めることができる。

附 則 高知県建設工事検査基準（平成11年4月1日制定・総務部長）は廃止する。

この基準は、平成17年4月1日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。

この基準は、平成29年10月1日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。

この基準は、令和5年7月1日から施行する。

出来形寸法検査基準

第1 一般土木工事の部

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
共 通	矢板工	基準高・変位・根入長 延長・傾き	250 枚につき 1 箇所以上。 (ただし、250 枚以下は 2 箇所以上)
	法枠工 吹付工 植生工	厚さ・法長・間隔・幅・ 延長	200m に 1 箇所以上 (200m 以下は 2 箇所以上)
	基礎工 杭	基準高・根入長 偏心量	1 基または 1 目地間当たり 1 箇所以上
	ブロック・石積（張）工	基準高・法長・厚さ 延長	100m につき 1 箇所以上(ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上)
	コンクリート擁壁工	基準高・法長・厚さ 延長	100m につき 1 箇所以上(ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上)
	舗装路盤工	基準高・幅 厚さ	基準高、幅は 200m につき1箇所以上(ただし、施 工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上)厚さは、 1km に1箇所以上(ただし 1km 以下は 2 箇所以 上)
		基準高、厚さあるいは標高 較差(3次元モデルによる 場合)	1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
	舗装工	基準高・幅・横断勾配 平坦性・厚さ	基準高、幅は 200m につき 1 箇所以上(ただし、施 工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上)厚さは、 施工面積 10,000m2 につき1箇所以上コアーにより 検査(ただし、施工面積 10,000m2 以下の場合 は 2 箇所以上)
		基準高、厚さあるいは標高 較差(3次元モデルによる 場合)	1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
	地盤改良工	基準高・幅・厚さ、延長	200m につき 1 箇所以上(ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上)
基準高、幅、厚さ、延長 (3 次元モデルによる場 合)		1工事につき1箇所(3次元モデルによる場合)	
土工	基準高・幅・法長	200m につき 1 箇所以上(ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上)	
	天端面・法面の設計との標 高較差、または水平較差 (3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)	

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
共通	グラウンドアンカー工	・部材寸法・グラウト強度 ・引張り材の強度 ・アンカー頭部の台座 ・支圧板及び締付金具の強度試験 ・ボーリング角度、深さ、グラウト打設状況 ・定着部のゆるみと設計付着力の関係 ・緊張強度	引張確認試験 配置誤差 穿孔方向 5%以上、最少3本
	鉄筋挿入工	・芯材や頭部定着材の寸法の確認 ・定着材（グラウト等）の強度 ・補強材の強度 ＜現地測定及び品質管理資料で判定＞ ・地質の状況 ・削孔の角度、深さ ・定着材打設状況（注入量の管理方法） ・設計引張り力、もしくは設計許容周面摩擦抵抗力に相当する引張り力の確認 ＜現地測定、現地観察及び出来形管理資料で判定＞	施工数量の3%程度 かつ最少3本 引張り力の確認について 施工数量の3%程度かつ最少3本、 ただし、異なる地質に対して施工している場合は、 それぞれの地質において前記の本数を実施
河川	築堤護岸	基準高・幅・厚さ・高さ・法長・延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	浚渫（川）	基準高・幅・深さ・延長	
	浚渫（川） （バックホウ浚渫船のみ）	設計との標高較差（3次元モデルによる場合）	1工事につき1断面（3次元モデルによる場合）
	樋門・樋管	基準高・幅・厚さ	本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造ごとに2箇所以上
	水門	高さ・延長	
	根固め及び消波ブロック等	基準高・幅・延長 断面・個数・厚さ	100mに1箇所以上 （100m以下は2箇所以上）

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
海 岸 ・ 防 潮 堤	堤防護岸 突堤・人工岬 海岸堤防	基準高・幅・厚さ・高さ・ 法長・延長	200m につき 1 箇所以上 (ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上)
	浚渫 (海岸)	基準高・幅・深さ・延長	
道	道路改良等	基準高・幅・厚さ・高さ・ 延長	100m につき 1 箇所以上(ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上)
	橋梁下部	基準高・幅・厚さ 高さ・支間(スパン)長 変位	スパン長は、各スパンごと その他は、同種構造物ごとに 1 基以上につき、 構造図の寸法表示箇所の任意部分
	橋梁上部	部材寸法・基準高 中心間距離・支間長 キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の 任意部分 その他は 5 径間未満は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上
	コンクリート橋上部	部材寸法・基準高 中心間距離 厚さ キャンバー・幅	
	トンネル	基準高・幅・厚さ 高さ・深さ・間隔 延長	両坑口を含め 100m につき 1 箇所以上。(ただし、 施工延長 200m 以下の場合は両坑口を含めて 3 箇所以上)
砂 防 ・ 治 山	砂防ダム 治山ダム	基準高・幅・厚さ 延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所(3 箇所以上)
	流路 斜面对策	基準高・幅・厚さ・ 高さ・延長	100m につき 1 箇所以上。(ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上)
ダ ム	コンクリートダム	基準高・幅・堤長 ジョイント(目地)間隔	5 ジョイントに 1 箇所以上。
	フィルダム	基準高・外側境界線	5 測点に 1 箇所以上。
その他構造物		工種に応じ、基準高 幅・厚さ・高さ・深さ 法長・長さ等	工種構造物ごとに適宜決定する。

第2 港湾・漁港工事の部

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
港 湾 ・ 漁 港	浚渫工	底面、法面の基準高 施工区域	測線での確認は3割程度、任意の箇所
	基礎拾石	均し面の基準高、天端幅、据付面 の高さ・勾配、延長、	構造物ごとに適宜決定する
	消波工	天端高、天端幅、延長、法勾配	起終点及び中間点の3箇所以上
	本体工	基準高、幅、壁厚、延長、法線に 対する出入、据付間隔	構造物ごとに適宜決定する
	その他、構造物	工種に応じ、基準高、幅、壁厚、 高さ、法線に対する出入、据付間 隔、延長等	構造物ごとに適宜決定する

第3 森林土木工事の部

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
治 山 ・ 林 道 開 設	木製ダム	基準高・幅・厚さ・延長・法 勾配	構造図の寸法表示箇所の任意の部分。
	中心線 縦断・路面	I Pの位置(交角)・I P間距 離・偏心・基準高・全幅	100mに1箇所以上。 (100m以下は2箇所以上)
	上記以外の工種	一般土木工事の部に準ずる。	

第4 農業土木工事の部

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
共 通	砂利舗装	厚さ・幅・延長	200mに1箇所以上。 ただし、200m以下は2箇所以上
	プレキャスト水路工	基準高・幅・高さ・延 長	幹線については、100mに1箇所以上。 ただし、100m以下は2箇所以上
	道路工		土木工事の部に準ずる。
	法面工(土羽)	法勾配・法長・芝工	1工事あたり3箇所以上。

工 種			検 査 内 容	検 査 密 度
ほ 場 整 備 工 事	雑物除去		石礫等	写真等で確認。
	湧水処理		基準高・延長	管理図と段階確認の結果を照合。
	基盤整地		基準高	1工事あたり3箇所以上。ただし1箇所は3点以上を測定したものの平均値。
	表土整地		厚さ・基準高・厚さ	(表土均平後の検査の場合は、管理図と段階確認の結果を照合)
	暗渠排水工		布設深・間隔・延長	管理図と段階確認の結果を照合。
	用 排 水 路 工	コンクリート2次製品		プレキャスト水路工に準ずる
		現場打ち水路	基準高・幅・厚さ・高さ・深さ・延長	50mに1箇所以上。 ただし、50m以下は2箇所以上。
	道路工（砂利道）		基準高・幅・延長	50mに1箇所以上。 ただし、50m以下は2箇所以上。
管 水 路 工	管体基礎工 管体工		布設深・延長・その他	管理図と段階確認の結果を照合。
	通水試験		水張り試験・水圧試験	全区間を管理図と段階確認の結果を照合。
	その他構造物		工種に応じ、基準高・幅・厚さ・高さ・深さ・法長・法勾配・変位・間隔・延長等	一般土木工事の部等を参考に適宜決定する。
た め 池 改 修 工 事	堤 体 工	堤体工	基準高・堤幅・法長・延長	20mに1箇所以上。 ただし、20m以下は2箇所以上。
		コアの盛立	基準高・外側境界線	管理図と段階検査結果を照合。
	洪水吐工		基準高・幅・厚さ・高さ・中心線のズレ・延長	1スパンに1箇所以上。
	樋管工 同上付帯構造物		基準高・厚さ・幅・高さ・中心線のズレ・延長等	10mに1箇所以上。 ジョイント間隔は1本毎。
	上記以外の工種		一般土木工事の部等を参考に適宜決定する。	

品質検査基準

工 種	検 査 内 容	検 査 方 法
材料	・品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か。	・観察、品質証明書により検査。 ・場合により実測する。
基礎工	・支持力は、設計図書等と対比して適切か。 ・基礎の位置、上部との接合等は適切か。	・主に施工管理記録及び観察により検査する。 ・場合により実測する。
土工	・土質、岩質は、設計図書等と一致しているか。 ・支持力又は密度は、設計図書等と対比して適切か。	
無筋、鉄筋 コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書等と対比して適切か。	・主に施工管理記録及び観察により検査する。 ・場合により実測する。 ・シュミットハンマーは、300m ³ に1箇所以上、又は、施工単位につき2箇所以上。 必要によりコアで強度判定。
構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は、設計図書等と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。
舗装路盤工	・路盤材料の合成粒度は、設計図書等と対比して適切か。 ・支持力又は締め固め密度は、設計図書等と対比して適切か。	・主に施工管理記録及び観察により検査する。 ・場合により実測する。
アスファルト 舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は、設計図書等と対比して適切か。	・主に既に採取されたコア及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 ・場合により実測する。
ため池改修 工事 堤体工	締め固め密度、透水係数は設計図書と対比して適切か。	・主に施工管理資料及び観察により検査する。 ・場合によって実測する。

検査方法

目次

第１ 一般土木工事の部

共通検査項目	75
各工事の検査の方法	76
1 一般施工	76
(1) コンクリート	76
(2) 土工一般	76
(3) 石積張工・ブロック積張工	77
(4) コンクリート擁壁工	77
(5) 鉄筋工	78
(6) 基礎（栗石・切込）工	78
(6－1) 杭基礎工	78
(7) 矢板工（鋼管・H鋼・コンクリート等）	78
(8) 縁石工・側溝工（プレキャスト）	79
(9) 側溝工・水路工	79
(10) 蓋工	79
(11) 管渠工・函渠工	79
(12) 水門・樋門	80
(13) 井筒基礎工・潜函基礎工	80
(14) セメント類吹付工	80
(15) 法面保護工	80
(16) 実播工	80
(17) 柵工・筋工	81
(18) 伏工（むしろ、アミ等）	81
(19) 枠工	81
(20) 防護柵工（ガードレール・ケーブル・パイプ・ストーンガード）	81
(21) 落石防護柵工（ロックネット）	81
2 河川等	82
(1) 蛇籠工・布団籠工・かごマット工	82
(2) 根固めブロック工	82
3 砂防・治山ダム	82
(1) ダム工・流路工・護岸工	82
(2) 集水井工	83
(3)-1 グラウンドアンカー工	83
(3)-2 鉄筋挿入工	84
(4) ボーリング工	85
4 港湾・漁港・農林海岸	85
5 植栽工	85
6 舗装工	85
(1) 路盤工	85

(2) アスファルト舗装工	86
(3) セメントコンクリート舗装工	86
7 橋梁	86
(1) 一般	86
(2) 下部工	86
(3) RC・PC 橋	87
(4) 鋼橋	87
(5) 溶接工	87
(6) 塗装工	87
(7) 橋面舗装 (アスファルト)	88
8 トンネル	88
第2 建築工事の部	
共通検査項目	93
各工事の検査の方法	93
1 主体工事	93
(1) 土工事	93
(2) 地業工事	94
(3) 鉄筋工事	94
(4) コンクリート工事	94
(5) 鉄骨工事	94
(6) コンクリートブロック・ALC パネル	94
押出成型セメント板工事	
(7) 防水工事	94
(8) 石工事	95
(9) タイル工事	95
(10) 木工事	95
(11) 屋根及び、とい工事	95
(12) 金属工事	95
(13) 左官工事	95
(14) 建具工事	95
(15) 塗装工事	95
(16) 内装工事	95
(17) 舗装工事	95
(18) 排水工事	95
(19) 植栽工事	96
(20) カーテンウォール工事	96
(21) ユニット及びその他の工事	96
2 電気設備工事	96
(1) 共通事項	96
① 配管	96

② 配管(地中)	96
③ 配線	96
④ 昇降機設備	96
(2) 電力設備工事	96
① 受変電設備	96
② 発電機設備	97
③ 避雷針設備	97
④ 動力設備	97
⑤ 電灯、コンセント設備	97
(3) 通信設備工事	97
① 放送設備	97
② 電気時計設備	97
③ テレビ共聴設備	97
④ 呼出警報設備	97
⑤ 火災報知設備	98
⑥ 電話設備	98
3 機械設備工事	98
(1) 衛生設備工事	98
① 給水設備	98
② 衛生器具設備	98
③ 排水設備	98
④ 給湯設備	99
⑤ 消火設備	99
⑥ ガス設備	99
⑦ し尿浄化槽・合併処理施設	99
⑧ 厨房設備・実験台類	100
⑨ 焼却炉	100
⑩ さく井	100
(2) 空気調和・換気設備工事	100
① 機器設備	100
② 配管設備	100
③ ダクト設備	100
④ 自動制御設備	100
⑤ 総合調整	100

検査方法

第1一般土木工事の部

共通検査項目

検査の項目	検査の方法
延 長	起終点を基準として各測点間の距離又は全延長を計測する。
幅員、法長、法勾配、高さ、深さ	原則として測点並びに測点間について実測し出来形寸法を確認する。 ※測点間とは、管理測点でない箇所も含むものである。
計画高、縦断、横断、勾配	1 計画高は、必要あると認めた時は基準点（仮基準点を含む。）による。 2 縦断、横断勾配は原則として測点間並びに測点について実測する。
構 造 物	1 長さ、幅、高さ、厚さ、勾配等を実測して出来形寸法を確認すると共に、外観等を観察する。 2 コンクリート構造物については、テストハンマー（シュミットハンマー等）その他の方法で表面強度を判定する。また、打設方法、養生等についても適否を確認する。 3 重要なコンクリート構造物（床固、堰提等）については漏水の有無を、削孔、注水等により確認する。 4 必要と認めた時は、一部破壊又は抜取り検査を行う。 5 品質については、検査を原則とするが、関係資料により確認する事が出来る。 6 各構造物の求められている機能を満足することを確認する。
主 要 資 材	規格、品質、数量、強度等を写真並びに関係書類その他実地検査により判定する。
残 土 処 理	設計土量の処理、並びに処理場所を必要であると認めたときは確認する。
仮 設 工 事	1 指定仮設については原則として設計図書により検査をする。 2 指定仮設以外の仮設については、監督職員が提出をうけたものの資料による。
写真による検査	基礎及び根入長等の掘り起し検査ができがたいとき、又はその構造物に将来影響を及ぼすおそれがあるときは、監督職員から工事施工の実情を聞き写真により判定する。
品 質 管 理	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事及びコンクリート工事等の品質管理を資料により判定する。
出 来 形 管 理	設計値と実測値を対比して記録した出来形図及び出来形管理資料等により判定する。
跡 片 付	現場の整理等を確認する。
そ の 他	1 検査は現地で測定することを原則とするが、特別の事由により現地において測定できない場合は、工事写真、品質管理資料、出来形図及び出来形成果表等で判定することができる。 2 この検査方法に記載されていないものは、検査員の判定による。

各工事の検査の方法

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
1 一般施工 (1) コンクリート	1 コンクリート打込み数量	設計数量との対比	工事写真、出来形図及び出来形管理資料、コンクリート使用一覧表及び納品伝票で判定
	2 配合およびスランプ	設計配合及びスランプの適否の確認 塩化物含有量の確認	品質管理資料（骨材試験及び配合設計試験等）で判定
	3 コンクリートの強度	試験値の最低強度の確認、全試験値のバラツキの有無の確認	品質管理資料（破壊試験成績表）、シュミットハンマー、必要により抜取りコア強度で判定。
	4 施工状況	配合の均等性の有無の確認、打込み状況の適否（まめ板、コールドジョイントの有無、隅部の施工状況、シュート方法、締め固めの状態等）養生方法の適否、練りませから打ち終りまでの時間、脱型時期の適否、雨天時の場合の対策、各構造物に適した打設速度の確認	現地観察、必要により注水検査又は抜取コアで判定 品質管理資料
	5 打継目の位置	重要構造物のコンクリート打継目位置の確認 一区画打継目の施工状況（処理方法）	現地測定及び工事写真 必要により注水検査及び抜取コアで判定
(2) 土工一般	1 基準高、延長、深さ、法勾配、幅、厚さ	設計図書との対比、床掘、掘削は計画深度以上の深掘の可否	現地測定、工事写真及び出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 土質又は岩質	設計との対比 埋戻し土質の適否 地山に適した勾配の確認	現地観察及び土質調査資料で判定
	3 残土処理	残土量及び残土処理場の確認	現地観察、工事写真及び管理資料
	4 盛土の締固め	各層転圧状況の確認 （転圧機種、転圧回数、締固め密度、巻き出し厚）	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
	5 その他施工状況	床掘、床面の不陸状況、埋戻し し搗き固め状況 埋戻し跡の表面不陸の状況 盛土の余盛の程度 盛土の表面排水処理状況及び 路肩の状況 湧水等の処理方法 高盛土の沈下管理	現地観察及び工事写真で判定
(3) 石積張工（修景工等を除く）・ブロック積張工	1 基準高、延長、法勾配、法長、幅、厚さ	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質、形状寸法	形状寸法、外観、重量及び圧縮強度	現地測定、必要により抜取検査、品質管理資料で判定
	3 基礎工	コンクリート基礎（コンクリート工の項参照）その他の基礎施工状況の確認	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	4 その他の施工状況	積方、合端の施工状況の確認 法面の「はらみ」の有無。 胴込めコンクリート、裏込コンクリート、裏型砕栗石の填充状況、水抜穴の配置方向及び穴通りの状況 連結ブロックの連結材の接合方法	現地測定、注水検査（石積張工は除く200㎡以上）及び工事写真で判定
(4) コンクリート擁壁工（人工岩及びコンクリート基礎工含む）	1 基準高、延長、幅、高法勾配	設計図書との対比、断面形状の確認	現地測定、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 基礎工	基礎杭、基礎栗石等の施工状況	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	3 コンクリート工	コンクリートの品質及び施工状況（コンクリート工の項参照）	現地測定、品質管理資料及びシュミットハンマー、必要により抜取コアの強度で判定
	4 その他施工状況	基礎又はフーチングと躯体の取合施工状況 1区画のコンクリート打込み状況（打継目の処理） 目地材の材質、厚さの確認 縦方向の通りの状態 勾配	工事写真、必要により注水検査及び現地観察で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(5) 鉄筋工	1 数量	設計図書との対比	必要により納品伝票写真等で判定
	2 使用材料の規格、寸法、強度等		現地測定及び工事写真で判定 ミルシート
	3 施工状況	鉄筋加工の適否 鉄筋間隔及び組立の正確度 鉄筋カブリの確認 鉄筋継方法と位置の可否（重ね長、ガス圧接、機械式継手） 鉄筋結束の確実性の確認 スパーサーの材質の確認	現地測定及び工事写真で判定 設計との比較、圧接試験
(6) 基礎工 〔 栗石 基礎 切込 〕	1 基準高、延長、幅、厚さ	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質、形状寸法	最大径の確認、材質の適否	現地観察及び工事写真で判定
	3 施工状況	間隙充填材の状況と搗き固め状況及び均しの状況	現地観察及び工事写真で判定
(6-1) 杭基礎工	1 基準高、本数、間隔	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質、規格、寸法	種類、品質、形状、寸法、本数等の確認	品質管理資料（試験成果）で判定
	3 支持力	設計荷重との対比（安全率の確認）	出来形管理資料（打込記録、杭耐力試験成果、支持地盤の土質）で判定
	4 施工状況	打込長さ、中心線のずれ、鉛直度（傾斜度）の確認 上部構造との関係 杭頭の処置、継杭施工の適否 支持地盤への根入れ長 打ち止め貫入記録 コンクリートの打込み方法 溶接作業と気象管理	現地測定及び工事写真で判定 支持層確認の資料 品質管理資料
(7) 矢板工（鋼管、H形鋼、木、コンクリート等）	1 基準高、延長	工事延長と設計枚数との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質、規格、寸法	種類、品質、形状寸法の確認	工事写真及び品質管理資料で判定
	3 打込状況	法線の通り、傾斜の有無	現地測定で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
	4 その他施工状況	打止貫入記録の確認 頭部の処理状況 矢板相互の結合状況	現地測定、工事写真、出来形図 及び出来形管理資料等で判定
(8) 縁石工 側溝工 (プレキャスト)	1 基準高、延長、 幅、又は高さ	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図 及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品 質、規格、寸法	種類、品質、形状寸法の確認	品質管理資料で判定 必要により曲げ強度試験で判定
	3 基礎工	基礎工施工の適否（基礎工 の項参照）	
	4 施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参照)	現地測定、工事写真、品質管理 資料、出来形図及び出来形管理 資料等で判定
(9) 側溝工 水路工	1 基準高、延長、 幅、高さ、底厚、 縦断勾配	設計図書との対比	現地測定、工事写真、品質管理 図表等で判定 底厚は必要により、削孔により 判定
	2 基礎工	基礎工施工の適否 (基礎工の項参照)	
	3 施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参照) 打ち継目の止水の適否 路面との高さ	
(10) 蓋工	1 使用材料の品 質、規格、寸法	設計図書との対比 種類、品質、形状寸法の確認	現地測定、品質管理資料、現地 観察および必要により破壊検査 で判定
	2 配筋	鉄筋の間隔、カブリの確認	
	3 施工状況	敷設状況	
(11) 管渠工 函渠工	1 基準高、延長、 幅、又は径、高 さ、厚さ	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図 及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品 質、規格、寸法	種類、品質、形状寸法の確認	品質管理資料で判定
	3 基礎工	基礎工施工の適否 (基礎工の項参照)	
	4 施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参照) コルゲートの施工状況 中心線とのずれ及びひびわれ の状況、継手部漏水の有無 管渠・函渠勾配 伏水の処理状況 1回のコンクリート打設高さ の確認	現地測定、現地観察、工事写 真、品質管理資料、出来形図及 び出来形管理資料等で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(12) 水門 樋門	1 基準高、各部構造寸法	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 施工状況	止水時の漏水 開閉時の機能	現地観察で判定
(13) 井筒基礎工 潜函基礎工	1 基準高、各部構造寸法	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 地耐力	期待地盤の耐力の確認	出来形図及び出来形管理資料 (載荷試験沈下測定)
	3 中詰工	指定工法の確認及び施工	現地観察及び工事写真で判定
	4 掘削土の処分	共通事項、残土処理の項参照	
	5 その他施工状況	コンクリート品質及び施工状況（コンクリート工の項参照） 中心線とのずれ 傾斜の有無	現地観察、工事写真、品質管理資料、出来形図及び出来形管理資料等で判定
(14) セメント類 吹付工	1 面積、法長、厚さ、延長	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質	セメント類配合の確認 ラス張材料の規格の確認	品質管理資料で判定
	3 施工状況	吹付状態（均等の有無） き裂、浮上りの有無 ラス及びアンカーボルトの位置の確認 はね返り材料の適切な処理の確認 湧水処理の確認、養生	現地観察及び工事写真で判定
(15) 法面保護工 （盛土法面及び切取法面の芝、種子吹付等）	1 面積、法長、芝付、間隔	設計図書との対比	現地測定、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の品質	品種の確認	現地観察
	3 施工状況	法面の不陸、発芽及び発育の状況 目串の差し込み状況 張芝の衣土の状況 湧水処理の確認	現地観察及び工事写真で判定
(16) 実播工	1 面積	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	2 使用材料の種類	種子、養生材、粘着材肥料の確認	現地観察及び品質管理資料で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
	3 施工状況	斜面整地状況 種子等の攪拌状況 種子の発芽状況 吹き付け状況の確認	現地観察及び工事写真で判定
(17) 柵工、筋工	1 高さ、延長	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	2 使用部材の品質等	種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、現地観察及び品質管理資料で判定
	3 施工状況	根入深さ、地山との角度、締付状況 目串の差込み状況 萱株の植付け状況 犬走りの施工状況の確認	現地測定、現地観察及び工事写真で判定
(18) 伏工（むしろ、アミ等）	1 面積	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	2 使用部材の品質等	種類、品質、形状、寸法の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	3 施工状況	重ね合わせ、間隔、障害物の除去状況	現地観察及び工事写真で判定
(19) 枠工	1 面積、法勾配、高さ、延長	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	2 使用部材の品質等	種類、品質、形状、寸法の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	3 施工状況	コンクリート施工状況 詰石の状況 法面と法枠との密着状況の確認	現地観察及び工事写真で判定
(20) 防護柵工 (ガードレール) (ガードケーブル) (ガードパイプ) 落石防護網 (ストーンガード)	1 基準高、延長	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	2 使用部材の品質等	種類、品質、規格、形状、寸法の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	3 施工状況	ボルトの締付状況 ケーブルの張具合の確認 支柱の設置状況、間隔・垂直度の確認	現地観察及び工事写真で判定
(21) 落石防護網 (ロックネット)	1 面積、長さ、延長	設計図書との対比	現地測定で判定
	2 使用材料の品質等	網目、番線、ロープ・アンカーの径、長さ、品質の確認	現地観察及び品質管理資料で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
	3 施工状況	綱の張具合の確認 ロープの張具合 アンカーの根入れ長確認 アンカーの取付け状況 グリップの締付け状況	現地観察、工事写真で判定
2 河川等 (1) 蛇籠工 布団籠・か ごマット工	1 延長、法長、幅、 厚さ、本数、配 置、基準高	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図 及び出来形管理資料等で判定
	2 「じゃかご」の 品質、規格、寸法	番線、網目、径、品質の確認	現地測定、品質管理資料及び現 地観察で判定
	3 詰石の材質、形 状、寸法	風化の有無、表面から見えに くい部分の形状、寸法の確認	
	4 施工状況	石詰の状況 法肩、法尻、屈曲部の施工状 況 開口部及び連結部の処理状況 止杭の施工状況	
(2) 根固めブロ ック工	1 基準高、延長、 幅	設計図書との対比	現地測定、出来形図及び出来形 管理資料等で判定
	2 使用ブロックの 品質、形状、寸法	〃	現地測定、品質管理資料及びシ ュミットハンマーで判定
	3 施工状況	基盤の状況 ブロック総数の確認 据付の粗密のバランス状況 各ブロック相互のかみ合い	現地観察 工事写真、出来形図及び出来 形管理資料等で判定
3 砂防ダム 治山ダム (1) ダム工 流路工 護岸工	1 基準高、基礎 高、幅、長さ (延長)、法勾配	設計図書との対比 床掘完了時の確認 水叩、仕戻工、埋戻工、堤体 天端及び両側流路工	現地測定、工事写真、出来形図 及び出来形管理資料等で判定
	2 断面形状	放水路天端幅 水叩の幅、長さ、厚さ 袖部の根入 仕戻工 副堤長さ、幅、根入 流路工の幅、高さ、厚さ	〃
	3 土質、岩質、形 状	設計との対比	現地観察及び品質管理資料で判 定
	4 支持力	設計との対比 ダム支持力の安全性	〃

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
	5 残土処理	残土量および残土処理場の確認	現地観察、工事写真および管理資料で判定
	6 コンクリート工	コンクリート施工の適否 (コンクリート工の項参照)	現地観察 品質管理資料及び出来形管理資料、シュミットハンマーで判定 必要に応じ抜取コアで強度を判定
	7 鋼製ダム、鋼製 柱	設計図書との対比 品質、形状、寸法の確認 ボルトの締付強度確認 中詰石の材質、径、詰め状況の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	8 施工状況	止水板の位置 コンクリート打継目の位置および状況	現地測定、工事写真、品質管理資料、出来形図及び出来形管理資料、必要により注水検査で判定
(2) 集水井工	1 基準高、径、深さ、偏位	設計図書との対比 床掘完了時の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理資料で判定
	2 土質、岩質	設計図書との対比	現地観察、工事写真及び出来形管理資料で確認
	3 使用材料の品質等	品質、形状、寸法の確認	現地測定、品質管理資料で判定
	4 残土処理	残土量及び残土処理場所の確認	現地観察及び工事写真で判定
	5 施工状況	地層の状況、湧水の位置・量の確認	
(3)-1 グラウンド アンカー工	1 部材の品質	部材の寸法の確認 グラウトの強度 引張材の強度 アンカー頭部の台座 支柱板及び締付金具の強度の確認	現地測定及び品質管理資料で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
	2 施工状況	地層の状況 ボーリングの角度、深さ、グラウト打設状況（注入量の管理方法） 定着部のゆるみと設計付着力の関係を確認 緊張強度の確認	現地測定、現地観察及び出来形管理資料で判定
(3)-2 鉄筋挿入工	1 部材の品質	部材の寸法の確認、定着材の強度、芯材の強度、頭部定着材 設計引張り力、もしくは設計許容摩擦抵抗力に相当する引張り力の確認	現地測定及び品質管理資料で判定
	2 施工状況	地質の状況 削孔の角度、深さ 定着材打設状況 （注入量の管理方法）	現地測定、現地観察及び出来形管理資料で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(4) ボーリング工	1 穿孔位置、配列方向、角度、深度	設計図書との対比	現地測定、出来形管理資料で判定
	2 使用部材の品質等	保孔管の品質、寸法の確認	現地測定、工事写真、品質管理資料及び出来形管理資料で判定
4 港湾 漁港 農林海岸	1 基準高、延長、幅、高さ、法勾配	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用ブロック及びケーソンの品質、形状、寸法	〃	現地観察、工事写真シュミットハンマー、品質管理資料、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	3 コンクリート工	コンクリート施工の適否 (コンクリート工の項参照)	
	4 施工状況	基礎の状況、ブロック総数の確認、据付の粗密のバランス状況 各ブロック相互のかみ合い。 ケーソン中詰の指定工法の確認及び施工状況	工事写真、現地測定及び現地観察で判定
5 植栽工	1 樹木の形状、寸法、本数及び樹種	設計図書との対比 (樹高、目通り周、枝幅)徒長は含まず	現地測定で判定
	2 樹木の状態	枝葉の発芽状況 樹姿の状態	現地観察で判定
	3 支柱	材質形状、防腐処理の確認 支柱取付結束の適否	現地測定で判定
	4 施工状況	配植の適否 整枝手入の状態 土質改良の状態 灌水養生の状況	現地測定、現地観察、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
6 舗装工 (1) 路盤工	1 基準高、延長、面積、幅、厚さ、横断形状	設計図書との対比	工事の出来形及び品質を現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 使用材料の材質	粒度及び配合率の確認	品質管理資料で判定
	3 密度支持力		品質管理資料（締固め度）で判定
	4 施工状況	仕上り面の不陸の有無 材料分離の有無 路床面又は下層路盤面の異常の確認	現地観察及び工事写真で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(2) アスファルト舗装工	1 基準高、延長、面積、幅、厚さ、横断勾配	設計図書との対比 横断勾配は設計の目的を果たすことを確認	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 アスファルト合材の品質	合材配合状態	品質管理資料 抜取コア一試験で判定
	3 施工状況	施工温度及び雨天時の施工 表面仕上り状況 転圧の適否（密度及びき裂有無） 雨水の排水状況を確認 合材敷均しの均等性 施工継目 道路構造物との接合部及び隅部の施工の適否	現地観察、工事写真、品質管理資料及び平坦性試験で判定
(3) セメント、コンクリート舗装工	1 基準高、延長、面積、幅、厚さ、横断勾配	設計図書との対比 横断勾配は設計の目的を果たすことを確認	工事の出来形および品質を現地測定、出来形管理図及び出来形管理資料で判定 厚さについては抜取コアで判定
	2 コンクリート	配合、強度	品質管理資料 必要により抜取りコア強度で判定
	3 施工状況	表面仕上りの状況 雨水等の排水状況を確認 目地仕上りの状況 養生	現地観察、工事写真で判定
7 橋梁 (1) 一般	1 基準高、縦横断勾配、橋長、幅、橋面、基礎工、雨水処理	施工精度、設計図書との対比、平坦性、取付道との取合、排水処理の状況	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 伸縮継手、支承	遊間の適否、桁との取付、平坦性、アンカー据付の状況 支承の位置および配置、排水の処理	現地測定、現地観察、工事写真及び出来形管理資料で判定
	3 鉄筋及びコンクリート	「鉄筋工」「コンクリート工」「コンクリート擁壁工」の項参照	
(2) 下部工	1 基準高、形状寸法、位置の変移	橋座、パラベットの天端高、中心線とのずれ方向、中心間距離、対角線距離	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(3) R C 橋 P C 橋	1 桁（版）の形状寸法	断面寸法、桁間隔、全長、支間、縦及び横方向の反り（P C）、幅、厚さ	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定
	2 P C 鋼線（鋼棒）の配置、緊張	P C 鋼線（鋼棒）の定着、装置、位置、方向、緊張力、ケーブルの伸装置のキャリブレーション、グラウト、養生	現地測定、工事写真、品質管理資料、出来形図及び出来形管理資料等で判定、緊急管理計画と施工記録、グラウトの管理
(4) 鋼橋	1 材料の品質	ロールキズ、われ腐蝕 うちきずの有無 指定寸法の確認 保管の方法	品質管理資料で判定
	2 各部材の形状寸法	全長、支間、断面、桁間隔、平面对角、断面、対角、製作キャンバー、ウェブの曲り変形、各部材長、接合方法及び施工の適否、接合順序及び溶接方法の適否、ソールプレートの取付、主桁の通り、そり、鉛直度	原寸及び仮組検査又は現地搬入組立時に判定
	3 架設	架設法、継手部のすき間 部材の保管 ハイテンボルトの締付の良否	架設計画要領書 現地測定、出来形図及び出来形管理資料で判定
(5) 溶接工	1 溶接箇所数、溶接長、脚長、のど厚	設計図書との対比	現地測定、出来形図及び出来形管理資料で判定
	2 溶接棒の種類	母材の種類および溶接方法	現地観察および工事写真で判定
	3 溶接工資格	資格の有無	資格証明書の写で判定
	4 施工状況	溶着金属表面の均一性、割れスラグ、ブローホールの有無 アンダーカット、オーバラップ等 母材の接合部の状態確認 母材歪みの有無、温度・湿度の適否 溶接棒の保管状況、溶接部の肉厚	現地観察及び工事写真 必要により放射線検査で判定 各種管理資料
(6) 塗装工	1 塗料の種類、品質、色別、色調、使用数量	設計図書との対比	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定

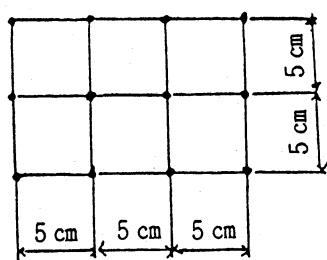
工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
	2 素地調整	ケレン度の適否	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定
	3 塗装回数	色層色調の確認	〃
	4 膜厚	設計との対比	現地測定（膜厚計による） 出来形図及び出来形管理資料等で判定
	5 施工状況	塗膜の状態の確認（気泡むらの有無）、隅部・裏面・角部等の塗残しの有無の確認、塩分付着量の測定	現地観察及び工事写真で判定
(7) 橋面舗装 （アスファルト）	1 厚さ 縦横断勾配	設計との対比	必要により500㎡に1箇所のでコアーを採取するほか出来形管理資料で判定
	2 品質	配合、密度	コアーにより判定するが、コアーの無い場合は、品質管理資料等で判定
8 トンネル工	1 基準高、幅（スプリングライン および路面） 高さ、覆工厚 縦横断勾配 打音	設計図書との対比	現地測定、工事写真、出来形図及び出来形管理資料等で判定 覆工厚については、削孔で厚さ確認
	2 コンクリート工	内空変位収束の確認 コンクリート施工の適否（コンクリート工の項参照） セントルつま型枠の防水シート切断対策の適否 脱型時期及び養生方法の適否	
	3 使用材料の品質等	NATMにおけるロックボルトの品質、寸法、本数の確認、H型鋼の品質、形状、寸法、数量の確認 吹付コンクリートの強度	現地測定、工事写真、品質管理資料及び使用一量覧表で判定
	4 グラウト工	セメントの入荷数量、モルタル注入量の確認	現地観察、工事写真、品質管理資料、出来形管理資料、納品伝票で判定
	5 掘削	岩質の確認（設計との対比） 火薬と雷管の使用量の確認 支保工の設計との対比 余掘の低減方法の確認	現地観察、工事写真、使用量一覧表、出来形管理資料で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
	6 ロックボルト工	打設角度の確認 引抜き強度の確認	現地観察、管理資料、工事写真 で判定
	7 防水工	吹付コンクリート面の凸凹の 処理及びロックボルト頭部等 の突出物の処理の確認 溶着接合部の密着度の確認 (加圧試験、マイナスドライ バー等) 補修箇所の適否、取付の確認	現地観察、管理資料、工事写真 で判定
	8 施工状況	コンクリートの施工状況 インバートの施工基盤を掘り すぎた場合の処理状況 湧水処理の確認 排水方法の適否（位置、断面 積） 縦方向打継目の状況 支保工施工の状況 鋼アーチ支保工の足付けの確 認 覆工の打音確認 坑口部地表の変位状況 内空変位状況とその対応	現地観察、管理資料、工事写真 で判定
	9 変位計測	内空変位量の確認 地表変位量の確認	現地観察、管理資料、工事写真 で判定

(注) 上記の検査方法は、工種毎の一般的な方法であって、工種が多い場合、工事の重要度および規模によっては、検査員の判断により、他の方法もしくは省略してもよい。

シュミットハンマー検査例

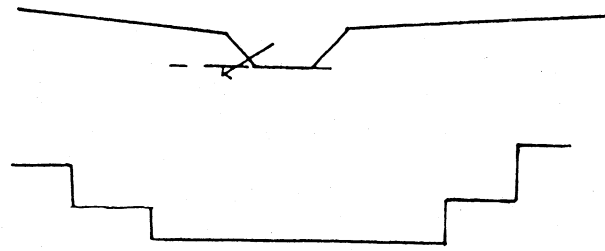
下図のとおり12点を測定し、測定値の最低、最高を除いた10点の値を平均する。



コンクリート構造物せん孔検査例

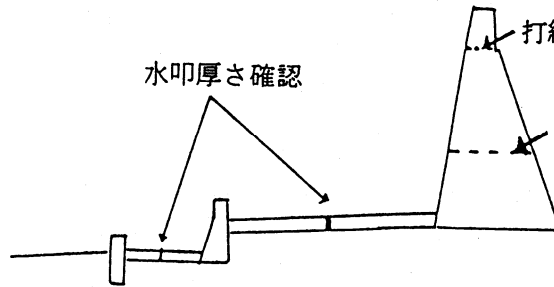
砂防ダム

打継目注水検査



水叩厚さ確認

打継目注水検査



コンクリート積みブロック

コンクリート擁壁

注水検査

注水検査

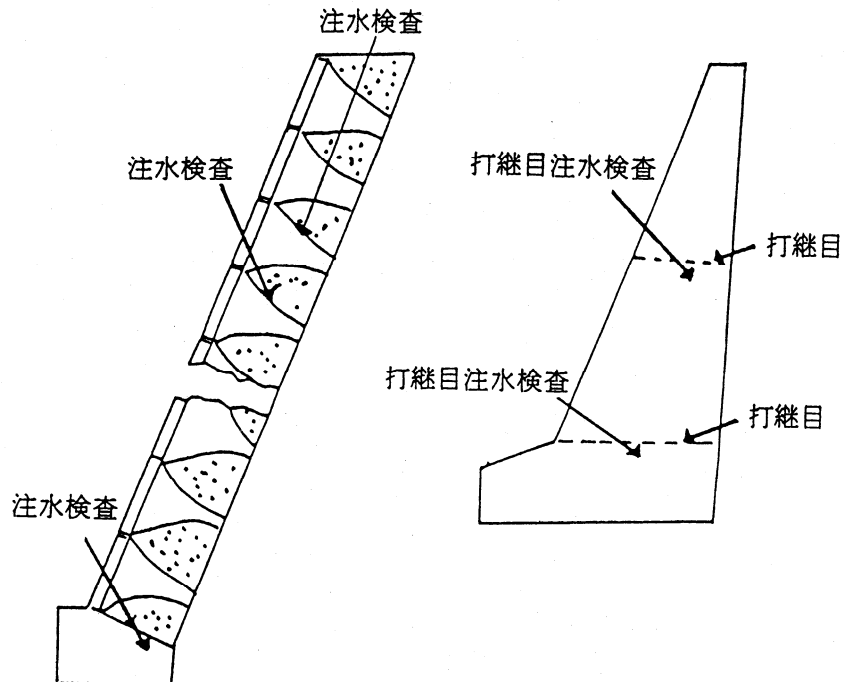
打継目注水検査

打継目

打継目注水検査

打継目

注水検査



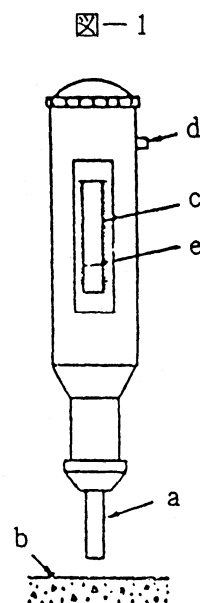
参考

現在、コンクリート構造物のシュミットハンマーによる強度の非破壊試験は前記のように 10 点法により行っているが、土木学会編“土木材料実験指導書”によれば 1 箇所 20 点以上について試験を行うよう

になっている。検査にあたって現方法で結果が異状と認められる場合は、次の事項を参考に試験をすることが望ましい。

1 試験要領

- (1) 打撃を与える面は気泡などのないモルタル面で平滑でなければならない。多少の凹凸や付着物とはいしでみがく。〔注：(2)〕
- (2) ハンマ (a) の先をコンクリートの表面 (b) に当てて押しつけるとスプリングの作用によりコンクリートの表面を打ち、その反発硬度が目盛 (c) に現われる。
- (3) ボタン (d) を押せば指針 (e) がもどらずにそのまま保持されるから、容易に目盛を読みとることができる。
- (4) 1箇所の測定は、端部から3cm以上、相互の間隔を3cm以上とし、2点以上について行ない、その算術平均値をもって、その箇所の測定値とする。ただし、特に反響やくぼみなどから判断して明らかに異状と認められる値、またはその偏差が平均値の $\pm 20\%$ 以上になる値があればそれを捨て、これに代わるものを補ってから平均値を求める。〔注：(3) (4) (5) (6) (7)〕
- (5) あらかじめ反発硬度とコンクリートの圧縮強度との関係を示す図を作っておけば、測定した反発硬度からただちにコンクリートの強度が推定できる。〔注：(8) (9)〕



2 注意事項

- (1) シュミットハンマには以上述べたN形と呼ばれる標準形のほか、P形(振子式)、M形(マスコンクリート用)、L形(軽量コンクリート用)などがある。
- (2) コンクリートに上塗りを行なった箇所で試験しても、実際のコンクリートの強度は得られない。
- (3) コンクリートの乾湿によって反発硬度が相当に変化する。
- (4) 打撃はコンクリート面に直角に行なう。
- (5) 最小寸法が10cm未満の部材、および鉄筋のかぶりがない部分では、反発硬度が変化することがある。
- (6) コンクリートの粗骨材が、碎石あるいは軽量骨材であると、川砂利の場合に比べて、反発硬度が変化する。
- (7) コンクリートの面がどのような傾きをしていても使用することができる。
- (8) 測定硬度Rにつぎのような補正值 ΔR を加えて基準硬度 R_0 を求める。

$$R_0 = R + \Delta R$$

(3. 12)

図-2

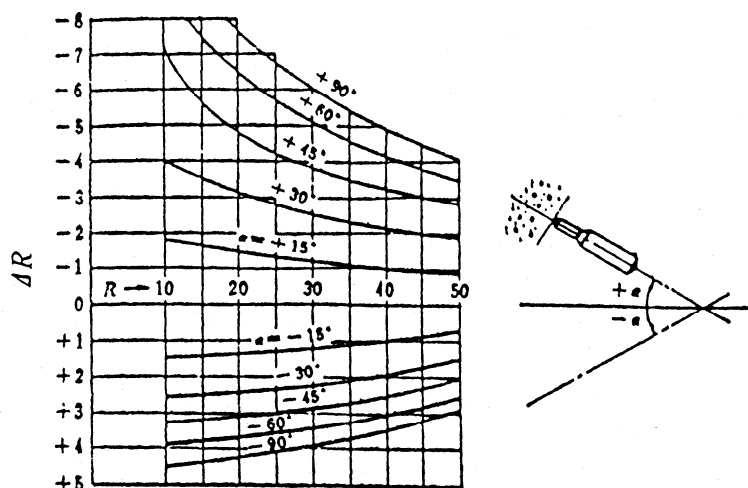
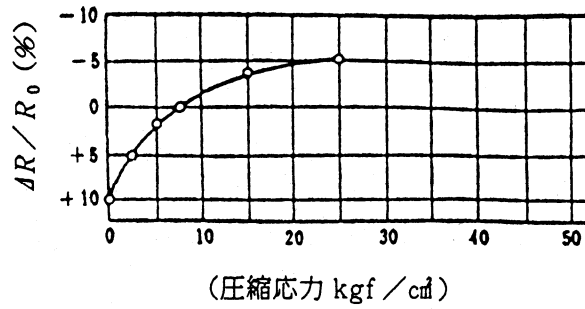


図-3



補正值 ΔR はつぎのように求める。

(a) 打撃方向が水平でない場合

その傾斜角に応じ図-2 から ΔR を求める。

(b) コンクリートが打撃方向に直角な圧縮応力を受けている場合

その圧縮応力の大きさに応じ図-3 から ΔR を求める。

(c) 水中養生を持続したコンクリートを乾かさずに測定した場合

$$\Delta R = +5$$

(9) 基準硬度 R_0 から標準円柱体の圧縮強度 σ (kgf/cm^2) (N/mm^2) を推定する式として、つぎのものを標準とする。

$$\sigma (\text{kgf/cm}^2) = -184 + 13.0 R_0 \quad \dots\dots\dots (3.13)$$

3 関連知識

(1) コンクリートの非破壊試験には、つぎのような方法がある。

(a) 表面硬度方法…… 反発方法 (テストハンマ)

凹み直径測定方法 (手動ハンマ、落下ハンマ、回転ハンマ、ばねハンマ)

(b) 音響学的方法…… 共振方法

超音波方法

縦波速度方法

本試験はテストハンマ中、シュミットハンマによるものだけを説明した。

第2 建築工事の部

共通検査項目

検査の項目	検査の方法
主要資材	規格、品質、形状、寸法、数量等を写真並びに関係書類、その他実地検査により確認する。
仮設物	面積、数量で計上したものは、設計図書、関係書類及び工事写真により確認する。
廃棄物処理	許可を受けた業者、処理をした場所、方法を、許可書の写し、マニフェスト、現地確認及び工事写真で確認する。

検査の項目	検査の方法
埋設隠ぺい部等	完成時に施工状態を確認することができない部分については、工事写真により確認する。
工程管理	施工計画書、工程表、工事日誌並びに監理資料と、着手から完成までの工事写真により確認する。
品質管理	コンクリート工事、防水工事、アスファルト舗装工事等、品質管理資料により確認する。
安全管理	安全管理、環境保全について関係資料等により確認する。
跡片付	工事範囲の整理状態を確認する。
周辺対策苦情対応	振動、騒音、排水、日照、電波障害、工事車両の出入り等、工事による周辺関係住民及び建物、農作物、その他への影響について、事前、事後の対策、対応、結果について関係資料等により確認する。
官公庁への諸手続	建築物、工作物の確認申請、計画通知、受変電、通信、給排水、危険物、各種機器設置等、関係各官庁に提出した諸手続きについて確認する。

各工事の検査の方法

1 主体工事

工種	検査項目	検査内容	検査の方法
共通検査事項	検査項目、検査内容毎に設計図書と仕上がり状態との対比を行う。不明な箇所については工事写真、監督員報告等により確認する。		
(1) 土工事	根切り 埋戻し・盛土・整地 不用土	床付け面の状態、深さ、形状 土の種別、余盛りの程度、範囲 土量、処理場	工事写真 基準地盤線の確認（B・M、G・L） 施工状態、工事写真 工事写真

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(2) 地業工事	(直接基礎) 栗石、砕石 (既製杭基礎) コンクリート杭 鋼杭 (場所打ちコンクリート杭) 材料、 施工状況	厚さ、転圧状況 杭の種類、規格、寸法、施工方法、支持力、本数、間隔、継手、補強、杭頭処理 コンクリートの調合、スランプ、強度、鉄筋の種類、規格 施工方法、支持力、本数、間隔、補強、杭頭処理	工事写真 工事写真、納品書、施工計画書 施工報告書 調合表、品質管理資料、ミルシート、試験報告書、工事写真 施工計画書、施工報告書、' 工事写真
(3) 鉄筋工事	鉄筋 加工、組立	規格、種別、径、配筋、強度 定着、継手、カブリ厚、補強 ガス圧接	ミルシート、試験報告書 納品書、工事写真
(4) コンクリート工事	材料 施工 出来形	調合、温度補正、スランプ、 空気量、塩化物量、強度、型 枠 寸法、形状	調合表、品質管理資料 施工計画書、試験報告書、 工事写真 工事写真
(5) 鉄骨工事	鋼材、ボルト 加工、組立 溶接、締付け 防錆塗装 耐火被覆	規格、材質、寸法 製作工場、施工管理技術者、 施工精度 強度、形状 塗布量 吹付厚	ミルシート、工事写真、 施工検査報告書、工事写真 試験報告書、工事写真、 納品書、工事写真 工事写真
(6) コンクリートブロック、ALCパネル押出成形セメント板工事	(コンクリートブロック) 製品 施工 (ALCパネル・押出成形セメント板) 製品 施工	規格、種別、寸法 配筋、コンクリート・モルタルの充填、目地 規格、種別、寸法 取付け工法、アンカー、溶接 目地	納品書 品質管理資料、工事写真 納品書 工事写真
(7) 防水工事	(アスファルト防水) 材料 施工 試験 (高分子ルーフィング) 材料 施工 (塗膜防水) 材料 施工 (シーリング) 材料 施工	プライマー、アスファルト、 各種ルーフィング、断熱材 気象条件、下地、工法、工程 張り付け、保護層、目地 水張り 規格、種別、厚さ 気象条件、下地、工法、工程 張り付け、増張り、押え 塗膜防水材 気象条件、下地、工法、工程 種別、材質 下地、接着性、目地	納品書、工事写真 品質管理資料、工事写真 試験報告書、工事写真、保証書 納品書、工事写真 品質管理資料、工事写真、保証書 納品書、工事写真 品質管理資料、工事写真、保証書 納品書 工事写真

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(8) 石工事	材料 施工	材質、寸法 工法、アンカー、養生、目地	納品書 工事写真
(9) タイル工事	材料 施工	材質、寸法 工法、目地、浮き、割れ、 養生	納品書 工事写真
(10) 木工事	材料 施工	樹種、等級、寸法、含水率 工法、仕口、金物、節の処 理防腐、防ぎ処理	納品書、材料検査書、工事写真 工事写真、保証書
(11) 屋根及び、とい 工事	(屋根) 材料 施工	材質、寸法 工法、下地、重ね、水仕舞 取付金物	納品書 工事写真
	(とい) 材料 施工	材質、寸法 取付金物、水勾配、防露	納品書 工事写真
(12) 金属工事	材料 施工	材質、表面処理 溶接、アンカー、補強、防錆 固定	納品書 工事写真
(13) 左官工事	材料 施工	材質、種別 下地処理、塗り厚、目地 浮き、ひび割れ、平滑 塗りむら、水勾配	納品書 打診、工事写真
(14) 建具工事	(金属建具) 製品	材質、寸法、耐圧、気密、水 密、表面処理	納品書、製品検査書
	施工	取付、納まり、開閉	工事写真
	(木製建具) 材料 施工	樹種、種別、寸法、金物 取付、納まり、反り、建付け 固定	製品状態 開閉
	(ガラス) 材料 施工	種別、厚さ、色調 パテ、シール、ビート材 網入り切り口の塗装	製品状態 工事写真
(15) 塗装土事	材料 施工	種別 下地、工程、塗布量、浮き	納品書 工事写真
(16) 内装工事	材料 施工	材質、種別、認定 下地、取付、納まり、割れ 汚れ	納品書、認定書 工事写真
(17) 舗装工事	材料 施工	材質、粒度、配合 基準高、延長、幅員、面積 厚さ、不陸、目地	品質管理資料 測定、コア試験 工事写真
(18) 排水工事		機械設備工事に準ずる。	

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の・方 法
(19) 植栽工事	樹種、品種 施工	種別、数量、寸法 掘削、用土、支柱、間隔 面積、目土、活着	植栽状態、工事写真 形姿、工事写真 保証書
(20) カーテンウォール工事	製品 施工	材質、寸法、性能 取付、納まり	納品書、製品検査書 工事写真
(21) ユニット及びその他の工事	製品、材料 施工	材種、寸法、形状 性能 工法、取付け、納まり	納品書、認定書 工事写真

2 電気設備工事

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(1) 共通事項	① 配管 ② 配管（地中） ③ 配線 ④ 昇降機設備	管材質の使用範囲の確認 施工方法 管材質の使用範囲の確認 施工方法 ハンドホール 埋設表示 線種の確認 接 続 本体（簗） 機器、型式の確認 施工方法 官庁申請 試 験 清 掃 関係官庁への諸手続	メーカー、C P、G P、 H I V E、V E (1) 寸法、取り付け状態（附属品） (2) 配管路、支持及び接続の 状態 (3) ボンド線の取付状態 (4) ボックス類の塗装 (5) 工程写真の確認 メーカー、G P、H I V E、 F E P (1) 寸法、埋設深度 (2) 掘削、埋もどし、保護砂、 残土処理 (3) 工程写真の確認 (1) 形状、寸法、鋳鉄蓋 (2) 管路との結合、ケーブル の支持 標識シート、埋設標 メーカー、種別、色別、寸法、 圧着、接続、テーピング、端末 処理 形状、寸法、構造、塗装 容量、機能 支持、据付の状態、防振 建築基準法のチェック 絶縁、接地、調速機、非常止 め、 負荷、耐振、すき間測定、管制 運転 簗、内外部、各機器類 特定行政庁
(2) 電力設備工事	① 受変電設備	機器、形式の確認 配線の施工方法 キュービクル 接 地 試 験	メーカー、容量、機能の確認 配線の種類、整線、端末処理 構造、加工、機器配置取付 各種別測定値、接地区分の適正 絶縁、耐圧、各リレー調整試験

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
	② 発電機設備	塗装工事 清 掃 関係官庁への諸手続 機器、型式の確認 施工方法 配管（排気管含） 接 地 試 験	施工範囲、塗料、塗り回数 盤面、計器、機器類 電力、消防、保安協会 メーカー、容量、機能の確認 配置、据付の状態、防振、防音 対策 径路、取付状態、断熱 各種別測定値 試運転（動作確認）、絶縁、警 報
	③ 避雷針設備	清 掃 関係官庁への諸手続 機器、型式の確認 避雷針 配 線 他の工作物との離隔 接 地 関係官庁への諸手続	機器、盤面 消防、保安協会 仕様、メーカー 突針の取付、高さ、支持管等 支持方法、間隔、屈曲等 電気配線（弱電含）、ガス管 接地極、標識、接地抵抗値
	④ 動力設備	盤内機器 制御盤（外箱） 接 地 試 験 清 掃	特定行政庁、消防 メーカー、容量 形状、寸法、銘板、塗装 接地抵抗値 絶縁、総合動作
	⑤ 電灯、コンセント 設備	配線器具、照明器具、型式 各器具 接 地 試 験 清 掃	機器、盤面 メーカー、仕様 (1) 取り付け状態、方法 (2) 取り付け灯具の調和、照度 (3) 器種の選定（防水、防爆） (4) 点滅器の点滅順序、極性 (5) コンセントの取付方向、極 性 (6) 器具類の接地 接地抵抗値 絶縁、点滅、導通、極性 各器具及盤面
(3) 通信設備工事	① 放送設備	機器の型式の確認 施工方法 拡声器 音量調節器 試 験 清 掃	仕様、メーカー 配線の線種、接続状態、配置、 取り付け位置、状態、取り付け、 動作の確認、混信、反響、振動
	② 電気時計設備	機器の型式の確認 施工方法 時 計 試 験 清 掃	各機器 仕様、メーカー 配線の線種、接続状態 取り付け位置、状態 時間調整
	③ テレビ共聴設備	機器の型式の確認 施工方法 アンテナ 試 験 清 掃	各機器 仕様、メーカー 配線の線種、接続状態 取り付け状態、支持金物 映像の状態、電界強度
	④ 呼出警報設備	機器の型式の確認 施工方法 機 器	各機器 仕様、メーカー 配線の線種、接続状態 取り付け位置、状態

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
	⑤ 火災報知設備	試 験 清 掃 機器の型式の確認 施工方法 機 器 受信盤 試 験 清 掃	動作、点灯 各機器 仕様、メーカー 配線の線種、接続状態 取り付け位置、状態 専用電源、非常電源設備 動作 各機器
	⑥ 電話設備	関係官庁への手続 機器の型式の確認 施工方法 機 器 試 験 清 掃 関係官庁への手続	消防 仕様、メーカー 配線の線種、接続状態 取り付け位置、方法、状態 機能、通話 各機器 西日本電信電話（株）

3 機械設備工事

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(1) 衛生設備工事	① 給水設備	1 管材質の使用範囲の確認	H I V P。ライニング鋼管。V P等、メーカー、継手、接合材共
		2 弁及び配管器具の仕様の確認	弁の種類、規格、フレキシブル継手等
		3 配管の施工方法	支持、固定、埋設深度、掘削、埋めもどし、保護砂、残土処理、埋設表示柱・テープスリーブ、水抜き、衛生上の問題等
		4 水圧テスト、漏水のチェック	
		5 槽類	仕様、据付状態、架台、基礎
		6 ポンプ類	仕様、据付状態、試運転、電気関係
		7 保温、防露工事	施工範囲、仕様のチェック、貫通部分の保温、防蝕、凍結対策、仕上がり状態
		8 塗装工事	施工範囲、塗料、塗り回数、文字、仕上がり状態
		9 関係官庁への諸手続	
		10 清掃	管内、槽内、水質検査、整地状態
	② 衛生器具設備	1 種類、型式の確認 2 器具取り付けの施工状態	メーカー、数量 高さ、間隔、固定、補強板、フラッシュ弁の調整、流水状態
	③ 排水設備	3 清掃	器具
		1 管材質の使用範囲の確認	V P、V U、H P、C I P等、メーカー、継手、接合材共
		2 器具との接続方法は適正か 3 配管の施工方法	支持、固定、勾配、通気、掘削、埋戻し、残土処理、埋設深度、スリーブ、間接排水

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
		4 会所桝の施工方法	雑排水桝、汚水桝、泥溜り、インバート切り、マンホール格子蓋の仕様及びメーカー
		5 排水槽、汚水槽	コンクリート等の仕様、寸法、ポンプ仕様、メーカー、満水テスト、試運転
		6 保温、防露、塗装	給水設備に準ずる。
		7 官庁手続き、放流先の確認	
		8 満水・通水テスト	
	④ 給湯設備	9 清掃	管内、槽内、整地状態
		1 管材質の確認	SUS、CUP、継手・接合材、メーカー
		2 配管の施工方法	支持、固定、接合方法、伸縮継手、膨張管、埋設配管、スリーブ、電蝕
		3 機器	仕様、基礎、架台、温度計、圧力計
		4 保温、防露、塗装	給水設備に準ずる。
		5 水圧・漏水テスト	
		6 官庁手続き	ボイラー、圧力容器、危険物、その他
	⑤ 消火設備	7 清掃	
		1 管材質の確認	GP、HIVP、VP、継手・接合材、メーカー
		2 配管の施工方法	支持、固定、かとう継手、埋設深度、掘削、保護砂、埋戻し、残土処理、スリーブ
		3 機器	仕様、メーカー
		4 保温、防露、塗装	給水設備に準ずる。
		5 法規のチェック	設置基準、設置場所、必要水量等
		6 官庁手続き	消防手続き
		7 消火テスト	水圧、水量、電気関係
		8 清掃	
	⑥ ガス設備	1 管材質の確認	GP、ライニング管、継手・接合材、メーカー
		2 施工方法	支持、固定、スリーブ、埋設配管、水抜き、防蝕、性能、メーカー
		3 機器	
		4 官庁申請	換気法チェック
		5 テスト	気密試験、燃焼試験
		6 塗装	給水設備に準ずる。
		7 清掃	
	⑦ し尿浄化槽・合併処理施設	1 各仕様の確認	コンクリート強度、鉄筋、モルタル、マンホール、チェッカープレート、ポンプ、ブローア、塗装、掘削、埋戻し、残土処理、水替え、導入管、排水管の深さ
		2 寸法検査	放流先の確認、消毒装置
		3 配管	各部寸法、モルタルの浮き上がり
			給水設備に準ずる。

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
		4 電気設備 5 試運転 6 官庁手続き 7 清掃 ⑧ 厨房設備・実験台類 1 各仕様の確認 2 試運転 3 清掃 ⑨ 焼却炉 1 各仕様の確認 ⑩ さく井	仕様、接地、絶縁測定 溝水試験、曝気試験、ポンプ試験 敷地整地共 仕上がり状態、材質、寸法、補強材、機器固定 燃焼試験等 耐火レンガの積み方、床仕上げ、煙道 井戸深さ、口径、水位データ及び資料
(2) 空気調和・換気設備工事	① 機器設備 ② 配管設備 ③ ダクト設備 ④ 自動制御設備 ⑤ 総合調整	1 仕様の確認 2 試運転 3 官庁手続き 4 保温・塗装 5 清掃 ② 配管設備 1 管材質の確認 2 弁及び配管器具の確認 3 配管の施工方法 4 水圧テスト 5 保温・塗装 6 清掃 ③ ダクト設備 1 材質、仕様の確認 2 ダクトの施工方法 3 試運転 4 保温・塗装 5 清掃 ④ 自動制御設備 1 仕様、取り付け状態 2 試運転 1 空気調和換気設備	冷凍機、冷却塔、送風機、パッケージ、ポンプ、ボイラー、熱交、ヘッダー類、タンク類、空調機、フィルター、煙道等、基礎、固定、据付状態、メンテナンスチェック 騒音、振動、温・湿度、風量、風速、電流・アース等電気関係、換気関係 法チェック 給水設備に準ずる。 VP、GP等、メーカー、継手・接合材 弁の種類・規格、可とう、継手、伸縮継手、流量計、空気抜き弁、圧力計、温度計、トラップ類、温調弁・減圧弁等の自動計器 支持、固定、土工事、スリーブ、エア抜き、水抜き、勾配 給水設備に準ずる。 板厚、材質 支持、固定、消防、防火・防煙、区画の確認、ダンパーの仕様、吹出口、吸込口の位置、取り付け状態 風量、風速、騒音、フードの面風速 給水設備に準ずる。 電気関係のチェック、取り付け場所 作動及び連動のチェック、警報、各指示計のチェック 空気調和換気設備全体の試運転、各種チェック

高知県建設工事成績評定要綱

高知県建設工事成績評定要綱

平成17年3月3日制定
平成20年4月1日改定
平成23年7月1日改定
平成24年4月1日改定
平成28年4月1日改定
土木部長

(目的)

第1条 この要綱は、高知県建設工事検査規程（昭和42年高知県訓令第3号。以下「検査規定」という。）第13条の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るため厳正かつ的確な評定を実施し、もって建設業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、1件の当初請負代金額が500万円以上の請負工事について行うものとする。
(ただし、建築課・営繕課・住宅課が監督するものは除く)

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、検査規程第4条の規定により検査を命じられた検査員並びに当該工事を担当する監督職員（総括監督員、専任監督員、主任監督員、工事監督員）とし、下表の区分とする。

完 成 検 査	評 定 対 象 者
1) 第一次評定者	工事監督員・主任監督員
2) 第二次評定者	総括監督員 (もしくは専任監督員)
3) 最終評定者	検査職員

(現場の実態把握)

第4条 工事成績の評定を行う立場にあるものは、努めて現場の巡視を行い粗漏な工事の防止、工事安全の確保、工事促進等に適切な指導と助言を行うとともに、工事成績の評定資料となる諸要素の把握に努めなければならない。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の評定は、別に定める「工事成績採点の考査項目別運用表」により行うものとする。

3 評定の結果は、別記様式1「工事成績評定表」（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

4 細目別評価点は、別記様式2「細目別評価点表」に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 検査職員である評定者は完成検査（債務工事の最終出来高検査と部分引渡検査を除く）の終了後

に、監督職員である評定者は工事が完成したときに、それぞれ評定を行うものとする。

- 2 監督職員は、検査が実施されるまでに、検査職員が行うものを除く評価を取りまとめのうえ評定表を検査職員に提出するものとする。
- 3 検査職員は、監督職員から提出された評定表に、工事の評定を加えて評定点の合計を記入するものとする。

(評定の報告)

第7条 最終評定者は、評定表において極端な点数が認められた場合は、建設検査長に報告しなければならない。

- 2 報告を受けた建設検査長は、評定内容を確認するため、対象となる工事を監督した所属の長及び建設検査長が認める者において、評定の内容を確認しなければならない。
- 3 報告された評定表は、評定の内容を確認した後に検査命令権者に提出することとする。

(評定表等の提出)

第8条 検査職員は、評定を行ったときは、評定表等を検査調書に付し、検査命令権者に提出するものとする。

(評定結果の通知等)

- 第9条** 検査命令権者は、評定者から評定表等の提出があったときは、当該工事の受注者に評定点を速やかに別記様式3により通知するとともに当該工事の入札及び契約担当部署で閲覧に供するものとする。
- 2 閲覧期間は、当該工事の完成検査日の属する年度及びその翌年度とする。

(評定の修正等)

第10条 検査命令権者は、第9条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 検査命令権者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第11条 第9条第1項または第10条第2項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面（別記様式4）により当該工事を監督した所属の長（以下「所属長」という。）に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 所属長は、前項による説明を求められたときは、書面（別記様式5）により回答するものとする。
- 3 所属長は、第1項の書面の写し及び前項の書面の写しを事務所内並びに入札及び契約担当部署において閲覧に供するものとする。
- 4 閲覧期間は、当該工事の完成検査日の属する年度及びその翌年度とする。

(再説明請求等)

第12条 第11条第2項の回答を受理した者で当該回答に不服がある者は、回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面（別記様式4準用）により、所属長に対して再説明を求めることができる。

- 2 所属長は、前項による再説明を求められたときは、検査規程第12条第2項の「検査処置検討会議」の審議を経て書面(別記様式5準用)により回答するものとする。
- 3 所属長は、第1項の書面の写し及び前項の書面の写しを事務所内並びに入札及び契約担当部署において閲覧に供するものとする。
- 4 閲覧期間は、当該工事の完成検査日の属する年度及びその翌年度とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、工事成績評定に関し別途細目を定めることができる。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。
- 3 この要綱は、平成23年7月1日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。ただし、第10条は、遡って適用できるものとする。
- 4 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。
- 5 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。

工 事 成 績 評 定 表

建設検査長	技術管理課長	課長補佐	所長	次長	技術次長	技査	課長	チーフ												
工事番号					所 属 名															
工事名					契約年月日															
工事場所					工 期	着 工														
請負者名						完 成														
請負金額					竣工年月日															
現場代理人					検査年月日															
主任技術者					工事監督員															
監理技術者					工事副監督員															
評 定 職 員	主任・工事監督員職氏名			総括(専任)監督員職氏名			検査員職氏名													
	印			印			印													
	印			印			印													
評 価 項 目		主任・工事監督員評定					総 括 監 督 員 評 定					検 査 員 (完 成) 評 定								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1.施工体制	I.施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	II.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2.施工状況	I.施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II.工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	III.安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	IV.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0														
3.出来形 及び 出来ばえ	I.出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II.品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III.出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0	
4.工事特性	I.施工条件への対応										0.0									
5.創意工夫	I.創意工夫			0.0																
6.社会性等	I.地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点								
評定点(65±加減点合計)		① 点					② 点					③ 点								
7.評定点計		点																		
		① 点×0.4+					② 点×0.2+					③ 点×0.4= 点								
8.法令遵守等							点													
9.評定点合計		点										7.評定点-8.法令遵守等								
所 見	主任監督員・工事監督員					総括監督員					検査員									

・評定点合計で、80点以上、60点未満は必ず記述すること。

細 目 別 評 定 点 表

項 目	種 別	①主任監督員・工事監督員	②総括（専任）監督員	③検査員	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点			3.3点
	II. 配置技術者	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点			4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	13.0点
	II. 工程管理	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点	$\times 0.2 + 3.2 =$ 点		8.1点
	III. 安全対策	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点	$\times 0.2 + 3.3 =$ 点		8.8点
	IV. 対外関係	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点			3.7点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	$\times 0.4 + 2.8 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	14.9点
	II. 品質	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	17.4点
	III. 出来映え			$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件への対応		$\times 0.2 + 3.3 =$ 点		7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点			5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$\times 0.2 + 3.2 =$ 点		5.2点
7. 法令遵守等			$\times 1.0 =$ 点		
評 定 点 計		40点	20点	40点	100点
		評 定 点 合 計			点

*1 1～3の評点（加減点合計）+ 4～6の評定（加減点合計）- 7の評点（減点）= 評定点合計
各評定点は、少数2位を四捨五入し小数1位止めとする。

*2 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

第 号
平成 年 月 日

様

高 知 県 知 事 印

工事成績評定について（通知）

工 事 番 号		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	着 工	
	完 成	
請 負 代 金 額		
契 約 年 月 日		
検 査 年 月 日		
出 来 高 金 額		
評 定 点		
※ 項目別評定点は、別表 1 のとおり		

別表 1

項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品質	／ 17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
8. 法令遵守等		(減点)
評定点合計		／ 100.0 点

工事成績評定結果説明請求書

平成 年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

住所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

印

工事成績評定について、評定結果に不服がありますので、下記の事項について説明を求めます。

記

発注機関名	
工事番号	
工事名	
工事場所	
説明を求める事項	
説明請求理由	

工事成績評定結果説明請求回答書

平成 年 月 日

(説明請求者)

様

印

工事成績評定結果の説明については、下記のとおりです。

記

発注機関名	
工事番号	
工事名	
説明請求申立者 住所、名称等	
説明請求内容	
説明内容	

高知県建設工事成績評定要領

高知県建設工事成績評定要領

平成 17 年 3 月 3 日制定
平成 18 年 7 月 1 日改定
平成 20 年 4 月 1 日改定
平成 28 年 4 月 1 日改定
令和 4 年 4 月 1 日改定
土木部長

(目的)

第 1 条 この要領は、高知県建設工事成績要綱の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な細目を定め、厳正かつ的確な評定に資することを目的とする。

(評定の内容)

第 2 条 評定は、契約目的物を施工した受注者の技術力、取組姿勢等の施工状況及び目的物の品質等を評価するものとする。

(評定の方法)

第 3 条 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、「工事成績採点の考查項目別運用表」（別紙 1・1－2・1－3、以下「運用表」という。）により、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 一次評定者は、運用表（別紙 1）の「1. 施工体制〔Ⅰ. 施工体制一般、Ⅱ. 配置技術者〕」、「2. 施工状況〔Ⅰ. 施工管理、Ⅱ. 工程管理、Ⅲ. 安全対策、Ⅳ. 対外関係〕」の細別毎に、「評価対象項目」の中から、評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率（％）により評価を行うものとする。

また、「3. 出来形及び出来ばえ〔Ⅰ. 出来形、Ⅱ. 品質〕」については、「建設工事技術管理要綱」に基づく基準及び規格値を満足したうえで、規格に対して十分なゆとりで適正な管理が出来ているかどうかについて、記入方法及び留意事項（別紙 2）の「1. 出来形及び品質のばらつきの考え方」を参照して評価すること。ただし、「Ⅰ. 出来形」において、ばらつきが少なくないと判断される場合は、該当項目数による評価も行う。「Ⅱ. 品質」において、試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断ができない場合は、「評価対象項目」の中から、評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率（％）により評価を行うものとする。

一次評定者が「5. 創意工夫」について評価する場合の評価項目については、別に定める。

3 二次評定者は、運用表（別紙 1－2）の「2. 施工状況〔Ⅱ. 工程管理、Ⅲ. 安全対策〕」、「4. 工事特性」、「6. 社会性等」の細別毎に、該当項目数で評価を行うものとする。

なお、「6. 社会性等」の「地域への貢献等」とは工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献については、受注者の実施状況を基に加点評価を行うものとする。

4 検査職員は、運用表（別紙 1－3）の「2. 施工状況〔Ⅰ. 施工管理〕、3. 出来形及び出来ばえ〔Ⅰ. 出来形、Ⅱ. 品質、Ⅲ. 出来ばえ〕」について評価を行うものとする。

「2. 施工状況〔Ⅰ. 施工管理〕」については、「評価対象項目」の中から、評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率（％）により評価を行うものとする。

「3. 出来形及び出来ばえ〔Ⅰ. 出来形〕」については、「建設工事技術管理要綱」に基づく基準及び規格値を満足したうえで、出来形のばらつきを判断し、評価対象項目の該当数で評価を行うものとする。

「3. 出来形及び出来ばえ〔Ⅱ. 品質〕」については、主たる工種を選択後に、「建設工事技術管理要綱」に基づく基準及び規格値を満足したうえで、出来形のばらつきを判断し、「評価対象項目」の中から、評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率（％）により評価を行うものとする。ただし、試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断ができない場合は評価項目による評価

とする。

「3. 出来形及び出来ばえ〔Ⅲ. 出来ばえ〕」については、主たる工種を選択後に該当項目数で評価を行うものとする。

- 5 評価にあたっては、記入方法及び留意事項（別紙－2）の出来形及び品質のばらつきの考え方、コンクリート構造物のクラック、多工種の取扱いを参照すること。

（評価基準）

第4条 工事成績を評価するうえでの総合評価の標準については、下記を参考とする。

Aランク	80点以上	他の模範となる優秀な工事
Bランク	75～80点未満	Aランクではないが、標準的な工事の中で優秀なもの
Cランク	65～75点未満	標準的な工事
Dランク	60～65点未満	Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
Eランク	60点未満	今後指名などに影響を及ぼすおそれのある工事

（評価の利用）

第5条 工事成績評価の結果は、良質な工事の施工を確保し、優良な建設業者の育成の資料とするため、主に次の各号に掲げるものに利用するものとする。

- （1）入札参加の選定又は評価を行うとき。
- （2）建設業者格付認定基準において加点減点を行うとき。
- （3）優良な工事を選定するとき。
- （4）良質な工事施工を目指す監督指導体制の検討。

（評価表の管理）

第6条 工事成績評価表等は契約担当部署において5年間保存管理しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 2 この要領は、平成18年7月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 3 この要領は、平成20年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 4 この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 5 この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

工事成績採点の審査項目別運用表

		(主任監督員/工事監督員)				
審査項目	工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
1 施工体制	I 施工体制一般	評価対象項目 適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である ☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	不適切である ☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
☐ ☐ (1)作業分担の範囲が、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ (2)工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で、受注時、登録内容の変更時、完成時には、それぞれ10日以内に登録申請が行われている。 ☐ (3)社内検査員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、社内検査体制が有効に機能している。 ☐ (4)建設業退職金共済組合に加入し、証紙の購入・配布が適切に行われていることが共済証紙受払簿等により適切に把握されている。 ☐ (5)施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 ☐ (6)施工計画書と現場施工方法が一致している(施工計画書に施工方法の記載が省略されている場合は、一般的な施工方法と、現場が一致している。また、工事規模に応じた人員、船舶、機械配置の施工となっている。) ☐ (7)建設業許可票、労災保険関係立票、建退共標識、作業主任者・資格者一覧表等が適正に掲示されている。 ☐ (8)緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ (9)施工体制一般について指示事項がなかった。または、指示事項に関する改善が速やかに実施された。 ☐ (10)工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ (11)機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 ☐ (12)その他理由:						
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 評価値が90%以上・……………a 評価値が80%以上90%未満・………b 評価値が80%未満・……………c						

評価値= - / - = -

工事成績採点の調査項目別運用表

		(主任監督員/工事監督員)					
調査項目	工種	a		b	c	d	e
		適切である		ほぼ適切である		やや不適切である	不適切である
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	評価対象項目	少額工事	工期内に早期に完成、打ち合わせ等が確認できる工事	工期内に完成	☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		☐ ☐ (1) 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ ☐ (2) 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ ☐ (3) 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ ☐ (4) 時間制限や片側交互通行等各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 ☐ ☐ (5) 工事進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ ☐ (6) 適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。 ☐ ☐ (7) 休日の確保を行っている。 ☐ ☐ (8) 別途併行工事との工程の調整が良好である。(併行工事がある場合) ☐ ☐ (9) 計画工程以外の時間外作業がほとんどない。 ☐ ☐ (10) 工程管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ (11) その他理由： 小額工事の評価について 三工事等で、工程表の提出がされていない工事の評価の目安は、工事を早期に完成させて、具体的に進捗管理を行ったことが打ち合わせ等で確認できる工事はb評価。工期内に完成させればc評価を標準とする。 ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c					
		評価値＝ - / - - = -					

工事成績採点の調査項目別運用表

		(主任監督員/工事監督員)				
調査項目	工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
2 施工状況	Ⅲ 安全対策	評価対象項目 ☐ (1)災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☐ (2)安全教育及び安全訓練を半日／月以上実施している。 ☐ (3)新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ (4)店社バトロールを定期的に実施し、記録が整備されている。(労働安全衛生法により店社安全衛生管理者の選任が義務付けられている工事のみ適用) ☐ (5)各種安全バトロールで指摘を受けなかった。または、指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告をしている。 ☐ (6)安全バトロール、TBM(ツールボックスミーティング)、KY(危険予知活動)等を実施し記録を整理している。 ☐ (7)過積載防止に取り組んでいる。 ☐ (8)使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。 ☐ (9)重機操作(クレーン作業等)に際して、誘導員の配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ (10)仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ (11)保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ (12)地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ (13)その他理由：				
		①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 評価値が90%以上・……………a 評価値が80%以上90%未満・……………b 評価値が80%未満・……………c				

評価値＝ - / - - = -

工事成績採点の調査項目別運用表

(主任監督員/工事監督員)				
調査項目	工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない
2 施工状況	Ⅳ 対外関係	評価対象項目	d やや不適切である ☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	e 不適切である ☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		☐ (1) 工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生が無い。 ☐ (2) 地元との調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ (3) 第三者からの苦情がない。もしくは、苦情に対して適切な対応をおこなっている。 ☐ (4) 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ (5) 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ (6) 関係機関や地元等の調整協議の打ち合わせ記録が整備されている。 ☐ (7) その他理由：		
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c				
評価値＝ - / - - = -				

工事成績採点の考查項目別運用表

(主任監督員/工事監督員)

[illegible]

☐ (9)設計図書に定められている予備品に不足がない

☐ (10)分解整備における既設部品等の摩擦、損傷について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。

☐ (11)その他(理由:)

—

—

工事成績採点の考查項目別運用表

(主任監督員/工事監督員)

[illegible]

工事成績採点の審査項目別運用表

(主任監督員/工事監督員)					
審査項目	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ 【一般工事】 Ⅱ 品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法が不適切であったため、監督職員が文書の改善指示を行った。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。
	【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下)	☐ 普通(80%以下)	☐ 規格値内(80%超え)	☐ 文書で改善指示を行った	☐ 改造請求を行った
	[ばらつきの判断ができない場合の評価対象項目]				
	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐				
3 出来形及び出来ばえ 【機械設備・電気設備・通信設備・受変電設備工事】 Ⅱ 品質	評価値＝ a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質がやや劣る	品質管理が不備である
	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐				
	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐				
27電気通信工事	評価値＝ a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質がやや劣る	品質管理が不備である
	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐				
	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐				

①品質の評価は、工事全軸を評定するものとする。

②品質とは、設計図書に示された工事事目的物の規格である。

③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理形態である。なお、当該管理基準によりがたい場合については、監督職員と協議のうえで品質管理を行うものとする。

④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

判断基準

該当項目が90%以上……………a

該当項目が80%以上90%未満……………b

該当項目が60%以上80%未満……………c

該当項目が60%未満……………d

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

該当項目が90%以上……………a

該当項目が80%以上90%未満……………b

該当項目が60%以上80%未満……………c

該当項目が60%未満……………d

工事成績採点の審査項目別運用表

(主任監督員/工事監督員)					
審査項目	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ 【一般工事】 Ⅱ 品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法が不適切であったため、監督職員が文書の改善指示を行った。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。
	【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下)	☐ 普通(80%以下)	☐ 規格値内(80%超え)	☐ 文書で改善指示を行った	☐ 改造請求を行った
	品質の測定は、工事全般を評定するものとする。 ①品質とは、設計図書に示された工事事目的物の規格である。 ②品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理形態である。なお、当該管理基準によりがたい場合については、監督職員と協議のうえで品質管理を行うものとする。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
判断基準 該当項目が90%以上……………a 該当項目が80%以上90%未満……………b 該当項目が60%以上80%未満……………c 該当項目が60%未満……………d					
3 出来形及び出来ばえ 【機械設備・電気設備・通信設備・受変電設備工事】 Ⅱ 品質	評価値＝ 適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質がやや劣る	品質管理が不備である
	☐ (1)製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ (2)材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。 ☐ (3)材料、部品の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ (4)機器の品質、機能及び性能が設計図書とおり配置され、操作性に優れている。 ☐ (5)操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおりに設置され、操作性に優れている。 ☐ (6)ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ (7)設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☐ (8)設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☐ (9)設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ☐ (10)現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ (11)設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新を含む)の場合は、修正又は更新)している。 ☐ (12)完成図書で定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ (13)設備の構造において、点検箇所や消耗品の取り換え作業が容易にできるように工夫している	他の評価に該当しない	品質がやや劣る	品質管理が不備である	
	品質がやや劣る				
28 電気設備工事(建築)・	評価値＝ 適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質がやや劣る	品質管理が不備である
	☐ (1)製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ (2)材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。 ☐ (3)材料、部品の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ (4)機器の品質、機能及び性能が設計図書とおり配置され、操作性に優れている。 ☐ (5)操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおりに設置され、操作性に優れている。 ☐ (6)設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☐ (7)設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☐ (8)設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ☐ (9)設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☐ (10)現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ (11)設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新を含む)の場合は、修正又は更新)している。 ☐ (12)完成図書で定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ (13)設備の構造において、点検箇所や消耗品の取り換え作業が容易にできるように工夫している	他の評価に該当しない	品質がやや劣る	品質管理が不備である	
	品質がやや劣る				
判断基準 該当項目が90%以上……………a 該当項目が80%以上90%未満……………b 該当項目が60%以上80%未満……………c 該当項目が60%未満……………d					
品質の測定は、工事全般を評定するものとする。 ①品質とは、設計図書に示された工事事目的物の規格である。 ②品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理形態である。なお、当該管理基準によりがたい場合については、監督職員と協議のうえで品質管理を行うものとする。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。					
判断基準 該当項目が90%以上……………a 該当項目が80%以上90%未満……………b 該当項目が60%以上80%未満……………c 該当項目が60%未満……………d					

工事成績採点の審査項目別運用表

(主任監督員/工事監督員)

審査項目	細別	工事事項
5 創意工夫	I 創意工夫	【施工】 (1)施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 (2)コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 (3)土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 (4)部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 (5)設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 (6)給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 (7)照明などの視界の確保に関する工夫。 (8)仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 (9)運搬車両、施工機械等に関する工夫。 (10)支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 (11)盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 (12)施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 (13)出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 (14)施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。(建設現場の遠隔臨場の実施) (15-1)ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工。(ICT活用工事)における「発注者指定型」、「施工者希望Ⅰ型」、「内製化チャレンジⅠ型」、「内製化チャレンジⅡ型」の実施 ※本項目は2 点の加点とする。 (15-2)ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工。(ICT活用工事)における「簡易型」、「土工1000m3未満」、「小規模土工」の実施 ※本項目は1 点の加点とする。 (16)特殊な工法や材料を用いた工事。 (17)優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【品質】 (18)土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 (19)コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 (20)鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 (21)配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 (22)建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 (23)安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) (24)安全教育、技術向上講習会、安全ハットロール等に関する工夫。 (25)現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 (26)有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 (27)一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 (28)厳しい作業環境の改善に関する工夫。 (29)環境保全に関する工夫。 【その他】 ☐ (30)その他：(「週休2日制モデル工事」4週8休達成) (31)その他：((32)その他：((33)その他：(
	記述評価 (該当した評価内容の詳細記述)	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載
	評価： 0 点	

工事成績採点の調査項目別運用表

(総括監督員)				
調査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない
2 施工状況	Ⅲ 安全対策			
	☐	(1)建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた努力が顕著である。		
	☐	(2)安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取組んだ。		
	☐	(3)安全を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取組んだ。		
	☐	(4)安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。		
	☐	(5)安全協議会活動に積極的に取組んでいる。		
	☐	(6)安全対策に係る取り組みが地域から評価された。		
	☐	(7)その他(理由:		
		判断基準 安全対策がやや不備……d、不備……eとし、これ以外は該当項目数で判断する。 該当項目数5以上……a 該当項目数1以上5未満……b 該当項目なし……c		
		e 劣っている		
		d やや劣っている	安全対策が不備である	
		☐	☐	

工事成績採点の審査項目別運用表

審査項目	工種	(総括監督員)			
		a 優れている	b やや優れている	b' oより優れている	c 他の評価に該当しない
4 工事特性	I 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応 ☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他理由 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする	(1)について) 切土量:20万㎡以上、盛土工量:15万㎡以上、護岸・築堤の高さ:10m以上、トンネル(シールド)の直径:8m以上、ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面積:15㎡以上、排水機場の吐出管径:2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の後間数:3径間以上、堰又は水門の扉体面積:50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積:100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300㎡以上、 海岸堤防・護岸・安堤又は離岸堤の水深:10m以上、地すべり防止工・幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量:100万㎡以上、流路工の計画高水流量:500㎡以上、砂防ダムの堤高:15m以上、ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能力:400㎡/sec以上、橋梁下部工の高さ:30m以上、橋梁上部工の最大支間長:100m以上		
		II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7.頭上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8.緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10.その他理由 ※上記の対応項目に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(2)について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせなどに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の補強耐震工事又は河道の流水部における橋脚の撤去工事。 ・使用中のトンネルの拡幅工事 (3)について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要な工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 (4)について) ・使用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路のアンダーパスする工事 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5)について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が多い工事。 ・その他各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6)について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7)について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通解放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8)について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事 (9)について) ・作業範囲が広範囲に分布している工事 (10)について) ・監理(主任)技術者が現場特性を十分把握し、各種基準や仕様書をふまえて技術的応用力を発揮して施工を行っていることが、施工計画書や18条等各種協議において認められる場合はチェックをする。		
	II 厳しい自然・地盤条件への対応	☐ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15.維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間のかかる工事 ☐ 16.その他理由 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。 IV 長期工事における安全確保への対応 ☐ 17. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一次中止期間は除く)	(11)について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウエルポイント工法などによる排水や大規模な山留などが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。 (12)について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水士を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13)について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事、もしくは、命綱を使用する必要がある工事(法面工事は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のために、工事に伴う地すべり防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域における工事。 (14)について) ・クマタカなどの猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15)について) ・維持修繕工事(河床掘削、港湾浚渫等) ・工事規模に比べて、関係機関や地元調整等に相応以上の手間や調整が必要になった工事。 (16)について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。		
評価		☐ 18.その他 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。			
		評点 = 0 点			※1. 工事特性は最大20点評価とする。 ※2. 主任監督員/工事監督員が評価する「5. 創意工夫」の二重評価は行わない。

工事成績採点の審査項目別運用表

(総括監督員)						
審査項目	工種	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない
6 社会性等 	I 地域への貢献等	☐ (1)周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ (2)現場事務所や作業場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ (3)定期的に広報紙の配布や現場見学会などを実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ (4)道路清掃などを積極的に実施し、地域へ貢献した。 ☐ (5)地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ (6)災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ (7)その他(理由:)				
		判断基準 該当項目7以上 a 該当項目5以上7未満 a' 該当項目3以上5未満 b 該当項目1以上3未満 b' 該当項目なし c ※ 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、追加評価する。				
		該当項目数 = -				

工事成績採点の審査項目別運用表

(総括監督員)

7 法令遵守等

0

法令遵守等の該当項目一覧表

※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。(他工事現場での違反は評価しない。)

※竣工検査当日までの処分内容で評価する。(竣工検査日以降に処分が出たものは評価しない。)

① 本評価項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事するものに限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。

2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。

3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。

4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。

5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。

6. 建設業法に違反する事実が判明した EX)一括下請け、技術者の専任違反等

7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。

8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

9. 契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した EX)現場内事故報告義務違反等

10. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。

11. 下請代金運延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。

12. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。

13. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。

14. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。

15. 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

16. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。

17. その他(理由:

措 置 内 容	点 数
☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点
☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点
☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点
☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点
☐ 5. 文書注意	-8 点
☐ 6. 口頭注意	-5 点
☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もし事故や交通事故は含まない。)	-3 点
8. 総合評価方式の提案未達成 総合評価方式の契約工事において、反映された技術提案項目の達成がなされていない場合。	
☐ 1項目が達成されていない。	-2 点
☐ 2項目が達成されていない。 左のいずれかーを選択する	-4 点
☐ 3項目が達成されていない。	-6 点
☐ 4項目が達成されていない。	-8 点
☐ 5項目以上が達成されていない。 1項目につき-2点最大-10点	-10 点

☐ すべての項目該当なし	0 点

工事成績採点の審査項目別運用表

		(検査員:完成)				
審査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d ☐ 指示1件	e ☐ 指示2件
2 施工状況	I 施工管理	評価対象項目				
		☐ (1) 契約書第18条第1項1号～5号に基づく設計図書の見直しを行っていることが確認できる。 ☐ (2) 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとになっていることが確認できる。 ☐ (3) 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ (4) 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ (5) 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ (6) 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ (7) 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ (8) 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備されていることが確認できる。 ☐ (9) 下請けに対する引取(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ (10) 社内検査体制が確立され、社内検査員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ (11) 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ (12) 社内での管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ (13) その他(理由:)				
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が60%以上80%未満.....c 評価値が60%未満.....d ●d,e判断基準 下記の項目が1件該当.....d 下記の項目が2件該当.....e ① 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。 ② 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査員から文書により指示を行った。				
		評価値= - / - = -				

– 133 –

[illegible]

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
出来形及び出来ばえ	01基礎工事 (地盤改良等を含む)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。 【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善された。	☐
		【杭関係共通】							☐
II 品質		☐ ☐ (1)杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。							☐
		☐ ☐ (2)杭の施工、打ち止め管理方法(支持層の確認及び支持層への根入れ長を含む)等が整理され、かつ記録が確認できる。							
		☐ ☐ (3)水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。							
		☐ ☐ (4)杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。							
		☐ ☐ (5)コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取・作成が当該現場の材料に対して行われ、時期、方法ともに適正であることが確認できる。							
		☐ ☐ (6)施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間、練り混ぜから打ち終わりまでの時間、打設の投入高さ、締め固め時のバイブレーターの機種等、適切に行っていることが確認でき、施工条件及び気象条件に適したコンクリート養生を行っていることが確認できる。							
		☐ ☐ (7)材料の規格が品質証明書等(ミルシート等)で確認できる。							
		☐ ☐ (8)鉄筋の引張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。							
		☐ ☐ (9)コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。							
		☐ ☐ (10)鉄筋加工・組立が適正であることが確認できる。							
		【既製杭関係】							
		☐ ☐ (1)杭の仮置き方法が適正であることが確認できる。							
		☐ ☐ (2)溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		☐ ☐ (3)その他(理由：)							
		【場所打ち杭関係】							
		☐ ☐ (1)支持地盤に達していることが掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。							
		☐ ☐ (2)トレミー管をコンクリート内2m以上挿入して施工していることが確認できる。							
		☐ ☐ (3)掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。							
		☐ ☐ (4)スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。							
		☐ ☐ (5)配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。
③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	
		☐ (6) その他(理由) 【基礎杭関係】 ☐ (1)ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ (2)裏込め注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☐ (3)強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ (4)その他(理由： 【地盤改良関係】 ☐ (1)改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ (2)セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ (3)事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 ☐ (4)施工箇所が均一にされているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ☐ (5)その他(理由：

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	02土工(盛土、築堤等工事)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%超え) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ (1)雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施している。						
		☐ (2)段切等が施工前に適切に行われていることが確認できる。						
		☐ (3)置換えのための掘削を行うに当たり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。						
		☐ (4)締固めを適切な条件で施工していることが確認できる。						
		☐ (5)一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。						
		☐ (6)筋芝又は種子吹付け等を適切に行っている。						
		☐ (7)構造物付近の締固め等の処理を適正に行っている。						
		☐ (8)土羽工の土質が適正である。						
		☐ (9)CBR試験等を行っている。						
		☐ (10)法面に有害なクラックや損傷が無い。						
		☐ (11)その他(理由：)						

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準				
	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	b	b
	75%以上90%未満	a'	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	03土工事(切土工事)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ (1)雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。						
		☐ (2)根株等の処理が適切に行われている。						
		☐ (3)掘削面以下を乱さないように施工している。						
		☐ (4)切土面の整形を適切に施工している。						
		☐ (5)土質条件に応じて適切な法勾配を確保している。						
		☐ (6)法面に有害なクラックや損傷が無い。						
		☐ (7)その他(理由：)						
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。						

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の考查項目別運用表

(検査員:完成)

工程	a	b	c	d	e
04コンクリート構造 物工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験※ばらつきは別紙ー２参照。 【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え)	☐ 判断できない		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行い改善された。	
	☐ (1)コンクリートの配合試験及び試験線を行っており、コンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制物)が確認できる。 ☐ (2)コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取・作成が当該現場の材料に対して行われ、時期、方法とも適正であることが確認できる。 ☐ (3)施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間、練り混ぜから打ち終わりまでの時間、打設の投入高さ、締固め時のバイブレーターの機種等、適正であることが確認できる。(暑中コンクリート、寒中コンクリート等を含む) ☐ (4)施工条件及び気象条件に適した養生を行っていることが確認できる。(暑中コンクリート、寒中コンクリート等を含む) ☐ (5)施工継ぎ目は、打ち継ぎ目位置の選定、構造・補強、レイタンス等の取り除き、ひび割れ誘発目地設置等を適正に行っていることが確認できる。 ☐ (6)型枠、支保工の取外し時のコンクリート強度が適正に管理されていることが確認できる。 ☐ (7)鉄筋の規格がミルシートで確認でき、かつ、コンクリート打設までの鉄筋の保守管理が適正であることが確認できる。 ☐ (8)鉄筋の引張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐ (9)鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 ☐ (10)鉄筋の継ぎ手は、緊結材・方法、機械式継手等、応力位置について適切に行われていることが確認できる。 ☐ (11)圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ (12)スベークサーの材質が適正で、品質が確認でき、かつ、スベークサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 ☐ (13)鉄筋を露出した状態で完了する場合、防錆の処置が適切に行われていることが確認できる。 ☐ (14)有害なクラックが無い。 ☐ (15)その他(理由：)				

(14)「有害なクラックが無い」の評価について

- ①有害なクラックが無い場合
左側のチェックボックスをチェックする。
右側のチェックボックスをチェックする。
- ②有害なクラックを補修済み
左側のチェックボックスをチェックする。
右側のチェックボックスをチェックしない。
- ③有害なクラックを存置(無処理)
状況に応じて、dまたはeとする。
(チェックボックスによる評価ではなく、dかeで評価)

☐ d 判定 ☐ e 判定

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	a	a'	b	b
90%以上	a	a'	b	b'
75%以上90%未満	a	b	c	c
60%以上75%未満	b	c	c	c
60%未満	b	c	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、評価とする。

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)									
審査項目	工種	a		a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	05護岸・根固・水制工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験※ばらつきは別紙-2参照。							
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない							
Ⅱ 品質		☐ (1)施工基面を平滑に仕上っていることが確認できる。							
		☐ (2)裏込め材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分行っていることが確認できる。							
		☐ (3)緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが行っていることが確認できる。							
		☐							

☐ (1)施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。

☐ (2)裏込め材及び隅込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分行っていることが確認できる。

☐ (3)緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いように行っていることが確認できる。

☐ (4)石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ (5)護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。

☐ (6)遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ (7)植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ (8)根固め工、水制工、枕床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ (9)指定材料の品質が、証明書類で確認できる。

☐ (10)基礎工において掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。

☐ (11)コンクリートブロック等を損傷無く施工していることが確認できる。

☐ (12)施工にあたって、床掘り箇所の湧水等は、排除して施工していることが確認できる。

☐ (13)埋め戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ (14)有害なクラックが無い。

☐ (15)その他(理由):

【矢板工】

- ☐ (16)矢板にそり、ゆがみ、傷がない。
- ☐ (17)鋼矢板の継ぎ手が確実になされている。これにより難い場合は監督職員と協議を行い書面で交わしている。
- ☐ (18)周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施している。
- ☐ (19)施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。

- ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の調査項目別運用表

調査項目		工種	
			☐ (20)排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。 ☐ (21)鋼矢板の運搬、保管にあたり、変形を生じさせないように保管している。 ☐ (22)ウォーターージェットを用いて矢板を施工する場合は、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ落ち着かせていることが確認できる。(ウォーターージェット併用の場合) ☐ (23)腹起しは、矢板と十分に密着していることが確認できる。隙間が生じた場合はパッキン材等により土圧を均等に受けるように施工していることが確認できる。 ☐ (24)矢板引抜後(打設後)に空洞が生じた場合は、空洞を砂利等で充填していることが確認できる。

(検査員：完成)

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
出来形及び出来ばえ	06砂防構造物工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきは別紙-2参照。 【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
		【共通】 ☐ ☐ (1)コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応等)が確認できる。 ☐ ☐ (2)コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ (3)圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ (4)運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のバイブレーターの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適合しており、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び曇中コンクリート等を含む) ☐ ☐ (5)コンクリート圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後型枠及び支保工の取外しを行っている。 ☐ ☐ (6)地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ (7)鉄筋及び鋼材の品質が、証明書で確認できる。 ☐ ☐ (8)有害なクラックが無い。 【砂防構造物工事に適用】 ☐ ☐ (1)コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないように管理していることが確認できる。 ☐ ☐ (2)鉄筋の組み立て・加工が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ (3)施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ ☐ (4)アンカーが設計図書のとおり施工してあることが、確認できる。 ☐ ☐ (5)ボルトの締付け確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ☐ ☐ (6)ボルトの締付け機器のキャリブレーションを実施している。 ☐ ☐ (7)その他(理由：)							
II 品質								☐	☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ II 品質	0)地すべり防止工事(抑止杭・集水井戸工事含む)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。 【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善された。
		☐ ☐ (1)コンクリートの配合試験及び試験値を行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応等)が確認できる。 ☐ ☐ (2)コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ (3)圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ (4)運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のパイプレーターの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ ☐ (5)コンクリート圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後型枠及び支保工の取外しを行っている。 ☐ ☐ (6)地山との取り合せを適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ (7)鉄筋及び鋼材の品質が、証明書で確認できる。 ☐ ☐ (8)有害なクラックが無い。 ☐ ☐ (9)その他(理由： 【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)】 ☐ ☐ (10)アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ (11)ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ (12)ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ (13)集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 ☐ ☐ (14)その他(理由： 【アンカー工】 ☐ ☐ (15)各種試験が事前に提出された試験計画書のとおりに実施していることが確認できる。 ☐ ☐ (16)アンカー材料を現場で保管する場合は、湿気や水などに配慮して保管していることが確認できる。 ☐ ☐ (17)削孔が計画書に示された位置、削孔径、長さ、方向のとおり実施していることが確認できる。 ☐ ☐ (18)削孔終了後、スライムが除去されていることが確認できる。 ☐ ☐ (19)グラウト注入圧が設計注入圧を超えていないことが確認できる。						

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。
③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

工事成績採点の調査項目別運用表

調査項目		工種	(検査員:完成)
		☐ (20)グラウト注入までに、テンドンにさび、油、泥等が付着しないように管理していることが確認できる。 ☐ (21)グラウト注入後、グラウトが硬化するまでテンドンを固定していることが確認できる。 ☐ (22)支圧板が適切に設置されていることが確認できる。 ☐ (23)防錆処理が適正に行われていることが確認できる。 ☐ (24)その他(理由:	

工事成績採点の検査項目別運用表

(検査員:完成)

II品質

08法面工事1
(基材吹付・シート張等)

a

a'

b

b'

c

d

e

品質関係の試験結果のばらつきを評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきでの判断は別紙-2参照。
【ばらつき】

☐ 少ない(50%以下)

☐ 普通(80%以下)

☐ 規格値内(80%超え)

☐ 判断できない

【共通】

☐ (1)土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。

☐ (2)法面のゴミ、泥土、浮石等が除去され、施工基面が平滑に仕上げられている。

☐ (3)材料承認承諾書に基づき、品質証明書等により適切な材料の品質が確認できる。

☐ (4)湧水処理が適切になされ、雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。

☐ (5)使用材料が空袋等で確認できる。

☐ (6)その他(理由)

【種子吹付け工、客土吹付け工、厚層基材吹付け工関係】

☐ (7)ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。

☐ (8)吹付け厚さが均等である

☐ (9)吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。

☐ (10)ネット等が適切に法面に定着している。

☐ (11)吹付け材が発芽しているのが確認できる。

☐ (12)その他(理由)

【植生シート、マット工関係】

☐ (13)水分補給、日照等地域条件を種子材料等の選定に反映している。

☐ (14)植生の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。

☐ (15)ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。

☐ (16)ネット等が適切に法面に定着している。

☐ (17)地山等への密着性やすりつけが良好に施工されている。

☐ (18)その他(理由)

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐

☐

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。

☐</

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	09法面工事2 (モルタル吹付け・法 枠・グラウト・アン カー等)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきでの判断は別紙-2参照。 【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善された。						
II 品質								

【共通】

☐ (1)法面のゴミ、泥土、浮石等が除去され、施工基面が平滑に仕上げられている。

☐ (2)材料承認承諾書に基づき、品質証明書等により適切な材料の品質が確認できる。

☐ (3)湧水処理が適切になされている。

☐ (4)使用材料が空袋等で確認できる。

【コンクリート又はモルタル吹付け工関係】

☐ (5)金網等の重ね幅が10cm以上確保されている。

☐ (6)供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。

☐ (7)跳ね返り材料が適切に処理されている。

☐ (8)水抜きパイプが適切に配置されている。

☐ (9)アンカー鉄筋の適正(位置、間隔等)配置が確認できる。

【特殊接着モルタル吹付け工関係】

☐ (10)金網は法面肌になじみ、ハンモック状にならないように被覆されている。

☐ (11)金網は隙間ができないように1網以上重ね合わせ、結束用鉄線を用い30cm間隔以内で結束されている。

☐ (12)アンカーピンは打設は、表面肌の状態によって有効に使い分けしている。

☐ (13)特殊接着モルタルは、金網と岩石の接点及びアンカーピンの頭部に点付接着されている。

☐ (14)点付接着以外、クラックへの注入接着及び金網前面へのまぶし吹きがされている。

☐ (15)地山等への密着性やすりつけが良好に施工されている。

【現場吹付け法枠工関係】

☐ (16)アンカーの施工長さが確認できる。

☐ (17)現場養生が適切に行われている。

☐ (18)供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。
③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種
	☐ (19)鉄筋加工組立等が適正に施工されていることが確認できる。 ☐ (20)層間にはく離が無いことが確認できる。 ☐ (21)跳ね返り材料が適切に処理されている。 【グラッドアンカー工関係】 ☐ (22)各種試験が、事前に提出された試験計画どおりに実施していることが確認できる。 ☐ (23)アンカー材料を現場で保管する場合は、湿気や水などに配慮して保管していることが確認できる。 ☐ (24)削孔が設計図書に示された位置、削孔径、長さ、方向のとおり、実施されていることが確認できる。 ☐ (25)削孔後スライムが除去されていることが確認できる。 ☐ (26)グラウト注入圧が設計注入圧を超えていないことが確認できる。 ☐ (27)グラウト注入までにテンドンにさび、油、泥等が付着しないように管理していることが確認できる。 ☐ (28)グラウト注入後、グラウトが硬化するまでテンドンを固定していることが確認できる。 ☐ (29)支圧板が適切に設置されていることが確認できる。 ☐ (30)防錆処理が適正に行われていることが確認できる。

工事成績採点の考查項目別運用表

(検査員:完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
10 鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきは別紙-2参照。 【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善された。						
		☐ ☐ (1)鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 ☐ ☐ (2)溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ (3)溶接作業にあたり、溶接材料の仕様区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ (4)溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐ ☐ (5)孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 ☐ ☐ (6)欠陥部の発生がみられないことが確認できる。 ☐ ☐ (7)塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ (8)薬地調整を行う場合、第1種ケレン後、4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ (9)塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ ☐ (10)塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ ☐ (11)その他(理由:)						
		【架設関係】 ☐ ☐ (12)ボルトの締付け確認が実施され、記録をしていることが確認できる。 ☐ ☐ (13)ボルトの締付け後及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ ☐ (14)高力ボルトの締付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 ☐ ☐ (15)高力ボルトの品質が、証明書で確認できる。 ☐ ☐ (16)支承の据付で、コンクリート面のチャッキング及び仕上げ面に水切勾配が付いていることが確認出来る。 ☐ ☐ (17)架設にあたって、部材の応力と変形等を十分に検討していることが確認できる。 ☐ ☐ (18)架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 ☐ ☐ (19)現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。						

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員:完成)		
検査項目	工種	
		☐ ☐ (20)現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ (21)その他(理由:

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	II 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善された。
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						☐
☐ (1) 配合報告書、品質証明書等に基づき、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 ☐ (2) コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取・作成が当該現場の材料に対して行われ、時期、方法とも適正であることが確認できる。 ☐ (3) 施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間、練り混ぜから打ち終わりまでの時間、打設の投入高さ、締め固め時のバイブレーターの機種等、適切に行っていることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ (4) 施工条件及び気象条件に適したコンクリート養生を行っていることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリートを含む。) ☐ (5) 型枠、支保工の取外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。 ☐ (6) 鉄筋の規格がミルシートで、引っ張り強度又は曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐ (7) 鉄筋の引っ張り強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ (8) コンクリート打設までにさび、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないように管理していることが確認できる。 ☐ (9) 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ (10) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ (11) コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ (12) スーパーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ (13) プレベーム柵のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認でき、使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☐ (14) PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ (15) プレストレッシング時のコンクリート強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ (16) コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いることが確認できる。 ☐ (17) 有害なクラックが無い。 ☐ (18) その他(理由：)								

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。
③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	12舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきは別紙-2参照。 【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%超え) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善された。
		【路床・路盤工事】 ☐ (1)設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☐ (2)路床及び路盤工のブルフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ (3)路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ (4)路盤の安定処理は材料が均一になるように施工していることが確認できる。 ☐ (5)路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ (6)路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☐ (7)路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ☐ (8)その他(理由： 						☐
II 品質		【アスファルト舗装工関係】 ☐ (9)アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験線の結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ (10)舗装工の施工にあたって、上層路盤の浮石などの有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ (11)ブラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ (12)舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ (13)各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。(単層の場合は、継ぎ目や構造物との接合面処理が適切に行われていることが確認できる。 ☐ (14)縦継ぎ目及び横継ぎ目の位置、構造物との接合面の処置等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ (15)アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ (16)密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ (17)その他(理由： 						☐
		【コンクリート舗装】 ☐ (18)コンクリートの配合試験及び試験線を行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 						☐

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。
③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

(検査員：完成)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	13トンネル工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善された。
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ (1)上半掘削は設計の1間毎、下半掘削は設計の2間毎(1サイクル)の施工が確認できる。						
		☐ (2)上半掘削時に鋼製支保工の足元を深掘りしていないことが確認できる。						
		☐ (3)下半掘削時に鋼製支保工の足元を深掘りしていないことが確認できる。						
		☐ (4)掘削について火薬と雷管の使用量が設計地山と対比して適切であることが確認できる。						
		☐ (5)上半掘削は、余掘りの低減(スムースブラッシング等)を行っていることが確認できる。						
		☐ (6)吹付けコンクリート面の凹凸の平滑性及びロックボルト頭部の突出の処理を適切に行っていることが確認できる。						
		☐ (7)シート防水材の取付、打紙、端末処理等が適切で、かつシートが正常に展張されていることが確認できる。						
		☐ (8)ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃や湧水処理等の確実な施工が確認できる。						
		☐ (9)日々の計測管理を行っており、それに基づいた施工(補助工法を含む)を行っている。						
		☐ (10)覆工コンクリートは、変状の収束期間を待って施工していることが確認できる。						
		☐ (11)設計図書に基づくコンクリート及び吹付けコンクリートの配合試験及び試験値が行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材立径・塩基総量等)が確認できる。						
		☐ (12)コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取・作成が当該現場の材料に対して行われ、時期、方法とも適正であることが確認できる。						
		☐ (13)コンクリート打設時の施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設、締固め方法、投入高さ、養生を行っている。						
		☐ (14)鉄筋の規格をミルシートで確認でき、かつ鉄筋及び保管管理が適正であることを確認できる。						
		☐ (15)その他(理由:						

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	14植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ ☐ (1)活着が促されるように管理されていることが確認できる。						
		☐ ☐ (2)樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。						
		☐ ☐ (3)樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。						
		☐ ☐ (4)施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。						
		☐ ☐ (5)肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。						
		☐ ☐ (6)植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り底部を耕していることが確認できる。						
		☐ ☐ (7)添木をぐらつきないように設置していることが確認できる。						
		☐ ☐ (8)樹名板を確認しやすい場所に据え付けていることが確認できる。						
		☐ ☐ (9)その他(理由：)						
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。						

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	b	b
	75%以上90%未満	a'	b'	b'
	60%以上75%未満	b	c	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	16標準等設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ (1)道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足していることが確認できる。						
		☐ (2)品質証明書等が整備され、材料等品質が的確に確認できる。						
		☐ (3)材料や構造物の保守管理が適切に行われ、変形、破損、有害な傷が無い。						
		☐ (4)接合部の処理方法や連結かみ合わせ、緊張が適正で、適切に施工されていることが確認できる。						
		☐ (5)基礎部の埋め戻しまたは定着が適切に行われていることが確認できる。						
☐ (6)その他(理由:)								

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準				
	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
出来形及び出来ばえ	17区画線等設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない							☐
II 品質		☐ (1) 視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。							☐
		☐ (2) ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%程度以下である。							☐
		☐ (3) 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							☐
		☐ (4) 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂塵及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。							☐
		☐ (5) 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。							☐
		☐ (6) プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。							☐
		☐ (7) 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							☐
		☐ (8) その他(理由：)							☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	b	b
	75%以上90%未満	a'	b'	b'
	60%以上75%未満	b	c	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の考查項目別運用表

(検査員:完成)

工種	a	a'	b	b'	c	d	e
18維持修繕工事							
【維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)】							
☐ (1)使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。							
☐ (2)構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。							
☐ (3)監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。							
☐ (4)緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。							
☐ (5)理由:							
☐ (6)理由:							
☐ (7)理由:							
☐ (8)理由:							
【修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)】							
☐ (1)使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。							
☐ (2)構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。							
☐ (3)監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。							
☐ (4)施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。							
☐ (5)理由:							
☐ (6)理由:							
☐ (7)理由:							
☐ (8)理由:							

判断基準

該当項目が6項目以上.....a

該当項目が5項目以上.....a'

該当項目が4項目以上.....b

該当項目が3項目以上.....b'

該当項目が2項目以下.....c

注 記載の4項目を必須の評価項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	19塗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙-2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ (1) 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。						
		☐ (2) ケレンを入念に実施していることが確認できる。						
		☐ (3) 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。						
		☐ (4) 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。						
		☐ (5) 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。						
		☐ (6) 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。						
		☐ (7) 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。						
		☐ (8) 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。						
		☐ (9) 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。						
		☐ (10) その他(理由：)						
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。								

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	b	b
	75%以上90%未満	a'	b'	b'
	60%以上75%未満	b	c	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
出来形及び出来ばえ	20港湾築造工事(海岸築造工事を含む)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきは別紙-2参照。 【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐
		【共通】 ☐ (1)漏り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ (2)既設構造物に影響のないように十分検討して施工されている。 ☐ (3)工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 ☐ (4)台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び避難設備の対策を講じていることが確認できる。 【浚渫・床堀関係】 ☐ (5)土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 ☐ (6)浚渫工又は床堀工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。 【地盤改良関係】 ☐ (7)改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ (8)浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 ☐ (9)サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 ☐ (10)深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 【マット、捨石及び均し関係】 ☐ (11)前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ (12)盛り上がり土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ (13)捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ (14)捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 ☐ (15)マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 ☐ (16)捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 ☐ (17)裏込めがタイロッド、タイワイヤーその他埋設構造物又は既設構造物の破損なく施工され、記録により確認できる。 【本体・杭及び矢板、控工関係】 ☐ (18)鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認できる。						☐	

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。
③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種
	☐ (19)杭及び矢板に損傷及び補修痕がない。 ☐ (20)杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 ☐ (21)腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させている。 ☐ (22)タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 ☐ (23)タイフイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 ☐ (24)溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】 ☐ (25)ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われている。 ☐ (26)ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われている。 ☐ (27)ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されている。 ☐ (28)コンクリートブロック据付等に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われている。 ☐ (29)ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損防止措置が講じられていることが確認でき、損傷なく施工されている。 【コンクリート関係】 ☐ (30)配合報告書、品質証明書等に基づき、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 ☐ (31)コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取・作成が当該現場の材料に対して行われ、時期、方法とも適正であることが確認できる。 ☐ (32)施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間、練り混ぜから打ち終わりまでの時間、打設の投入高さ、締固時のバイレタの機種等、適切に行っていることが確認できる。 ☐ (33)施工条件及び気象条件に適したコンクリート養生を行っていることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。) ☐ (34)型枠、支保工の取り外し時、転置・仮置時に必要なコンクリート強度を適正に管理している。 ☐ (35)施工経目は、打継目位置の選定、構造・補強・レイタンス等の取除き、ひび割れ誘発目地設置等を適正に行っていることが確認できる。 ☐ (36)鉄筋の規格がミルシートで確認でき、かつ、コンクリート打設までの鉄筋の保守管理が適正であることが確認できる。 ☐ (37)鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。

工事成績採点の調査項目別運用表

調査項目		工種	(検査員:完成)	
			☐ (38)スベーサーの材質が適正で、品質が確認でき、かつ、スベーサーを適切に配置し、鉄筋のかかりを確保している。 ☐ (39)その他(理由:	

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	2)港湾浚渫工事(地盤改良工事を含む)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきでの判断は別紙-2参照。 【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		【共通】 ☐ (1)漏り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ (2)既設構造物に影響のないように十分検討して施工されている。 【浚渫・床掘り関係】 ☐ (3)土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 ☐ (4)浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。 【地盤改良関係】 ☐ (5)改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ (6)浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 ☐ (7)サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションバイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 ☐ (8)深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ (9)前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ (10)盛り上がり土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 【マット、捨石及び均し関係】 ☐ (11)捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ (12)マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 ☐ (13)捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 ☐ (14)裏込めがタイロッド、タイワイヤーその他埋設構造物又は既設構造物の破損なく施工され、記録により確認できる。 ☐ (15)その他(理由：)						
II 品質								☐
								☐

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	22ほ場整備工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。 【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		【共通】 ☐ (1)仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ (2)材料の品質証明書が整備されている。 ☐ (3)地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で施工している。 ☐ (4)濁り等の防止に十分留意して施工している。 ☐ (5)地区外からの雨水等を遮断し、地区内への流入を防止している。 ☐ (6)二次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かい施工がうかがえる。						
II 品質		【整地工】 ☐ (7)基盤切盛が適切に施工され、基盤の均平度が良好である。 ☐ (8)表土厚さが充分確保され、かつ均平度が良好である。 ☐ (9)畦畔及び盛土部が充分に締固められている。 ☐ (10)法面に有害なクラック損傷部がない。 ☐ (11)石礫や雑物が適切に処理されている。						
		【道路工】 ☐ (12)盛土の締固めが適切に施工されている。 ☐ (13)法面に有害なクラック損傷部がない。 ☐ (14)敷砂利等が均等で平坦性が良好である。						
		【水路工】 ☐ (15)仕様書等で示す条件により締固めが実施されている。 ☐ (16)法面に有害なクラックや損傷がない ☐ (17)コンクリート2次製品等の接合が適正である。 ☐ (18)付帯構造物の施工が良好である。						

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準				
	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員:完成)		
検査項目	工種	
		【暗渠排水工】 ☐ (19) 吸水管等の設置が良好であり、かつ適正な水路勾配を有している。 ☐ (20) 被覆材が仕様書に定めた品質を有し、雑物等の混入がない。 ☐ (21) 表土埋め戻しが適切に施工され、周辺との段差がない。

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
出来形及び出来ばえ II 品質 	23林道工事(砂利道)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきは別紙-2参照。 【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善された。	☐ ☐
		【共通】 ☐ (1)雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。 ☐ (2)根株等の処理が適切に行われている。 ☐ (3)掘削面以下を乱さないように施工している。 ☐ (4)切土面の整形を適切に施工している。 ☐ (5)土質条件に応じて適切な法勾配を確保している。 ☐ (6)法面に有害なクラックや損傷がない。 ☐ (7)一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ (8)締固めを適切な条件で施工していることが確認できる。 ☐ (9)構造物付近の締固め等の処理を適正に行っている。 ☐ (10)CBR試験等を行っている。 ☐ (11)コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取・作成が当該現場の材料に対して行われ、時期、方法とも適正であることが確認できる。 ☐ (12)施工条件及び気象条件に適したコンクリートの打設時間、練り混ぜから打ち終わりまでの時間、打設の投入高さ、締固め時のバイブレーターの機種等、適正であることが確認できる。(暑中コンクリート、寒中コンクリート等を含む) ☐ (13)施工条件及び気象条件に適した養生を行っていることが確認できる。(暑中コンクリート、寒中コンクリート等を含む) ☐ (14)施工継ぎ目は、打ち継ぎ目位置の選定、構造・補強、レイタンス等の取り除き、ひび割れ誘発目地設置等を適正に行っていることが確認できる。 ☐ (15)施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。 ☐ (16)施工基面が平滑に仕上げられている。 【種子吹付け工、客土吹付け工、厚層基材吹付け工関係】 ☐ (17)ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。 ☐ (18)吹付け厚さが均等である ☐ (19)吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。							

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。
③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種
	☐ (20) ネット等が適切に法面に定着している。 ☐ (21) 吹付け材が発芽しているのが確認できる。 【補強土壁工】 ☐ (22) 品質証明書等が整備され、材料等の品質が的確に確認できる。 ☐ (23) 盛土に先行して基礎地盤の支持力や湧水状況が調査され、適切に施工に反映されている。 ☐ (24) 掘削法面が雨水により崩壊しないように、排水対策を実施している。 ☐ (25) 落石防止網等が土壁施工前に適切に設置されている。 ☐ (26) 補強材施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ (27) 盛土材料の土質が適正であることが材料試験等で確認できる。 ☐ (28) 盛土の締固めが適切な条件で施工され、管理が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ (29) 補強材の設置長さが写真で確認できる。 ☐ (30) 壁面材付近の丁寧な施工がうかがえる。 ☐ (31) 材料の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 ☐ (32) 材料の連結または、かみ合わせが適切である。 ☐ (33) 端部における地山等とのすりつけが適切である。 【特殊接着モルタル吹付け工関係】 ☐ (34) 金網は法面肌になじみ、ハンモック状にならないように被覆されている。 ☐ (35) 金網は隙間ができないように1網以上重ね合わせ、結束用数線を用い30cm間隔以内で結束されている。 ☐ (36) アンカーピンは、表面肌の状態によって有効に使い分けしている。 ☐ (37) 特殊接着モルタルは、金網と岩石の接点及びアンカーピンの頭部に点付接着されている。 ☐ (38) 点付接着以外、クラックへの注入接着及び金網前面へのまぶし吹きがされている。

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員:完成)		
審査項目	工種	
		☐ ☐ (21)製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
出来形及び出来ばえ II 品質 	25管水路工事 (パイプライン)							・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
		☐ (1)掘削断面に崩壊、過掘が無く、施工基面が平滑に仕上げられている。							
		☐ (2)管及び付属品（制水弁、空気弁等）の接合が適正である。							
		☐ (3)材料の品質証明書等が整備されている。							
		☐ (4)中心線の通りが良い。							
		☐ (5)仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。							
		☐ (6)舗装復旧が適切に施工され、周辺との段差がない。							
		☐ (7)管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。							
		☐ (8)管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。							
		☐ (9)コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。							
☐ (10)仕様書等で定められている品質管理が実施されている。									

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準
評価値が90%以上.....a
評価値が80%以上90%未満.....a'
評価値が70%以上80%未満.....b
評価値が60%以上70%未満.....b'
評価値が60%未満.....c

工事成績採点の調査項目別運用表

		(検査員：完成)							
調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
出来形及び出来ばえ	26機械設備工事							・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
II 品質								☐	
		☐ (1)材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 ☐ (2)設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 ☐ (3)設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 ☐ (4)機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 ☐ (5)溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ (6)塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ (7)操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 ☐ (8)操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ (9)小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 ☐ (10)設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☐ (11)完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 ☐ (12)機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 ☐ (13)設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ (14)二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 ☐ (15)バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 ☐ (16)計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 ☐ (17)回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 ☐ (18)構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ (19)現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ (20)その他(理由：						☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

評価値が90%以上……………a

評価値が80%以上90%未満……………a'

評価値が70%以上80%未満……………b

評価値が60%以上70%未満……………b'

評価値が60%未満……………c

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
出来形及び出来ばえ II 品質 	27電気通信工事							・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
		☐ (1)設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。						☐	☐
		☐ (2)材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書を整備していることが確認できる。							
		☐ (3)材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		☐ (4)設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		☐ (5)ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。							
		☐ (6)設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。							
		☐ (7)完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。							
		☐ (8)完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。							
		☐ (9)設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。							
		☐ (10)設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。							
		☐ (11)完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。							
		☐ (12)設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。							
☐ (13)その他（理由：									

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

評価値が90%以上.....a

評価値が80%以上90%未満.....a'

評価値が70%以上80%未満.....b

評価値が60%以上70%未満.....b'

評価値が60%未満.....c

工事成績採点の審査項目別運用表

						(検査員：完成)			
審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
出来形及び出来ばえ II 品質 	28電気設備工事(建築)・暖冷房衛生設備照明設備工事							品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。
		☐ (1)製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。							
		☐ (2)材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		☐ (3)機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。							
		☐ (4)操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。							
		☐ (5)ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。							
		☐ (6)設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		☐ (7)操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。							
		☐ (8)設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
		☐ (9)現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。							
		☐ (10)設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。							
		☐ (11)完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。							
		☐ (12)設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。							
☐ (13)その他(理由：									

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

評価値が90%以上.....a

評価値が80%以上90%未満.....a'

評価値が70%以上80%未満.....b

評価値が60%以上70%未満.....b'

評価値が60%未満.....c

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ II 品質 	29建築工事(新築)							
		【躯体工事】						
		☐ (1)品質管理が明確で品質確保に創意工夫がある。						
		☐ (2)施工計画書に定められた品質計画により管理されている						
		☐ (3)材料の品質証明が適切である。						
		☐ (4)請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。						
		☐ (5)品質・形状が適切で良好な施工である。						
		☐ (6)不可視部分の写真記録が適切である。						
		【仕上げ工事】						
		☐ (7)品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。						
☐ (8)施工計画書に定められた品質計画により管理されている。								
☐ (9)材料の品質証明が適切である。								
☐ (10)請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。								
☐ (11)品質・形状が適切で良好な施工である。								

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

評価値が90%以上.....a

評価値が80%以上90%未満.....a'

評価値が70%以上80%未満.....b

評価値が60%以上70%未満.....b'

評価値が60%未満.....c

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
出来形及び出来ばえ II 品質 	30建築工事(改修)						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
		☐	☐	(1)品質管理が明確である。				☐	☐
		☐	☐	(2)施工計画書に定められた品質計画により管理されている					
		☐	☐	(3)材料の品質証明が適切である。					
		☐	☐	(4)請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。					
		☐	☐	(5)品質・形状が適切で良好な施工である。					

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

評価値が90%以上.....a

評価値が80%以上90%未満.....a'

評価値が70%以上80%未満.....b

評価値が60%以上70%未満.....b'

評価値が60%未満.....c

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ II 品質	31ポット苗植栽 工							・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
								☐
		☐	(1)客土について土壌試験 (pH)を実施し施工に反映している。					☐
		☐	(2)客土、肥料、土壌改良材が設計以上あることが確認できる。					☐
		☐	(3)ポット苗等に損傷、発育不良等がなく保護養生が適切に行われている。					☐
		☐	(4)ポット苗等が根付いており活着管理が適切に行われている。					☐
		☐	(5)杭と柵が確実に固定されている					☐
		☐	(6)表土流出に適切な対応が図られている					☐
		☐	(7)同一樹種がかたよらず、計画的に混植されている。					☐
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c								

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	32鋼橋工事(工場製作のみ)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善された。						
		☐ ☐ ☐						

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	b	b
	75%以上90%未満	a'	b'	b'
	60%以上75%未満	b	c	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の検査項目別運用表

(検査員:完成)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	33鋼橋工事(架設のみ)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験法※ばらつきは別紙-2参照。						
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験法※ばらつきは別紙-2参照。 【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ ☐ (1)ボルトの締付確認が実施され適切に記録が保管されている。						
		☐ ☐ (2)ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。						
		☐ ☐ (3)支承の据付で、コンクリート面のチャッピング及びモルタル付着が確認でき、仕上り面に水切り勾配がついている。						

□ □ (3) 支承の据付で、コンクリート面のチップング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面に水切勾配がついている。

□□ (4) 塗装する面が清掃され乾燥状態であることが確認できる(重ね塗りの場合も含む)

□□□□(5)現場溶接の作業環境の確保、作業員の技量及び溶接箇所清掃と乾燥等の管理を確認できる。

☐ ☐ (6)継手接合部の汚れ、浮き錆び等を十分除去していることが確認できる。

□ □ (7)主構キャンパ一の段階ごとの適正管理を行って現場継手部のすき間が適正に保たれていることを確認できる。

☐ ☐ (8)仮組み立てについて自主管理を実施していることを確認できる。

☐ ☐ (9) 架設工法(設計計算を含む)について安全性の照査を有する者が行っていることを確認できる。

□□□□ (10)伸縮装置の据付は、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行っていることが確認できる。

- ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)＝ $\frac{\text{評価対象項目数}}{\text{評価対象項目数}} \times 100$
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

評價指標	判斷不可能			
	80%以上			
	80%超え			
	80%以下			
90%以上	a	a'	b	b'
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

工事成績採点の検査項目別運用表

(検査員:完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	34補強土壁工事(ゲルアルメ、多オキスタイル、数アンカー等)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験)※ばらつきは別紙-2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ ☐ (1)品質証明書等が整備され、材料等の品質が的確に確認できる。 ☐ ☐ (2)盛土に先行して基礎地盤の支持力や湧水状況が調査され、適切に施工に反映されている。 ☐ ☐ (3)捌削法面が雨水により崩壊しないように、排水対策を実施している。						

□□ (2)盛土に先行して基礎地盤の支持力や湧水状況が調査され、適切に施工に反映されている。

☐ ☐ (3)掘削法面が雨水により崩壊しないように、排水対策を実施している。☐ ☐ ☐ (4)落石防止網等が生壁施工前に適切に設置されている。

□□ (5)補強材施工基面が平滑に仕上げられている。

☐ ☐ (6)盛土材料の土質が適正であることが材料試験等で確認できる。

□□□ (7)盛土の締固めが適切な条件で施工され、管理が適切に実施されていることが確認できる。

□ □ (8)補強材の設置長さが写真で確認できる。

□□□ (9)壁面材付近の丁寧な施工がうかがえる。

☐ ☐ (10)材料の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。

□□ (11)材料の連結または、かみ合わせが適切である。

□ □ (12) 端部における地山等とのすりつけが適切である。

- ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)＝該当項目数(人)÷評価対象項目数(人)
なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には、評価とする。

判断基準

評価値	判断不可能			
	80%以上	80%超え	80%以下	80%以下
90%以上	a	a'	b	b'
75%以上90%未満	a'	b'	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	35 掘工、筋工、伏工工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ ☐ (1)仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ ☐ (2)材料の品質証明書等が整備されている。 ☐ ☐ (3)各工種の施工に適した法面整形、階段切付が行われており、障害となる根株、転石等が除去されている。 ☐ ☐ (4)雨水等による崩落を防止するため排水対策が実施されている。 ☐ ☐ (5)端部における地山等とのすりつけにきめ細かい注意がうかがえる。 ☐ ☐ (6)植生の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。 ☐ ☐ (7)植栽木に損傷や病虫害がなく、植栽、施肥の施工にあたり、苗木の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。 ☐ ☐ (8)背面土の流失防止に配慮した施工がなされている。 ☐ ☐ (9)各工種の特徴、要点を理解し、施工に創意工夫が見られる。 ☐ ☐ (10)その他(理由：)						
		☐ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善された。 ☐ ☐ ☐ ☐						

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	36木材木製品工事(木ダム、木橋、木土留工、木流路工等)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%超え) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ ☐ (1)木材・木製品の品質が良好で(曲り等がない)設計図書に基づき適切に施工されている。						
		☐ ☐ (2)仕様書で定められている品質管理が実施されている。						
		☐ ☐ (3)組み立て等のボルト等の締め付けが確認できる。						
		☐ ☐ (4)木材・木製品どうしの接続が良好で規定どおり施工されている。						
		☐ ☐ (5)部品・材料等の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認できる。						
		☐ ☐ (6)木材・木製品による地山及び構造物との取り合いまたはすり付けが良好に施工されている。						
		☐ ☐ (7)その他(理由：						
		☐ ☐ (8)その他(理由：						
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。								
判断基準								
		50%以下		80%以下		80%超え		判断不可能
評価値	90%以上	a		a'		b		b
	75%以上90%未満	a'		b		b'		b'
	60%以上75%未満	b		b'		c		c
	60%未満	b'		c		c		c

工事成績採点の調査項目別運用表

（検査員：完成）

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e					
出来形及び出来ばえ II 品質 	37:溪間工事(山腹工事にも適用)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。 【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%超え) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。				
		【土工】 ☐ (1)斜面に適した法面整形、段切りが行われており、障害となる根株、転石等が除去されている。 ☐ (2)構造物周辺の締固め等の処理を適正に行っている。 ☐ (3)雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施している。 ☐ (4)段切り等が施工前に適切に行われている。 ☐ (5)締固めを適切な条件で施工している。 ☐ (6)法面に有害なクラックや損傷がない。						☐	☐				
		【コンクリート工】 ☐ (7)コンクリート打設時に必要な品質管理試験や供試体の採取・作成が当該現場の材料に対して行われ、時期、方法とも適正であることが確認できる。 ☐ (8)施工・気象条件に適したコンクリートの打設時間、練り混ぜから打ち終わりまでの時間、打設の投入高さ、締固時のパイプの機種、養生等を適切に行っていることが確認できる。 ☐ (9)施工継目は、打継目位置の選定、構造・補強、レイタンス等の取除き、ひび割れ誘発目地設置等を適正に行っていることが確認できる。 ☐ (10)型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 ☐ (11)地山等との取り合わせが適切に行われている。 ☐ (12)施工基面が平滑に仕上げられている。											
		【二次製品水路工】 ☐ (13)材料の品質証明書等が整備されている。 ☐ (14)基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認でき、施工基面も平滑に仕上げられている。 ☐ (15)不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。 ☐ (16)製品周辺の盛土、埋戻しの施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 ☐ (17)仕様書等で示す条件により締固めが実施されている。 ☐ (18)二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。											

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種
	☐ (19)不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。 ☐ (20)製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。 ☐ (21)木材・木製品の品質が良好で(曲り等がない)設計図書に基づき適切に施工されている。 ☐ (22)仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ (23)組み立て等のボルト等の締め付けが適切であることが確認できる。 【木構土留工】 ☐ (24)木材・木製品どうしの接続が良好で規定どおり施工されている。 ☐ (25)部品・材料等の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認できる。 ☐ (26)木材・木製品による地山及び構造物との取り合いまたはすり付けは良好に施工されている。 【鋼製枠工】 ☐ (27)施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ (28)材料の品質証明書等が整備されている。 ☐ (29)枠材に変形や傷がなく、丁寧な据付けがうかがえる。 ☐ (30)地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。 ☐ (31)ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ☐ (32)ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ☐ (33)枠材の組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し施工を行っている。 ☐ (34)中詰材に有害な空隙がなく、かみ合わせよく詰め石されていることが確認できる。

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	39落石防止網(ロックネット類)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙-2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ ☐ (1)材料の品質証明書等が整備されている。						
		☐ ☐ (2)支柱材に変形や傷がなく、丁寧な据付けがうかがえる。						
		☐ ☐ (3)適確にアンカー位置の選定が行われ、緩みや隙間がなく充分な地山への定着がうかがえる。						
		☐ ☐ (4)アンカーの根入れ長及び充分なグラウト充填が確認できる。						
		☐ ☐ (5)地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。						
		☐ ☐ (6)ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。						
		☐ ☐ (7)ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。						
		☐ ☐ (8)その他(理由：)						
		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善され示を行った。 ☐ ☐						

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の考查項目別運用表

(検査員:完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	41橋梁等補強補修工事	品質関係の試験結果のばらつきを評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。く判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきでの判断は別紙-2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ ☐ (1)適正に調査・試験が行われ、整理・記録し、適切な材料選定や施工に反映されている。 ☐ ☐ (2)材料・製品の品質、形状、性能が品質証明書等で必要十分な品質が確認できる。 ☐ ☐ (3)品質管理が的確に実施され、管理記録が適正に整備されている。 ☐ ☐ (4)施工基面の処理(有害物、チッピング、平滑、清掃等)が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ (5)端部すりつけ等細部まで、緩みや隙間等がなく入念適切に施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ (6)既設構造物へ損傷を与えないように検討して施工され補修箇所もない。 ☐ ☐ (7)鋼材定着部分及びブラケットの防食が適正に行われていることが確認できる。 ☐ ☐ (8)材料や構造物の継目部や接合部の処理方法や連結かみあわせが適正で、適切な施工が確認できる。 ☐ ☐ (9)鉄筋の継手は、緊結材・方法、機械式継手等、応力位置について適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ (10)アンカー孔及びボルト位置の精度管理及び品質管理のための試験項目が抜かりなく行われ適正であることが確認できる。 ☐ ☐ (11)適正なグラウト充填とボルトの締付確認の記録が確認できる。 ☐ ☐ (12)ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを適切に実施している。 ☐ ☐ (13)塗装や溶接の作業環境の確保、作業員の技量及び施工箇所の清掃と乾燥等の管理が確認できる。 ☐ ☐ (14)溶接の品質管理が適切に実施されている。 ☐ ☐ (15)塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。						
		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐ ☐						

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはa評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	42取壊し工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙-2参照。						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙-2参照。						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		☐ (1)分別、再資源化を適切に実施している。						☐
		☐ (2)施工計画書に定められた計画により管理されている。						☐
		☐ (3)廃棄物の処理が適切である。						☐
		☐ (4)請負者の管理記録が整備されている。						☐
		☐ (5)不可視部分の写真記録が適正である。						☐
		☐ (6)その他(理由:)						☐
		☐ (7)その他(理由:)						☐
		☐ (8)その他(理由:)						☐

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準			
	50%以下	80%以下	80%超え
評価値	90%以上	a	a'
	75%以上90%未満	a'	b
	60%以上75%未満	b	b'
	60%未満	b'	c

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	43仮設工工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%超え) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ ☐ (1)仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。						
		☐ ☐ (2)仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。						
		☐ ☐ (3)周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施している。						
		☐ ☐ (4)施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。						
		☐ ☐ (5)排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。						
		☐ ☐ (6)その他(理由： ☐ (7)その他(理由： ☐ (8)その他(理由：						
		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善された。 ☐ ☐						

- ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	b	b
	75%以上90%未満	a'	b'	b'
	60%以上75%未満	b	c	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	44電線共同溝工事(管路布設段階)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ ☐ (1)指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。						
		☐ ☐ (2)管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。						
		☐ ☐ (3)プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。						
		☐ ☐ (4)特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。						
		☐ ☐ (5)特殊部の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。						
		☐ ☐ (6)埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
		☐ ☐ (7)舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。						
		☐ ☐ (8)管枕及び埋設シーートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
		☐ ☐ (9)管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。						
		☐ ☐ (10)その他(理由：						

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)								
調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	45共同溝シールド工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。判断基準参照「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行った。	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
Ⅱ 品質		☐ (1)作業残土の処理が、資料により確実に実施されているか確認できる。						
		☐ (2)裏込め注入について、注入量・注入圧力の管理・記録が適切になされている。						
		☐ (3)シールド設備工(坑内外)については、的確に実施されている。					☐	☐

- ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	b	b
	75%以上90%未満	a'	b'	b'
	60%以上75%未満	b	c	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の考查項目別運用表

(検査員:完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	46上水道工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験※ばらつきは別紙ー2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ ☐ (1)管渠の規格、品質がミルシートで確認できる。 ☐ ☐ (2)弁篋等用品の規格、品質がミルシートで確認できる。 ☐ ☐ (3)管渠の接合状況が確認できる。(継手チェックシート、写真)						
		☐ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行い改善された。 ☐ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。						

品質

□

☐ ☐ (3) 管渠の接合状況が確認できる。(継手チェックシート、写真)☐ ☐ (4)コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。

☐ ☐ (5)コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。

□ □ (6) その他(理由):

□□ (7)その他(理由:

□ □ (8) その他(理由:)

□ □ (9) その他(理由:)

- ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)＝ $\frac{\text{評価対象項目数}}{\text{評価対象項目数(1)}}$ ×100
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には評価値とする。

判断基準

評価値	90%以上	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
	75%以上90%未満	a'	a'	b	b
	60%以上75%未満	a'	b	b'	b'
	60%未満	b	b'	c	c
		b'	c	c	c

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	47水管橋	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%超え) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ (1)仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ (2)材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ (3)部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ (4)据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。 ☐ (5)基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 ☐ (6)溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。 ☐ (7)塗装の塗り残し、むら等がなく、均一性がよい。 ☐ (8)その他(理由：)						
		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐ ☐						

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	b	b
	75%以上90%未満	a'	b'	b'
	60%以上75%未満	b	c	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	48農林等電気通信設備	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%超え) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善された。						
		☐						

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

- 197 -

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	49農林等施設 機械設備(用排水ポンプ・構成付属設備)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%超え) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		☐ (1)仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ (2)材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ (3)部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ (4)機械単本品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ (5)設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ (6)据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。 ☐ (7)配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われている。 ☐ (8)配電盤類の動作試験は正常に動作した。 ☐ (9)電線類の接続部が適切に処理されている。 ☐ (10)基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 ☐ (11)シーケンスに従い正常に動作した。 ☐ (12)ピット内の電線類は行き先れが取り付けられ整然と配置されている。 ☐ (13)地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配備されている。 ☐ (14)設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されている。 ☐ (15)溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。						
		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善された。 ☐ ☐						

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の考查項目別運用表

(検査員:完成)

工種	a	a'	b	b'	c	d	e
5) 林道土工 事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>関連基準、技術管理基準、その他設計図書に定められた試験)※ばらつきは別紙-2参照。 【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II 品質	☐ (1)伐開・伐根作業により発生して伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。 ☐ (2)掘削面の土砂等は、乱さないように丁寧に盛り取り、適切な場所に搬出している。 ☐ (3)基礎地盤が急勾配の斜面では、法面の崩壊や不等沈下の防止のため段切等適切に施工している。					☐	☐

□□ (3)基礎地盤が急勾配の斜面では、法面の崩壊や不等沈下の防止のため段切等適切に施工している。

☐ ☐ (4)盛土中の暗渠・管等の構造物のある場合は偏圧が架からないよう施工している。

□□ (5) 路床、排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に確認できる。

☐ ☐ (6)着手前に、崩壊、湧水等を調査確認し、適切な排水対策が実施されている。

☐ (7)地すべり、崩壊等のある場合は、適切な予防法により工夫され施工されている。

□□ (8)掘削等により、立木等に損傷を与えず、また飛散の防止等にも注意を払って施工されている。

☐☐☐ (9)道路の横断勾配、幅員・基準高、土質等について設計図書等に基づき適切に施工管理されており仕上がりも基準値を満足している。

□□ (10)仮設道路、排水施設について設計図書により施工・管理され、出来形も適切に管理されている。

- ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)＝ $\frac{\text{評価対象項目数}}{\text{評価対象項目数(1)}}$ ×100
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には評価としない。

判断基準

評價項目	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b'	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	52森林植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%超え) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
II 品質		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善された。						
		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐						

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	b	b
	75%以上90%未満	a'	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)									
審査項目	工種	a		a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ II 品質 	53 水道工事 (開削工)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきは別紙-2参照。 【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない							品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修繕指し示を行い改善された。
		☐ (1)マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。							
		☐ (2)管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。							☐
		☐ (3)設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。							☐

- ☐ (5)コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- ☐ (6)施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固めのバイプレーラの機種、養生方法等、適切に行っている(寒中及び暑中コンクリート等を含む)
- ☐ (7)締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。
- ☐ (8)混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。
- ☐ (9)管渠の接合状況が良好であることが確認できる。

- ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。
- ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)								
審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ II 品質 	54下水道工事 (推進工)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験※ばらつき2参照。						
		【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
		☐ (1)マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。						
		☐ (2)管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。						
		☐ (3)設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。						

- (4)コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。
- (5)コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- (6)施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締面時のパイプの機種、養生方法等、適切に行っている(寒中コンクリート等を含む)
- (7)測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
- (8)常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。
- (9)推進作業等がデータで確認できる。
- (10)地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。

- ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。
- ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	b	b
	75%以上90%未満	a'	b'	b'
	60%以上75%未満	b	c	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ	55下水道工事 (シールド工)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準 技術管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきは別紙-2参照。 【ばらつき】 ☐ 少ない(50%以下) ☐ 普通(80%以下) ☐ 規格値内(80%超え) ☐ 判断できない						
		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で検査職員が修補指示を行い改善された。						
II 品質		☐ (1)マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ (2)管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ (3)設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 ☐ (4)コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ (5)コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ (6)施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固めのバイレータの機種、養生方法等、適切に行っている(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ (7)セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ (8)溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ (9)二次コンクリート打設前に、付着物除去のための充分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 ☐ (10)常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。 ☐ (11)シールド推進作業等がデータで確認できる。 ☐ (12)裏込め注入状況がデータで確認できる。 ☐ (13)地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 ☐ (14)その他(理由：)						

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	50%以下	80%以下	80%超え	判断不可能
評価値	90%以上	a	b	b
	75%以上90%未満	a'	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ II 品質 	56舗装補修工事	☐ (1)適正な舗装設計の資料収集を行っている。						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐
		☐ (2)材料仕様承諾書に基づき適切な混合物の規格が確認できる。						
		☐ (3)混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。						
		☐ (4)舗設後直ちに供用する必要がある現場で交通開放を適切に行っている。						
		☐ (5)舗装各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。						
		☐ (6)目地の処理が仕様書に定められたとおりであることが確認できる。						
		☐ (7)気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業の配慮が行われている。						
		☐ (8)不陸の修正、ローラーマークの除去が適切に行われている。						
		☐ (9)破壊状態や設計条件に応じた適切な補修工法の選定が行われている。						
		☐ (10)施工に先立ち施工面の有害物の除去、清掃が適切に行われている。						
		☐ (11)路盤工、表層工の締固めが設計どおり行われていることが確認できる。						
		☐ (12)プライムコート・タックコートの散布と養生が適切に行われている。						

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

評価値が90%以上.....a

評価値が80%以上90%未満.....a'

評価値が70%以上80%未満.....b

評価値が60%以上70%未満.....b'

評価値が60%未満.....c

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員：完成)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
出来形及び出来ばえ II 品質 	57) 浚渫工事						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐
							・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐
☐ (1) 掘削時における瀕りの防止等環境保全に十分注意施工していることが確認できる。 ☐ (2) 既設構造物に影響が無いように十分検討して施工されている。 ☐ (3) 土砂処分における運搬途中で漏出が無いよう施工されている。 ☐ (4) 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。 ☐ (5) 施工時の天候等が記録整理されている。 ☐ (6) 掘削断面に過掘りが少なく図面どおりに仕上げられている。 ☐ (7) 残土処理数量が適切に管理されている。 ☐ (8) 端部における地山等とのすり合わせにきめ細かい注意がうかがえる。 ☐ (9) 汚濁防止堤の選定、施工が適切に行われている。 ☐ (10) 警戒船の配置が適切にされ、通航船舶の安全運航に支障が無い。 ☐ (11) 近隣施設(岸壁等)の利用に支障が無く工事が行われている。 ☐ (12) 浚渫区域を正確に特定できる測量が実施され、施工管理が行われている。 ☐ (13) 沖捨てがある場合、指定された区域で確実に処理されていることが確認できる。 ☐ (14) 海上保安部から要請のあった品質を確保できる。 ☐ (15) 陸上仮置きがある場合、瀕り等防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。								

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準
評価値が90%以上.....a
評価値が80%以上90%未満.....a'
評価値が70%以上80%未満.....b
評価値が60%以上70%未満.....b'
評価値が60%未満.....c

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員：完成)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
出来形及び出来ばえ II 品質 	58上記以外の工事又は合併工事						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
		☐ (1)理由:						☐	☐
		☐ (2)理由:							
		☐ (3)理由:							
		☐ (4)理由:							
		☐ (5)理由:							
		☐ (6)理由:							
		☐ (7)理由:							
		☐ (8)理由:							
		☐ (9)理由:							
		☐ (10)理由:							

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

評価値が90%以上.....a

評価値が80%以上90%未満.....a'

評価値が70%以上80%未満.....b

評価値が60%以上70%未満.....b'

評価値が60%未満.....c

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b		c		d	
		優れている		やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている			
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	01基礎工工事 (地盤改良等を含む)	☐ (1)土工関係の仕上げが良い。 ☐ (2)通りが良い。 ☐ (3)端部及び天端の仕上げが良い。 ☐ (4)施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが同える。 ※地盤改良は○評価とする。									
審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。											

判断基準
該当項目3項目以上 a
該当項目2項目 b
該当項目1項目 c
該当項目なし d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b		c		d	
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	02土工事(盛土、築堤等工事)	☐	(1)仕上げが良い。	☐	(2)通りが良い。	☐	(3)天端及び端部の仕上げが良い。	☐	(4)構造物へのすりつけなどが良い。	☐	(5)全体的な美観が良い。
審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。											
判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d 該当項目 = 0											

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ 	03 土工事(切土工事)	☐ (1)規定された勾配が確保されている。			
		☐ (2)切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。			
		☐ (3)法面勾配の変化部について、緩衝部を設けるなど適切に施工されている。			
		☐ (4)滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。			
		☐ (5)関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。			
		☐ (6)全体的な美観が良い。			

審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。

上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。
※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目 5 項目以上 a
該当項目 4 項目 b
該当項目 3 項目 c
該当項目 2 項目以下 d

該当項目 = 0

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員: 完成)

調査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ	04コンクリート構造物工事	☐ (1)コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ (2)コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ (3)天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ (4)クラックが無い。 ☐ (5)漏水が無い。 ☐ (6)全体的な美観が良い。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や調査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。			

判断基準

該当項目5項目以上 a

該当項目4項目 b

該当項目3項目 c

該当項目2項目以下 d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	05護岸・根固・水制工事	☐ (1)通りが良い。 ☐ (2)材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 ☐ (3)天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ (4)既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ (5)全体的な美観が良い。			審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。
		判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d			
		該当項目 = 0			

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員:完成)

審査項目	工種	a				b		c		d	
		優れている		劣れている		やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	06砂防構造物工事	☐ (1)コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ (2)コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ (3)天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ (4)クラックが無い。 ☐ (5)漏水が無い。 ☐ (6)全体的な美観が良い。									
審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。											

判断基準
該当項目 5 項目以上 a
該当項目 4 項目 b
該当項目 3 項目 c
該当項目 2 項目以下 d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b				c				d			
		優れている				やや優れている				他の評価に該当しない				劣っている			
出来形及び出来ばえ	07地すべり防止工事(抑止杭・集水井戸工事含む)	☐	(1)地山との取り合いが良い。														
Ⅲ出来ばえ		☐	(2)天端、端部の仕上げが良い。														
		☐	(3)施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。														
		☐	(4)全体的な美観が良い。														
		審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。															

判断基準
該当項目3項目以上 a
該当項目2項目 b
該当項目1項目 c
該当項目なし d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	08 法面工事1 (基材吹付・シート張等)	☐ (1) 通りが良い。 ☐ (2) 癒生、吹付等の状態が均一である。 ☐ (3) 端部処理が良い。 ☐ (4) 全体的な美観が良い。			審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。
判断基準 該当項目3項目以上 a 該当項目2項目 b 該当項目1項目 c 該当項目なし d 該当項目 = 0					

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	09法面工事2 (モルタル吹付・法 枠・グラウンドア ンカ等)	☐ (1)通りが良い。 ☐ (2)養生、吹付等の状態が均一である。 ☐ (3)端部処理が良い。 ☐ (4)全体的な美観が良い。			
		審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。			
		判断基準 該当項目3項目以上 a 該当項目2項目 b 該当項目1項目 c 該当項目なし d			
		該当項目 = 0			

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	10鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	☐ (1)表面に補修箇所が無い。 ☐ (2)部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ (3)溶接に均一性がある。 ☐ (4)塗装に均一性がある。 ☐ (5)全体的な美観が良い。			
審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。					
判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d 該当項目 = 0					

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	1)コンクリート構造物(PC及びRCを対象)	☐ (1)コンクリート構造物の表面状態が良い。			
		☐ (2)コンクリート構造物の通りが良い。			
		☐ (3)天端及び端部の仕上げが良い。			
		☐ (4)支承部の仕上げが良い。			
		☐ (5)クラックが無い。			
		☐ (6)全体的な美観が良い。			

審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。
上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。
※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目 5項目以上 a
該当項目 4項目 b
該当項目 3項目 c
該当項目 2項目以下 d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員:完成)

審査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ 	12舗装工事	☐ (1)舗装の平坦性が良い。			
		☐ (2)構造物の通りが良い。			
		☐ (3)端部処理が良い。			
		☐ (4)構造物へのすりつけ等が良い。			
		☐ (5)雨水処理が良い。			
		☐ (6)全体的な美観が良い。			
審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。					
判断基準 該当項目5項目以上 a 該当項目4項目 b 該当項目3項目 c 該当項目2項目以下 d 該当項目 = 0					

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員:完成)

審査項目	工種	a				b		c		d	
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	13トンネル工事	☐ (1)コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ (2)コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ (3)天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ (4)クラックが無い。 ☐ (5)漏水が無い。 ☐ (6)全体的な美観が良い。 審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。									
判断基準 該当項目5項目以上 a 該当項目4項目 b 該当項目3項目 c 該当項目2項目以下 d											
該当項目 = 0											

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員: 完成)

調査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	14 植栽工事	☐ (1) 樹木の活着状況が良い。 ☐ (2) 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ (3) 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ (4) 全体的な美観が良い。			調査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や調査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。
		判断基準 該当項目3項目以上 a 該当項目2項目 b 該当項目1項目 c 該当項目なし d 該当項目 = 0			

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	15防護柵(網)等設置工事	☐ (1)通りが良い。 ☐ (2)端部処理が良い。 ☐ (3)部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ (4)既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ (5)きめ細やかに施工されている。 ☐ (6)全体的な美観が良い。			審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目5項目以上 a
該当項目4項目 b
該当項目3項目 c
該当項目2項目以下 d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b		c		d	
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ 	18維持修繕工事	☐ (1)小構造物等にも注意が払われている。 ☐ (2)きめ細かな施工がなされている。 ☐ (3)既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ (4)全体的な美観が良い。									
審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。											

判断基準
該当項目3項目以上 a
該当項目2項目 b
該当項目1項目 c
該当項目なし d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b		c		d	
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	19 塗装工事	☐	(1) 塗装の均一性が良い。	☐	(2) 細部まできめ細かな施工がされている。	☐	(3) 補修箇所が無い。	☐	(4) ケレンの施工状況が良好である。	☐	(5) 全体的な美観が良い。
審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。											
判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d 該当項目 = 0											

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員: 完成)

調査項目	工種	a				b		c		d			
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている			
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	20港湾築造工事(海岸築造工事を含む)	☐	(1)コンクリート構造物の表面状態が良い。	☐	(2)コンクリート構造物の通りが良い。	☐	(3)天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。	☐	(4)クラックが無い。	☐	(5)漏水が無い。	☐	(6)全体的な美観が良い。
調査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や調査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。													

判断基準
該当項目 5項目以上 a
該当項目 4項目 b
該当項目 3項目 c
該当項目 2項目以下 d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	21港湾浚渫工事(地盤改良工事を含む)	☐ (1)規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 ☐ (2)施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ (3)施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 ☐ (4)浚渫及び盛上がり等の土砂が適切に処理されている。			
		審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。			
		判断基準 該当項目3項目以上 a 該当項目2項目 b 該当項目1項目 c 該当項目なし d			
		該当項目 = 0			

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員: 完成)

調査項目	工種	a				b		c		d		
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている		
出来形及び出来ばえ	22ほ場整備工事	☐	(1)整地仕上げが良い。									
Ⅲ出来ばえ		☐	(2)営農に十分配慮された施工がなされている。									
		☐	(3)水路や道路の通りが良い。									
		☐	(4)法面仕上げが良い。									
		☐	(5)雨水処理が良い。									
		☐	(6)吸水渠、集水渠、水閘、排水口の配置が良い。									
		☐	(7)全体的な美観が良い。									
		判断基準 該当項目 6項目以上 a 該当項目 5項目 b 該当項目 4項目 c 該当項目 3項目以下 d										
		該当項目 = 0										

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b		c		d		
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている		
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ 	23林道工事(砂利道)	☐	(1)切取・盛土法面の仕上げが良く、規程された法勾配が確保されている。									
		☐	(2)排水施設の施工が良好である。									
		☐	(3)全体的に端部処理が良い。									
		☐	(4)全体的な美観が良い。									
		☐	(5)舗装の仕上げ若しくは敷砂利が良好に施工されており路面状況が良い。									
		☐	(6)構造物等の肌が良い。									
		☐	(7)構造物の天端仕上げ、端部仕上げ等が良く、地山とのすり付けが良い。									
		☐	(8)構造物の通りが良い。									
		☐	(9)既設構造物等へのすりつけが良い。									
		☐	(10)法面工の植生、吹付け等の状態が均一である。									
		該当項目 = 0										

判断基準
該当項目 9 項目以上 a
該当項目 8 項目 b
該当項目 6 項目 c
該当項目 2 項目以下 d

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b		c		d		
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている		
出来形及び出来ばえ	24水路等コンクリート二次製品設置工事	☐	(1)土工の仕上げが良い。									
Ⅲ 出来ばえ		☐	(2)土工の構造物等へのすりつけが良い。									
		☐	(3)コンクリート構造物の通りが良い。									
		☐	(4)天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。									
		☐	(5)製品のかみ合わせが良い。									
		☐	(6)全体的な美観が良い。									
		審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。										
		判断基準 該当項目 5 項目以上 a 該当項目 4 項目 b 該当項目 3 項目 c 該当項目 2 項目以下 d										
		該当項目 = 0										

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員:完成)

審査項目	工種	a				b		c		d		
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている		
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ 	25管水路工事 (パイプライン)	☐	(1)管の通りがよい。									
		☐	(2)付帯コンクリート構造物の肌が良い。									
		☐	(3)付帯コンクリート構造物の通りが良い。									
		☐	(4)付帯コンクリート構造物にクラックがない。									
		☐	(5)舗装復旧面と既設舗装面との取り合わせが良い。									
		☐	(6)全体的な美観が良い。									
審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。												
判断基準 該当項目 5項目以上 a 該当項目 4項目 b 該当項目 3項目 c 該当項目 2項目以下 d 該当項目 = 0												

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ 	26機械設備工事	☐ (1)主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。			審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。
		☐ (2)きめ細かな施工がなされている。			
		☐ (3)土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。			
		☐ (4)溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。			
		☐ (5)全体的な美観が良い。			
		該当項目 = 0			判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b				c				d							
		優れている				やや優れている				他の評価に該当しない				劣っている							
出来形及び出来ばえ	27電気通信工事	☐	(1)主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。																		
Ⅲ出来ばえ		☐	(2)公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。																		
		☐	(3)動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。																		
		☐	(4)当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。																		
		☐	(5)操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。																		
		☐	(6)全体的な美観が良い。																		
審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。																					
判断基準 該当項目 5項目以上 a 該当項目 4項目 b 該当項目 3項目 c 該当項目 2項目以下 d 該当項目 = 0																					

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員:完成)

審査項目	工種	審査項目別運用表			
		a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	28電気設備工 事(建築)・暖冷 房衛生設備・照 明設備工事	☐ (1)きめ細かな施工がなされている。 ☐ (2)公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ (3)動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ (4)ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ (5)操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ (6)全体的な美観が良い。			
		審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。			
		判断基準 該当項目5項目以上 a 該当項目4項目 b 該当項目3項目 c 該当項目2項目以下 d 該当項目 = 0			

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	29 建築工事 (新築)	☐ (1) きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ (2) 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上がりである。 ☐ (3) 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 ☐ (4) 仕上がりの状態が良好で色調が均一で色むら等がない。 ☐ (5) 外構を含め全体的な美観が良好である。			審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目 4 項目以上 a
該当項目 3 項目 b
該当項目 2 項目 c
該当項目 1 項目以下 d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b		c		d		
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている		
出来形及び出来ばえ	30 建築工事 (改修)	☐	(1) きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。									
Ⅲ 出来ばえ		☐	(2) 既存部分や関連設備との調整がなされ全体に調和が良い仕上がりである。									
		☐	(3) 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。									
		☐	(4) 仕上りの状態が良好である。									
		審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。										

判断基準
該当項目3項目以上 a
該当項目2項目 b
該当項目1項目 c
該当項目なし d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	31ポット苗植栽工	☐ (1)樹木の活着状況が良い。 ☐ (2)支柱の傾きまたは柵の天端の並びがよい。 ☐ (3)ポット苗の植付け間隔に均整が取れている。 ☐ (4)表土覆工が隙間なくていねいに施工されている。 ☐ (5)植栽帯の全体的な美観が良い。			審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。
		判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d 該当項目 = 0			

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b		c		d	
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
出来形及び出来ばえ 出来ばえ	32鋼橋工事(工場製作のみ)	☐	(1)表面に補修箇所がない。	☐	(2)部材表面に傷、錆がない。	☐	(3)溶接に均一性がある。	☐	(4)塗装に均一性がある。	☐	(5)全体的な美観が良い。
		審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。									
		判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d									
		該当項目 = 0									

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員: 完成)

調査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	33鋼橋工事(架設のみ)	☐ (1)表面に補修箇所がない。			
		☐ (2)部材表面に傷、錆がない。			
		☐ (3)溶接に均一性がある。			
		☐ (4)塗装に均一性がある。			
		☐ (5)全体的な美観が良い。			
調査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や調査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。					
判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d 該当項目 = 0					

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員: 完成)

調査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	34補強土壁工事(テールメ、ジョテキスタイル、多数アンカー等)	☐ (1)壁面材のかみ合わせや仕上げが良い。 ☐ (2)地山や既設構造物等へのすりつけが良い。 ☐ (3)壁面の通りが良い。 ☐ (4)天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ (5)全体的な美観が良い。			調査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や調査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目 4 項目以上 a
該当項目 3 項目 b
該当項目 2 項目 c
該当項目 1 項目以下 d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b		c		d		
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている		
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	35 柵工、筋工、伏工工事	☐	(1) 通りがよい。									
		☐	(2) 材料の連結、かみ合わせがよい。									
		☐	(3) 構造物へのすりつけがよい。									
		☐	(4) 全体的な美観が良い。									
		審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。										

判断基準
該当項目3項目以上 a
該当項目2項目 b
該当項目1項目 c
該当項目なし d

該当項目 = 0

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員:完成)

調査項目	工種	a				b		c		d	
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
出来形及び出来ばえ 皿出来ばえ 	36木材木製品 工事(木ダム、 木橋、木土留 工、木流路工 等)	☐	(1)通りがよく、バランスが保たれている。								調査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や調査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。
		☐	(2)金具等規格にあったものが使用され統一性がよい。								
		☐	(3)形状・寸法等が確保され統一性が良い。								
		☐	(4)コンクリート構造物へのすり付け等がよい。								
		☐	(5)地山への密着性が確保され仕上げがよい。								
		☐	(6)全体的な美観が良い。								
判断基準 該当項目 5 項目以上 a 該当項目 4 項目 b 該当項目 3 項目 c 該当項目 2 項目以下 d 該当項目 = 0											

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	37 環間工事 (山腹工事にも適用)	☐ (1) 地山への密着性が確保され仕上げがよい。 ☐ (2) 通りがよく、バランスが保たれている。 ☐ (3) 材料の連結、かみ合わせがよい。 ☐ (4) 端部処理が良い。 ☐ (5) 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ (6) 全体的な美観が良い。			審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目 5 項目以上 a
該当項目 4 項目 b
該当項目 3 項目 c
該当項目 2 項目以下 d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b		c		d		
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている		
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	38フィルダム・ため池工事	☐	(1)土工の通りがよい。									
		☐	(2)土工の構造物へのすりつけがよい。									
		☐	(3)吹付け(植生、コンクリート等)の状態が均一である。									
		☐	(4)コンクリート構造物の肌がよい。									
		☐	(5)コンクリート構造物の通りがよい。									
		☐	(6)天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。									
		☐	(7)クラックがない。									
		☐	(8)漏水がない。									
		☐	(9)施設の通りがよい。(排水側溝、フェンス等)									
		☐	(10)全体的な美観がよい。									
		該当項目 = 0										

判断基準
該当項目 8 項目以上 a
該当項目 6 項目 b
該当項目 4 項目 c
該当項目 2 項目以下 d

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員: 完成)

調査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ 	39 落石防止網 (ロックネット類)	☐ (1)ロープ、ネット等のかみ合わせや仕上げが良い。			
		☐ (2)地山や既設構造物等へのすりつけが良い。			
		☐ (3)設置面の通りが良い。			
		☐ (4)天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。			
		☐ (5)全体的な美観が良い。			

判断基準
該当項目 4 項目以上 a
該当項目 3 項目 b
該当項目 2 項目 c
該当項目 1 項目以下 d

該当項目 = 0

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員: 完成)

調査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	40 軽量盛土工 事(二次製品、 現場打ち)	☐ (1)壁面材のかみ合わせや仕上げが良い。			
		☐ (2)地山や既設構造物等へのすりつけが良い。			
		☐ (3)壁面の通りが良い。			
		☐ (4)天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。			
		☐ (5)全体的な美観が良い。			
調査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や調査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。					
判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d 該当項目 = 0					

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b		c		d	
		優れている		やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている			
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	41橋梁等補強 補修工事	☐ (1)表面に腐や補修箇所がない。	☐ (2)小構造物にも細心の注意が払われている。	☐ (3)きめ細かな施工がなされている。	☐ (4)既設構造物とのすりつけが良い。	☐ (5)全体的な美観が良い。					
審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。											
判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d 該当項目 = 0											

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	42取壊し工事	☐ (1)きめ細かな施工がされている。			
		☐ (2)既存部分への影響が最小限に抑えられている。			
		☐ (3)既存部分や関連設備との調整取り合せがなされている。			
		☐ (4)取壊し後の整地等仕上がり状態が良好である。			
		☐ (5)取壊し対象(リサイクル材、産業廃棄物等)の散乱等がなく処理が適切である。			
審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。					

判断基準
該当項目 4項目以上 a
該当項目 3項目 b
該当項目 2項目 c
該当項目 1項目以下 d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ 	43 仮設工事	☐ (1) 鋼矢板・親杭の通りが良い。 ☐ (2) 覆工板にがたつきがない。 ☐ (3) 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。 ☐ (4) 床付け面の仕上げがよい。 ☐ (5) 全体的な美観が良い。			
		審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。			

判断基準

該当項目 4 項目以上 a

該当項目 3 項目 b

該当項目 2 項目 c

該当項目 1 項目以下 d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	44電線共同溝工事(管路施設段階)	☐ (1)歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ (2)フレキストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ (3)施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さがうかがえる。 ☐ (4)全体的な美観が良い。			
		審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。			
		判断基準 該当項目3項目以上 a 該当項目2項目 b 該当項目1項目 c 該当項目なし d 該当項目 = 0			

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b		c		d	
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	45共同溝シールド工事	☐	(1)RCセグメントの割れ・カケがない。	☐	(2)継ぎ手面の防水が確実になされている。	☐	(3)セグメント間の目違い、段差が少ない。	☐	(4)ボルトの締め付け状況がよい。	☐	(5)全体的な美観が良い。
審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。											
判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d 該当項目 = 0											

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ 	46 上水道工事	☐ (1) 管渠の通りがよい。 ☐ (2) 弁篋等の仕上げがよい。 ☐ (3) クラックがない。 ☐ (4) 漏水がない。 ☐ (5) 全体的な美観がよい。 審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。			

判断基準
該当項目 4 項目以上 a
該当項目 3 項目 b
該当項目 2 項目 c
該当項目 1 項目以下 d

該当項目 = 0

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員: 完成)

調査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ 	47水管橋	☐ (1)表面に傷、錆、補修箇所がない。 ☐ (2)溶接、塗装組立の均一性が良い。 ☐ (3)管の通りがよい。 ☐ (4)天端仕上げ、端部仕上げがよい。(コンクリート構造物を含む。) ☐ (5)全体的な美観が良い。(コンクリート等にクラックもない。)			調査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や調査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。
		判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d 該当項目 = 0			

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b		c		d		
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている		
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ 	48 農林等電気通信設備	☐	(1) 構造物等にきめ細やかな施工がなされている。									
		☐	(2) 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。									
		☐	(3) 構造物へのすりつけがよい。									
		☐	(4) 製作上の補修痕跡がない。									
		☐	(5) 全体的な取扱いがしやすい。									
審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。												

判断基準
該当項目 4 項目以上 a
該当項目 3 項目 b
該当項目 2 項目 c
該当項目 1 項目以下 d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b				c				d			
		優れている				やや優れている				他の評価に該当しない				劣っている			
出来形及び出来ばえ	50 農林等施設 機械設備(除塵 設備・構成付属 設備)	☐	(1)主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。														
出来ばえ		☐	(2)溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。														
出来ばえ		☐	(3)製作上の補修痕跡がない。														
		☐	(4)全体的な取扱いがしやすい。														
		☐	(5)仕上状態が良く、全体的な美観に優れている。														
		判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d															
		該当項目 = 0															

① 検査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
 ② その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、上記以外の工事又は合併工事により評価する。
 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。
 ③ 上記以外の工事又は合併工事
 ④ 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や検査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
 ⑤ 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。
 ※山留、路側ブロック精工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準	該当項目4項目以上	a
該当項目3項目		b
該当項目2項目		c
該当項目1項目以下		d

項目当落 0 = 0

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員: 完成)

調査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ 	52森林植栽工事	☐ (1)植栽木の活着状況が良い。 ☐ (2)植栽地の全体的な美観が良い。 ☐ (3)枝条等は等高線上に適切に整理されている。 ☐ (4)植栽木の配植が良い。 ☐ (5)簡易施設は適切で美観が良い。			調査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や調査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。
		判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d 該当項目 = 0			

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員: 完成)

調査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ 	53 下水道工事 (開削工)	☐ (1) 通りがよい。			調査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や調査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。
		☐ (2) 漏水がない。			
		☐ (3) クラックがない。			
		☐ (4) 残土等が適切に処理され、マンホール天端と路面とのすりつけが良い。			
		☐ (5) マンホールのインパートの仕上げが良い。			
判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d 該当項目 = 0					

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員: 完成)

調査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	54 下水道工事 (推進工)	☐ (1) 通りがよい。 ☐ (2) 漏水がない。 ☐ (3) クラックがない。 ☐ (4) 残土等が適切に処理され、マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 ☐ (5) マンホールのインパートの仕上げが良い。			調査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や調査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。
判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d					
該当項目 = 0					

工事成績採点の調査項目別運用表

(検査員: 完成)

調査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ 	55 下水道工事 (シールト工)	☐ (1) 通りがよい。			調査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や調査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。
		☐ (2) 漏水がない。			
		☐ (3) クラックがない。			
		☐ (4) 残土等が適切に処理され、マンホール天端と路面とのすりつけが良い。			
		☐ (5) マンホールのインパートの仕上げが良い。			
		判断基準 該当項目 4 項目以上 a 該当項目 3 項目 b 該当項目 2 項目 c 該当項目 1 項目以下 d 該当項目 = 0			

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	56舗装補修工事	☐ (1)舗装の平坦性が良く、表面排水が確保されている。 ☐ (2)端部の処理が良い ☐ (3)構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ (4)きめ細かな施工がなされている。 ☐ (5)全体的な美観が良い。			
		審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。 その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。 ※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。 上記以外の工事又は合併工事 年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。 複数の工種から評価項目を抜粋するなどして設定する。 ※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。			

判断基準
該当項目 4 項目以上 a
該当項目 3 項目 b
該当項目 2 項目 c
該当項目 1 項目以下 d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	審査項目別運用表			
		a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	57 浚渫工事	☐ (1)きめ細かな施工がなされている。			
		☐ (2)既設部分への影響が最小限に抑えられている。			
		☐ (3)掘削後の整地等仕上がりの状態が良好である。			
		☐ (4)残土処分における運搬途中、処分場周辺に飛散漏出等がない。			

判断基準

該当項目3項目以上 a

該当項目2項目 b

該当項目1項目 c

該当項目なし d

該当項目 = 0

工事成績採点の審査項目別運用表

(検査員: 完成)

審査項目	工種	a				b		c		d	
		優れている				やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
出来形及び出来ばえ 出来ばえ 出来ばえ	58 上記以外の工事又は合併工事	☐ (1)理由:									
		☐ (2)理由:									
		☐ (3)理由:									
		☐ (4)理由:									
		☐ (5)理由:									

審査項目の追加は行わないものとし、不要項目については削除する。
その結果、該当項目数が2以下となる場合は、複数の工種から評価項目を抜粋し、「上記以外の工事又は合併工事」により評価する。
※木製型枠使用の場合は、木製型枠の特性を考慮する。
上記以外の工事又は合併工事
年間維持工事のように主体工種が明確でない工事や審査項目別運用表に該当工種がない工事に適用する。
複数の工種から評価項目を抜粋するなどとして設定する。
※山留、路側ブロック積工については、コンクリート構造物工事を準用する。

判断基準
該当項目 4 項目以上 a
該当項目 3 項目 b
該当項目 2 項目 c
該当項目 1 項目以下 d

注 評価対象項目は最大5項目とする。

該当項目 = 0

別紙-2

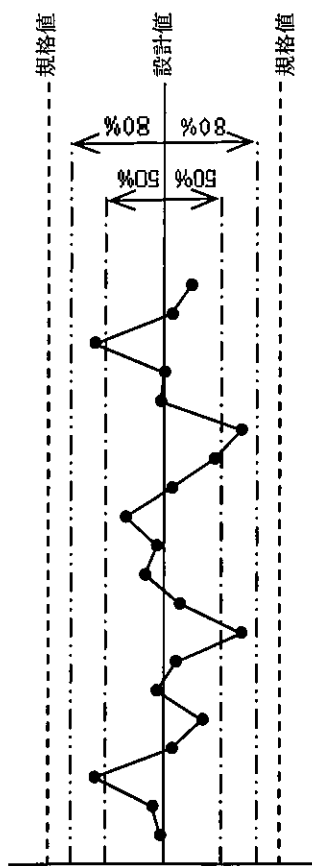
記入方法及び留意事項

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

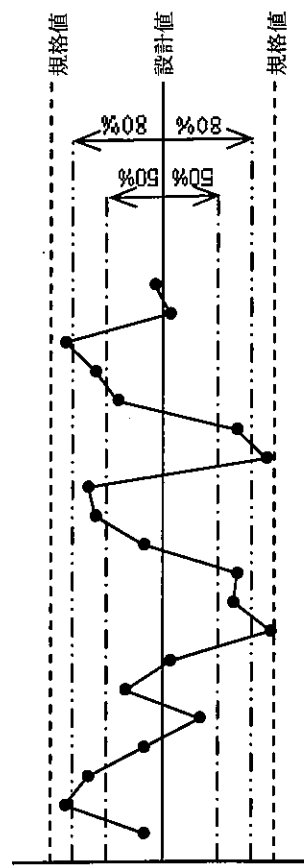
〔管理図の場合〕

(上・下限値がある場合)

①ばらつきが50%以下と判断できる例

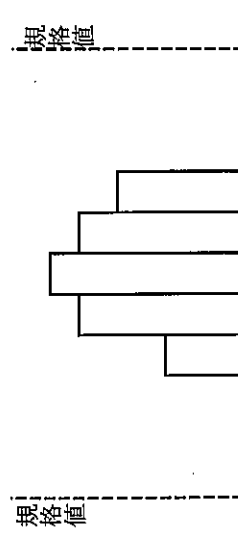


②ばらつきが80%以下と判断できる例

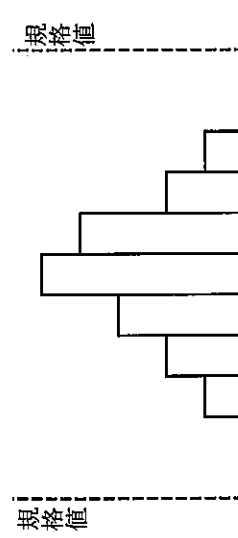


〔度数表またはヒストグラムの場合〕

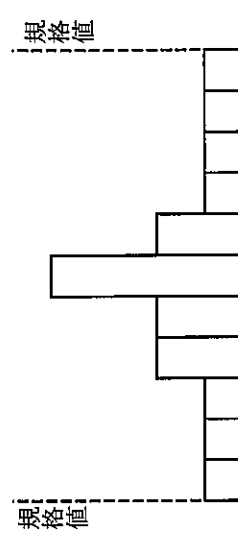
ばらつきが小さい



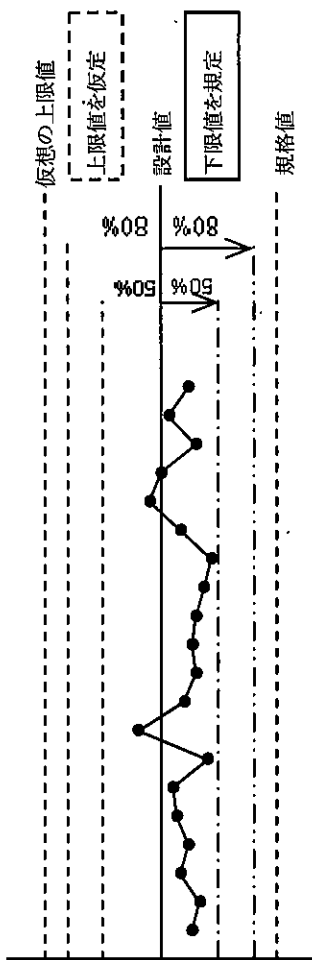
ばらついている



ばらつきが大きい



(下限値のみの場合)



別紙－2

記入方法及び留意事項

2. コンクリート構造物のクラック

表－1及び表－2において

 で囲んだものを、「有害なクラック」とする。

表－1 鋼材腐食の観点からの「ひび割れ」の部材性能への影響

環境条件		塩害・腐食環境下	一般屋外環境下	土中・屋内環境下
ひびわれ幅： ω (mm)	$0.5 < \omega$	大 (20 年耐久性)	大 (20 年耐久性)	大 (20 年耐久性)
	$0.4 < \omega \leq 0.5$	大 (20 年耐久性)	大 (20 年耐久性)	中 (20 年耐久性)
	$0.3 < \omega \leq 0.4$	大 (20 年耐久性)	中 (20 年耐久性)	小 (20 年耐久性)
	$0.2 < \omega \leq 0.3$	中 (20 年耐久性)	小 (20 年耐久性)	小 (20 年耐久性)
	$\omega \leq 0.2$	小 (20 年耐久性)	小 (20 年耐久性)	小 (20 年耐久性)

※「塩害・腐食環境」とは、「海岸より1km以内または凍結防止剤が使用される場合」

※「20 年耐久性」は、ひび割れの評価時点から 15～25 年後程度の耐久性評価結果を保証できる期間の目安として設定したものであり、15～25 年の平均をとって示したものである。

小	ひび割れが性能低下の原因とならず、部材が要求性能を満足する。
中	ひび割れが性能低下の原因となるが、軽微(簡易)な対策により対処が可能。
大	ひび割れによる性能低下が顕著であり、部材が要求性能を満足していない。

表－2 防水性・水密性の観点からの「ひび割れ」の部材性能への影響

環境条件		常時水圧作用環境下	左記以外	
部材厚 (mm)		180 未満	180 未満	180 以上
ひびわれ幅： ω (mm)	$0.20 < \omega$	大	大	大
	$0.15 < \omega \leq 0.20$	大	大	中
	$0.05 < \omega \leq 0.15$	中	中	小
	$\omega \leq 0.05$	小	小	小

※「常時水圧が作用する環境」とは、「タンク、地下外壁、水利構造など」

小	ひび割れが性能低下の原因とならず、部材が要求性能を満足する。
中	ひび割れが性能低下の原因となるが、軽微(簡易)な対策により対処が可能。
大	ひび割れによる性能低下が顕著であり、部材が要求性能を満足していない。

別紙－2

記入方法及び留意事項

3. 多工種の取扱い

施工特性から見えて評価対象項目として妥当な工種を選択する。

ただし、複合工種等で工種選択の適性が不明な場合には以下の判断とする。

- (1) 金額ベースで70%以上を占める工種を主たる工種とする。
- (2) 1工種で70%に満たない場合は複数工種で考査することとするが、上位2工種とする。
- (3) 複数工種で考査する場合でも、重要構造物がある場合には、これを優先し2工種に組み込む。
- (4) 2工種で評価が分かれたときは評価が低い工種で代表する。

高知県建設工事技術管理要綱

高知県建設工事技術管理要綱

平成17年3月3日制定
土木部長

(趣旨)

第1条 受注者は、この要綱に基づき別冊の契約図書(契約書、設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。)に従い、契約目的物の施工を履行しなければならない。

(管理の実施)

第2条 管理は、契約図書に基づき施工内容を把握し、適切な施工を行うため、工事の施工と並行して測定(検査、試験を含む。)等を行い、施工管理の目的が達せられるよう実施しなければならない。

また、受注者は測定等の結果をその都度逐次管理図表、写真等に記録保管し、監督職員の請求に対し直ちに提出しなければならない。

ただし、緊急工事、応急工事、維持工事等の工事において、第3条第1項の項目については監督職員の承諾を得たうえで省略することができる。

(施工管理区分)

第3条 施工管理は、次のとおりとする。

施工管理

- (1) 工程管理
- (2) 出来形管理
- (3) 品質管理
- (4) 写真管理

(施工管理)

第4条 受注者は、工事を着手した場合はすみやかに監督職員に着手の報告をしなければならない。

また、工事の施工に際しては、一般者及び工事関係者の安全を確保し、関係法令等を守らなくてはならない。

2 受注者は工事着手前に、設計図書の照査を行い、あらかじめ契約図書に定められた事項を事前調査し、施工条件等を把握し安全を確保した施工計画を作成しなければならない。

なお、事前調査とは、地形、地質、気象、海象等の自然特性及び工事用地、支障物件、交通、周辺環境、施設管理者等の施工地域特性の把握をいう。

3 施工計画書は、自然特性及び施工地域特性を十分把握したうえ、工事工程、現場組織、資機材、施工方法(仮設備を含む。)、段階確認計画、施工管理(工程、出来形、品質、写真等)、連絡系統、交通及び安全管理、現場作業環境、環境対策、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法等の必要な事項を計画し、監督職員に提出しなければならない。

なお、施工計画書の作成については、別途定める標準様式集による標準様式によるが、詳細については監督職員と協議のうえ定めることができる。

4 受注者は、工事の影響による損害の恐れが認められる場合は、事前、追跡、事後等の調査を必要に応じ実施しなければならない。

5 受注者は、施工時において施工計画と施工条件等の相違、又は状況等内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に施工計画書を変更しなければならない。

6 受注者は、工事の施工に際し生じた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。

7 受注者は、契約図書に定められた段階確認の計画について、監督職員に提出しなければならない。

受注者は、確認指示等を得たうえで施工をしなければならない。

- 8 段階確認実施表は、前項の段階確認の計画表に従い段階確認を実施し、受注者は監督職員が確認した種別、位置測点、確認項目、確認方法、確認期日、確認位置測点、確認項目、指示事項、指示事項確認等の記録を保管し検査時等に提出しなければならない。
- 9 受注者は、工事が他の工事と重複施工になる場合は、監督職員と協議しなければならない。
- 10 受注者は請負額3千万円以上の工事については、工事期間中の作業内容と進捗状況を記載する工事日誌等を作成し監督職員に報告するとともに、検査時に提出しなければならない。ただし、請負額3千万円未満の工事及び工期が90日未満の工事については監督職員の指示により省略できる。
- 11 施工体系図は、施工組織のフローとしてすべての下請者について、下請者枠下欄に契約額と一次下請の合計額を記載し、下請負契約書の写しを添付し監督職員に下請契約締結の日から14日以内に提出しなければならない。
- 12 受注者は、全ての工事について、完成及び中間検査時に現場状況写真を提出するものとする。規格はA4版用紙に、キャビネ版程度以上のカラー写真を貼付又はカラー印刷したもので、紙質は中程度以上のものとする。

(工程管理)

第5条 受注者は、高知県建設工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)に従い、次に掲げる工程表を工事内容に応じ作成しなければならない。

また、工程表は、計画と実績を比較検討のうえ、必要に応じ施工計画を見直さなければならない。
工程表(別途定める標準様式集)

(1) 工事総合工程表(バーチャート工程表)(様式ー2)

総合的な実施工程表を作成するものとする。ただし、請負額1千万円未満の工事は省略できるものとする。

(2) パートによる工程表(ネットワーク工程表)(様式ー3)

パート(ネットワーク)による工程表を、監督職員が指示するものについて作成する。

(3) その他工程表等(部分工程表等)(様式ー4、5、6)

主要工種に対する工種別工程表又は細部工程表、工期末における短期工程表等の部分的な工程表については、監督職員の指示により作成するものとする。

- 2 受注者は、工程表について監督職員と工程作業内容、工程遅延処置対応等を打ち合わせたうえで作成するとともに、半月程度毎に施工工程管理の報告を行わなければならない。

また、完了日が遅延する恐れがある場合は監督職員に報告しなければならない。

(出来形管理)

第6条 受注者は、出来形を次に掲げる各号の事項に従い管理するとともに、別途定める「出来形管理基準及び規格値」により、測定項目の工種及びその管理内容を実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理しなければならない。ただし、測定数が10点未満の場合は、出来形管理表のみとし、管理図の作成は省略することができるものとする。

(1) 出来形管理図書

ア 変更申請図書

計画変更のある全工事を対象に、金抜設計及び図書を作成するものとする。

- ・金抜設計書(内訳書・明細書・数量計算書等)
- ・変更申請図(平面図・縦断図・横断図・展開図・構造図等)

発注図がCADデータで貸与された場合についてはCADデータで作成しなければならない。

イ 完成図

「電子納品運用に関するガイドライン 工事編」により作成する。

ウ 施工経過図

請負額1千万円以上の工事において、場所打コンクリート構造物(プレキャスト製品、小構造物を除く。)の施工について、1日あたりの出来形工程を把握し作成するものとする。

エ 出来形管理図表（別途定める標準様式集（様式一七））

請負額 1 千万円以上の工事について、管理基準測点毎の設計寸法と実測寸法を対比し、作成するものとする。ただし、図面等で表示可能なものは省略できる。

実測寸法は 3 段書きとし、上段には検査職員の測定寸法を、中段には監督職員の測定寸法を、また下段には受注者の管理寸法を記載するものとする。

オ 使用量一覧表

主要材料について作成するものとする。ただし、図面等で使用数量の明確なものは省略できる。

(2) 現場出来形寸法

全工事を対象に現場の構造物等について、設計寸法と実測寸法をペンキ等で表示し、出来形管理図面等を作成する際の基準測点は、ペンキ、鋸、杭等で表示しなければならない。

- 2 出来形管理図書、電子納品資料については、監督職員の承諾を受けて測量業者、設計コンサルタント等に委託し作成することができるものとする。

また、受注者は、完成図等を作成する場合高知県が所有する設計原図などを監督職員の承諾を受けて利用することができる。

- 3 当該工事の部に定める以外、他の部に定める類似工事の工種及び管理内容を使用することができる。

また、他の公共機関及び専門機関等の発行書物を参考に管理基準を使用することができる。この場合はその根拠を明記しなければならない。

なお、これらによりがたい場合は、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。

(品質管理)

第 7 条 受注者は、品質を別途定める「品質管理基準」により、管理しなければならない。なお、試験区分が「必須」となっている試験項目は全面的に実施し、「その他」となっている試験項目は、特記仕様書等で指定する場合に実施するものとする。

- 2 受注者は、使用材料を監督職員の検査確認を受け、品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準等の測定内容に応じ、試験値及び測定値を工程能力図又は品質管理図表、度数表等により管理を行わなければならない。

管理資料は、原則として毎月 1 回監督職員に提示して管理状況を打ち合わせるものとする。

なお、検査において不合格となった材料については、その処理方法等確認できる資料を記録しておくなければならない。

- 3 受注者は、管理内容に応じて、工程能力図又は品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{X}-R$ 、 $\bar{X}-R_s-R_m$ など。）等を作成するものとする。ただし、測定数が 10 点未満の場合は、品質管理表のみとし、管理図の作成は省略することができるものとする。

なお、ヒストグラム等を作成するための「品質管理技法」を別途定める。

- 4 当該工事の部に定める以外、他の部に定める類似工事の試験項目及び管理内容を使用することができる。

また、他の公共機関及び専門機関等の発行書物を参考に管理基準を使用することができる。この場合はその根拠を明記しなければならない。

なお、これらによりがたい場合は、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。

(規格値)

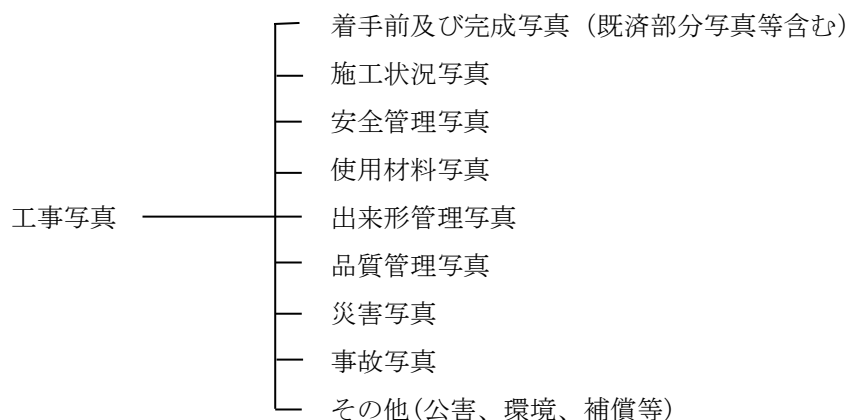
第 8 条 受注者は、管理基準により測定した各実測値は、別途定める「出来形管理基準及び規格値」及び「品質管理基準」の規格値を満足しなければならない。

また、施工計画高(上げ越)等承諾工事の規格値は、承諾した施工計画高を含むものとする。

なお、災害等の不可抗力により規格値を満足できない場合は、ただちに監督職員に報告しその指示に従わなければならない。

(写真管理)

第9条 写真管理の分類は、次のとおりとする。



写真を管理する基準については、区分及び撮影項目時期等を別途定める「写真管理基準」による。

2 撮影基準

受注者はあらかじめ設計図書等で指定されたもの、又は、監督職員の指示によるものについては、その指示した項目、頻度、方法等により撮影するものとする。

工事写真の撮影にあたっては、工程に合わせ撮影時期等を確認し、また、出来形管理測定個所と共通する箇所を選び(例えば測点毎又は断面変化点毎)、関連づけた撮影を行わなければならない。

撮影の被写体とともに、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板等を写しこむものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工種等
- (3) 測点(位置)
- (4) 設計寸法
- (5) 実測寸法
- (6) 略図
- (7) その他、監督職員立会者氏名等の必要事項

なお、小黒板等の判読が困難となる場合は、デジタル写真管理情報基準に規定する写真情報に必要事項を記入し整理すること。

3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影程度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

4 写真の省略

工事写真は次の場合は省略するものとする。

- (1) 品質管理写真については、公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合。
- (2) 出来形管理写真については、完成後明視でき容易に測定可能な箇所。
- (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所（不可視部分を含む）の出来形管理写真。

5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（平成 29 年 3 月 31 日付け、28 高技管第 329 号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

6 色彩、寸法及び形式

(1) 色彩

工事写真は、デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、カラーフィルムのカラープリントまたは、デジタルカメラの場合は、カラープリンター300bpi 以上とする。

(2) 寸法

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、サービス版サイズ程度とし、監督職員が必要に応じ指示する場合は、受注者はこれに従うとともに、工事写真等を、A 4 版の大きさの工事写真帳に整理するものとする。

(3) 形式

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、工事写真の撮影機の形式は、ネガフィルムを使用するスチールカメラまたは、デジタルカメラとする。

7 施工状況写真

工種毎に主要な施工中の状況等を工事施工段階の記録として撮影しなければならない。

また、工事着手前、工事途中、完成の写真が相互に関連するように、工事箇所の全体的な状況写真を撮影し、工事工程が段階的に概況把握できるよう写真管理を行わなければならない。

なお、施工状況写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

8 出来形管理写真

外面から明視できない部分の出来形寸法等は、記録として撮影しなければならない。ただし、監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。

監督職員または現場技術員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、適宜な方法の指示を受け、出来形寸法や作業状況等が確認できる写真撮影を行い、その結果の確認を受けなければならない。

9 品質管理写真

品質管理における試験、検査及び測定時には監督職員が立会、確認し写真撮影することを原則とする。

ただし、監督職員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、受注者は監督職員がその都度指示する適宜の方法に従い、その結果の確認を得なければならない。

10 災害写真

工事中における災害については、受注者は災害以前の管理資料と災害後の管理資料の比較を、次の事項を考慮して撮影しておかなくてはならない。

- (1) 被災状況を確認できるように、洪水、漏水、決壊、崩壊等の状況及び臨機の措置の施工等を撮影すること。

(2) 撮影は、工事箇所付近の災害状況、被災箇所全域状況等、また、被災箇所の寸法等が判別出来るよう撮影をすること。

11 事故写真

事故箇所の発生前、発生直後、発生後の事故状況が分かる写真及び、安全対策実施状況等を撮影する。

12 その他（公害、環境、工事損害影響管理写真）

受注者は、工事により第三者の物件等に損害の影響が考えられる場合は、事前、施工中、事後の工事影響のわかる調査写真を撮影し、監督職員に提出しなければならない。

環境対策として、イメージアップ等の各施設設置状況等を撮影する。

（品質証明）

第10条 受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、品質証明に従事する者が事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。

（検査）

第11条 受注者は、工事検査に際しこの要綱に定める管理資料等を監督職員に提出しなければならない。

また、電子納品については「電子納品運用に関するガイドライン 工事編」による。

（その他）

第12条 この要綱によりがたいものは、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。また、この要綱に定めるほか必要と認める管理方法等について適宜追加することができる。

なお、施工途中で管理が必要となったものは、協議の上実施できるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 2 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 4 この要綱は、平成29年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 5 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 6 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 7 この要綱は、令和2年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 8 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 9 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 10 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。
- 11 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

高知県建設工事技術管理要綱に規定する「別途定める」基準類について

- 1 出来形管理基準及び規格値(要綱第6条)
- 2 品質管理基準(要綱第7条)
- 3 写真管理基準(要綱第9条)
- 4 品質管理技法(要綱第7条第3項)
- 5 技術管理要綱標準様式集(要綱第4条第3項)

目 次

1 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値 索引(一般土木工事の部)	280
表-1 出来形管理基準及び規格値	
第1 一般土木工事の部	313
1 共通編	313
(2) 土工	313
(3) 無筋・鉄筋コンクリート	319
3 土木工事共通編	320
(2) 一般施工	320
6 河川編	404
(1) 築堤・護岸	404
(3) 樋門・樋管	405
(4) 水門	406
(5) 堰	406
(6) 排水機場	408
(7) 床止め・床固め	409
7 河川海岸編	410
(1) 堤防・護岸	410
(2) 突堤・人工岬	412
(3) 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)	416
8 砂防編	417
(1) 砂防堰堤	417
(2) 流路	421
(3) 斜面对策	422
9 ダム編	424
(1) コンクリートダム	424
(2) フィルダム	427
(3) 基礎グラウチング	428
10 道路編	429
(1) 道路改良	429
(2) 舗装	431
(3) 橋梁下部	435

(4)	鋼橋上部	440
(5)	コンクリート橋上部	442
(6)	トンネル (NATM)	442
(6A)	トンネル (矢板)	446
(11)	共同溝	448
(12)	電線共同溝	449
(14)	道路維持	451
(16)	道路修繕	453
第2	港湾・漁港工事の部	455
11	港湾・漁港・海岸編 (共通編)	455
(4)	一般施工	455
第3	森林土木工事の部	469
12	治山林道編	469
(1)	溪間工	469
(2)	山腹工	473
(3)	地すべり防止工	479
(4)	海岸防災林造成工	483
(5)	林道工	484
第4	農業土木工事の部	494
13	農業基盤編	494
(1)	農地等基盤整備工事共通事項	494
(2)	ほ場整備工事	495
(3)	管水路工事	498
(4)	ため池改修工事	500

2 品質管理基準

表-2 品質管理基準

第1	一般土木工事の部	502
1	セメント・コンクリート	502
2	プレキャストコンクリート製品 (JISⅠ類)	507
3	プレキャストコンクリート製品 (JISⅡ類)	507
4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	507
5	ガス圧接	510
6	既製杭工	512
7	下層路盤	513
8	上層路盤	515
9	アスファルト安定処理路盤	518
10	セメント安定処理路盤	518
11	アスファルト舗装	519
12	転圧コンクリート	523

13	グースアスファルト舗装	526
14	路床安定処理工	527
15	表層安定処理工（表層混合処理）	529
16	固結工	530
17	アンカー工	530
17-2	鉄筋挿入工	531
18	補強土壁工	531
19	吹付工	532
20	現場吹付法砕工	536
21	河川土工	539
22	海岸土工	540
23	砂防土工	543
24	道路土工	544
25	捨石工	546
26	コンクリートダム	547
27	覆工コンクリート（N A T M）	552
28	吹付けコンクリート（N A T M）	556
29	ロックボルト（N A T M）	559
29-2	防水工材料（N A T M）	560
30	路上再生工（路盤）	561
31	路上再生工（表層）	562
32	排水性舗装工・透水性舗装工	563
32-2	簡易舗装工	565
33	プラント再生舗装工	566
34	工場製作工（鋼橋用鋼材）	567
35	ガス切断工	567-1
36	溶接工	568
37	中層混合処理工	571
38	基礎工	571-1
39	場所杭工	571-1
40	既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）	571-1
参考資料		575
	ロックボルトの引抜試験	575
第2	港湾・漁港工事の部	577
1	土	577
2	石材等	578
3	鋼材	580
4	セメントコンクリート製品	583
5	防食材料	584
6	防舷材	585
7	係船柱	586

8	車止め・縁金物	586
9	マット	587
第3	農業土木工事の部	589
1	ため池土工	589

3 写真管理基準

表－3 写真管理基準

第1	一般土木工事の部	590
1	撮影箇所一覧表	590
2	品質管理写真撮影箇所一覧表	592
3	出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引	599
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (共通編)	629
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (土木工事共通編)	632
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (河川編)	655
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (河川海岸編)	659
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (砂防編)	663
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (ダム編)	669
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (道路編)	671
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (その他)	681
第2	港湾・漁港工事の部	685
1	浚渫及び床掘り	685
2	地盤改良	686
3	マット	689
4	捨石及び均し	690
5	杭及び矢板	691
6	控工	692
7	ケーソン	693
8	コンクリートブロック	698
9	中詰	701
10	上部コンクリート	702
11	付属工	704
12	埋立及び裏埋	707
13	汚濁防止膜工	708
第3	森林土木工事の部	709
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (治山林道編)	709
第4	農業土木工事の部	711
	出来形・品質管理写真撮影箇所一覧表 (農業基盤編)	711

4	品質管理技法	714
1	品質管理の手続き	714
2	品質特性	715
3	ヒストグラムによる判定	717
4	工程能力図による規格の管理	723
5	管理による安定状態の判定	730
6	棄却検定	749
7	抜取検査	752
5	技術管理要綱標準様式集	753
様式－1	施工計画書(標準様式)	753
様式－2	工事総合工程表(標準様式)	765
様式－3	パートによる工程表(標準様式)	766
様式－4～6	その他工程表(標準様式)	767
様式－7	出来形管理図表(標準様式)	770

1 出来形管理基準及び規格値

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			I-1
	1-2-3-2	2	掘削工（面管理の場合）			I-1
	1-2-3-2	3	掘削工（水中部） （面管理の場合）			I-1-1
	1-2-3-3	1	盛土工			I-2
	1-2-3-3	2	盛土工（面管理の場合）			I-2
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		I-3
				多数アンカー式補強土工法		I-3
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-3
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		I-3
	1-2-3-6		堤防天端工			I-3
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			I-4
	1-2-4-2	2	掘削工（面管理の場合）			I-5
	1-2-4-3	1	路体盛土工			I-6
	1-2-4-3	2	路体盛土工（面管理の場合）			I-6
	1-2-4-4	1	路床盛土工			I-6
	1-2-4-4	2	路床盛土工（面管理の場合）			I-6
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		I-7
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			I-7

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種						
	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		I-8
				軽量鋼矢板		I-8
				コンクリート矢板		I-8
				広幅鋼矢板		I-8
				可とう鋼矢板		I-8
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		I-8
	3-2-3-6		小型標識工			I-8
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		I-9
				転落（横断）防止柵		I-9
				車止めポスト		I-9
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		I-9
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		I-9
	3-2-3-9		区画線工			I-10
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		I-10
				距離標		I-10
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			I-10
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		I-11
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		I-11
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			I-12
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		I-12
	3-2-3-14	2	プレキャストセグメント主桁組立工			I-12
	3-2-3-15		PCホースラフ製作工			I-13
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			I-13
		2	PC押し箱桁製作工			I-14
	3-2-3-17		根固めブロック工			I-14
	3-2-3-18		沈床工			I-15
	3-2-3-19		捨石工			I-15
	3-2-3-22		階段工			I-15
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		I-15
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		I-16
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		I-16
	3-2-3-26		多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		I-16
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		I-17
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		I-17
	3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		I-17
				プレキャストパイプ工		I-17
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		I-18
				L型側溝工		I-18
				自由勾配側溝		I-18
				管渠		I-18
		2	側溝工	場所打水路工		I-18

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		I-18
	3-2-3-30		集水樹工			I-19
	3-2-3-31		現場塗装工			I-19
	3-2-3-32		かごマット工			I-20
	3-2-3-34		ポット苗植栽工			I-21
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		I-22
				砕石基礎工		I-22
				割ぐり石基礎工		I-22
				均しコンクリート		I-22
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		I-22
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		I-22
		3	基礎工（護岸）	吊込基礎ブロック		I-23
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		I-24
				鋼管杭		I-24
				H鋼杭		I-24
		2	既製杭工	鋼管ソイルメント杭		I-24
	3-2-4-5		場所打杭工			I-24
	3-2-4-6		深礎工			I-25
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			I-25
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			I-25
	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			I-26
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I-26
				コンクリートブロック張り		I-26
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		I-26
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		I-27
	3-2-5-4		緑化ブロック工			I-27
第6節 一般舗装工	3-2-5-5	1	石積（張）工			I-27
	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		I-29
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-30
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-31
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-32
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-33
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-34

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-35
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-36
		9	アスファルト舗装工	基層工		I-37
		10	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-38
		11	アスファルト舗装工	表層工		I-39
		12	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I-40
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		I-40
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-41
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-41
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-42
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-42
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-43
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-43
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-44
		9	半たわみ性舗装工	基層工		I-44
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		I-45
		11	半たわみ性舗装工	表層工		I-45
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-46
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		I-46
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-47
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-47
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-48
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-48
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-49
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-49
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-50

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-9	9	排水性舗装工	基層工		I-50
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		I-51
		11	排水性舗装工	表層工		I-51
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-52
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		I-53
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		I-53
		3	透水性舗装工	表層工		I-54
		4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-54
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-55
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-55
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		I-56
		4	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-56
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		I-57
		6	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I-57
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		I-58
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-58
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I-58-1
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）		I-58-1
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		I-59
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		I-59
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I-59-1
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）		I-59-1
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I-60
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		I-60
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		I-60-1
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		I-60-1
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		I-60-2

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-12	14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-60-2
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		I-61
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		I-61
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		I-61-1
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		I-61-1
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		I-61-2
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（面管理の場合）		I-61-3
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		I-62
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-62
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-63

【第3編 土木工事共通編】

出来形管理基準及び規格値 索引

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-13	4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-63
		5	薄層カラー舗装工	基層工		I-63
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		I-64
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-64
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-65
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-65
		5	ブロック舗装工	基層工		I-65
	3-2-6-15	1	路面切削工			I-66
	3-2-6-15	2	路面切削工 （面管理の場合）			I-66
	3-2-6-16		舗装打換え工			I-66
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			I-66-1
	3-2-6-17	2	オーバーレイ工 （面管理の場合）			I-66-2
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			I-67
	3-2-7-3		置換工			I-67
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		I-68
	3-2-7-4	2	表層安定処理工	ICT 施工の場合		I-68
	3-2-7-5		パイルネット工			I-68
	3-2-7-6		サンドマット工			I-68-1
	3-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		I-68-1
				ペーパードレーン工		I-68-1
				袋詰式サンドドレーン工		I-68-1
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		I-68-1
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工		I-69
				高圧噴射攪拌工		I-69
				スラリー攪拌工		I-69
				生石灰パイル工		I-69
	3-2-7-9	2	固結工	スラリー攪拌工		I-69
	3-2-7-9	3	固結工	中層混合処理		I-69-1
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		I-70
				鋼矢板		I-70
		2	土留・仮締切工	アンカー工		I-70
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I-70
		4	土留・仮締切工	締切盛土		I-70
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		I-71
	3-2-10-9		地中連続壁工（壁式）			I-71
	3-2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			I-71
	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	I-85

【第3編 土木工事共通編】

出来形管理基準及び規格値 索引

第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I - 6
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鑄造費（金属支承工）		I - 72
		2	一般事項	鑄造費（大型ゴム支承工）		I - 73
		3	一般事項	仮設材製作工		I - 74
		4	一般事項	刃口金物製作工		I - 74

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		I-75
				シミュレーション仮組検査を実施する場合		I-75
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I-77
		3	桁製作工	鋼製えん堤製作工（仮組立時）		I-78
	3-2-12-4		検査路製作工			I-79
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			I-79
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			I-80
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			I-80
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			I-80
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			I-81
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			I-81
	3-2-12-11		工場塗装工			I-82
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		I-83
				ケーブルクレーン架設		I-83
				ケーブルエレクション架設		I-83
				架設桁架設		I-83
				送出し架設		I-83
				トラベラークレーン架設		I-83
	3-2-13		架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		I-84
				架設桁架設		I-84
			架設工支保工	固定		I-84
				移動		I-84
			架設桁架設	片持架設		I-84
				押出し架設		I-84
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		I-84
				張芝工		I-84
				筋芝工		I-84
				市松芝工		I-84
				植生シート工		I-84
				植生マット工		I-84
				植生筋工		I-84
				人工張芝工		I-84
				植生穴工		I-84
				植生基材吹付工		I-84-1
				客土吹付工		I-84-1
	3-2-14-3		吹付工（仮設を含む）	コンクリート		I-85
				モルタル		I-85

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 法面工（共通）	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		I－86
				現場吹付法枠工		I－86
	3-2-14-6	2	法枠工	プレキャスト法枠工		I－86
			アンカー工			I－86
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		I－87
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			I－87
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		I－88
				多数アンカー式補強土工法		I－88
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I－88
	3-2-15-4		井桁ブロック工			I－88
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I－89
		2	浚渫船運転工	グラブ船、バックホウ浚渫船		I－89
		3	浚渫船運転工	グラブ船、バックホウ浚渫船（面管理の場合）		I－89
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			I－90

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 軽量盛土工	6-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4 表層安定処理工	I-68
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5 パイルネット工	I-68
	6-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7 パーチカルドレーン工	I-69
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8 締固め改良工	I-69
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9 固結工	I-69
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	I-22
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I-8
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	I-22
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I-8
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	I-26
	6-1-7-4		護岸付属物工			I-91
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4 緑化ブロック工	I-27
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	I-26
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	I-27
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4 法枠工	I-86
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26 多自然型護岸工	I-16
				巨石積み	3-2-3-26 多自然型護岸工	I-16
				かごマット工	3-2-3-32 かごマット工	I-20
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3 吹付工	I-85
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2 植生工	I-84
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5 法面整形工	I-3
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
				かご枠	3-2-3-27 羽口工	I-17
				連節ブロック張り	3-2-5-3 連節ブロック張り	I-26
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	I-87
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	I-14
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18 沈床工	I-15
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19 捨石工	I-15
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18 沈床工	I-15
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19 捨石工	I-15
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
	6-1-10-8		杭出し水制工			I-91
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	I-29
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	I-58

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 付帯道路工	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	I-62
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14 ブロック舗装工	I-64
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	6-1-11-10		集水桝工		3-2-3-30 集水桝工	I-19
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5 縁石工	I-8
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9 区画線工	I-10
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	I-10
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6 小型標識工	I-8
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			I-91
	6-1-13-4		ハンドホール工			I-92
第2章 浚渫（河川）						
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3 浚渫船運転工	I-89
第4節 浚渫工（グラブ船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3 浚渫船運転工	I-89
第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2		浚渫船運転工		3-2-16-3 浚渫船運転工	I-89
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9 固結工	I-69
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I-8
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		I-92
		2	函渠工	ヒューム管		I-92
				P C 管		I-92
				コルゲートパイプ		I-92
				ダクタイル鋳鉄管		I-92
				P C 函渠	3-2-3-28 プレキャストカルバート工	I-17
	6-3-5-7		翼壁工			I-93
	6-3-5-8		水叩工			I-93
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	I-14
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18 沈床工	I-15
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19 捨石工	I-15
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	6-3-7-4		集水桝工		3-2-3-30 集水桝工	I-19
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29 暗渠工	I-18
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	I-17
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22 階段工	I-15
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3 桁製作工	I-75

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	I-80
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	I-80
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	I-81
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	I-80
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1 仮設材製作工	I-74
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	I-82
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	6-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4 矢板工	I-8
	6-4-6-7		床版工			I-93
	6-4-6-8		堰柱工			I-93
	6-4-6-9		門柱工			I-93
	6-4-6-10		ゲート操作台工			I-93
	6-4-6-11		胸壁工			I-93
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7 翼壁工	I-93
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8 水叩工	I-93
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	I-14
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18 沈床工	I-15
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19 捨石工	I-15
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22 階段工	I-15
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	6-4-9-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	6-4-9-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	6-4-9-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	6-4-9-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	6-4-9-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	I-19
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2 床版工	I-90
第12節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I-15
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I-127
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I-127
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I-127
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I-127
第14節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6-4-14-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	I-11

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 コンクリート管理橋 上部工(ＰＣ橋)	6-4-14-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13 ポストテンション 桁製作工	I-12
	6-4-14-4		プレキャストセグメ ント桁製作工(購入 工)		3-2-3-13 プレキャストセグ メント桁製作工(購入工)	I-12
	6-4-14-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャストセグ メント主桁組立工	I-12
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
	6-4-14-7		架設工(クレーン架 設)		3-2-13 架設工(コンクリ ート橋)	I-84
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(コンクリ ート橋)	I-84
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	I-90
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I-127
第15節 コンクリート管理橋 上部工(ＰＣホロー スラブ橋)	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I-127
	6-4-15-5		ＰＣホロースラブ製 作工		3-2-3-15 ＰＣホロースラブ 製作工	I-13
第16節 橋梁付属物工(コン クリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I-15
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I-127
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I-127
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I-127
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I-127
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	I-29
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8 半たわみ性舗装工	I-40
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9 排水性舗装工	I-46
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10 透水性舗装工	I-53
	6-4-18-9		グースアスファルト 舗装工		3-2-6-11 グースアスファル ト舗装工	I-55
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装 工	I-58
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	I-62
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14 ブロック舗装工	I-64
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1 刃口金物製作工	I-74
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3 桁製作工	I-75
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工	I-79
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作 工	I-80
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作 工	I-80
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	I-81
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作 工		3-2-12-9 プレビーム用桁製 作工	I-81
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作 工	I-80
	6-5-3-12		アンカーフレーム製 作工		3-2-12-8 アンカーフレーム 製作工	I-80

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1 仮設材製作工	I-74
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	I-82
第5節 軽量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	I-25
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	I-25
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I-8
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7 床版工	I-93
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8 堰柱工	I-93
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9 門柱工	I-93
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10 ゲート操作台工	I-93
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8 水叩工	I-93
	6-5-6-13		閘門工			I-93
	6-5-6-14		土砂吐工			I-93
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	I-25
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	I-25
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I-8
	6-5-7-8		堰本体工			I-93
	6-5-7-9		水叩工			I-93
	6-5-7-10		土砂吐工			I-93
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
第8節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			I-94
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			I-94
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエクシジョン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	I-19
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2 床版工	I-90
第13節 橋梁附属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I-15
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I-127

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁附属物工(鋼管 理橋)	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I-127
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I-127
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I-127
第15節 コンクリート管理橋 上部工(PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製 作工(購入工)		3-2-3-12 プレテンション桁 製作工(購入工)	I-11
	6-5-15-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13 ポストテンション 桁製作工	I-12
	6-5-15-4		プレキャストセグメ ント桁製作工(購入 工)		3-2-3-13 プレキャストセグ メント桁製作工(購入工)	I-12
	6-5-15-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャストセグ メント主桁組立工	I-12
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
	6-5-15-7		架設工(クレーン架 設)		3-2-13 架設工(コンクリ ート橋)	I-84
	6-5-15-8		架設工(架設桁架 設)		3-2-13 架設工(コンクリ ート橋)	I-84
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	I-90
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I-127
第16節 コンクリート管理橋 上部工(PCホロー スラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I-127
	6-5-16-5		PCホロースラブ製 作工		3-2-3-15 PCホロースラブ 製作工	I-13
第17節 コンクリート管理橋 上部工(PC箱桁 橋)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	I-13
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I-127
第18節 橋梁附属物工(コン クリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I-15
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I-127
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I-127
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I-127
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I-127
第20節 附属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22 階段工	I-15
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I-8
	6-6-4-6		本体工			I-95
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			I-95
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 沈砂池工	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I-8
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
	6-6-5-7		コンクリート床版工			I-95
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17 根固めブロック工	I-14
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	I-18
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I-8
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6 本体工	I-95
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I-8
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		I-96
				植石張り	3-2-5-5 石積（張）工	I-27
				根固めブロック	3-2-3-17 根固めブロック工	I-14
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
	6-7-4-8		水叩工	水叩工		I-96
				巨石張り	3-2-3-26 多自然型護岸工	I-16
				根固めブロック	3-2-3-17 根固めブロック工	I-14
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6 本体工	I-96
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6 本体工	I-96
	6-7-5-6		側壁工			I-96
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8 水叩工	I-96
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	I-26
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5 石積（張）工	I-27
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	I-22
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6 堤防天端工	I-3
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	I-58
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	I-29
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10 道路付属物工	I-10
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3 配管工	I-91
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4 ハンドホール工	I-92
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2 植生工	I-84
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5 法面整形工	I-3
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2 植生工	I-84

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27 羽口工	I-17
				連節ブロック張り	3-2-5-3 コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I-26
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3 コンクリートブロック工	I-26
				石張り工	3-2-5-5 石積(張)工	I-27
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2 植生工	I-84
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5 石積(張)工	I-27
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	I-26
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15 路面切削工	I-66
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16 舗装打換え工	I-66
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17 オーバーレイ工	I-66
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャスト U 型側溝・管(函)渠	3-2-3-29 側溝工	I-18
				集水桝工	3-2-3-30 集水桝工	I-19
	6-9-7-8		道路付属施設工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5 縁石工	I-8
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	I-19
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	I-10

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4 表層安定処理工	I-68
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5 パイルネット工	I-68
	7-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7 バーチカルドレーン工	I-69
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8 締固め改良工	I-69
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9 固結工	I-69
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19 捨石工	I-15
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			I-97
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			I-97
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	I-22
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	I-22
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I-8
第6節 護岸工	7-1-6-3		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	I-27
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			I-97
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			I-98
第7節 擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
第8節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			I-98
第9節 波返工	7-1-9-3		波返工			I-98
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	I-27
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	I-26
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5 コンクリート被覆工	I-98
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4 法枠工	I-86
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	I-17
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	7-1-12-4		集水桝工		3-2-3-30 集水桝工	I-19
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29 暗渠工	I-18
				プレキャストボックス	3-2-3-29 暗渠工	I-18
				コルゲートパイプ	3-2-3-29 暗渠工	I-18
				タグタイル鋳鉄管	3-2-3-29 暗渠工	I-18
	7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	I-18
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22 階段工	I-15
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	I-29
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	I-58
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	I-62
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	7-1-14-9		集水桝工		3-2-3-30 集水桝工	I-19
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5 縁石工	I-8

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9 区画線工	I-10
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	I-10
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	I-8
第2章 突堤・人工岬						
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			I-99
	7-2-4-5		吸出し防止工			I-99
第5節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			I-99
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			I-100
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I-8
	7-2-5-9		石枠工			I-100
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			I-100
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		I-101
		2	ケーソン工	ケーソン工据付		I-101
		3	ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		I-101
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作		I-102
		2	セルラー工	セルラー工据付		I-102
		3	セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		I-102
第6節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			I-102
	7-2-6-3		根固めブロック工			I-103
第7節 消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19 捨石工	I-15
	7-2-7-3		消波ブロック工		7-2-5-5 海岸コンクリートブロック工	I-100
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）						
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			I-103
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5 吸出し防止工	I-99
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19 捨石工	I-15
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5 海岸コンクリートブロック工	I-100
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11 ケーソン工	I-101
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12 セルラー工	I-102
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10 場所打ちコンクリート工	I-100
第4章 浚渫（海岸）						
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3 浚渫船運転工	I-89
第4節 浚渫工（グラブ船）	7-4-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3 浚渫船運転工	I-89

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 養浜						
第3節 軽量盛土工	7-5-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第4節 砂止工	7-5-4-2		根固めブロック工		7-2-6-3 根固めブロック工	I-103

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤						
第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3 桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	I-78
	8-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			I-104
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	I-82
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2 植生工	I-84
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	I-85
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	I-86
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	I-86
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4		コンクリート堰堤本体工			I-104
	8-1-8-5		コンクリート副堰堤工		8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工	I-104
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			I-104
	8-1-8-8		水叩工			I-105
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5		鋼製堰堤本体工	不透過型		I-105
				透過型		I-106
	8-1-9-6		鋼製側壁工			I-107
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6 コンクリート側壁工	I-104
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8 水叩工	I-105
	8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	I-19
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	I-14
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18 沈床工	I-15
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	I-29
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	I-58
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	I-62
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	8-1-12-9		集水桝工		3-2-3-30 集水桝工	I-19
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5 縁石工	I-8
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9 区画線工	I-10
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	I-10
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	I-8
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第4節 流路護岸工	8-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3 基礎工(護岸)	I-22
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 流路護岸工	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	I-26
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5 石積（張）工	I-27
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4 護岸付属物工	I-91
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2 植生工	I-84
第5節 床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工	I-104
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工	I-104
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6 コンクリート側壁工	I-104
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8 水叩工	I-105
	8-2-5-8		魚道工			I-107
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	I-14
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19 捨石工	I-15
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
				かごマット工	3-2-3-32 かごマット工	I-20
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22 階段工	I-15
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2 植生工	I-84
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3 吹付工	I-85
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	I-86
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
	8-3-4-6	1	アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6 アンカー工	I-86
		2	鉄筋挿入工			I-108
	8-3-4-7	1	抑止アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	I-86
		2	鉄筋挿入工			I-108
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	I-87
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3 補強土壁工	I-88
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4 井桁ブロック工	I-88
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5 落石防護柵工	I-115
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29 場所打水路工	I-18
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			I-108
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29 暗渠工	I-18
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	I-18
	8-3-6-7		集水枠工		3-2-3-30 集水枠工	I-19
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			I-109
	8-3-7-5		集水井工			I-109

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9 固結工	I-69
	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I-8
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	8-3-9-5		シャフト工（深礎工）		3-2-4-6 深礎工	I-25
	8-3-9-6		合成杭工			I-109
第4章 急傾斜地崩壊対策						
第5節 擁壁工	8-4-5-3		現場打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
	8-4-5-4		落石防護工		10-1-11-5 落石防護柵工	I-115
	8-4-5-5		井桁ブロック工		3-2-15-4 井桁ブロック工	I-88
	8-4-5-6		既成杭工	既製コンクリート杭	3-2-4-4 既成杭工	I-24
				鋼管杭	3-2-4-4 既成杭工	I-24
				H鋼杭	3-2-4-4 既成杭工	I-24
	8-4-5-7		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	I-87
	8-4-5-8		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3 補強土壁工	I-88
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3 補強土壁工	I-88
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3 補強土壁工	I-88
	8-4-5-9	1	土留・仮締切工	H鋼杭	3-2-10-5 土留・仮締切工	I-70
				鋼矢板	3-2-10-5 土留・仮締切工	I-70
		2	土留・仮締切工	アンカー工	3-2-10-5 土留・仮締切工	I-70
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工	3-2-10-5 土留・仮締切工	I-70
		4	土留・仮締切工	締切盛土	3-2-10-5 土留・仮締切工	I-70
		5	土留・仮締切工	中詰盛土	3-2-10-5 土留・仮締切工	I-71
第6節 法面工	8-4-6-2	1	植生工	種子散布工	3-2-14-2 植生工	I-84
				張芝工	3-2-14-2 植生工	I-84
				筋芝工	3-2-14-2 植生工	I-84
				市松芝工	3-2-14-2 植生工	I-84
				植生シート工	3-2-14-2 植生工	I-84
				植生マット工	3-2-14-2 植生工	I-84
				植生筋工	3-2-14-2 植生工	I-84
				人工張芝工	3-2-14-2 植生工	I-84
				植生穴工	3-2-14-2 植生工	I-84
		2	植生工	植生基材吹付工	3-2-14-2 植生工	I-84
				客土吹付工	3-2-14-2 植生工	I-84
	8-4-6-3		吹付工	コンクリート	3-2-14-3 吹付工（仮設を含む）	I-85
				モルタル	3-2-14-3 吹付工（仮設を含む）	I-85
	8-4-6-4	1	法枠工	現場打法枠工	3-2-14-4 法枠工	I-86
				現場吹付法枠工	3-2-14-4 法枠工	I-86
		2	法枠工	プレキャスト法枠工	3-2-14-4 法枠工	I-86

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 法面工	8-4-6-5	1	かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
		2	かご工	ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
		3	かご工	かごマット工	3-2-3-32 かごマット工	I-20
	8-4-6-6		アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6 アンカー工	I-86
	8-4-6-7		抑止アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	I-86

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		I-110
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		I-110
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		I-111
	9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		I-112
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			I-113
	9-2-4-6		フィルターの盛立			I-113
	9-2-4-7		ロックの盛立			I-113
	9-2		フィルダム（洪水吐）			I-114
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			I-114

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		I-115
				工場塗装工	3-2-12-11 工場塗装工	I-82
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2 路床安定処理工	I-67
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3 置換工	I-47
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6 サンドマット工	I-67
	10-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7 バーチカルドレーン工	I-69
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8 締固め改良工	I-69
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9 固結工	I-69
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2 植生工	I-84
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	I-85
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	I-86
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	I-86
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
	10-1-5-8		ポット苗植栽工		3-2-3-34 ポット苗植栽工	I-21
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	I-87
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3 補強土壁工	I-88
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3 補強土壁工	I-88
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3 補強土壁工	I-88
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4 井桁ブロック工	I-88
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	I-26
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	I-27
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	10-1-9-6		場所打函渠工			I-115
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	I-17
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-1-10-5		集水柵・マンホール工		3-2-3-30 集水柵工	I-19
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	I-18
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	I-18
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29 側溝工	I-18
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			I-115
	10-1-11-5		落石防護柵工			I-115

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			I-116
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I-116
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			I-116
	10-1-12-5		遮音壁本体工			I-116
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2 路床安定処理工	I-67
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3 置換工	I-47
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	I-29
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8 半たわみ性舗装工	I-40
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9 排水性舗装工	I-46
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10 透水性舗装工	I-53
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	I-55
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	I-58
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	I-62
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14 ブロック舗装工	I-64
	10-2-4		歩道路盤工			I-117
	10-2-4		取合舗装路盤工			I-117
	10-2-4		路肩舗装路盤工			I-117
	10-2-4		歩道舗装工			I-117
	10-2-4		取合舗装工			I-117
	10-2-4		路肩舗装工			I-117
	10-2-4		表層工			I-117
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-2-5-5		集水柵（街渠柵）・マンホール工		3-2-3-30 集水柵工	I-19
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	I-18
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	I-18
	10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			I-118
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5 縁石工	I-8
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		I-118
				ラバーシュー		I-118
				アンカーボルト		I-118
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	I-8
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		I-118
		2	大型標識工	標識柱工		I-118

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9 区画線工	I-10
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	I-10
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			I-119
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		I-119
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		I-119
	10-2-12-7	1	組立歩道工			I-120
		2	組立歩道工（支柱基礎）			I-120
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I-15
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1 刃口金物製作工	I-74
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			I-121
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	I-80
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	I-82
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6 深礎工	I-25
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	I-25
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	I-25
	10-3-6-8		橋台躯体工			I-122
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6 深礎工	I-25
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	I-25
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	I-25
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	I-26
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		I-123
				重力式		I-123
				半重力式		I-123
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		I-124
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6 深礎工	I-25
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	I-25
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	I-25
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	I-26
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		I-124-1-I
		2	橋脚フーチング工	門型		I-125

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 8 節 鋼製橋脚工	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I 型・T 型		I - 125
		2	橋脚架設工	門型		I - 125
	10-3-8-11		現場継手工			I - 125
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	I - 19
第 9 節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3 基礎工 (護岸)	I - 22
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I - 8
第 10 節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3 基礎工 (護岸)	I - 22
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I - 8
第 11 節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	I - 26
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4 護岸付属物工	I - 91
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4 緑化ブロック工	I - 27
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	I - 26
	10-3-11-6		石積 (張) 工		3-2-5-5 石積 (張) 工	I - 27
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4 法枠工	I - 86
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26 多自然型護岸工	I - 16
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26 多自然型護岸工	I - 16
			多自然型護岸工	かごマット工	3-2-3-32 かごマット工	I - 20
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3 吹付工	I - 85
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2 植生工	I - 84
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5 法面整形工	I - 3
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I - 17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	I - 17
				かご枠	3-2-3-27 羽口工	I - 17
				連節ブロック張り	3-2-5-3 連節ブロック張り	I - 26
第 12 節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I - 87
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	I - 87
第 4 章 鋼橋上部						
第 3 節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3 桁製作工	I - 75
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工	I - 79
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	I - 79
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	I - 80
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	I - 81
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	I - 80
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			I - 126
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3 桁製作工	I - 75
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	I - 80
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	I - 82
第 5 節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	I - 83

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	10-4-5-6		架設工（ケーブルエクシジョン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	10-4-5-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		I-126
		2	支承工	ゴム支承		I-126
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	I-19
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2 床版工	I-90
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I-15
	10-4-8-3		落橋防止装置工			I-127
	10-4-8-5		地覆工			I-127
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			I-126
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			I-127
	10-4-8-8		検査路工			I-127
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9 橋脚フーチング工	I-124
				T型	10-3-8-9 橋脚フーチング工	I-124
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	I-19
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	I-81
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	I-80
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	I-79
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工	I-79
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	I-82
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	I-11
				スラブ橋	3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	I-11
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	I-12
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I-12
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	I-12
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	I-84

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 PC橋工	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	I-84
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	I-90
	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I-127
第6節 プレベーム桁橋工	10-5-6-2		プレベーム桁製作工	現場		I-128
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-83
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	I-90
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I-127
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	I-13
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I-127
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	I-13
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I-127
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	I-13
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	I-13
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I-127
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	I-13
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	I-84
第12節 PC押出し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		3-2-3-16 PC押出し箱桁製作工	I-14
	10-5-12-3		架設工（押出し架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	I-84
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I-15
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I-127
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I-127
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I-127
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I-127
第6章 トンネル（NATM）						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			I-128
	10-6-4-4		ロックボルト工			I-128
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			I-129
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3 覆工コンクリート工	I-129
	10-6-5-5		床版コンクリート工			I-129

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			I-130
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	I-18
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			I-130
	10-6-8-5		明り巻工			I-131
第6A章 トンネル（矢板）						
第5節 覆工	10-6A-5-3		覆工コンクリート工			I-132
	10-6A-5-4		床版コンクリート工			I-132
	10-6A		インバート本体工			I-133
	10-6A		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	I-18
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	I-82
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			I-134
	10-11-6-4		カラー継手工			I-134
	10-11-6-5	1	防水工	防水		I-134
		2	防水工	防水保護工		I-134
		3	防水工	防水壁		I-135
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			I-135
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		I-135
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		I-136
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2 現場打躯体工	I-134
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			I-136
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2 管路工（管路部）	I-135
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2 ハンドホール工	I-136
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15 路面切削工	I-66
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16 舗装打換え工	I-66
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			I-137
	10-14-4-5	2	切削オーバーレイ工 （面管理の場合）			I-137
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17 オーバーレイ工	I-66
	10-14-4-7	1	路上再生工	路盤		I-137
		2	路上再生工	表層		I-138
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	I-62
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-14-5-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30 集水桝工	I-19
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	I-18
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	I-18
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29 側溝工	I-18
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7 防止柵工	I-9

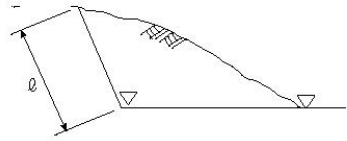
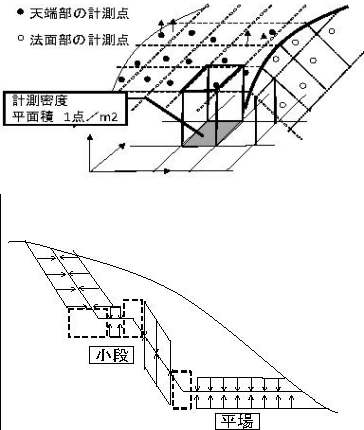
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	I-8
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4 大型標識工	I-118
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	I-10
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5 ケーブル配管工	I-119
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6 照明工	I-119
第9節 軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	I-87
第11節 石・ブロック積（張）工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	I-26
	10-14-11-4		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	I-27
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6 場所打函渠工	I-115
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	I-17
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2 植生工	I-84
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	I-85
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	I-86
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	I-86
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24 伸縮装置工	I-15
	10-14-15-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I-127
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I-127
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I-127
	10-14-15-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I-127
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	I-10
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			I-139
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	I-80
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15 路面切削工	I-66
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16 舗装打換え工	I-66
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5 切削オーバーレイ工	I-137
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17 オーバーレイ工	I-66
	10-16-5-7	1	路上再生工	路盤	10-14-4-7 路上再生工	I-137
		2	路上再生工	表層	10-14-4-7 路上再生工	I-138
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	I-62
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-16-6-5		集水枡・マンホール工		3-2-3-30 集水枡工	I-19
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	I-18
	10-16-6-7		場所打水路工			I-140
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29 側溝工	I-18

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 縁石工	10-16-7-3		縁石工		3-2-3-5 縁石工	I-8
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	I-8
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4 大型標識工	I-118
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9 区画線工	I-10
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	I-10
	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5 ケーブル配管工	I-119
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6 照明工	I-119
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	I-87
第15節 石・ブロック積（張）工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	I-26
	10-16-15-4		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	I-27
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6 場所打函渠工	I-115
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	I-17
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2 植生工	I-84
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	I-85
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	I-86
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	I-86
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4 落石防止網工	I-115
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5 落石防護柵工	I-115
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6 防雪柵工	I-116
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7 雪崩予防柵工	I-116
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4 桁補強材製作工	I-139
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
	10-16-21-4		P C橋支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工（ゴムジョイント）			I-140
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I-127
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I-127
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I-127
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I-127
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I-127
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	I-19
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	I-10

表－1 出来形管理基準及び規格値

第1 一般土木工事の部

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50		施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
						法長 ℓ	ℓ<5m	－200				
							ℓ≧5m	法長－4%				
				2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1． 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		
			平場			標高較差	±50	±150	2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3． 計測は平表面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 法肩、法尻から水平方向に±5 cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5 cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5． 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
			法面 （小段含む）			水平または 標高較差	±70	±160				
			法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）			水平または 標高較差	±70	±330				

出来形管理基準及び規格値

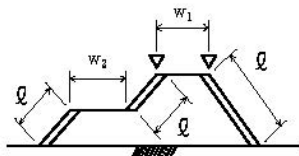
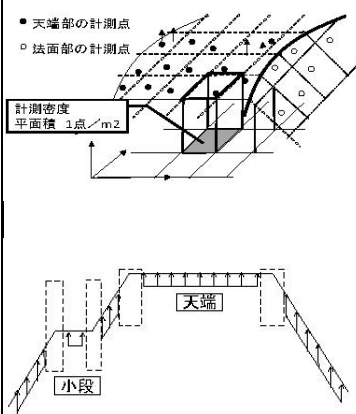
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3． 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300			

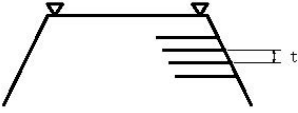
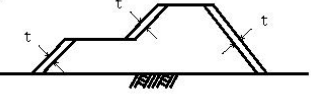
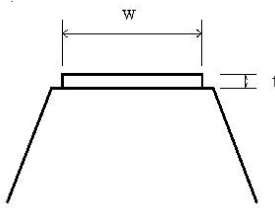
単位：mm

I-1-2

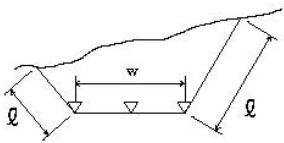
-313-2-

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽		－50		施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3
						法長 l	$l < 5\text{m}$	－100				
							$l \geq 5\text{m}$	法長－2%				
						幅 w_1, w_2		－100				
						勾配	$S < 1$ 割	±0.5 分				
							$S \geq 1$ 割	±1.0 分				
				2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5 cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4 割<勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4 割≥勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ 1 に対する、水平方向の長さ X を X 割と表したもの						

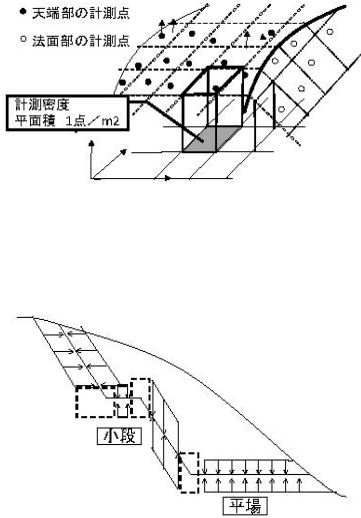
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		－50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
						厚 さ t		－50			
						控 え 長 さ		設計値以上			
						勾 配		±0.5 分			
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t		※－30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	－25	幅は、施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは、施工延長 200 mにつき 1ヶ所、200m以下は 2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
							t ≥ 15cm	－50			
						幅 w		－100			

出来形管理基準及び規格値

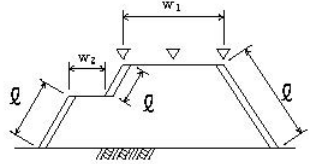
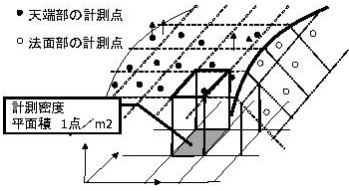
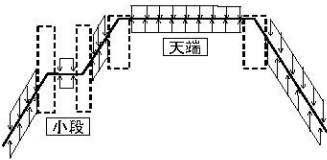
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2
						法長 ℓ	ℓ<5m	-200			
							ℓ≥5m	法長-4%			
						幅 w		-100			
						勾配	S<1割	±0.5分			
							S≥1割	±1.0分			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
				2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160			
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330			

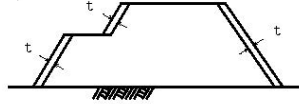
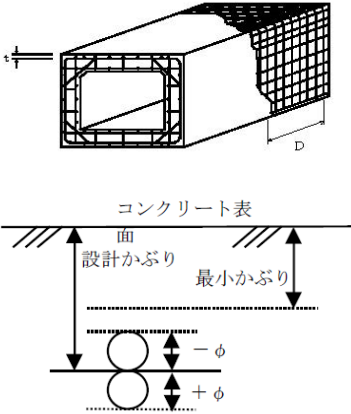
出来形管理基準及び規格値

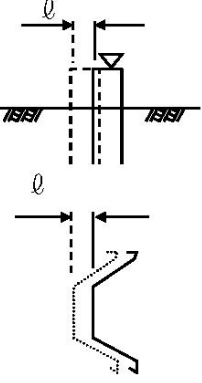
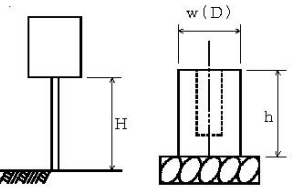
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽		±50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	
						法長 ℓ	ℓ<5m	-100					
							ℓ≧5m	法長-2%					
						幅	w ₁ , w ₂		-100				
						勾配	S<1割	±0.5分					
							S≧1割	±1.0分					
			2	路体盛土工 （面管理の場合） 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 			
					天端	標高較差	±50	±150					
					法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190					

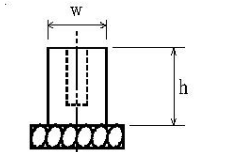
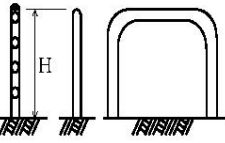
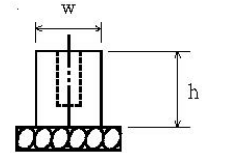
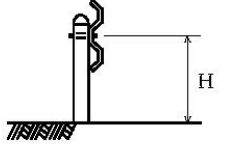
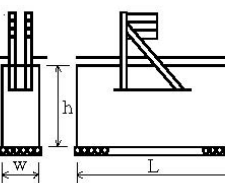
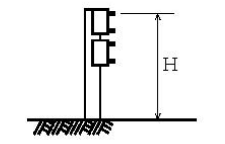
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通 編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄 筋 工	4		組立て	平均間隔 d	± φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n 本間の延長 n：10 本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7 編 2 章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注 1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注 2）橋梁コンクリート床版桁（P C 橋含む）の鉄筋については、第 3 編 3-2-18-2 床版工を適用する。 注 3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空 断面積 25 m²以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	 ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	1-3-7-4
						かぶり t	設計かぶり ± φ かつ 最小かぶり 以上			

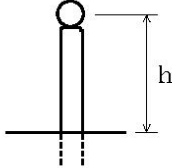
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ∇	±50	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1 ヶ所、延長 20m (または 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4
						根 入 長	設計値以上			
						変 位 $\varnothing$	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200	1 ヶ所／1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1 ヶ所／1 基		3-2-3-6
						基礎	幅 w (D)	-30		
							高 さ h	-30		
							根入れ長	設計値以上		
								基礎 1 基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-7
							高 さ h	-30			
						パイプ取付高 H		+30 -20	1 ヶ所／1 施工箇所 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1 ヶ所／施工延長 40m 40m 以下のものは、2 ヶ所／1 施工箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8
							高 さ h	-30			
						ビーム取付高 H		+30 -20	1 ヶ所／1 施工箇所 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1 ヶ所／1 基礎毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
							高 さ h	-30			
							延 長 L	-100			
						ケーブル取付高 H		+30 -20	1 ヶ所／1 施工箇所 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

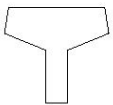
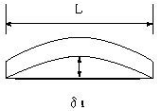
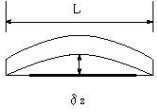
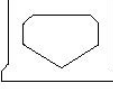
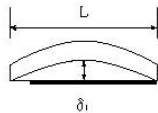
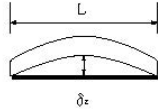
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9 ただし、単価契約は除く
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11

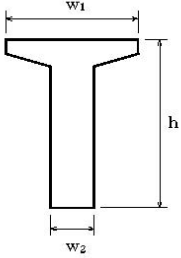
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

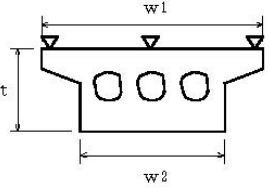
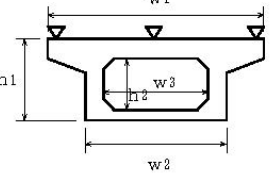
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁 長 L (m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	3-2-3-12
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そり δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁 長 L (m)	$\pm 10 \cdots$ $L \leq 10\text{m}$ $\pm L/1000 \cdots$ $L > 10\text{m}$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	3-2-3-12
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そり δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			

出来形管理基準及び規格値

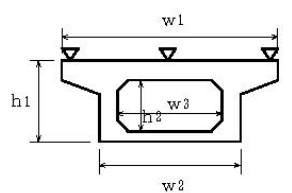
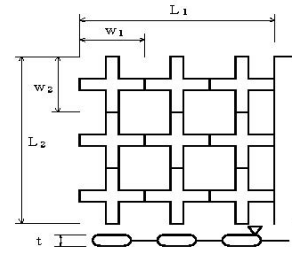
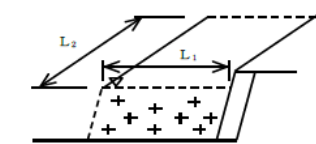
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅（上） w_1	$+10$ -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ ：支間長（m）		3-2-3-13 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験」によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領も併せて適用する
						幅（下） w_2	± 5			
						高 さ h	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	2	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法（mm）	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ ：支間長（m）		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

単位：mm

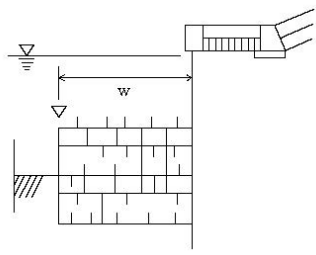
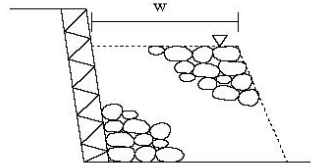
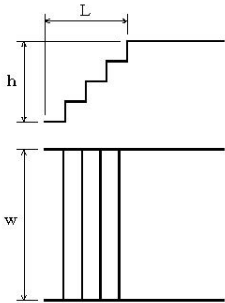
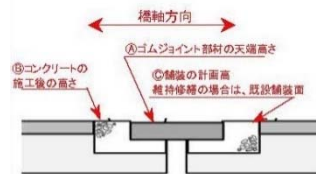
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		P Cホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		3-2-3-15 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚 さ t	$-10 \sim +20$			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上） w_1	$-5 \sim +30$			
						幅（下） w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
						内空高さ h_2	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	P C押出し箱桁製作工	幅（上） w_1		$-5 \sim +30$	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25 m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する					
						幅（下） w_2		$-5 \sim +30$								
						内 空 幅 w_3		± 5								
						高 さ h_1		$+10$ -5								
						内空高さ h_2		$+10$ -5								
						桁 長 ℓ		$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内								
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽		± 100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長 40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは20個につき1ヶ所測定。		3-2-3-17				
							厚さ t		-20							
							幅 W_1, W_2		-20							
							延長 L_1, L_2		-200				1 施工箇所毎			
					乱積	基準高▽		$\pm t / 2$	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長 40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。							
						延長 L_1, L_2		$- t / 2$			1 施工箇所毎					

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

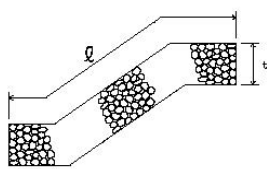
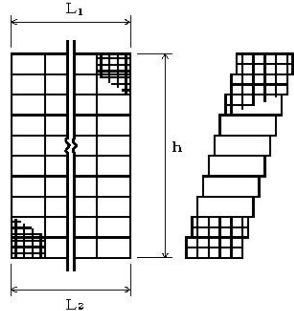
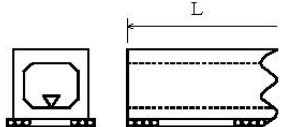
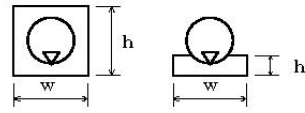
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	基 準 高 ▽	±150	1組毎		3-2-3-18
						幅 w	±300			
						延 長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	基 準 高 ▽	−100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-19
						幅 w	−100			
						延 長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 w	−30	1回／1 施工箇所		3-2-3-22
						高 さ h	−30			
						長 さ L	−30			
						段 数	±0 段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の 3 点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に 3mの直線定規で測って凹凸が 3mm 以下		3-2-3-24
						表 面 の 凹 凸	3			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0〜−2			

単位：mm

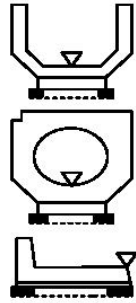
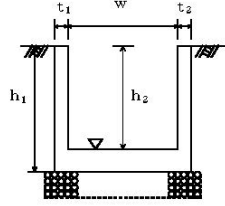
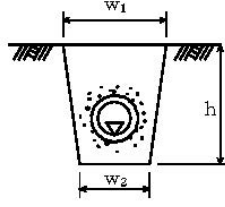
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
							橋軸方向各点 誤差の相対差	3			
						表 面 の 凹 凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向 間隔W ₁		±2			
						歯咬み合い部の横方向 間隔W ₂		±5			
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～-2			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表 面 の 凹 凸		3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～+3			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26		多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基 準 高 ▽		±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
						法 長 ℓ		-200			
						勾 配		±0.5 分			
						延 長 L		-0.5% ただし 最大-200 最小-50			

出来形管理基準及び規格値

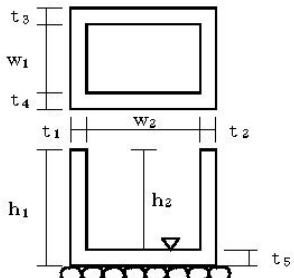
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		3-2-3-27		
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100					
						厚 さ t		-50					
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、 かご枠)	基 準 高 ∇		± 100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		3-2-3-27		
						高 さ h		-100					
						延 長 L_1, L_2		-200					
						勾配	$S < 1$ 割	± 0.5 分					
							$S \geq 1$ 割	± 1.0 分					
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ∇		± 30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50 m) につき 1 ヶ所、施工延長 40 m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28		
						※幅 w		-50					
						※高 さ h		-30					
						延 長 L $L < 20\text{m}$ $L \geq 20\text{m}$		-50 -100	1 施工箇所毎				

出来形管理基準及び規格値

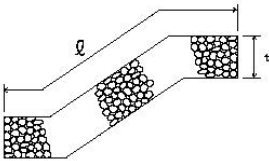
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50 m) につき 1 ヶ所、施工延長 40 m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50	1 ヶ所／1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
					側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50 m) につき 1 ヶ所、施工延長 40 m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		3-2-3-29
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	2		厚 さ t_1, t_2	-20	厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50	1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						勾 配	± 0.5 分			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所。 延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工につき 2 ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L L < 20m L ≥ 20m	-50 -100	1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

単位：mm

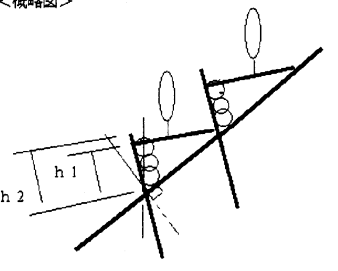
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30		集水桝工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-30
						※厚さ t ₁ ～t ₅	－20			
						※幅 w ₁ , w ₂	－30			
						※高さ h ₁ , h ₂	－30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		3-2-3-31

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

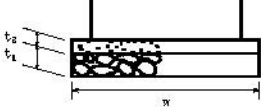
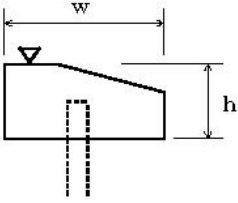
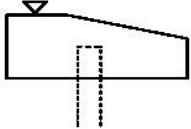
	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	32		かごマット工	基 準 高 ∇	± 100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-32
						法 長 ℓ	-100			
						厚 さ t	-0.2 t			
						延 長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	34		ポット苗植栽工	ポット苗高さ	設計値以上	100本につき1本、100本未満は3本	<概略図> 	3-2-3-34
						柵高さ h1	設計値有り	設計値以上		
							設計値無し	(最小末口×段数)以上		
						延長 L	L<10m	-200		
							L≥10m	-2%		
						杭	打込み角度	法面に垂直～鉛直		
							高さh2	+100 -50		

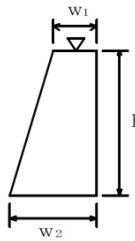
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

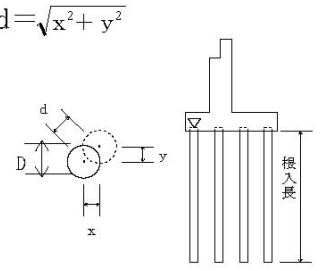
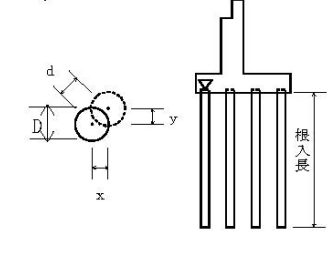
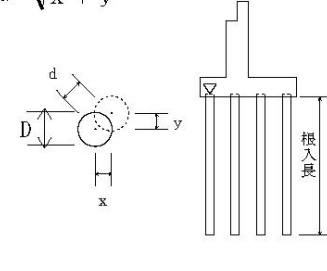
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		3-2-4-1
						厚 さ t_1, t_2	-30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			

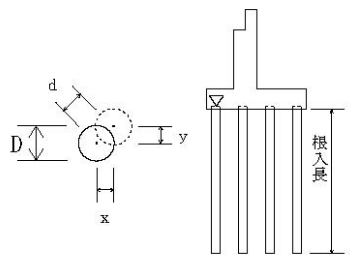
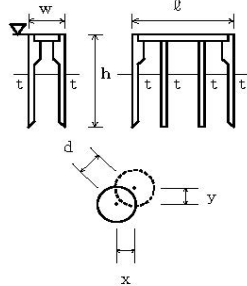
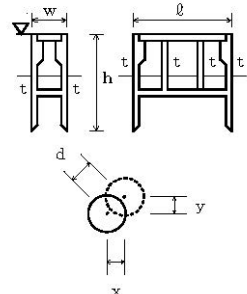
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

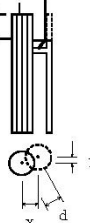
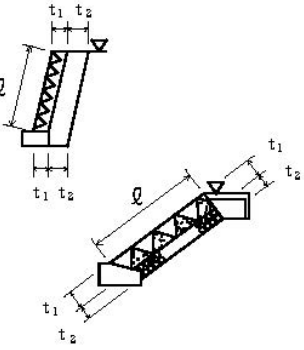
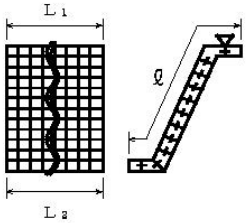
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	3	基礎工（護岸） （吊込基礎ブロック）	基 準 高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-4-3
						幅 w ₁ , w ₂		－30			
						高さ h	h < 3 m	－50			
							h ≥ 3 m	－100			
						一個の長さℓ		－20			
						勾 配		±0.5 分			
						法線方向の出入		±50			
						延 長 L		－0.5% ただし最大 －200 最小－50			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
						杭 径 D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
						杭 径 D	設計径（公称径） -30 以上			

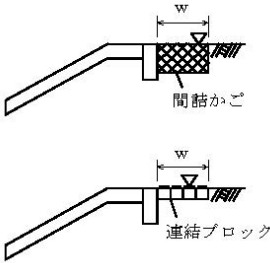
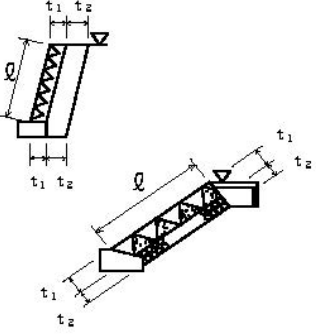
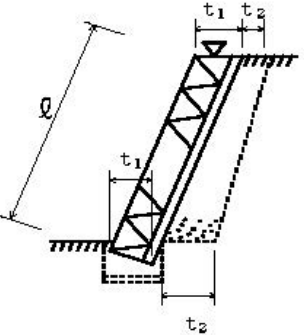
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150 以内			
						傾 斜	1/50 以内			
						基 礎 径 D	設計径（公称径）以上※			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-7
						ケーソンの長さ ℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さ h	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏 心 量 d	300 以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-8
						ケーソンの長さ ℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さ h	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏 心 量 d	300 以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1 基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-9
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	300 以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽ 舗装面と接する場合	±50 ±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法長 ℓ	ℓ < 3m ℓ ≥ 3m			
						厚さ (ブロック積張) t ₁	−50			
						厚さ (裏込) t ₂	−50			
						勾 配	±0.5 分			
						延 長 L	−0.5% ただし 最大−200 最小−50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法 長 ℓ	−100			
						勾 配	±0.5 分			
						延 長 L ₁ , L ₂	−0.5% ただし 最大−200 最小−50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ∇	±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						幅 w	－100			
						延 長 L	－0.5% ただし 最大－200 最小－50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ∇ 舗装面と接する場合	±50 ±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$			
							$\ell \geq 3\text{m}$			
						厚さ（ブロック） t_1	－50			
						厚さ（裏込） t_2	－50			
						勾 配	±0.5 分			
						延 長 L	－0.5% ただし 最大－200 最小－50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5	1	石積（張）工	基 準 高 ∇ 舗装面と接する場合	±50 ±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$			
							$\ell \geq 3\text{m}$			
						厚さ（石積・張） t_1	－50			
						厚さ（裏込） t_2	－50			
						勾 配	±0.5 分			
						延 長 L	－0.5% ただし 最大－200 最小－50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	4	鏡面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅		－20～＋50	標準重ね幅 100mm に対し、1 施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6-4

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし (最少 2 ヶ所)、道路中心線及び端部 で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1 ヶ所 を掘り起こして測定 (最少 3 ヶ所)。 幅は、延長 40m 毎に 1 ヶ所の割に測定 (最少 2 ヶ所)。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m 以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個の測定値の 平均値 (X ₁₀) について満足しなけれ ばならない。ただし、厚さのデータ数 が 10 個未満の場合は測定値の平均値 は適用しない。	3-2-6-7
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。	3-2-6-7
						厚さあるい は標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) * 面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし (最少2ヶ所)、厚さは各車線 200m毎 に1ヶ所を掘り起こして測定(最少3 ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点 によらず延長 40m 以下の間隔で測定す ることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値の 平均値 (X ₁₀) について満足しなけれ ばならない。ただし、厚さのデータ数 が10個未満の場合は測定値の平均値 は適用しない。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 均				
中規模 以上		小規模 以下		中規模 以上		小規模 以下							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 均				
中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし (最少 2 ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起 こして測定 (最少 3 ヶ所)。ただし、 幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個の測定値の 平均値 (X ₁₀) について満足しなけれ ばならない。ただし、厚さのデータ数 が 10 個未満の場合は測定値の平均値 は適用しない。 コアの採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れがある場合は、 他の方法によることができる。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 均				
中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定（最少 3 個）。ただし、幅は設計図書の測点 によらず延長 40m 以下の間隔で測定す ることができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個の測定値の 平均値 (X ₁₀) について満足しなけれ ばならない。ただし、厚さのデータ数 が 10 個未満の場合は測定値の平均値 は適用しない。 コアーの採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れがある場合は、 他の方法によることができる。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 均				
中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000 ㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
中規模 以上		小規模 以下		中規模 以上		小規模 以下							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定 (最少 3 個)。ただし、幅は設計図書の測点 によらず延長 40m 以下の間隔で測定す ることができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個の測定値の 平均値 (X ₁₀) について満足しなけれ ばならない。ただし、厚さのデータ数 が 10 個未満の場合は測定値の平均値 は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	－25	－25	－	－			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) * 面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	－7	－9	－2	－3	幅と横断勾配は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし（最少 2ヶ所）、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定（最少 3 個）。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	－25	－25	—	—			
						横断勾配	±1.0%						
						平 坦 性	—		3m プロフィール メーター (σ) 2.4mm 以下直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000 ㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-7	
						横断勾配	±1.0%						
						平 坦 性	—		3m プロフィール メーター (σ)2.4mm 以 下直読式(足付 き) (σ)1.75mm 以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高、幅は延長 40 m毎に1ヶ所の割 とし、道路中心線及び端部で測定。 (最少2ヶ所) 厚さは各車線 200m毎に1ヶ所(最少3 ヶ所)を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定すること ができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000 ㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。	3-2-6-8	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-8
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長 40m毎に1ヶ所道路中心線・端部で測定。（最少2ヶ所） 厚さは、各車線 200m毎に1ヶ所（最少3ヶ所）を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書 of 測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規定 する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。2. 個々の計測値の規格 値には計測精度として±10mm が含ま れている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。	3-2-6-8
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし (最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡に1 個の割でコアを採取もしくは掘り起 こして測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-8
					セメント(石灰)安定処理工	幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-8
					セメント(石灰)安 定処理工 (面管理の場合)								
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし (最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡に1 個の割でコアを採取して測定。ただ し最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定すること ができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-8
					幅	-50	-50	—	—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-8
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし (最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡に1 個の割でコアを採取して測定。ただ し最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	-25	-25	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
					(面管理の場合)								
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅と横断勾配は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
					幅	-25	-25	—	—				
					平 坦 性	—	3m プロフィール メーター (σ)2.4mm 以下直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下						
					横断勾配	±1.0%							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平 坦 性	—		3m プロファイル メーター (σ)2.4mm 以 下直読式(足付 き) (σ)1.75mm 以下				
						横断勾配	±1.0%						
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40 m毎に1ヶ所の割と し、道路中心線及び端部で測定。(最 少2ヶ所) 厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起 こして測定。(最少3ヶ所) 幅は、延長 40 m毎に1ヶ所の割に測 定。(最少2ヶ所) ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線・端部で測定。（最少 2ヶ所） 厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所（最少 3ヶ所）を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000 ㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-9
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安 定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし (最少2ヶ所)、厚さは、1000 ㎡に1 個の割でコアを採取もしくは掘り起 こして測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定すること ができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000 ㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安 定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-9
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし (最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡に1 個の割でコアを採取して測定。 ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定すること ができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
					幅	-25	-25	—	—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅と横断勾配は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィール メーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						横断勾配	±1.0%						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-9
						平 坦 性	—		3m プロフィール メーター (σ)2.4mm 以 下直読式(足付 き) (σ)1.75mm 以下				
						横断勾配	±1.0%						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高、幅は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。(最少 2ヶ所) 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所(最少 3ヶ所)を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						厚 さ	t < 15cm	－30	－10			
							t ≥ 15cm	－45	－15			
						幅	－100		—			
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±50		—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						厚さあるいは 標高較差	t < 15cm	－64	－10			
							t ≥ 15cm	－91	－15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9		-3	幅は、片側延長 40m 毎に 1 ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1 ヶ所コア一を採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						幅	-25		—			
						横断勾配	±1.0%					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20		-3	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						横断勾配	±1.0%					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) * 面管理の場 合 は測定値の平 均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし (最少 2 ヶ所)、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただ し最少 3 個 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」に基づき出来形管理を実 施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	－50	－50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－36	－45	－5	－7	1. 3 次元データによる出来形管理に おいて「3 次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」、「」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は 1 点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	3	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただ し最少 3 個 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定すること ができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」に基づき出来形管理を実 施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	－25	－25	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	4	グースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるい は標高較差	－20	－25	－3	－4	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は 1 点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	5	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	－7	－9	－2	－3	幅と横断勾配は、延長 40m 毎に 1 ヶ所 の割とし（最少 2 ヶ所）、厚さは、 1000 m ² 毎に 1 個の割でコアーを採取し て測定。ただし、最少 3 個 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」に基づき出来形管理を実 施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	－25	－25	－	－			
						平 坦 性	－		3m プロファイル メーター (σ)2.4mm 以 下直読式(足付 き) (σ)1.75mm 以下				
						横断勾配	±1.0%						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	6	グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平 坦 性	－		3m プロファイル メーター (σ)2.4mm 以 下直読式(足付 き) (σ)1.75mm 以下				
						横断勾配	±1.0%						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、道路中心線及び端部 で測定。厚さは各車線 200m毎に 1ヶ 所を掘り起こして測定 (最少 3ヶ 所)。幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割 に測定 (最少 2ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定すること ができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」に基づき出来形管理を実 施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法に より出来形管理を実施することができ る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは 基層及び表層用混合物の総使用量 が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10 個の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さのデ ータ数が 10 個未満の場合は測定値の 平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は 1 点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは 基層及び表層用混合物の総使用量 が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模が小さいもの。	3-2-6-12
						厚さあるい は標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) * 面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、各車線 200 m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定（最 少 3か所）。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 ㎡以上あるいは 基層及び表層用混合物の総使用量 が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10 個の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さのデ ータ数が 10 個未満の場合は測定値の 平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	－50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 ㎡以上あるいは 基層及び表層用混合物の総使用量 が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。	3-2-6-12
					（面管理の場合）								

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起 こして測定 (最少 3ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		－				
土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるい は標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は 1 点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般施舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定 (最少 3 個)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より 規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-25		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般施舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3		1. 3 次元データによる出来形管理に おいて「3 次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は 1 点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より 規模が小さいもの。	3-2-6-12
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m 毎 (200m 以下は 3ヶ所) に水糸またはレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅と横断勾配は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定 (最少 2ヶ所)。 平坦性は各車線毎に版縁から 1 m の線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m 毎に水糸またはレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m 毎に両側の版端を測定する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	-25		—				
						横断勾配	±1.0%						
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後 3m プロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm 以下				
						目地段差	±2						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
					(面管理の場合)	平 坦 性	—		3m プロフィールメーター (σ) 2.4mm 以下直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし (最少 2 ヶ所)、道路中心線及び端部で 測定。厚さは、各車線 200m毎に 1 ヶ所 を掘り起こして測定 (最少 3 ヶ所)。幅 は、延長 40m毎に 1 ヶ所の割に測定 (最 少 2 ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延 長 40m 以下の間隔で測定することができ る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基層 及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より 規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の 平均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は 適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	3-2-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3 次元データによる出来形管理にお いて「3 次元計測技術を用いた出来形管 理要領 (案)」に基づき出来形管理を実 施する場合、その他本基準に規定する計 測精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上 とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較 差平均値+設計厚さから求まる高さとの 差とする。この場合、基準高の評価は省 略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基層 及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より 規模が小さいもの。	3-2-6-12
						厚さあるい は標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) * 面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし（最少 2 ヶ所）、厚さは、各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定（最少 3 ヶ所）。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		－				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－8		1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント (石灰・瀝 青) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは、掘り 起こして測定 (最少 3ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個の測定値の 平均値 (X ₁₀) について満足しなけれ ばならない。ただし、厚さのデータ数 が 10 個未満の場合は測定値の平均値 は適用しない。コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント (石灰・瀝 青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－55	－66	－8		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は 1 点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし (最少 2 ヶ所)、厚さは、1,000 ㎡に 1 個の割でコアーを採取して測定 (最少 3 個)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 ㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より 規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の 平均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値 は適用しない。コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－20	－27	－3	1. 3 次元データによる出来形管理に おいて「3 次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」に基づき出来形管理 を実施する場合、その他本基準に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施する場合 に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密度 は 1 点／㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合 は、直下層の目標高さ＋直下層の標高 較差平均値＋設計厚さから求まる高さ との差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000 ㎡以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より 規模が小さいもの。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚 さ	－15		－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付 後各車線 200m 毎（200m 以下は 3ヶ 所）に水糸またはレベルにより 1 測線 当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅 と横断勾配は、延長 40m 毎に 1ヶ所 の割で測定（最少 2ヶ所）。 平坦性は各車線毎に版縁から 1 m の線 上、全延長とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 40m 以下の間隔で測定することが できる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の 平均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数 が 10 個未満の場合は測定値の平均値 は適用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－35		－				
						横断勾配	±1.0%		－				
						平 坦 性	－		転圧コンクリ ートの硬化後、3m プロフィールメ ーターにより (σ)2.4mm 以 下。				
					目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12
						平坦性	—		3m プロフィールメーター (σ)2.4mm 以下直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし（最少 2ヶ所）、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定（最少 3ヶ所）。 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定（最少 2ヶ所）。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						厚 さ	－45		－15				
						幅	－50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし（最少 2ヶ所）、厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定（最少 3ヶ所）。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-13
						幅	－50		—				

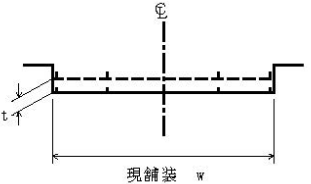
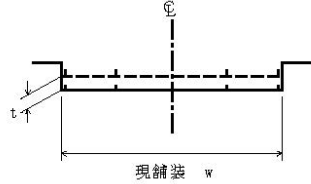
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安 定処理工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起 こして測定 (最少 3ヶ所)。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より 規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の 平均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値 は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起 こして測定 (最少 3ヶ所)。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		3-2-6-13
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起 こして測定 (最少 3ヶ所)。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		3-2-6-13
						幅	－25		－				

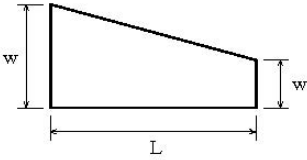
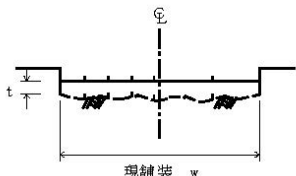
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし（最少 2ヶ所）、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定（最少 3ヶ所）。 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定（最少 2ヶ所）。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						厚さ	－45		－15				
						幅	－50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし（最少 2ヶ所）、厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定（最少 3ヶ所）。		3-2-6-14
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起 こして測定 (最少 3ヶ所)。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定 (最少 3 個)。		3-2-6-14
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定 (最少 3 個)。		3-2-6-14
						幅	－25		－				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚 さ t	－7	－2	厚さは40m毎に現舗装高と切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-15
						幅 w	－25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ tのみ	厚 さ t (標高較差)	－17(17) (面管理として緩和)	－2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。		3-2-6-15
						幅 w	－25	—			

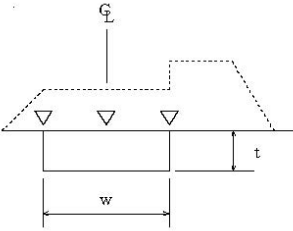
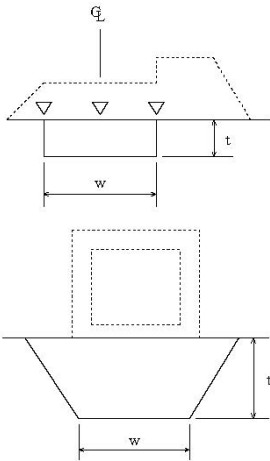
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
								個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	16		舗装打換え工	路 盤 工	幅 w	－50		各層毎1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16
							延長L	－100				
							厚さ t	該当工種				
						舗 設 工	幅 w	－25				
							延長L	－100				
							厚さ t	該当工種				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	－9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。（最少3ヶ所） 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-17	
						幅 w	－25					
						延 長 L	－100					
						平 坦 性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

単位：mm

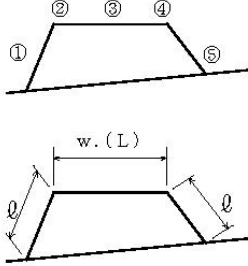
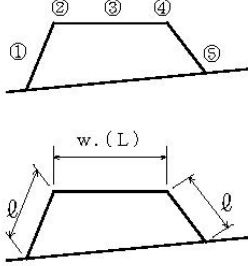
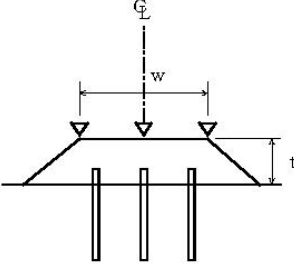
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるい は標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバ ーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、オーバーレイ後の目標高さとオ ーバーレイ後の標高値との差で算出す る。		3-2-6-17
						平 坦 性	—	3m プロフィールメ ーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm 以下			

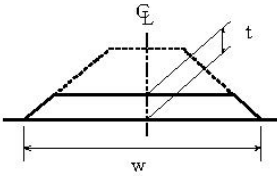
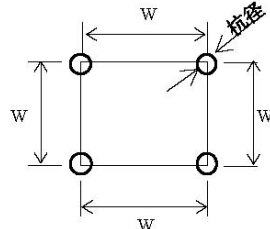
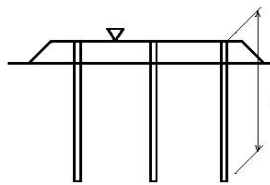
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t 、天端幅 w 、天端延長 L を確認（実測は不要）。		3-2-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50 m）につき 1ヶ所、延長 40m（50 m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		3-2-7-4
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定		3-2-7-4
						法 長 ℓ	-500			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

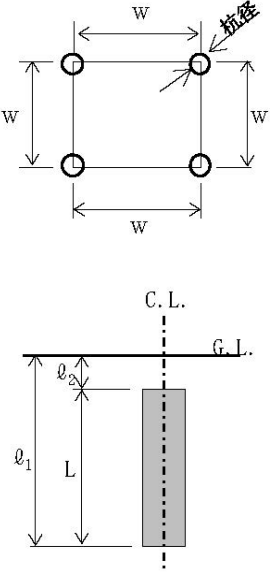
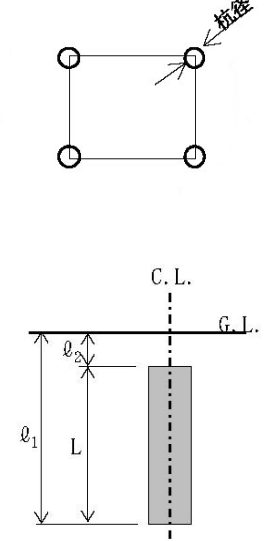
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置 ・ 間隔 w	±100	25 本に 1 ヶ所。 25 本以下は 2 ヶ所測定。1 ヶ所に 4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭 径 D	設計値以上			
						打 込 長 さ h	設計値以上			
			8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		

※余長は、適用除外

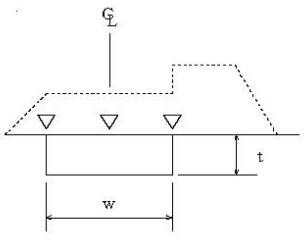
※余長は、適用除外

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

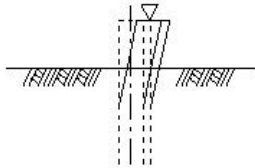
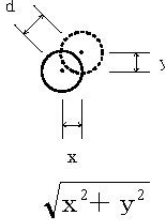
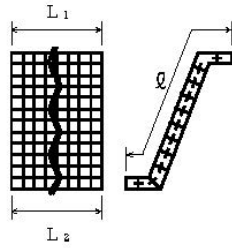
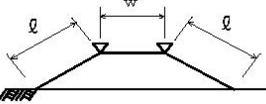
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	－50	25 本に 1 ヶ所。 25 本以下は 2 ヶ所測定。 1 ヶ所に 4 本測定。		3-2-7-9
						位 置・間隔 w	D/4 以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上	全本数		
								$L = \varnothing_1 - \varnothing_2$ $\varnothing_1$ は改良体先端深度 $\varnothing_2$ は改良端端深度		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基 準 高 ▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
						位 置	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に 1 回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		

単位：mm

3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1ヶ所、または施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、または施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。		3-2-7-9
						施 工 厚 さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延 長 L	設計値以上			

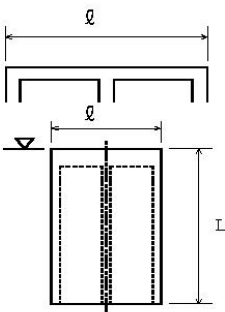
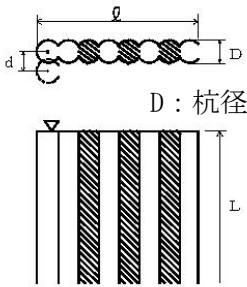
単位：mm

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ∇	±100	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所。延長 40m（または 50m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。		3-2-10-5
						根 入 長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
						配 置 誤 差 d	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	－100	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		3-2-10-5
						延 長 $L_1 L_2$	－0.5% ただし 最大－200 最小－50	1 施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	－50	施工延長 40mにつき 1 ヶ所。 延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		3-2-10-5
						天 端 幅 w	－100			
						法 長 ℓ	－100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長 40mにつき 1ヶ所。 延長 40m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-5
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	9		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所。延長 40m（または 50m）以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき 1ヶ所。延長 20m（または 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	10		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所。延長 40m（または 50m）以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき 1ヶ所。延長 20m（または 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-10
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変 位 d	$D/4$ 以内			
						壁 体 長 L	-200			

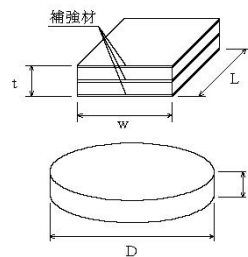
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1				
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ					製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照			
								≦1000mm	1 以下							
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ								
								>1000mm	1.5 以下							
						アンカーバー用孔（鋳放し） アンカーボルト	ドリル加工孔	≦100mm	+3 -1					製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		
								>100mm	+4 -2							
							孔の中心距離 ※1		JIS B 0403-1995 CT13							
						センターボス	ボスの直径		+0 -1						製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照	
							ボスの高さ		+1 -0							
						ボス ※5	ボスの直径		+0 -1							製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照
							ボスの高さ		+1 -1							

出来形管理基準及び規格値

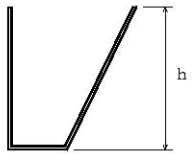
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要								
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鑄造費（金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法		JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13 を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。		3-2-12-1								
						※4 全移動量 ℓ	ℓ ≤ 300mm	±2											
							ℓ > 300mm	±ℓ / 100											
						組立高さH	上, 下面加工仕上げ					±3							
							コンクリート構造用	H ≤ 300mm				±3							
								H > 300mm				(H / 200 + 3) 小数点以下切り捨て							
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)					JIS B 0403-1995 CT14							
							鑄放し肉厚寸法 ※2)					JIS B 0403-1995 CT15							
							削り加工寸法					JIS B 0405-1991 粗級							
							ガス切断寸法					JIS B 0417-1979 B 級							
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鑄造費（大型ゴム支承工）	幅w 長さL 直径D	w, L, D ≤ 500	0 ～ +5	製品全数を測定。 平面度：1 個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1								
							500 < w, L, D ≤ 1500mm	0 ～ +1%											
							1500 < w, L, D	0 ～ +15											
						厚さt	t ≤ 20mm	±0.5											
							20 < t ≤ 160	±2.5%											
							160 < t	±4											
						相対誤差	w, L, D ≤ 1000mm	1											
							1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000											

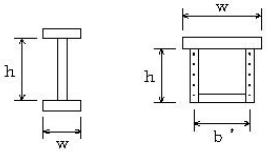
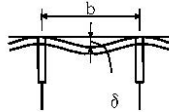
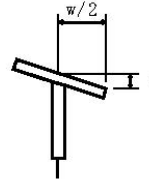
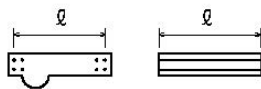
出来形管理基準及び規格値

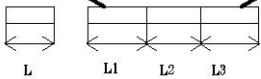
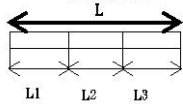
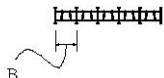
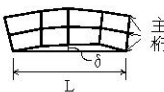
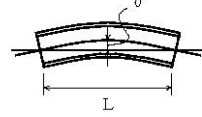
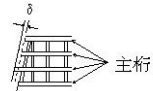
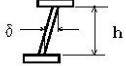
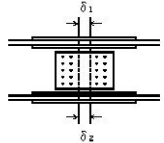
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1
				4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < h \leq 2.0$				3-2-12-1
						外周長 L (m)		$\pm (10 + L / 10)$			

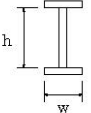
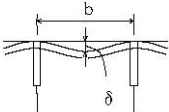
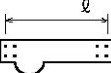
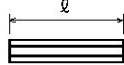


出来形管理基準及び規格値

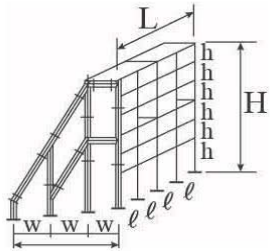
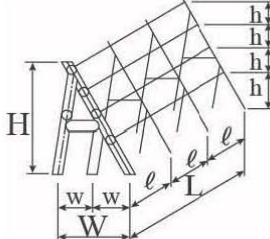
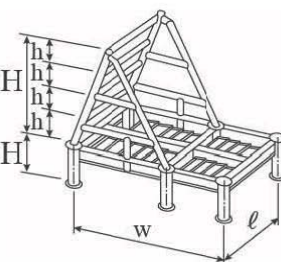
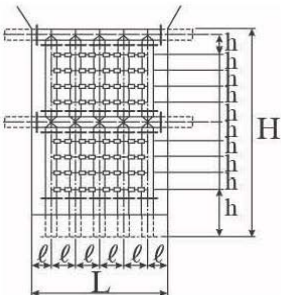
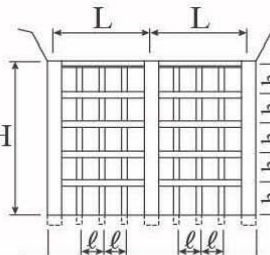
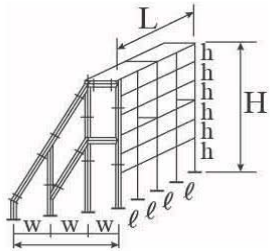
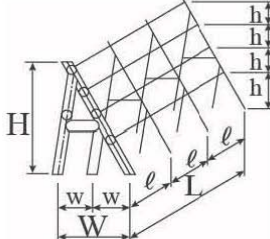
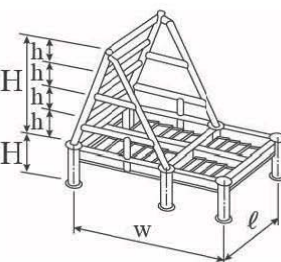
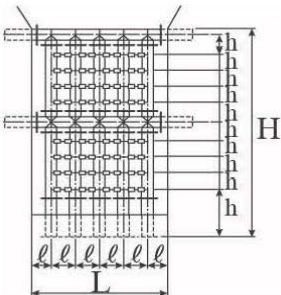
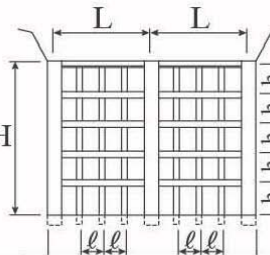
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
									鋼桁等	トラス・アーチ等		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)		$\pm 2 \cdots$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	 I型鋼桁 トラス弦材	3-2-12-3
							板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h ：腹板高 (mm) b ：腹板またはリブの間隔 (mm) w ：フランジ幅 (mm)	 	
								箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$			
							フランジの直角度 δ (mm)		$w/200$			
							部材長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		
								トラス、アーチなど	$\pm 2 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 3 \cdots \ell > 10$			
							圧縮材の曲がり δ (mm)		$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長 (mm)	
※規格値の w に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲がり δ 」の規格値の h 、 b 、 w に代入する数値はmm単位の数値とする。												

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
									鋼桁等	トラス・アーチ等		
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	12 工場 製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮 組立検査を行う場合)	仮 組 立 精 度	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	各桁毎に全数測定。		単径間の場合  多径間の場合 	3-2-12-3
							主桁、主構の中心 間距離 B (m)	±4…… B≤2 ±(3+B/2) ……B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							主構の組立高さ h (m)	±5…… h≤5 ±(2.5+h/2) …… h>5	—	両端部及び中心部 を測定。		
							主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…… L≤100 25…… L>100	最も外側の主桁または主構について支 点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			
							主桁、主構のそり δ (mm)	-5～+5…… L≤20 -5～+10…… 20<L≤40 -5～+15…… 40<L≤80 -5～+25…… 80<L≤200	各主桁について 10 ～12m間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L：主構の支間長 (m)		
							主桁、主構の橋端 における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測 定。			
							主桁、主構の鉛直 度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を 測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		
							現場継手部のすき 間 δ 1, δ 2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ 1、δ 2 のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき 間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許 容範囲は 0mm～8mm)			
							※規格値の L, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値はmm単位の数値とする。					

単位：mm

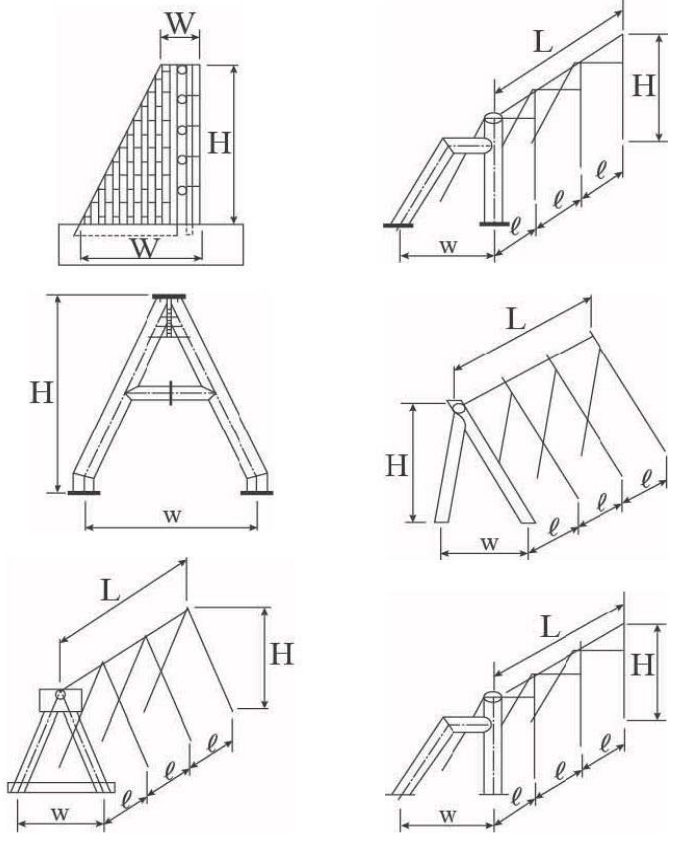
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部材精度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)		$\pm 2 \cdots \cdots \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots \cdots 5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \cdots \cdots 2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I 型鋼桁	3-2-12-3
							板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板	$h / 250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板またはリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)		
								箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b / 150$			
							フランジの直角度 δ (mm)		$w / 200$			
							部材長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	主要部材全数を測定。	 	
※規格値の w に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ，フランジの直角度 δ」の規格値の h, b, w に代入する数値はmm単位の数値とする。												

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部 材 の 水 平 度	10	全数を測定。     	    	3-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 ℓ	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本 体 の 傾 き	±H／500			
					次頁に続く					

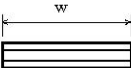
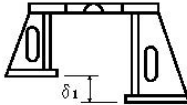
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))					3-2-12-3

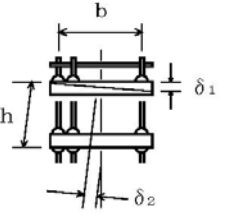
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0 ～ +30	製品全数を測定。		3-2-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設 計 値 ± 4	両端部及び中央部付近を測定。		
							フィンガーの食い違い δ_2 (mm)	± 2			

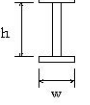
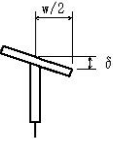
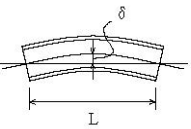
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-6
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上 面 水 平 度 $\delta 1$ (mm)	$b / 500$	軸心上全数測定。		3-2-12-8
							鉛 直 度 $\delta 2$ (mm)	$h / 500$			
							高 さ h (mm)	± 5			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

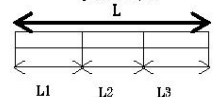
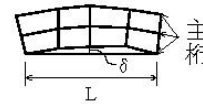
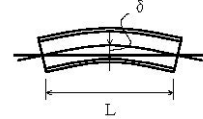
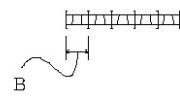
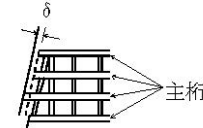
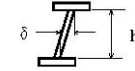
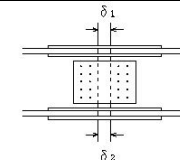
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	12 工場 製作工 共通	9		プレベーム用桁製作工					3-2-12-9
						フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \quad 0.5 < w$ ≤ 1.0 $\pm 4 \cdots \quad 1.0 < w$ ≤ 2.0 $\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	
						部材 フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	12 工場 製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	仮組立時	主桁のそり δ $-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について10～12m間隔を測定。		3-2-12-10
						部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500 m²とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200 m²に満たない場合は10 m²ごとに1点とする。		3-2-12-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全 長 L (m) 支間長 L_n (m)	$\pm (20+L/5)$ $\pm (20+L_n/5)$	各桁毎に全数測定。	単径間の場合  多径間の場合 	3-2-13
						通 り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L ：主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L ：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4\cdots\cdots B\leq 2$ $\pm (3+B/2)\cdots B> 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h ：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の $1/2$ を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 （例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm～8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値の L , B に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値の h に代入する数値はmm単位の数値とする。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

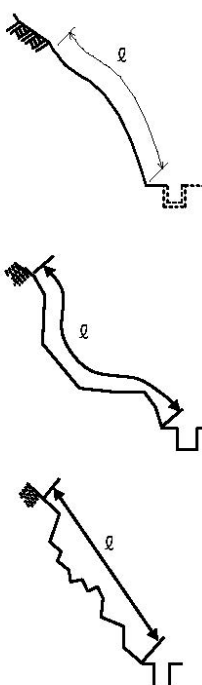
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全 長・支 間		—	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						桁の中心間距離		—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そ り		—	主桁を全数測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	—200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							$\ell \geq 5\text{m}$	法長の—4%			
						盛土法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	—100			
							$\ell \geq 5\text{m}$	法長の—2%			
						延 長 L		—200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ<5m	－200	施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「T3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≥5m	法長の－4%			
						厚 さ t	t <5cm	－10	施工面積 200 ㎡につき 1ヶ所、面積 200 ㎡以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 検査孔により測定。		
							t ≥5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延 長 L		－200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

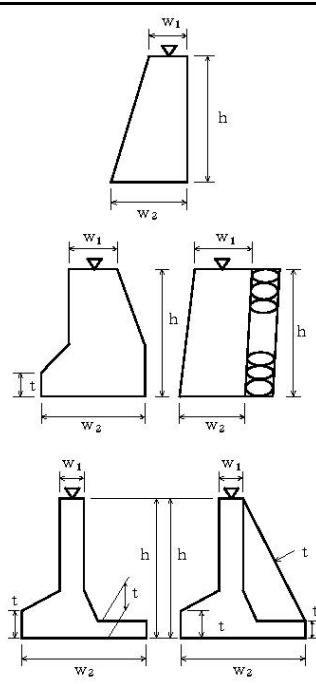
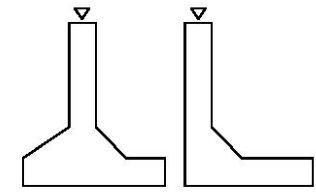
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100			
						厚 さ t	$t < 5\text{cm}$	-10	200 m ² につき 1ヶ所以上、200 m ² 以下は 2ヶ所をせん孔により測定。		
							$t \geq 5\text{cm}$	-20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

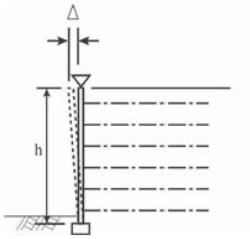
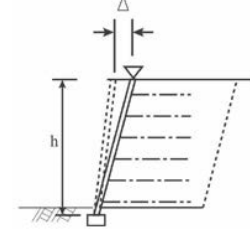
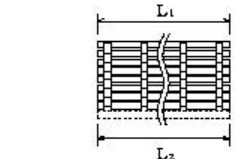
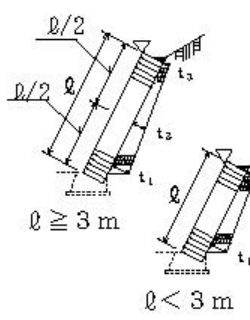
単位：mm

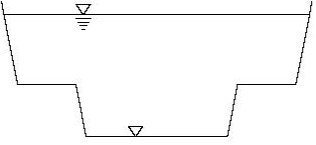
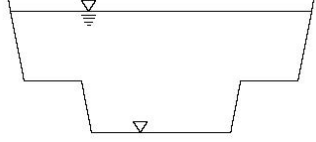
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法 枠 工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						幅 w		-30			
						高 さ h		-30			
						枠中心間隔 a		± 100			
						延 長 L		-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法 枠 工 (プレキャスト法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		3-2-14-4
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						延 長 L		-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		ア ン カ ー 工	削孔深さ ℓ		設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差 d		100			
						せん孔方向 θ		± 2.5 度			

単位：mm

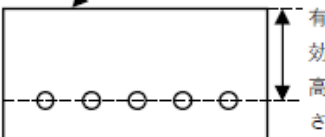
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ▽		±50 ただし舗装面と接する場合±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-1
						厚 さ t		－20			
						裏 込 厚 さ		－50			
						幅 w ₁ , w ₂		－30			
						高さ h	h < 3m	－50			
							h ≥ 3m	－100			
						延 長 L		－0.5% ただし 最大－200 最小－50	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
勾 配		±0.5 分									
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽		±50 ただし舗装面と接する場合±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-2
						延 長 L		－0.5% ただし 最大－200 最小－50			
						勾 配		±0.5 分	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		±50 ただし舗装面と接する場合±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m (または50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-3	
						高さ h	h < 3m	-50				
							h ≥ 3m	-100				
						鉛 直 度 △		±0.03 h かつ ±300 以内				
						控 え 長 さ (補強材の設計)		設計値以上				
						延 長 L		-0.5% ただし 最大-200 最小-50		1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
基 準 高 ▽		±50 ただし舗装面と接する場合±30		施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m (または50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-4						
法長 ℓ	ℓ < 3 m	-50										
	ℓ ≥ 3 m	-100										
厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃		-50					1 施工箇所毎					
延 長 L ₁ , L ₂		-0.5% ただし 最大-200 最小-50										
勾 配		±0.5 分										

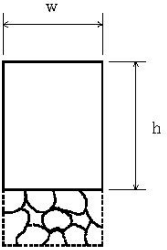
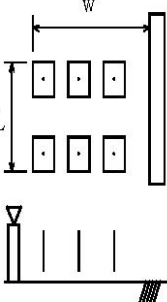
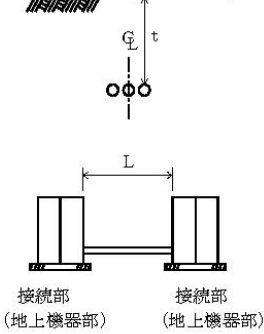
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	－800～＋200		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3		
								500ps	－1000～＋200						
								1000ps	－1200～＋200						
							ディーゼル船	250ps	－800～＋200						
								420ps 600ps	－1000～＋200						
								1350ps	－1200～＋200						
						幅			－200						
						延 長			－200						
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 ▽			＋200 以下		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3		
						幅			－200						
						延 長			－200						
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 (グラブ船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)				平均値	個々の計測値	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3． 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		3-2-16-3		
						標高較差			±0 以下	＋400 以下					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で、1ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10 m ² に 1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	－10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄 筋 間 隔	±20	1 径間当たり 3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			
						延 長 L L < 20m L ≥ 20m	±20 ±30			

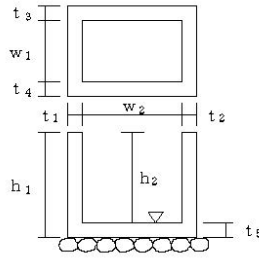
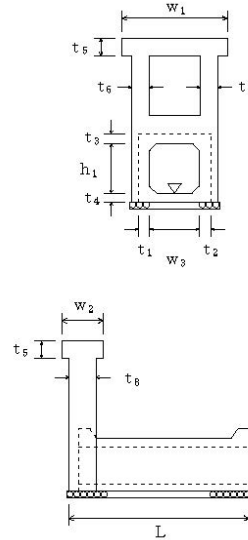
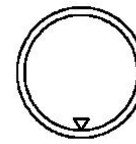
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	－30	各格子間の中央部1ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4
						高さ h	－30			
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎		6-1-10-8
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	－200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		6-1-13-3
						延長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

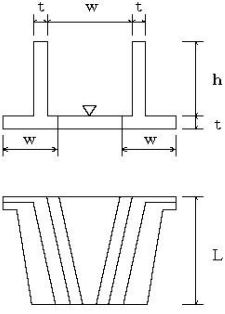
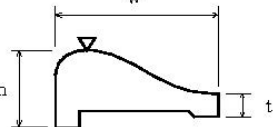
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さ t ₁ ～t ₅	－20			
						※幅 w ₁ , w ₂	－30			
						※高さ h ₁ , h ₂	－30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	6	1	函渠工 (本体内工)	基 準 高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。		6-3-5-6
						厚 さ t ₁ ～t ₈	－20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w ₁ , w ₂	－30			
						内空幅 w ₃	－30			
						内空高 h ₁	±30			
						延 長 L L<20m L≥20m	－50 －100			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		6-3-5-6
						延 長 L L<20m L≥20m	－50 －100	1 施工箇所毎		

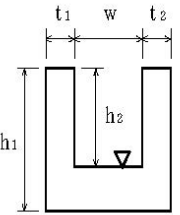
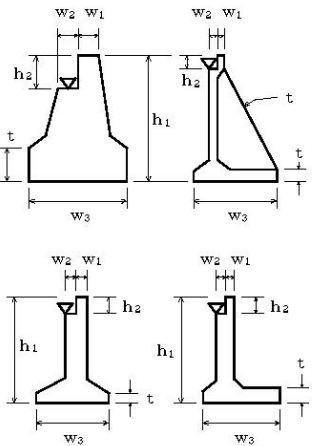
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
6 河川編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
6 河川編	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
6 河川編	5 堰	7 固定堰 本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						堰 長 L	L < 20m	－50		
							L ≥ 20m	－100		

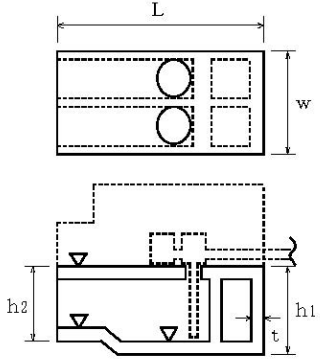
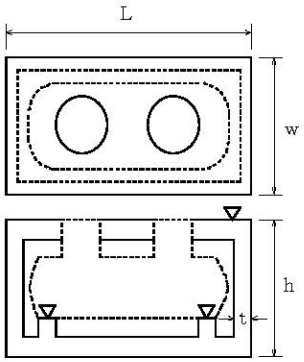
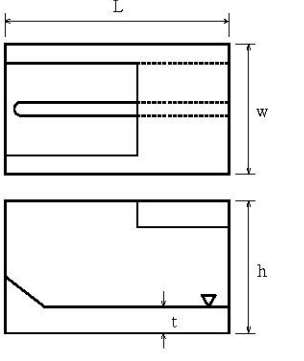
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50 m）につき 1ヶ所、40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		6-5-8-3
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-9-2
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						胸壁間距離 l	± 30			
						支 点 長 及 び 中心線の変 化	± 50			

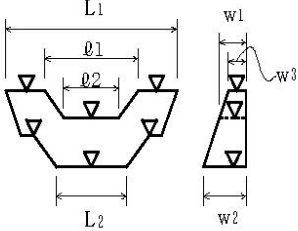
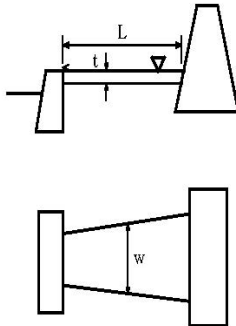
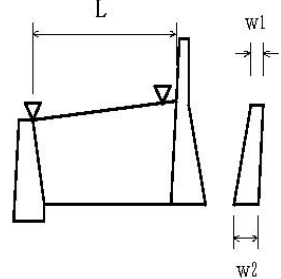
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	± 30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			

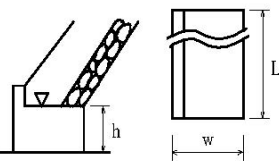
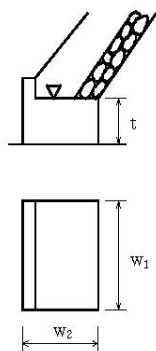
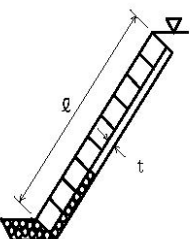
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基 準 高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所で測定。		6-7-4-6
						天 端 幅 w_1, w_3	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 l_1, l_2	± 50			
						勾 配	± 0.3 分			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						長 さ L	-100			
						勾 配	± 0.3 分			

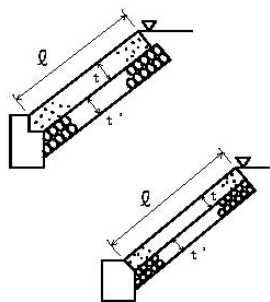
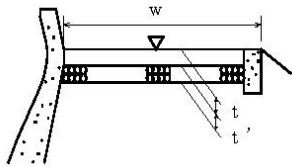
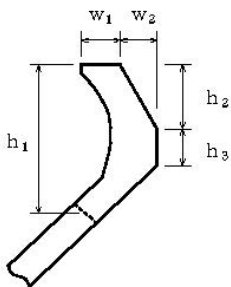
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		7-1-5-5
						幅 w		－30			
						高 さ h		－30			
						延 長 L		－0.5% ただし 最大－200 最小－50			
						法勾配の開き		±0.5 分			
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ▽		±50	ブロック個数 40 個につき 1 ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長 40 m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		7-1-5-6
						ブロック厚 t		－20			
						ブロック縦幅 w ₁		－20			
						ブロック横幅 w ₂		－20			
						延 長 L		－0.5% ただし 最大－200 最小－50			
						法勾配の開き		±0.5 分			
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4
						法長 l	l<5m	－100			
							l≥5m	l×（－2%）			
						厚 さ t		－50			
						延 長 L		－0.5% ただし 最大－200 最小－50			
						法勾配の開き		±0.5 分			

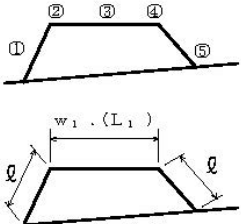
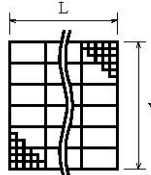
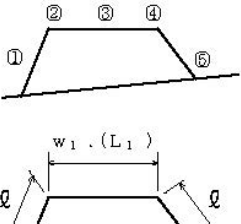
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

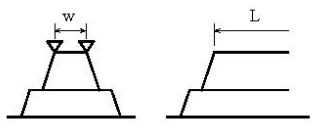
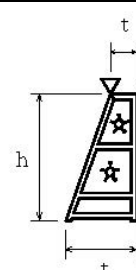
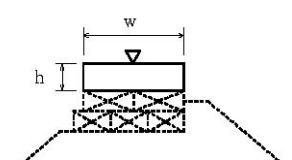
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	±50 ただし舗装面と接する場合±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$			
							$\ell \geq 3\text{m}$			
						厚さ t	t < 100			
							t ≥ 100			
						裏 込 材 厚 t'	−50			
						延 長 L	−0.5% ただし 最大−200 最小−50			
						法勾配の開き	±0.5 分			
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		7-1-8-2
						幅 w	−50			
						厚 さ t	−10			
						基 礎 厚 t'	−45			
						延 長 L	−0.5% ただし 最大−200 最小−50			
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基 準 高 ∇	±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		7-1-9-3
						幅 w ₁ , w ₂	−30			
						高さ h < 3m h ₁ , h ₂ , h ₃	−50			
						高さ h ≥ 3m h ₁ , h ₂ , h ₃	−100			
						延 長 L	−0.5% ただし 最大−200 最小−50			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

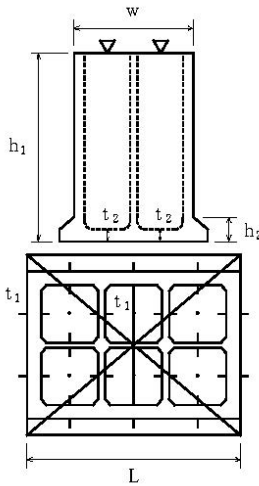
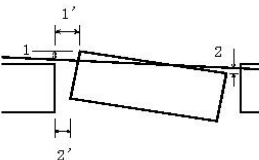
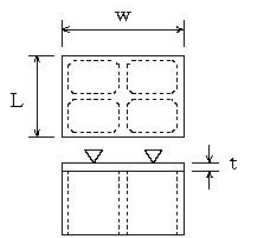
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準 高 ▽	本 均 し		±50	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		7-2-4-4
							表 面 均 し		±100			
							荒均し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500			
								異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500			
								異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300			
						法 長 ℓ		−100	幅は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。延長はセンターライン及び表裏法肩。			
						天 端 幅 w ₁		−100				
						天 端 延 長 L ₁		−200				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w		−300	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		7-2-4-5	
						延 長 L		−500				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準 高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ		±500	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		7-2-5-2
							異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ		±300			
						法 長 ℓ		−100	幅は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。延長はセンターライン及び表裏法肩。			
						天 端 幅 w ₁		−100				
						天 端 延 長 L ₁		−200				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準			測 定 箇 所			摘 要					
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ▽	(層積) ブ ロック 規格 26 t 未満	±300	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (また は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2 ヶ所。延長は、センターラインで 行う。						7-2-5-5					
							(層積) ブ ロック 規格 26 t 以上	±500												
							(乱 積)		異形ブロッ ク据付 (乱積)	天端高	±ブロックの高 さの 1/3	レベル、水系 張、スチールテ ープ等により測 定	据付後 2 ヶ 所以上 (最上段)	10mm	外観的な空白 が無く、配置 及びかみ合わ せが適切で孤 立したものが 無いよう、所 定の個数をも って消波目的 を果たすよう に据付ける。					
										天端幅	ーブロックの高 さの 1/3									
							天 端 幅 w			天端延長	ー200	スチールテープ 等により測定	法線上	10mm						
							天 端 延 長 L													
						7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	9		石枠工	基 準 高 ▽		±50		施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (また は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2 ヶ所。				7-2-5-9
												厚 さ t		ー50						
高 さ h	h < 3m	ー50																		
	h ≥ 3m	ー100																		
延 長 L		ー100	1 施工箇所毎																	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽		±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (また は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2 ヶ所。				7-2-5-10							
						幅 w		ー30												
						高 さ h		ー30												
						延 長 L		ー100												

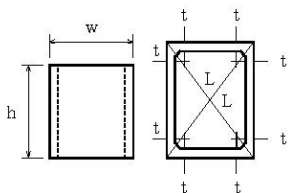
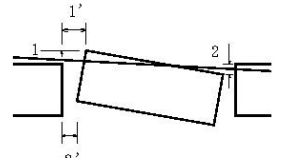
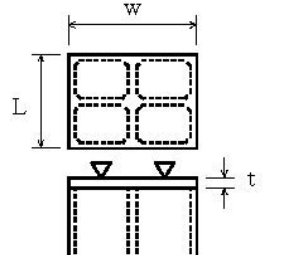
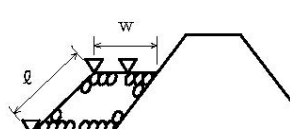
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バ ラ ス ト の 基 準 高▽	砕 石 、 砂	±100	各室中央部 1 ヶ所		7-2-5-11	
							コンクリート	±50				
						壁 厚 t1		±10	底版完成時、各壁 1 ヶ所			
						幅 w		+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端			
						高 さ h1		+30, -10	完成時、四隅			
						長 さ L		+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端			
						底版厚さ t2		+30, -10	底版完成時、各室中央部 1 ヶ所			
						フーチング高さ h2		+30, -10	底版完成時、四隅			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2		ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	据付完了後、両端 2 ヶ所		7-2-5-11	
								ケーソン重量 2000 t 以上 ±150				
						据付目地間隔 1'、2'		ケーソン重量 2000 t 未満 100 以下				据付完了後、天端 2 ヶ所
								ケーソン重量 2000 t 以上 200 以下				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高▽	陸 上	±30	1 室につき 1 ヶ所 (中心)		7-2-5-11	
							水 中	±50				
						厚 さ t		±30				
						幅 w		±30				
						長 さ L		±30				

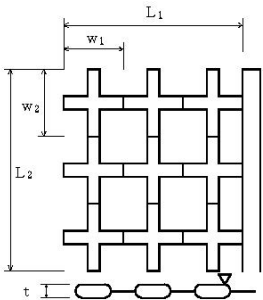
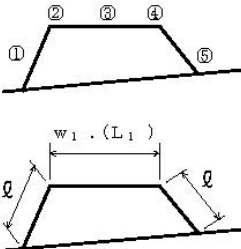
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t		±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12	
						幅 w		+20, -10				
						高 さ h		+20, -10				
						長 さ L		+20, -10				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2		±50	据付後ブロック1個に2ヶ所（各段 毎）		7-2-5-12	
						隣接ブロックと の間隔 1'、2'		50 以下				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所（中心）		7-2-5-12	
							水 中	±50				
						厚 さ t		±30				
						幅 w		±30				
						長 さ L		±30				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	6 根固め工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブ ^ロ ック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		7-2-6-2	
							異形ブ ^ロ ック据付面 (乱積)以外の高 さ	±300				
						法 長 ℓ		-100				幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場 合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m （または 50m）以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。延長はセンターライ ン及び表裏法肩。
						天 端 幅 w		-100				
						天 端 延 長 L		-200				

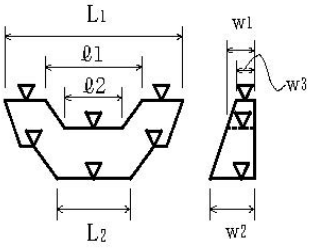
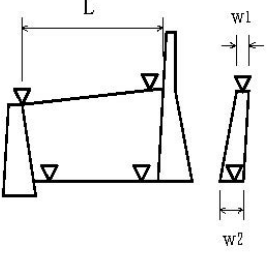
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層 積	±300	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-2-6-3	
							乱 積	± t / 3				
						厚 さ t		－20	幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。			
						幅 w ₁ w ₂	層 積	－20				
						延長 L ₁ L ₂	層 積	－200	1 施工箇所毎			
7 河川 海岸 編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準 高▽	本 均 し	±50	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		7-3-3-3	
							荒 均 し	異形ブロック付面(乱積)の高さ				±500
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ				±300
							被 覆 均 し	異形ブロック付面(乱積)の高さ				±500
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ				±300
							法 長 ℓ					－100
						天 端 幅 w ₁		－100				
						天 端 延 長 L ₁		－200				

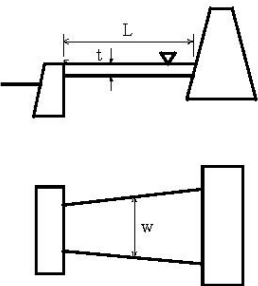
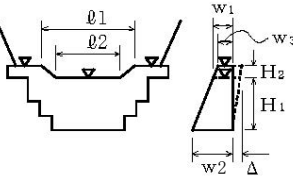
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	3 工 場 製 作 工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-3-4
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリ ート 堰 堤 工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ∇		± 30	図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-4
								接岩部+30			
						天端部 w_1, w_3 堤 幅 w_2		-30			
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2		± 50			
						堤 長 L_1, L_2		-100			
						勾 配		± 0.3 分			
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリ ート 堰 堤 工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ∇		± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さとは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-6
								接岩部+30			
						幅 w_1, w_2		-30			
						長 さ L		-100			
						勾 配		± 0.3 分			

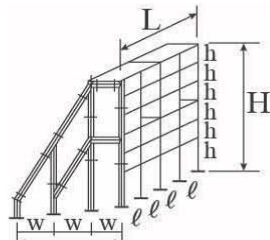
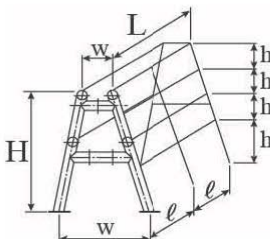
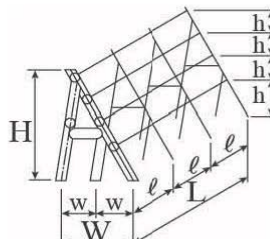
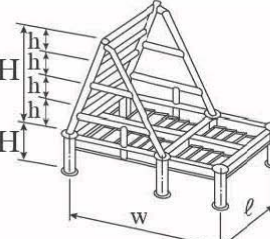
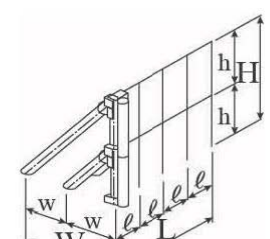
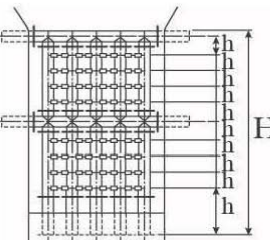
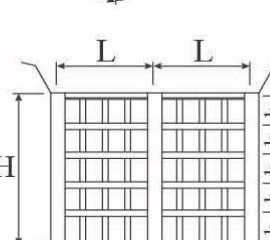
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基 準 高 ∇		± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-8
						幅 w		-100			
						厚 さ t		-30			
						延 長 L		-100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ∇	± 50	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5
							長 さ l_1, l_2	± 100			
							幅 w_1, w_3	± 50			
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_1$			
						袖 部	袖 高 ∇	± 50			
							幅 w_2	± 50			
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_2$			

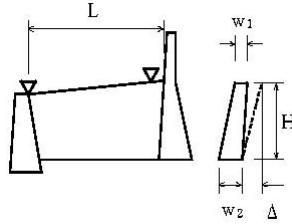
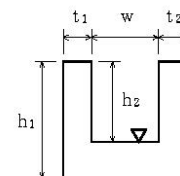
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-9-5
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			
次頁に続く								     		

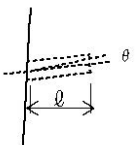
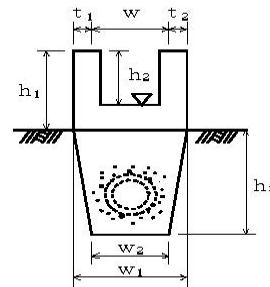
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	6		鋼製側壁工	堤 高 ▽		±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6
						長 さ L		±100			
						幅 w ₁ , w ₂		±50			
						下流側倒れ △		±0.02H			
						高さ h	h < 3m	－50			
							h ≥ 3m	－100			
8 砂 防 編	2 流 路	5 床 固 め 工	8		魚道工	基 準 高 ▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		8-2-5-8
						幅 w		－30			
						高 さ h ₁ , h ₂		－30			
						厚 さ t ₁ , t ₂		－20			
						延 長 L		－0.5% ただし 最大－200 最小－50			

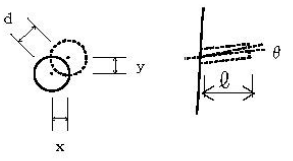
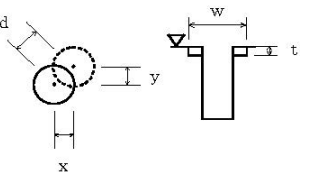
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

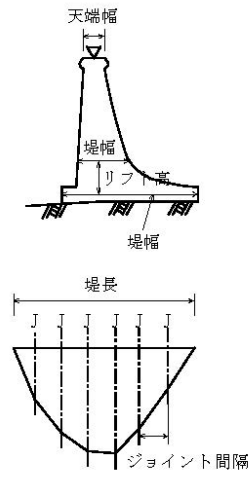
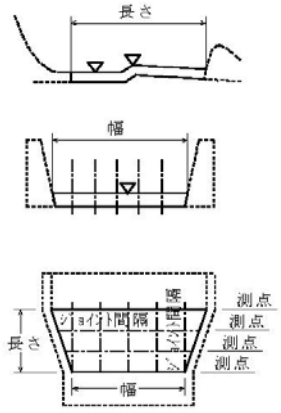
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	4 法 面 工	6 7	2	鉄筋挿入工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)		8-3-4-6 8-3-4-7
						せん孔方向 θ	± 4 度			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	6 山 腹 水 路 工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		8-3-6-4
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						深 さ h_3	-30			
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			

出来形管理基準及び規格値

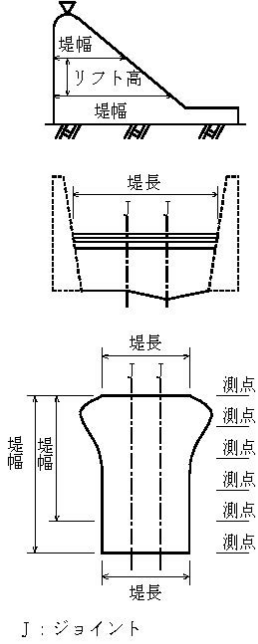
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
						配 置 誤 差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5 度			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基 準 高 ∇	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
						偏 心 量 d	150			
						長 さ L	－100			
						巻 立 て 幅 w	－50			
						巻立て厚さ t	－30			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基 準 高 ∇	±50	全数測定。		8-3-9-6
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	 J：ジョイント	9-1-4
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			

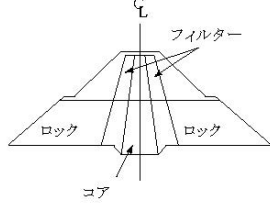
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長または、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リ フ ト 高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			
									J : ジョイント	

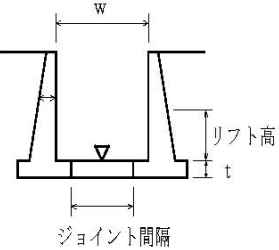
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

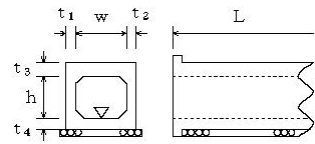
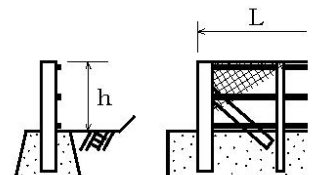
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		9-2-4-5
						外 側 境 界 線	-0, +500			
9 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6
						外 側 境 界 線	-0, +1000			
						盛 立 幅	-0, +1000			
9 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
						外 側 境 界 線	-0, +2000			

出来形管理基準及び規格値

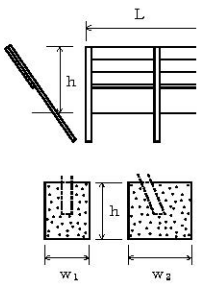
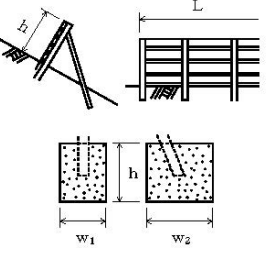
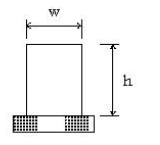
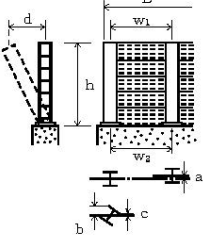
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィルダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1 回 / 1 施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リ フ ト 高 さ	±20			
						長 さ L	±100			
9 ダム 編	3 基礎 グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で 行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3
						配 置 誤 差	100			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2
10 道路 編	1 道路 改良	9 カル バート 工	6		場所打函渠工	基 準 高 ∇		± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-9-6
						厚 さ $t_1 \sim t_4$		-20			
						幅 (内法) w		-30			
						高 さ h		± 30			
						延長 L	$L < 20\text{m}$	-50			
							$L \geq 20\text{m}$	-100			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	4		落石防止網工	幅 w		-200	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、施工延長 40 m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		10-1-11-4
						延 長 L		-200			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	5		落石防護柵工	高 さ h		± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、施工延長 40 m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-5
						延 長 L		-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、施工延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-6
						延 長 L		−200			
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	−30	基礎 1 基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高 さ h	−30			
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、施工延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		10-1-11-7
						延 長 L		−200			
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	−30	基礎 1 基毎		
							高 さ h	−30			
						アンカー ―長 ℓ	打 込 み ℓ	−10%	全数		
							埋 込 み ℓ	−5%			
10 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w		−30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、施工延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		10-1-12-4
						高 さ h		−30			
						延 長 L		−200	1 施工箇所毎		
10 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支柱	間 隔 w ₁ , w ₂	±15	施工延長 5 スパンにつき 1ヶ所		10-1-12-5
							ず れ a	10			
							ねじれ b－c	5			
							倒 れ d	h×0.5%			
						高 さ h		+30, −20			
						延 長 L		−200	1 施工箇所毎		

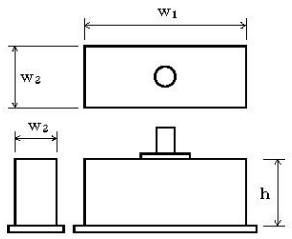
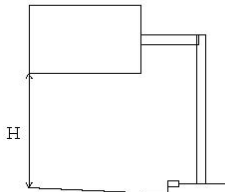
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模以上			
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、道路中心線及び端部 で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起 こして測定 (最少 3ヶ所)。 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定 (最少 2ヶ所)。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上あるいは基 層及び表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持修繕工事においては、横断勾配 の項目を省略することが出来る。	10-2-4
						厚 さ	t < 15cm	－30	－10			
							t ≥ 15cm	－45	－15			
							幅	－100	—			
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 　　さ	－9	－3	幅と横断勾配は、延長 40m毎に 1ヶ所 の割で測定 (最少 2ヶ所)。 厚さは、各車線 200m毎に 1 個の割でコ アを採取して測定 (最少 3 個)。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		10-2-4	
						幅	－25	—				
						横断勾配	±1.0%					

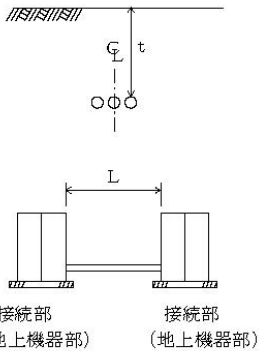
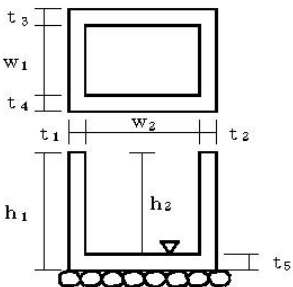
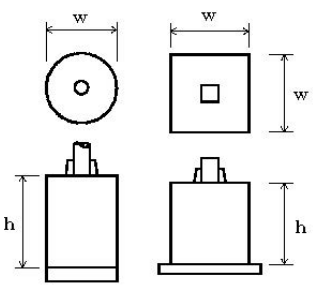
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延 長 L	-200	1 ヶ所／1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	± 20	1 ヶ所／1 踏掛版		10-2-7-4
						各 部 の 厚 さ	± 20	1 ヶ所／1 踏掛版		
						各 部 の 長 さ	± 30	1 ヶ所／1 踏掛版		
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	± 20	全数		
						厚 さ	—			
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	± 20	全数		
						ア ン カ ー 長	± 20	全数		
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4
						高 さ h	-30			
						基 準 高	道路に接する場合 ± 30			
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1 ヶ所／1 基 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4

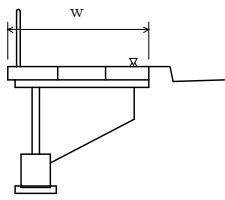
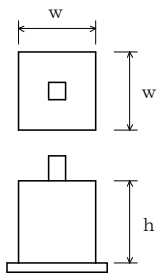
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所	 接続部 (地上機器部) 接続部 (地上機器部)	10-2-12-5
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数		
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ∇	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所		10-2-12-6
						高 さ h	-30			

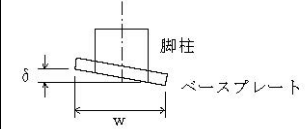
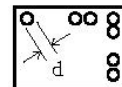
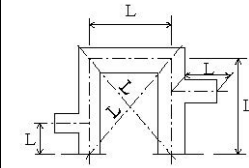
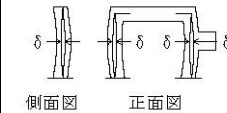
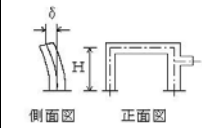
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	7	1	組立歩道工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		10-2-12-7
						幅 w	－30			
						延 長 L	－200	1 施工箇所毎		
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	7	2	組立歩道工 （支柱基礎工）	幅 w	－30	1ヶ所／1 施工箇所		10-2-12-7
						高 さ h	－30			

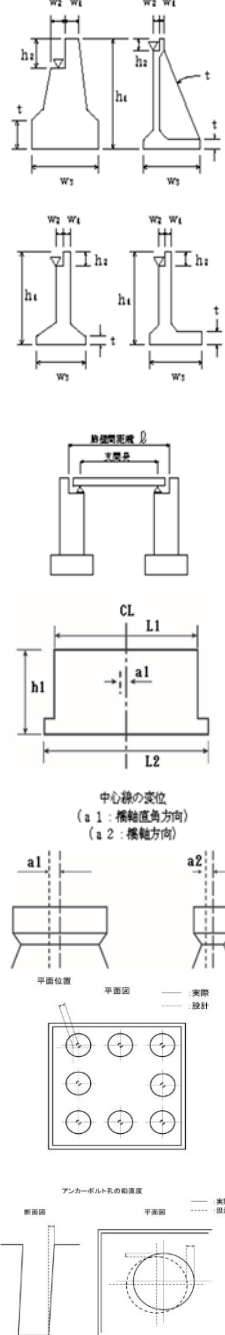
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	
							ベースプレート	孔の位置	± 2	全数を測定。		
								孔の径 d	0～5	全数を測定。		
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \cdots L \leq 10\text{m}$ $\pm 10 \cdots 10 < L \leq 20\text{m}$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \cdots 20\text{m} < L$	両端部及び片持ばり部を測定。			
							はりのキャンバー及び柱の曲がり δ (mm)	$L/1000$	各主構の各格点を測定。			
							柱 の 鉛 直 度 δ (mm)	$10 \cdots H \leq 10$ $H \cdots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H : 高さ (m)			

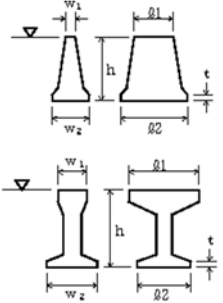
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

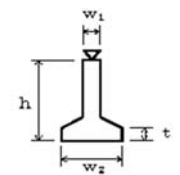
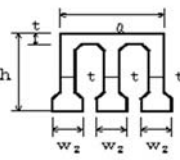
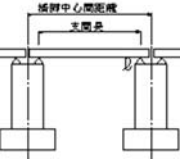
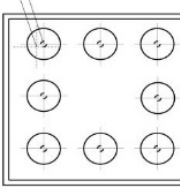
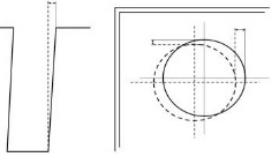
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 （アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-6-8
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 ℓ_1	-50			
						敷 長 ℓ_2	-50			
						胸壁間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
					支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	$+10 \sim -20$			
						平面位置	± 20			
						アンカーボルト孔の鉛直度	$1/50$ 以下			
								支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		

出来形管理基準及び規格値

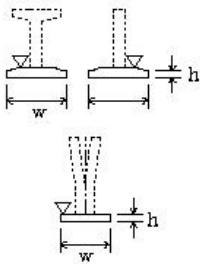
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9
						厚 さ t		-20			
						天 端 幅 w ₁ (橋軸方向)		-20			
						敷 幅 w ₂ (橋軸方向)		-50			
						高 さ h		-50			
						天 端 長 ℓ ₁		-50			
						敷 長 ℓ ₂		-50			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位		±50			
						支 承 部 アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10～-20			
					平面位置		±20				
					アンカーボルト孔の鉛直度		1/50 以下				

出来形管理基準及び規格値

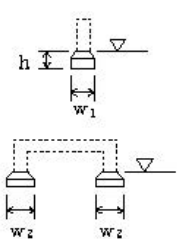
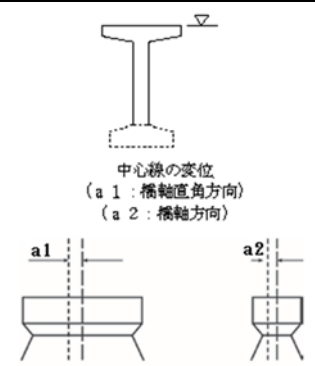
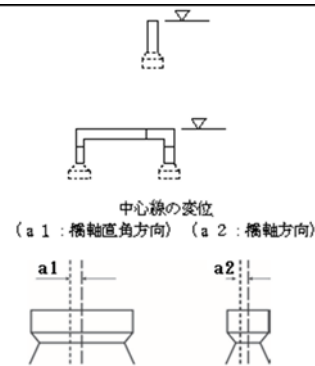
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	   中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)  平面位置 平面図  アンカーボルト孔の鉛直度 断面図 	10-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w ₁	-20			
						敷 幅 w ₂	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ ℓ	-20			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			
					支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10～-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		
						平面位置	±20			
						アンカーボルト孔 の鉛直度	1/50 以下			

単位：mm

10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 ^w (橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						長さ ℓ	-50			

単位：mm

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h	-50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11

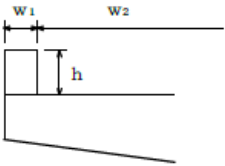
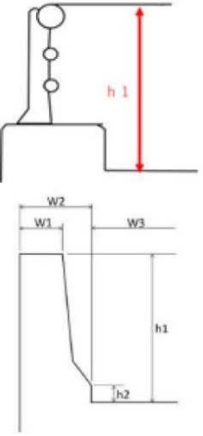
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所 で測定。		10-4-3-9	
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注 1)		± 5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能性が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注 2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート 橋				鋼橋
								± 5				$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$
						水 平 度	橋軸方向	$1/100$				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
						可動支承の 機能確認 注 3)		温度変化に伴う移動量計算 値の $1/2$ 以上				
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注 1)		± 5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能性が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注 2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート 橋				鋼橋
								± 5				$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$
						水 平 度	橋軸方向	$1/300$				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
						可動支承の 機能確認 注 3)		温度変化に伴う移動量計算 値の $1/2$ 以上				

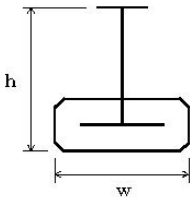
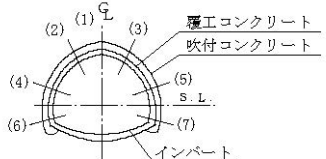
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3
						アンカーボルト定着長	-20 以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5
						地覆の高さ h	-10～+20			
						有効幅員 w_2	0～+30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w_1	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
						地 覆 の 幅 w_2	-10～+20			
						高 さ h_1	-20～+30			
						高 さ h_2	-10～+20			
						有 効 幅 員 w_3	0～+30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高 さ	±4			

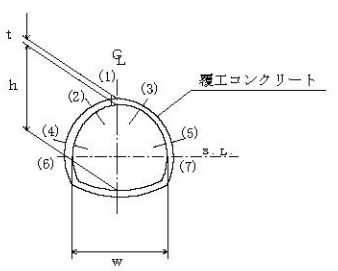
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	5 コン クリ ート 橋 上 部	6 プレ ビーム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		10-5-6-2
						高 さ h	10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ } -30\text{mm 以内}$			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道 路 編	6 トン ネル (NATM)	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長 40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3
10 道 路 編	6 トン ネル (NATM)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 関 係	—	施工延長 40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面 から 10cm 以内			

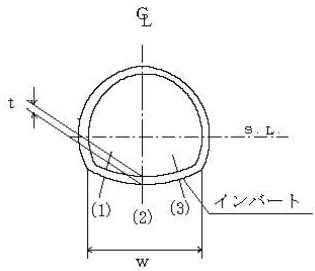
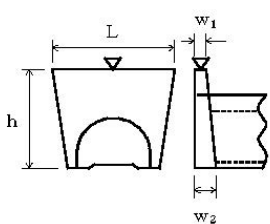
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 トンネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1 ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は 40m に 1 ヶ所、(2)～(3)は 100m に 1 ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩または吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		10-6-5-3
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	6 トンネル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		10-6-5-5
						厚 さ t	-30			

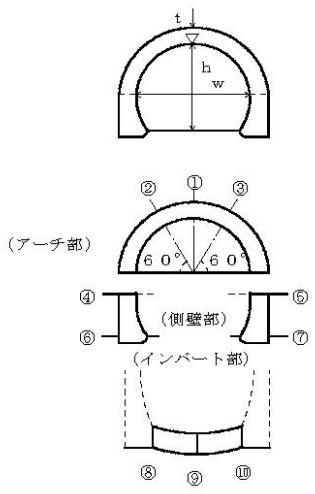
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 トンネル (N A T M)	6 インバ ート工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	－50	(1) 幅は、施工 40mにつき 1 ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点 で測定。 (6) コンクリート打設後、インバート コンクリートについて 1 打設長の端面 (施工継手の位置)において、図に示 す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	6 トンネル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。		10-6-8-4
						幅 w ₁ , w ₂	－30			
						高さ h	h < 3m			
							h ≥ 3m			
						延 長 L	－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 トンネル (NATM)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
						幅 w（全幅）	-50			
						高さ h（内法）	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			

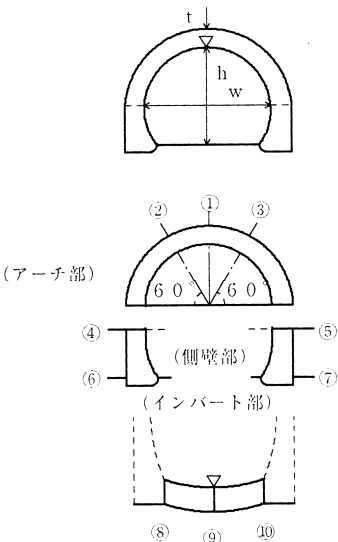
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 A トンネル（矢板）	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1 ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点①～⑦で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点①～⑦の巻厚測定を行う。 ただし、上部半断面先進工法の場合④～⑦については上半のセントルの間隔程度でよい。 (ハ) セン孔による巻厚の測定は図の①は 40m に 1 ヶ所、②～③は 100m に 1 ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 ヶ所以上のセン孔による測定を行う。 ただし、漏水の多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督職員の指示により間隔を拡げることができる。		10-6A-5-3
						幅 w（全幅）	-70			
						高さ h（内法）	-70			
						厚 さ t	-50			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	6 A トンネル（矢板）	5 覆 工	4		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		10-6A-5-4
						厚 さ t	-30			

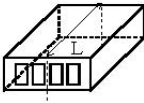
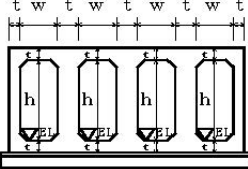
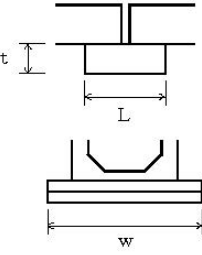
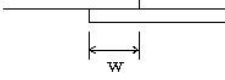
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 A トンネル (矢板)				インバート本体工	幅 w (全幅)	－50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1 ケ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点⑧～⑩で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点⑧～⑩の巻厚測定を行う。 (ハ) せん孔による巻厚の測定は図の⑧～⑩は 100m に 1 ケ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 ケ所以上のせん孔による測定を行う。	 (アーチ部) (側壁部) (インバート部)	10-6A
						厚 さ t_1, t_2	設計値以上			
						延 長 L	—			
						基 準 高	±50			

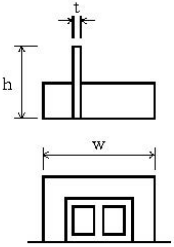
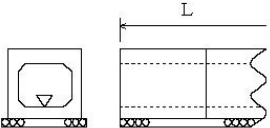
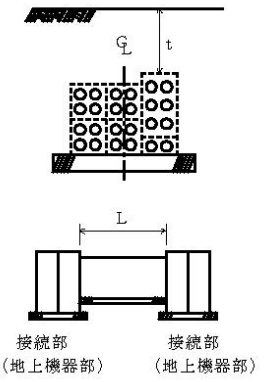
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ∇	± 30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。	 	10-11-6-2
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	± 30			
						ブロック長 L	-50			
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-4
						幅 w	-20			
						長 さ L	-20			
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		10-11-6-5
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		10-11-6-5

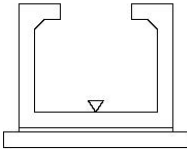
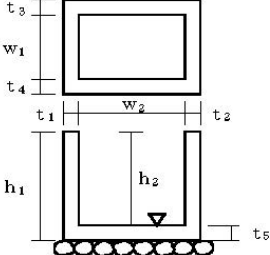
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

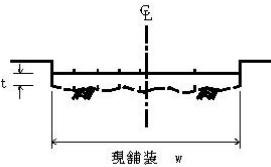
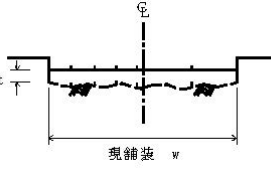
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	－20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚 さ t	－20			
10 道 路 編	11 共 同 溝	7 ブ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2
						延 長 L	－200	延長：1 施工箇所毎		
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に 1 ヶ所。		10-12-5-2
						延 長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

出来形管理基準及び規格値

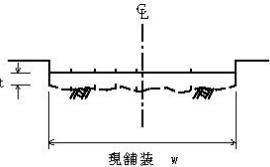
単位：mm

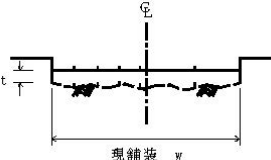
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		10-12-5-3
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高 さ h_1, h_2	-30			

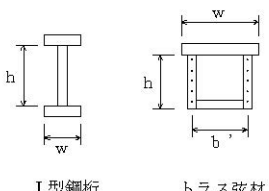
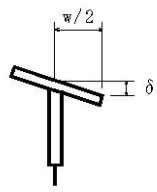
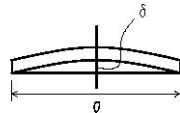
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X̄)			
10 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚 さ t (切削)	-7	-2	厚さは 40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、延長 40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-14-4-5
						厚 さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平 坦 性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚 さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差（切削）を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または 標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ（オーバーレイ）は 40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、延長 40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		10-14-4-5
						厚 さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平 坦 性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4 mm以下着脱式(足付き) (σ)1.75 mm以下			

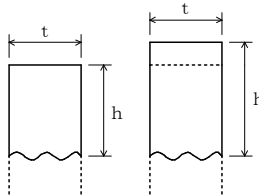
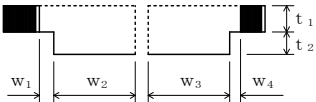
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規 格 値	測 定 箇 所	摘 要	編
10 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	7	1	路上再生工 (路盤)	路 盤	厚 さ t	－30	幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割で測定 (最少 2ヶ所)。 厚さは、各車線 200m毎に左右両端及び 中央の 3 点を掘り起こして測定 (最少 3 ヶ所)。		10-14-4-7
							幅 w	－50			
							延 長 L	－100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
								個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7	2	路上再生工 (表層)	表層	厚 さ t	-9		幅は延長 40m毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、1000 m ² 毎に、現舗装高と舗設後の基準高の差で算出する。 測定点は、車線中心線、車線端及びその中心とする。		10-14-4-7
							幅 w	-25				
							延 長 L	-100				
							リペープの場合 再生表層厚 t ₂	-9				
							平坦性	—	3m プロフィールメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼桁 トラス弦材	10-16-3-4
								床組など	構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長 (mm)		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	16 道 路 修 繕	6 排 水 構 造 物	7		場所打水路工	嵩 上	厚 さ t	－20	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50 m）につき 1ヶ所、施工延長 40 m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 取壊し寸法または嵩上げ寸法が変化すれば、変化点毎に測定。		10-16-6-7
							高 さ h	－30			
							延 長 L	－200			
10 道 路 編	16 道 路 修 繕	22 橋 梁 付 属 物 工	3		伸縮継手工 （ゴムジョイント）	厚 さ t ₁ , t ₂	－20	伸縮継手の両端部及び中央部の 3ヶ所を測定。		10-16-22-3	
						幅 w ₁ ～w ₄	－20				
						延 長 L	設計値以上				

出来形管理基準及び規格値

第2 港湾・漁港工事の部

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準			摘 要
								方 法	密 度	単 位	
11 (11 — 1) 港湾・漁港・海岸編 (共通編)	4 一般施工	3 共通の工種	3 浚渫土工		浚渫工	水深 (底面) (法面)	+0 — 規定しない又は(特)による	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	(特)による	100mm	+：設計値より浅いことをいう。 —：設計値より深いことをいう。 起終点及び変化点を含むこと。 断面図は監督職員が指示したとき作成し提出 平面図に実測値を記入し提出
			7 圧密・排水工		敷砂均し グラベルマット	延長	+規定しない — 0	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	100mm	管理図に延長を記入し提出
						天端高 天端幅 法面勾配	天端高±300 天端幅、法面勾配は(特)による。	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔 20m 以下 測点間隔 10m 以下	天端高 10mm 天端幅 100mm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出
								水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔 20m 以下 測点間隔 20m 以下	100mm	
			11 中詰工		中詰工	天端高	砂、石材等 陸上±50 水中±100 コンクリート 陸上±30 水中±50	レベル、水糸張、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所(中心)	10mm	管理表を作成し提出
			12 蓋コンクリート工		蓋コンクリート (プレキャスト) (現場打ち)	天端高	陸上±30 水中±50	レベル、水糸張、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所(中心)	10mm	管理表を作成し提出

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準			摘 要
								方 法	密 度	単 位	
11 (11 — 1) 港湾・漁港・海岸編 (共通編)	4 一般施工	3 共通的工種	15 控工	4	控工 (腹起)	取付高さ		レベル等により測定	取付完了時、両端（継手毎）全数	10mm	管理表を作成し提出
						継手位置		観察	取付完了時、全数		観察記録を報告
						ボルトの取付け		観察	取付完了時、全数		
						矢板と腹起しとの密着度		観察	タイロッド毎、全数		
				5 (1)	控工 (タイロッド取付)	取付け高さ及び水平度		レベル等により測定	締付後両端、全数	10mm	管理表を作成し提出 腹起しに取り付ける場合は不要
						矢板法線に対する取付角度及び取付間隔		スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	10mm	管理表を作成し提出
						定着ナットの締付け	ねじ山が3つ山以上突き出していること	観察	全数		観察記録を報告
						ターンバックルのねじ込み長さ	定着ナットの高さ以上	観察	全数	10mm	
						リングジョイントのコンクリートへの埋込み		観察	全数		
						支保材の天端高		レベル等により測定	適宜	10mm	管理表を作成し提出
				5 (2)	控工 (タイワイヤー取付)	取付高さ		レベル等により測定	締付後両端、全数	10mm	管理表を作成し提出 腹起しに取り付ける場合は不要
						矢板法線に対する取付角度及び取付間隔		スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	10mm	管理表を作成し提出
						定着ナットの締付け	ねじ山が3つ山以上突き出していること	観察	全数		観察結果を報告
						定着具端部栓の取付け		観察	全数		
						トランペットシースの取付		観察	全数		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準			摘 要
								方 法	密 度	単 位	
11 (11 ― 1)	4 一般施工	5 海上地盤改良工	6 床掘土工		床掘工	水深 (底面)	±300 又は(特)による	音響測深機、レッド又は レベル等により測定	(特)による	100mm	起終点及び変化点を含むこと 断面図は監督職員が指示したとき 作成し提出 平面図に実測値を記入し提出
						水深 (法面)	外側 2000 (法面に直角) 内側 300 (法面に直角) 又は(特)による				
			7 置換工		置換工	延長	+規定しない ― 0	スチールテープ、間縄、 光波測距儀等により測定	施工完了後	100mm	管理図に延長を記入し提出
						天端高 天端幅 法面	天端高±500 又は(特)による 天端幅、法面は(特)による	陸上部：スチールテープ、 レベル、光波測距儀等で 測定。	測線間隔 20m 以下 測点間隔 10m 以下	天端高 10mm 天端幅 100mm	管理図に天端高、法肩、法尻、天 端幅及び法面勾配を記入し提出
								水中部：スチールテープ、 間縄、レッド又は音響測 深機等により測定	測線間隔 20m 以下 測点間隔 20m 以下	100mm	
			8 圧密 ・ 排水工		サンドドレーン グラベルドレーン	位 置	±100	自動位置決め装置又はト ランシット及び光波測距 儀等により測定	移動毎及び監督職員の 指示による	10mm	管理図に測定結果を記入し提出 自動位置決め装置を使用してい る場合、その作動状況が確認され ていれば不要
						天端高	+規定しない ― 0	打込記録の確認	全数	100mm	＋：設計値より浅い（高い）こと をいう ―：設計値より深い（低い）こと をいう （ ）は陸上 打込記録紙及び管理図を作成し て提出
						先端深度	+ 0 ―規定しない				
						砂（碎石）の投入量		打込記録の確認	全数	0. 1m3	打込記録紙に砂（碎石）の投入量 を記入し提出

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準			摘 要
								方 法	密 度	単 位	
11 (11 ― 1) 港湾・漁港・海岸編 (共通編)	4 一般施工	5 海上地盤改良工	8 圧密・排水工		ペーパードレーン						サンドドレーンを適用する(砂の投入量のかわりにドレーン材の打込長とする)測定単位は、100mmとする。 打込記録紙に打込長を記入し提出
					載荷土砂	延長	+規定しない －0	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	100mm	管理図に延長を記入し提出
						天端高 天端幅 法面勾配	天端高±500 天端幅、法面勾配は(特)による。	陸上部:スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定。	測線間隔 20m 以下 測点間隔 10m 以下	天端高 10mm 天端幅 100mm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出
								水中部:スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔 20m 以下 測点間隔 20m 以下	100mm	
			9 締固工		サンドコンパクション パイル	位置	±100	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等により測定	移動毎及び監督職員の指示による	10mm	管理図に測定結果を記入し提出 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						天端高	+規定しない －0	打込み記録の確認	砂杭全数	100mm	+:設計値より浅い(高い)ことをいう －:設計値より深い(低い)ことをいう ()は陸上 打込記録紙及び管理表を作成して提出
						先端深度	+0 －規定しない				
						砂の投入量		打込み記録の確認	砂杭全数	0.1m ³	打込記録紙に砂の投入量を記入し提出
						盛上り量		レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は(特)による	100mm	盛上り量の平面図を作成し提出
					ロッドコンパクション	位置	±100	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等により測定	移動毎及び監督職員の指示による	100mm	管理図に測定結果を記入し提出 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						充填材の投入量				0.1m ³	測定記録簿の提出
						天端高	+規定しない －0	打込み記録の確認	全数	100mm	+:設計値より浅い(高い)ことをいう －:設計値より深い(低い)ことをいう ()は陸上 打込記録の提出
						先端深度	+0 －規定しない				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準			摘 要
								方 法	密 度	単 位	
11 (11 — 1) 港湾・漁港・海岸編 (共通編)	4 一般施工	5 海上地盤改良工	10 固化工		深層混合処理杭	位置	トランシット及び光波測距儀により測定する場合は特による	自動位置決め装置又はトランシット光波測距儀等により測定	海上施工は改良杭全数 陸上施工は特による	10mm	管理図に測定結果を記入し提出 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						鉛直度、接合	特による	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数 深度方向に2～5m 程度毎に測定（引抜きと貫入時）	1分又は10mm	陸上施工は除く 改良杭先端部の軌跡図を作成し提出
						天端高	+規定しない －0	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数	10mm	＋：設計値より浅い（高い）ことをいう －：設計値より深い（低い）ことをいう （ ）は陸上 打込記録紙又は打込記録データに天端高、先端深度を記入し管理表を提出
						先端深度	+0 －規定しない				
						固化材吐出量		流量計等により固化材のm当たりの吐出量を確認	改良杭全数	1L または 1 t	打込記録紙又は打込記録データに固化材吐出量を記入し提出
						盛上り量		音響測深機又はレッドにより測定	改良前、改良後	100mm	盛上り量の図面を作成し提出
		6 基礎工	3 洗掘防止工		洗掘防止 (アスファルトマット) (繊維系マット) (ゴムマット)	敷設位置	特による	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	100mm	測定表及び敷設図を作成し提出
						重ね幅	500 以上	スチールテープ等により測定	1 枚に 2 点	10mm	
						延長	+規定しない －100	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	100mm	
					洗掘防止 (合成樹脂系マット)	敷設位置	特による	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	100mm	測定表及び敷設図を作成し提出
						重ね幅	300 以上	スチールテープ等により測定	1 枚に 2 点	10mm	
						延長	+規定しない －100	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	100mm	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準			摘 要
								方 法	密 度	単 位	
11 （ 11 1 ） 港 湾 ・ 漁 港 ・ 海 岸 編 （ 共 通 編 ）	4 一 般 施 工	6 基 礎 工	3 洗 掘 防 止 工		洗掘防止 摩擦増大用 （アスファルトマット を使用する場合、アスフ ヤルトマット以外を使 用する場合、ケーソン製 作時に施工する場合）	敷設位置	特による	スチールテープ等によ り確認	始、終端及び変化する箇 所毎	100mm	測定表及び敷設図を作成し提出
					4 基 礎 捨 石 工		捨石本均し	天端高	±50	レベル又は特により測 定	測線及び測点間隔は 10m 以下
			天端幅	+規定しない －100				スチールテープ、間縄等 により測定	測線間隔は 10m 以下	100mm	
			延長	+規定しない －100				スチールテープ、間縄等 により測定	法線上又は監督職員の 指示による	100mm	
				捨石荒均し		天端高	±500 岸壁前面 +0, -200 又は特による 異形ブロック据付面 （整積）の高さ ±300 又は特による	音響測深機、レッド又は レベル等により測定	測線及び測点間隔は 10m 以下	100mm	係留施設・護岸・土留壁等の背面 については、荒均しを適用しな い。 出来形図を作成し提出
						法面	±500 （法面に直角） 異形ブロック据付面 （整積）の高さ （法面に直角） ±300 又は特による	音響測深機、レッド又は レベル等により測定	測線間隔は 10m 以下、測 点 3 点以上 但し、マウンド厚 2 m 以 下の場合は 2 点以上	100mm	
						天端幅	+規定しない －100	スチールテープ、間縄等 により測定	測線間隔は 10m 以下	100mm	
						延長	+規定しない －100	スチールテープ、間縄等 により測定	法線上又は監督職員の 指示による	100mm	
						基礎捨石 （均しを行わない面）	天端高	特による	音響測深機、レッド又は レベル等により測定	測線及び測点間隔は 10m 以下	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準			摘 要
								方 法	密 度	単 位	
11 (11 ― 1) 港湾・漁港・海岸編 (共通編)	4 一般施工	6 基礎工	4 基礎捨石工		基礎捨石 (均しを行わない面)	法面	㊟による	音響測深機、レッド又は レベル等により測定	測線間隔は10m以下、測 点3点以上、但しマウン ド厚2m以下の場合は2 点以上	100mm	出来形図を作成し提出
						天端幅	㊟による	スチールテープ、間縄等 により測定	測線間隔10m以下	100mm	
						延長	㊟による	スチールテープ、間縄等 により測定	法線上又は監督職員の 指示による	100mm	
		7 本体工(ケーソン式)	2 ケーソン製作工		ケーソン製作	高さ	+30 ―10	スチールテープ等によ り測定	完成時、四隅	10mm	管理表を作成し提出
						幅	+30 ―10	スチールテープ等によ り測定	各層完成時に中央部及 び底版と天端は両端	10mm	
						長さ	+30 ―10	スチールテープ等によ り測定	各層完成時に中央部及 び底版と天端は両端	10mm	
						壁厚	±10	スチールテープ等によ り測定	各層完成時、 各壁1箇所	10mm	
						底版厚さ	+30 ―10	レベル、スチールテー プ等により測定	底版完成時 各室中央部1箇所	10mm	
						フーチング高さ	+30 ―10	スチールテープ等によ り測定	底版完成時 四隅	10mm	
						対角線	±50	スチールテープ等によ り測定	底版完成時 及び完成時	10mm	
						バラスト	碎石・砂±100 コンクリート±50	レベル、レッド等により 測定	各室中央部1箇所	10mm	管理表を作成し提出 投入量管理
			3 ケーソン進水据付工		ケーソン進水据付	法線に対する出入	防波堤ケーソン質量 2000t未満±200 2000t以上±300 岸壁ケーソン質量 2000t未満±100 2000t以上±150	トランシット及びスチ ールテープ等により測 定	据付完了後、 両端2箇所	10mm	管理表を作成し提出

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準			摘 要
								方 法	密 度	単 位	
11 (11 ― 1) 港湾・漁港・海岸編 (共通編)	4 一般施工	7 本体工(ケーソン式)	3 ケーソン進水据付工		ケーソン進水据付	据付目地間隔	防波堤ケーソン質量 2000t 未満 200 以下 2000t 以上 300 以下 岸壁ケーソン質量 2000t 未満 100 以下 2000t 以上 200 以下	スチールテープ等により測定	据付完了後、 両端 2 箇所	10mm	管理表を作成し提出
						天端高さ		レベルにより測定	据付完了後、四隅 中詰完了時、四隅	10mm	
						延長		スチールテープ等により測定	据付完了後、 法線上	10mm	
		8 本体工(ブロック式)	2 本体ブロック製作工		本体ブロック製作 (L 型ブロック) (セルラーブロック) (直立消波ブロック) (ブロック(方塊)) (船揚場の張ブロック)	幅、高さ、長さ、壁厚	幅 +20 ―10 高さ+20 ―10 長さ+20 ―10 壁厚±10	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数 根固めに使用するブロックは 10 個に 1 個以上測定	10mm	管理表を作成し提出
						対角線		スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数 根固めに使用するブロックは 10 個に 1 個以上測定	10mm	管理表を作成し提出 直立消波ブロック、セルラーブロック、ブロック(方塊)、船揚場の張ブロック
						型枠形状寸法 (異形ブロック)		観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告
						ブロック外観 (異形ブロック)		観察	全数		
		3 本体ブロック据付工			本体ブロック据付 (L 型ブロック) (セルラーブロック) (直立消波ブロック) (ブロック(方塊)) (船揚場の張ブロック)	法線に対する出入	±50 船揚場張ブロックには適用しない	スチールテープ等により測定	据付後ブロック 1 個につき 2 箇所(最下段、最上段)	10mm	管理表を作成し提出
						隣接ブロックとの間隔	L 型ブロック、セルラーブロック 50 以下 直立消波ブロック、ブロック(方塊) 30 以下 船揚場張ブロックは(特)とする	スチールテープ等により測定	据付後ブロック 1 個につき 2 箇所(最下段、最上段)	10mm	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準			摘 要
								方 法	密 度	単 位	
11 (11 1) 港湾・漁港・海岸編 (共通編)	4 一般施工				本体ブロック据付	延長		スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	10mm	管理表を作成し提出
						天端高		レベルにより測定	据付後ブロック 1 個につき 2 箇所（最上段のみ）	10mm	
			11 本体工（鋼矢板式）	2 鋼矢板工	鋼矢板	打込記録		打込記録	40 枚に 1 枚		
						矢板壁延長	＋矢板 1 枚幅 － 0	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	10mm	管理表を作成し提出
						矢板法線に対する出入り	±100	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、20 枚に 1 枚及び計画法線の変化点	10mm	全数を目視で確認 管理表を作成し提出
						矢板法線に対する傾斜	10/1000 以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20 枚に 1 枚及び計画法線の変化点	1 /1000	管理表を作成し提出
						矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板 1 枚幅未満 10/1000 以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時 （両端部）	10mm 1 /1000	
						矢板天端高	±100	レベルにより測定	打込完了時、 20 枚に 1 枚	10mm	全数を目視で確認 管理表を作成し提出
						矢板継手部の離脱		観察(水中部は潜水土)	全数		観察結果を報告
					鋼管矢板	打込記録		打込記録	20 本に 1 枚		
						矢板壁延長	特による	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	10mm	管理表を作成し提出
						矢板法線に対する出入り	±100	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、10 本に 1 本及び計画法線の変化点	10mm	全数を目視で確認 管理表を作成し提出
						矢板法線に対する傾斜	10/1000 以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数確認後 10 本に 1 本及び計画法線の変化点	1 /1000	管理表を作成し提出

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準			摘 要
								方 法	密 度	単 位	
11 (11 — 1) 港湾・漁港・海岸編 (共通編)	4 一般施工	11 本体工 (鋼矢板式)	2 鋼矢板工		鋼管矢板	矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板 1 枚幅未満 10/1000 以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時 (両端部)	10mm 1 / 1000	管理表を作成し提出
						矢板天端高	±100	レベルにより測定	打込完了時、 10 本に 1 本	10mm	全数を目視で確認 管理表を作成し提出
						矢板継手部の離脱		観察(水中部は潜水士)	全数		観察結果を報告
		12 本体工(コンクリート矢板式)	2 コンクリート矢板工		コンクリート矢板	矢板壁延長	+ 矢板 1 枚幅 — 0	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	10mm	管理表を作成し提出
						矢板法線に対する出入り	(特)による	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20 枚に 1 枚及び計画法線の変化点	10mm	全数を目視で確認 管理表を作成し提出
						矢板法線に対する傾斜	(特)による	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20 枚に 1 枚及び計画法線の変化点	1 / 1000	管理表を作成し提出
						矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板 1 枚幅未満 2 / 100 以下	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時 (両端部)	10mm 1 / 1000	全数を目視で確認 管理表を作成し提出
						矢板天端高	±50	レベルにより測定	打込完了時、 20 枚に 1 枚	10mm	
						矢板継手部の離脱		観察(水中部は潜水士)	全数		
		13 本体工(鋼杭式)	2 鋼杭工		鋼杭	打込記録		打込記録	支持杭は全数、支持杭以外は 20 本に 1 本		管理表を作成し提出
						杭頭中心位置	100 以下	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、 全数	10mm	
						杭天端高	±50	レベルにより測定	打込完了時、 全数	10mm	
						杭の傾斜	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、 全数	1°	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準			摘 要
								方 法	密 度	単 位	
11 (11 — 1)	4 一般施工	14 本体工(コンクリート杭式)	2 コンクリート杭工		コンクリート杭	打込記録		JIS A 7201 記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		打込み工法記録を作成し提出
						杭頭中心位置	100 以下	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	10mm	管理表を作成し提出
						杭天端高	±50	レベルにより測定	打込完了時、全数	10mm	
						杭の傾斜	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	
		15 被覆・根固工	2 被覆石工		被覆石均し	天端面	±500 岸壁前面 +0, -200 又は㊦による	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は 10m 以下	100mm	出来形図を作成し提出
						法面	±500 (法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ (法面に直角) ±300 又は㊦による	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は 10m 以下、測点 3 点以上 但し、マウンド厚 2m 以下 の場合は 2 点以上	100mm	
						天端幅	+規定しない -200	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔 10m 以下	100mm	
						延長	+規定しない -200	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による	100mm	
					被覆石 (均しを行わない面)	天端面	㊦による	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は 10m 以下	100mm	出来形図を作成し提出
		16 上部工	2 上部コンクリート工		防波堤	天端高又は厚さ	天端幅 10m 以下の場合は ±20 天端幅 10m を超える場合は +50 -20	レベル等により測定	天端面は 1 スパン 4 箇所以上 パラペット頂部は 1 スパン 2 箇所以上	10mm	天端高又は厚さの管理項目の選定は㊦による。 測定表を作成し提出
						天端幅	天端幅 10m 以下の場合は ±30 天端幅 10m を超える場合は +50 -30	スチールテープ等により測定	1 スパン 3 箇所	10mm	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準			摘 要
								方 法	密 度	単 位	
11 (11 1) 港湾・漁港・海岸編 (共通編)	4 一般施工	16 上部工	2 上部コンクリート工		防波堤	延長	+規定しない -0	スチールテープ等により測定	法線上	10mm	測定表を作成し提出 (注) 本体がケーソンの場合 ケーソン質量 2000t 未満 ±200 2000t 以上 ±300
						法線に対する出入	±50 (注) 又は(特)による	トランシット、スチールテープ等により測定	1 スパン 2 箇所	10mm	
					岸壁	天端高又は厚さ	±20	レベル、スチールテープ等により測定	1 スパン 3 箇所	10mm	天端高又は厚さの管理項目の選定は(特)による。 測定表を作成し提出 (注) 棧橋は上部コンクリート工岸壁を適用する。 梁(高さ、幅)、床版厚は型枠検査による。
						天端幅	±20	スチールテープ等により測定	1 スパン 3 箇所	10mm	
						延長	+規定しない -0	スチールテープ等により測定	法線上	10mm	
						法線に対する出入	±30	トランシット及びスチールテープ等により測定	1 スパン 2 箇所	10mm	
						防舷材ベッド		スチールテープ等により測定	スパン毎	10mm	
		17 付属工	2 係船柱工		係船柱	天端高	曲柱 ±20 直柱 ±20	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数	10mm	管理表を作成し提出
						岸壁前面に対する出入		トランシット、スチールテープ等により測定	据付完了時、全数	10mm	
						中心間隔		スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン毎 中心部、各基	10mm	
						直柱基礎コンクリート(幅)		スチールテープ等により測定	完成時、全数、天端両端	10mm	
						直柱基礎コンクリート(長さ)		スチールテープ等により測定	完成時、全数、前後面	10mm	
						直柱基礎コンクリート(高さ)		スチールテープ等により測定	完成時、全数、中心点	10mm	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準			摘 要
								方 法	密 度	単 位	
11 (11 1) 港湾・漁港・海岸編 (共通編)	4 一般施工	17 付属工	3 防舷材工		防舷材	取付高さ		レベル又はスチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	10mm	管理表を作成し提出
						中心間隔		スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	10mm	
			4 車止・縁金物工		車止・縁金物	天端高		レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数	10mm	管理表を作成し提出
						岸壁前面に対する出入	±30	トランシット、スチールテープ等により測定	据付完了後、中心部を1点	10mm	
						取付間隔		スチールテープ等により測定	上部工1スパンに2箇所	10mm	
						塗装		目視による観察			観察記録を報告
						警戒色 (シマ模様)		スチールテープ等により測定	完了時適宜		確認結果を提出
			5 防食工		電気防食	取付位置		目視（承諾された図面より確認） 潜水土による	取付完了後、全数	㊦による	確認結果を提出
						電位測定	飽和かんこう電極基準：－770mV 海水塩化銀基準：－780mV 又は飽和硫酸銅電極基準：－850mV	測定機器による	取付完了後、測定端子取付箇所毎	1 mV	測定表を作成し提出
					F R Pモルタル被覆	取付高さ (被覆範囲)	㊦による	レベル等により測定	完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認) 鋼管杭：全数 矢板：1打設3箇所以上	㊦による	測定表を作成し提出 測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す。
					ペトロラタム被覆	取付高さ (被覆範囲)	㊦による	レベル等により測定	完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認) 鋼管杭：全数 矢板：監督職員の指示による	㊦による	測定表を作成し提出
					コンクリート被覆	取付高さ (被覆範囲)	㊦による	レベル等により測定	完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認) 鋼管杭：全数 矢板：1打設3箇所以上	㊦による	測定表を作成し提出 測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準			摘 要
								方 法	密 度	単 位	
11 (11 — 1) 港湾・漁港・海岸編 (共通編)	4 一般施工	18 消波工	3 消波ブロック工		消波ブロック製作	型枠形状寸法 (異形ブロック)		観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告
						ブロック外観 (異形ブロック)		観察	全数		
					消波ブロック据付	天端高	※による	レベル、水糸張、スチールテープ等により測定	据付後2箇所以上(最上段)	10mm	
						天端幅					
						天端延長		スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	10mm	
		19 裏込・裏埋工	2 裏込工		裏込均し	天端面	±200	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上10mm 水中100mm	出来形図を作成し提出
						法面	±200 (法面に直角)	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	100mm	マット等を使用する場合を含む 出来形図を作成し提出
						天端幅	+規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	100mm	出来形図を作成し提出
						延長	+規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による	100mm	
					裏込材 (均しを行わない面)	天端高	※による	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上10mm 水中100mm	出来形図を作成し提出
						法面	※による	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	100mm	
						天端幅	※による	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	100mm	
						延長	※による	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による	100mm	

※特：図面及び特記仕様書

工種の掲載順序は高知県建設工事共通仕様書の第11編港湾・漁港・海岸編第11-1編共通編の記載順とする。

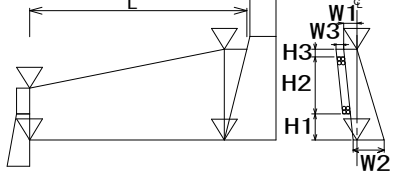
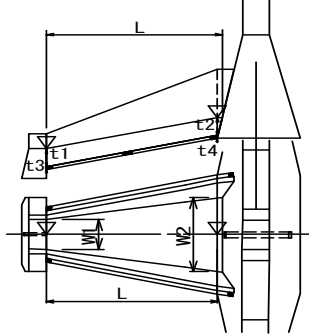
上記以外の工種については、他の類似工種を参照のうえ、実施するものとする。

なお、類似工種の無い工種及び”出来形管理表・出来形管理図・打込記録等の様式”については、「港湾工事共通仕様書」(国土交通省港湾局編集)の”港湾工事出来形管理基準”を参照のこと。

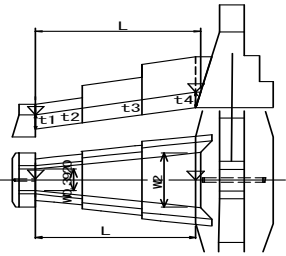
第3 森林土木工事の部

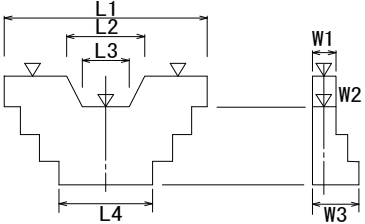
出来形管理基準及び規格値

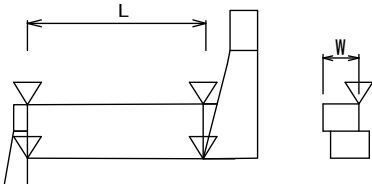
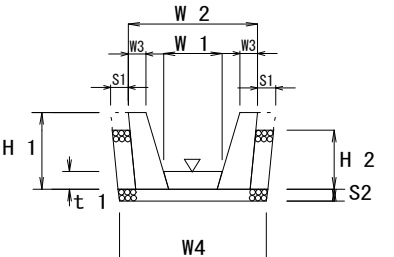
単位：mm

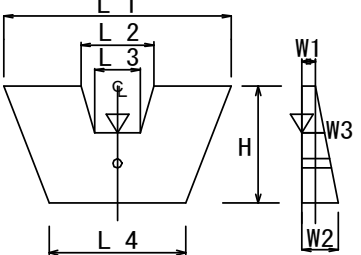
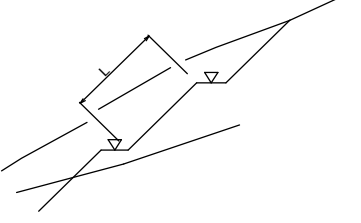
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	1 溪間工	3 コンクリートダム工			コンクリートダム工 コンクリート副ダム工 垂直壁工			第8編1—8—4 コンクリート堰堤本体工に準ずる。		
12 治山林道編	1 溪間工	3 コンクリートダム工			コンクリート側壁工	基 準 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さとは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						幅 W1. W2	—30			
						長 さ L	—50			
						裏込厚さ W3	—50			
						高 さ H1. H2. H3	—50			
						勾 配	±0.5 分			
12 治山林道編	1 溪間工	3 コンクリートダム工			水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定する。		
						幅 W1. W2	—50			
						厚 さ t1. t2	—30			
						延 長 L	—50			
						基礎礫厚さ t 3. t4	—50			

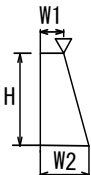
単位：mm

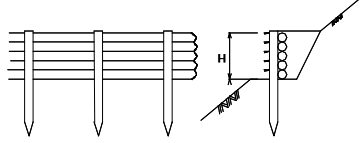
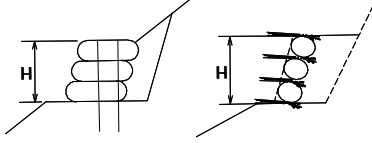
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	1 溪間工	4 鋼製ダム工			鋼製ダム工 (鋼製枠)			第8編1－9－5 鋼製堰堤本体工に準ずる。		
12 治山林道編	1 溪間工	4 鋼製ダム工			鋼製枠側壁工 (鋼製枠)			第8編1－9－6 鋼製側壁工に準ずる。		
12 治山林道編	1 溪間工	4 鋼製ダム工			水叩工 (鋼製枠)	幅 W1. W2	±100	図面に表示してある箇所で測定。		
						厚 さ t1. t2. t3. t4	±50			
						長 さ L	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	1 溪間工	6 木製ダム			木製ダム	高 さ ▽	±100	図面に表示してある箇所にて測定。		
						天端部 W1. W2 堤 幅 W3	-50			
						水通しの幅 L2. L3	-50			
						堤 長 L1. L4	-100			
						勾 配	±0.5 分			
12 治山林道編	1 溪間工	7 護岸工			護岸工 (コンクリート)			第3編2—15—1場所打擁壁工に準ずる。		
12 治山林道編	1 溪間工	7 護岸工			護岸工 (鋼製枠)			第8編1—9—6鋼製側壁工に準ずる。		
12 治山林道編	1 溪間工	7 護岸工			護岸工 (空・練石積)			第3編2—5—5石積工・石張工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
12 治山林道編	1 溪間工	7 護岸工			護岸工 (木製)	高 さ ▽	±100	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。				
						幅 W	-50					
						勾 配	±0.5 分	1 施工箇所毎。				
						延 長 L	-100					
12 治山林道編	1 溪間工	9 流路工			流路工 (コンクリート)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。				
						幅 W1. W2. W4	-50					
						高 さ H1. H2	-50					
						厚 さ t1. W3	-30					
						延 長 L	-0.5%ただし 最大-200 最小 -50					
						裏込・基礎礫厚さ s1. s2	-50					
						勾 配	±0.5 分					
12 治山林道編	1 溪間工	9 流路工			流路工 (鋼製枠)			第 12 編 1—4 鋼製枠側壁工・水叩工に準ずる。				
12 治山林道編	1 溪間工	9 流路工			流路工 (空・練石積)			第 3 編 2—5—5 石積(張)工に準ずる。				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	1 溪間工	9 流路工			帯工	基 準 高 ▽	±50	図面に表示してある箇所にて測定。		
						天端部 W1. W3 堤 幅 W2	－50			
						水通しの幅 L2. L3	±50			
						堤 長 L1. L4	-0.5%ただし 最大-100 最小 -50			
						高 さ H	-50			
12 治山林道編	2 山腹工	3 法切工			法切工	基 準 高 ▽	+100 -200	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		土質判定線を記入する。
						法 長 L	L < 5 m L ≥ 5 m	-200 法長－4%		
						勾 配	1 割未満 1 割以上	±0.5 分 ±1.0 分		
12 治山林道編	2 山腹工	4 土留工			土留工 (コンクリート)			第 3 編 2—15—1 場所打擁壁工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	2 山腹工	4 土留工			土留工 (鋼製杵)			第8編1—9—6 鋼製側壁工に準ずる。		
12 治山林道編	2 山腹工	4 土留工			土留工 (鉄線籠)			第3編2—3—27 羽口工に準ずる。		
12 治山林道編	2 山腹工	4 土留工			土留工 (木製)	基 準 高 ▽	±100	施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下 のものは1施工箇所につき2箇所。		
						幅 W1, W2	—50			
						高 さ H	—100			
						延 長 L	—0.5%ただし 最大—200 最小 —50			
12 治山林道編	2 山腹工	5 埋設工			埋設工			第12編2—4 土留工に準ずる。		
12 治山林道編	2 山腹工	6 暗渠工			暗渠工			第6編3—5—6 函渠工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	2 山腹工	7 水路工			水路工 (コンクリート)			第 12 編 1—9 流路工(コンクリート)に準ずる。		
12 治山林道編	2 山腹工	7 水路工			水路工 (鋼製・二次製品)			第 3 編 2—3—29 側溝工に準ずる。		
12 治山林道編	2 山腹工	7 水路工			水路工 (石張)			第 12 編 1—9 流路工(コンクリート)に準ずる。		
12 治山林道編	2 山腹工	8 柵工			柵工 (編柵) 丸太柵工 (木柵工)	高 さ H	+100 -50	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						延 長 L	-0.5%ただし 最大-200 最小 -50			
12 治山林道編	2 山腹工	10 筋工			筋工(丸太) 筋工(石筋) 筋工(萱) 植生土のう筋工	高 さ H	-50	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						延 長 L	-0.5%ただし 最大-200 最小 -50			
					筋工(萱)については、延長のみ					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	2 山腹工	11 伏工			伏工 (繊維ネット工)			第3編2—14—2植生工に準ずる。		
12 治山林道編	2 山腹工	13 吹付工			種子吹付工			第3編2—14—2植生工に準ずる。		
12 治山林道編	2 山腹工	13 吹付工			植生基材吹付工 (客土・厚層基材) 特殊吹付工			第3編2—14—2植生工に準ずる。		
12 治山林道編	2 山腹工	14 法枠工			プレキャスト法枠工			第3編2—14—4法枠工に準ずる。		
12 治山林道編	2 山腹工	14 法枠工			現場打法枠工 現場吹付法枠工 簡易法枠工			第3編2—14—4法枠工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	2 山腹工	16 補強土工			補強土工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)			第1編2—3—4盛土補強工に準ずる。		
12 治山林道編	2 山腹工	17 落石防止工			鋼製落石防護壁工			第10編1—11—7雪崩予防柵工に準ずる。		
12 治山林道編	2 山腹工	17 落石防止工			落石防護柵工			第10編1—11—5落石防護柵工に準ずる。		
12 治山林道編	2 山腹工	17 落石防止工			落石防護網工			第10編1—11—4落石防止網工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	2 山腹工	17 落石防止工			固定工 (ロープ伏工)			第10編1—11—4落石防止網工に準ずる。		
12 治山林道編	2 山腹工	鉄筋			鉄筋の組立て			第1編3—7—4組立てに準ずる。		
12 治山林道編	2 山腹工	基礎工			切込砂利 砕石基礎工 割ぐり石基礎工 均しコンクリート			第3編2—4—1一般事項に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	3 地すべり防止工	3 溪間工・土留工・水路工等			溪間工 土留工 水路工等			第12編第1章溪間工・第2章山腹工に準ずる。		
12 治山林道編	3 地すべり防止工	4 暗渠工			ボーリング暗渠工			第8編3－7－4集排水ボーリング工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	3 地すべり防止工	5 集水井工			集水井工			第8編3―7―5集水井工に準ずる。		
12 治山林道編	3 地すべり防止工	7 排土工及び押え盛土工			排土工			第1編2―4―2掘削工に準ずる。		

単位：mm

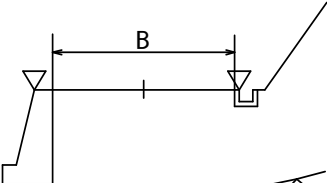
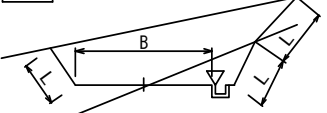
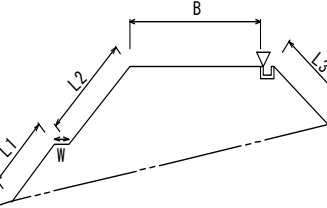
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	3 地すべり防止工	7 排土工及び押え盛土工			押え盛土工			第1編2―3―3盛土工に準ずる。		
12 治山林道編	3 地すべり防止工	8 杭工			鋼管杭			第3編2―4―4既製杭工に準ずる。		

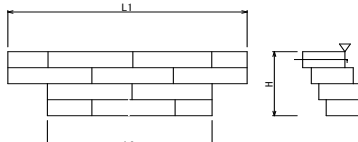
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	3 地すべり防止工	8 杭工			合成杭			第8編3－9－6合成杭工に準ずる。		
12 治山林道編	3 地すべり防止工	9 シャフト工（深礎工）			シャフト工			第3編2－4－6深礎工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	3 地すべり防止工	10 アンカー工			アンカー工			第3編2—14—6アンカー工に準ずる。		
12 治山林道編	4 海岸防災林造成工	3 防潮工			防潮堤 防潮護岸工 消波工 消波堤 突堤 根固工			第7編河川海岸編に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	4 海岸防災林造成工	6 異形コンクリートブロック工			異形コンクリートブロック工			第7編河川海岸編に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	3 土工			中心線 ※上段カッコ書きは、林業 専用道等の砂利道に適用	IP の位置 IP 間 距 離 測点間距離 偏 心	(±30.0´) 交角±1.5´ (±0.50%) ±0.25% (±200) ±100 (±100) ±50 (±100) ±50	全 IP 施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下 のものは1施工箇所につき2箇所。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	5 林道工	3 土工	1		縦断・路面 ※上段カッコ書きは、林業 専用道等の砂利道に適用	基準高 ▽		(±100) ±50	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下 のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						全 幅 B		(-100 +200) -100 +200			
						舗装面と接する場合の 基準高は±30 とする。					
12 治山林道編	5 林道工	3 土工	2		切土	法 長 L	L<5m		-200		土質判定線を 記入する。
							L≥5m		法長 -4%		
						勾 配	1 割未満		±0.5 分		
							1 割以上		±1.0 分		
12 治山林道編	5 林道工	3 土工	3		盛土(路体) 盛土(路床)	法 長 L	L<5m		-100		
							L≥5m		法長 -2%		
						勾 配	1 割未満		±0.5 分		
							1 割以上		±1.0 分		
						幅 W			-100		
12 治山林道編	5 林道工	3 土工	4		盛土法面整形				第 1 編 2—4—5 法面整形工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	1		コンクリート擁壁工				第3編2—15—1 場所打擁壁工に準ずる。			
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	2		籠工 鋼製枠工 (かご枠)	基準高 ▽		±100	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
						高 さ H		－100				
						延 長 L1, L2		-0.5%ただし 最大-200 最小 -50				
						勾 配	1 割未満	±0.5 分				
							1 割以上	±1.0 分				
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	3		補強土擁壁工 (補強土 (テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)				第3編2—15—3 補強土壁工に準ずる。			
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	4		拘束土壁工	基 準 高 ▽		－50	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
						高さ	h < 3 m	－50				
							h ≧ 3 m	－100				
						控え長さ		設計値以上	1 施工箇所毎			
						延長 L		-0.5%ただし 最大-200 最小 -50				
						勾 配		±0.5 分				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	5		L型プレキャスト擁壁工			第3編2—15—2プレキャスト擁壁工に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	6		ブロック積工			第3編2—5—3コンクリートブロック工に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	7		石積工 石張工			第3編2—5—5石積(張)工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	8		防護柵工 (ガードレール)			第3編2—3—8路側防護柵工に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	8		防護柵工 (ガードケーブル)			第3編2—3—8路側防護柵工に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	9		視線誘導標			第3編2—3—10道路付属物工に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	標識工			標識 カーブミラー			第3編2—3—6小型標識工に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	10		路面処理 (敷砂利)			第1編2—3—6堤防天端工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	11		切込砂利 碎石基礎工 割ぐり石基礎工 均しコンクリート			第3編2－4－1一般事項に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	4 擁壁工	12		鉄筋の組立て			第1編3－7－4組立てに準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	5 林道工	5 法面保護工	1		吹付工 (植生吹付工) (植生ネット工)			第3編2—14—2植生工に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	5 法面保護工	2 3 4		吹付工 (植生基材吹付工) (特殊吹付工)			第3編2—14—2植生工に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	5 法面保護工	5		柵工 (丸太柵工) 筋工 (丸太筋工)			第12編2—8柵工に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	5 法面保護工	6 7		法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)			第3編2—14—4法枠工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	5 林道工	5 法面保護工	8		法枠工 (プレキャスト法枠工) (簡易法枠工)			第3編2—14—4 法枠工に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	6 排水施設工	1 2		側溝 (プレキャストU側溝) (U・L型側溝) (横断工) (自由勾配側溝) (管渠)			第3編2—3—29 側溝工に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	6 排水施設工			プレキャストカルバート工			第3編2—3—28 プレキャストカルバート工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	5 林道工	7 舗装工			アスファルト舗装工 (下層路盤工)			第3編2-6-7アスファルト舗装工に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	7 舗装工			アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工			第3編2-6-7アスファルト舗装工に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	7 舗装工			アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント安定処理工			第3編2-6-7アスファルト舗装工に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	7 舗装工			アスファルト舗装工 (表層工)			第3編2-6-7アスファルト舗装工に準ずる。	簡易舗装については、平坦性の項目を省略することができる。	
12 治山林道編	5 林道工	7 舗装工			コンクリート舗装工			第3編2-6-12コンクリート舗装工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

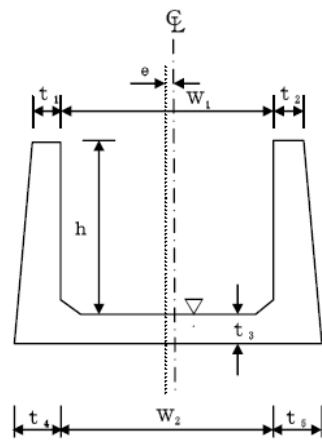
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 治山林道編	5 林道工	7 舗装工			縁石工 (縁石) (アスカーブ)			第3編2—3—5縁石工に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	7 舗装工			区画線工			第3編2—3—9区画線工に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	8 橋梁工			橋梁下部 鋼橋上部 コンクリート橋上部			第10編3・4・5章に準ずる。		
12 治山林道編	5 林道工	トンネル			トンネル (NATM)			第10編6章トンネル(NATM)に準ずる。		

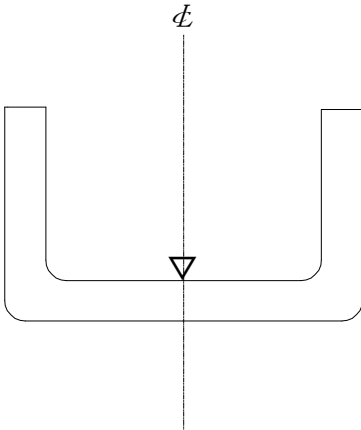
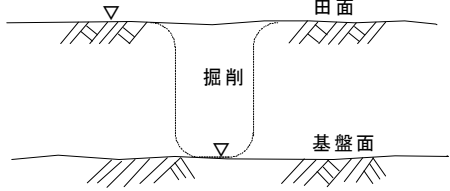
第4 農業土木工事の部

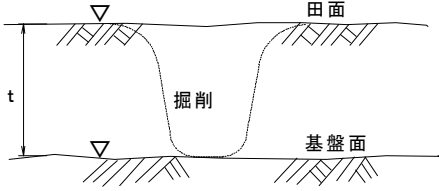
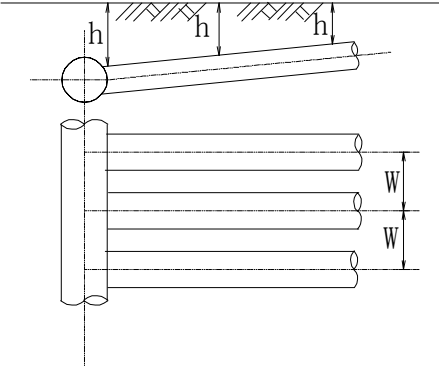
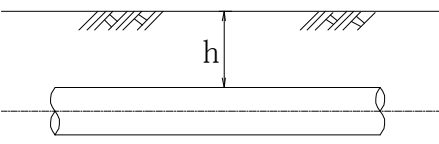
出来形管理基準及び規格値

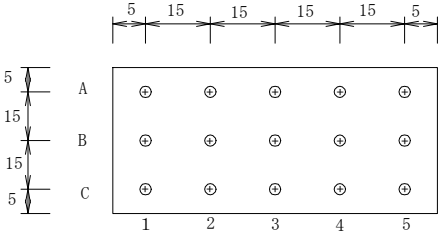
※測定基準で施工延長は測点間隔 25m の場合は 50m

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
13 農 業 基 盤 編	1 農 地 等 基 盤 整 備 工 事 共 通 事 項	3 共 通 的 工 種	1	1	現場打ちコンクリート 水路工	基 準 高	▽	±30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		中心線のズレ(e)については、監督職員と協議による。原則としては場整備内の水路工は適用しない。
						厚 さ	t	－20			
						高 さ	h	－25			
						幅	w	－25			
						中心線のズレ(e)	直線部±50 曲線部±100				
						施 工 延 長 L	－0.1% ただし延長 150m未満 －150	一施工箇所ごと			
						2	二次製品水路工 (L型水路) (大型フリーム)	基 準 高			
			厚 さ	t	－20						
			幅	w	－25						
			中心線のズレ(e)	直線部±50 曲線部±100							
			施 工 延 長 L	－0.1% ただし延長 150m未満 －150	一施工箇所ごと						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
13 農 業 基 盤 編	1 農 地 等 基 盤 整 備 工 事 共 通 事 項	3 共 通 的 工 種	3 水 路 工	3	二次製品水路工（U字溝・ベンチフリューム）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		
						施 工 延 長 L	－0.1% ただし延長 150m未満 －150	一施工箇所ごと		
13 農 業 基 盤 編	2 ほ 場 整 備 工 事	3 整 地 工	1 整 地 工	1	整地工 （現況表土）	厚 さ t		10a 当たり 1 点測定、ただし、1筆区あたり 1 点以上 （標高差測定又はつぼ堀りによる）		

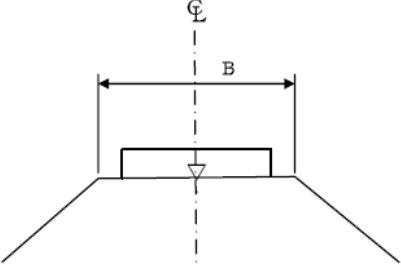
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
13 農 業 基 盤 編	2 ほ 場 整 備 工 事	3 整 地 工	1 整 地 工	2	整地工 (基盤整地) (表土整地)	基 準 高 ∇	±35	10 a 当たり 3 点以上測定。ただし、1 耕区あたり 3 点以上		
						厚 さ t	－20%			
		4 暗 渠 排 水 工		1	吸水渠工	布 設 深 h	－75	上、下流端の 2 箇所を測定。 ただし、1 本の布設長が 100m 以上のときは、中間点を加えた 3 箇所を測定。		
						間 隔 w	±750			
						施 工 延 長	－0.2% ただし延長 500m 未満 －1000			
					集水渠工	布 設 深 h	－75	施工延長 50m につき 1 箇所の割合で測定。		
						施 工 延 長	－0.2% ただし延長 500m 未満 －1000			

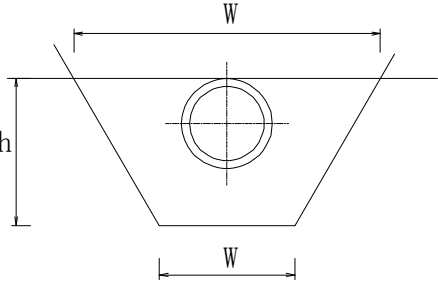
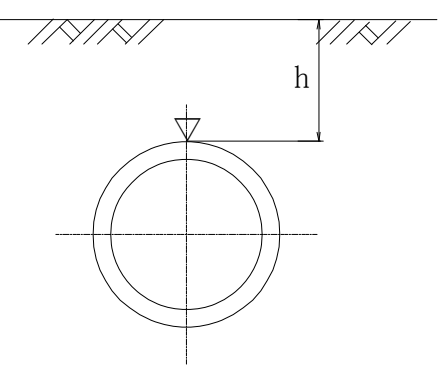


標準区画以外の耕区についても 15m 方眼を目途に管理すること。

※測定基準で施工延長は測点間隔 25m の場合は 50m

単位：mm

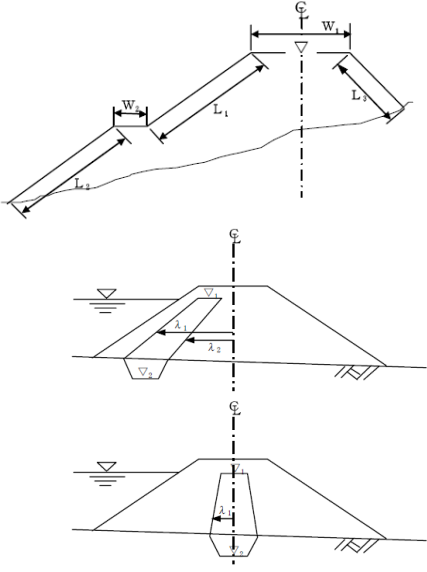
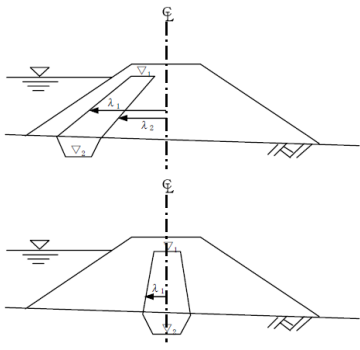
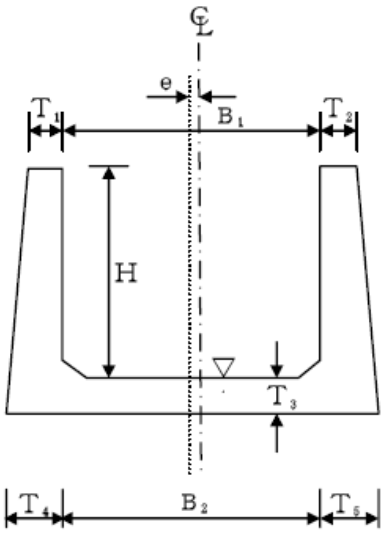
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
13 農 業 基 盤 編	2 ほ 場 整 備 工 事	7 道 路 工			道路工（砂利道）	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		基準高は中央で測定する。
						幅 B	-100			
						施 工 延 長	-0.2% ただし延長 50m 未満 -100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
13	農 業 基 盤 編	3 管 水 路 工 事	5 管 体 基 礎 工	1 砂 基 礎	砂基礎工等	高 さ h	±30	施工延長 4 0 m につき 1 箇所割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。		基礎材が異なる場合は、種類毎に測定する。
						幅 w	－100			
		6 管 体 工	1 硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管 工		硬質塩化ビニル管工	基 準 高 ▽	±50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長 40m につき 1 箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10m につき 1 箇所割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。		
						埋 設 深 h	－50			
						中心線のズレ(e)	±120			
						施 工 延 長 L	－0.1%、 ただし延長 200m未満 －200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
13 農 業 基 盤 編	3 管 水 路 工 事	6 管 体 工	2 強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管 工		強化プラスチック複 合管工 ダクタイル鋳鉄管	基 準 高 ∇	± 30 被圧地下水が ある場合 ± 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工 延長 4 0 m につき 1 箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10m に 1 箇所割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。 ジョイント間隔については 1 本毎に測定する。	ジョイント間隔 測定位置 (Z)	基準高の測定 は管底を原則 とし、測定時期 は埋戻完了と する。ただし、 φ 1,350 弁以 下又は管底で の測定作業が 困難な場合は、 管頂まで埋戻 し後の管頂で もよい。e の測 定は管頂まで 埋戻時の管頂 を原則とする。 なお、「埋戻完 了」とは、特に 指示がない場 合は舗装（表 層、上層路盤、 下層路盤）を 除いた埋戻完 了時点とする。
						中心線のズレ (e)	± 100			
						施 工 延 長 L	-0.1%、 ただし延長 200m未満 -200	一施工箇所ごと		
						ジョイント間隔 Z	農林水産省監 修「土木工事施 工管理基準」参 照			

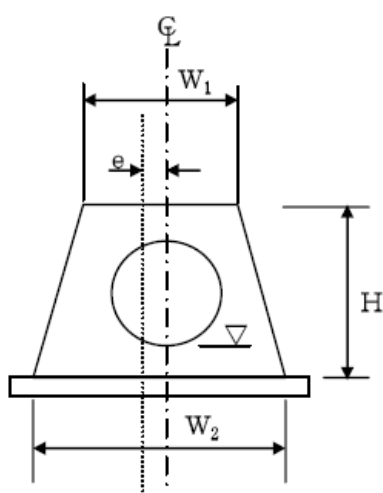
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
13 農 業 基 盤 編	4 た め 池 改 修 工 事	3 堤 体 工			堤体工	基 準 高 ∇	± 100	線的なものについては施工延長おおむね 20m につき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。		1 コア土の幅は盛土高 1m 毎に管理する。 2 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 3 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 4 出来形図は横断面図面を利用して作成する。
						堤 幅 (W)	天端、小段幅 -100 コア土 - 0			
						法 長 (L)	- 100			
						施 工 延 長	- 200			
		10 盛 立 工			コアの盛立	基 準 高 ∇	-0 +100 V1 0 -100 V2	各測線について 5 層ごとに測定		
						外側境界線	-0 +150 λ1 0 -150 λ2			
		5 洪 水 吐 工			洪水吐工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長 1 スパンにつき 1 箇所の割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		スパン長の標準を 9 m とした場合。
						幅 (B)	± 25			
						厚さ (T)	± 20			
						高さ (H)	± 25			
						中心線のズレ (e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100			
						スパン長 (L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30			
						施工延長 (又は長さ)	-150			

※測定基準で施工延長は測点間隔 25mの場合は 50m

単位：mm

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
13 農 業 基 盤 編	4 た め 池 改 修 工 事	6 樋 管 工 同 上 付 帯 構 造 物 (土 砂 吐 ゲ ー ト 等)			樋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長 10mにつき 1 箇所の割合で測定する。 ジョイント間隔については、1 本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		1 基準高 (V) は管底を原則とする。 2 コンクリート二次製品使用の場合である。
						幅 (W)	- 20			
						厚さ (T)	- 20			
						高さ (H)	- 20			
						中心線のズレ (e)	直線部 ±50 曲線部 ±100			
						施工延長	- 150			
		9 ボ ー リ ン グ グ ラ ウ チ ン グ 工			ボーリング工	削孔深度	設計値以上	第 9 編 3 - 3 ボーリング工に準ずる。		

2 品質管理基準

表－２ 品質管理基準
第１ 一般土木工事の部

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
１ セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材 料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知)による	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他(ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石40%以下 砂利35%以下 舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(但し、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(但し、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○

表－２ 品質管理基準
第１ 一般土木工事の部

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

表－2 品質管理基準
第1 一般土木工事の部

表－２ 品質管理基準
第１ 一般土木工事の部

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 (プラント)	その他 (JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合を除く)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中 1 回/6 ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中 1 回以上/12 か月。	1 工種当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8% 以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm 以下	工事開始前及び工事中 1 回以上/12 か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則 0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前に 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数 3 回とする) 試験の判定は 3 回の測定値の平均値。	・1 工種当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mm場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容値±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。 重要構造物のコンクリート使用量が20m ³ 未満の場合は1回以上の試験。 または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個（σ7・・・3個、σ28・・・3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ3）を追加で採取する。	・1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。重要構造物のコンクリート使用量が20m ³ 未満の場合は1回以上の試験。 またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・σ28については、高知県生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施 工	必 須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。重要構造物のコンクリート使用量が20m3未満の場合は1回以上の試験。 またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				
	施工後試験	必 須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	・高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 ・フーチング・底板等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ・ひび割れ幅が0.2mm以上の場合には、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	・高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 ・工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	・コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 ・圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
			配筋状態及びひかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	
2 プレキャストコンクリート製品 (JISⅠ類)	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全景		
3 プレキャストコンクリート製品 (JISⅡ類)	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
			JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全景		
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上		○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上		○
			コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%(許容差)	1回/日以上		○
		その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験(粒度、粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 砕石3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) 細骨材: 砕砂9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利 製作開始前、1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石 製作開始前、1回以上／12か月及び産地が変わった場合。		○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合を除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上		○
			コンクリート用混和材・化学混和材	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフューム）	1回/月以上 ただし、JIS A 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	試験成績表による	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。なお、（公社）日本鉄筋継手協会の技量検定試験の判定基準では、垂れ下がりとは、6mm以下としている。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2) SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
5 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。なお（公社）日本鉄筋継手協会の技量検定試験の判定基準では、垂れ下がりとは、6mm以下としている。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があつてはならない。		熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 - ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
6 既製杭工	材 料	必 須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
	施 工	必 須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること。	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
		そ の 他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること。	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による 確認
6 既製杭工	施 工	そ 他	鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²	
7 下層路盤	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	材料	必須	道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X ₁₀ ～ 95%以上 X _{6～9} 96%以上 X _{3～5} 97%以上 歩道箇所：設計図書による	中規模以上：定期的又は随時(1,000㎡につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		全幅、全工区で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認
7 下層路盤	施 工	そ 他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。	
8 上層路盤	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による 確認
8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]-73	呈色なし	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性 粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施 工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表 層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合 が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より 規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省 略できる。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨 張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性 粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施 工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表 層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合 が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より 規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省 略できる。	○
			鉄鋼スラグの一軸圧 縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-75	1.2Mpa以上(14日)	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用 する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施 工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表 層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合 が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より 規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省 略できる。	○
			鉄鋼スラグの単位容 積質量試験	舗装調査・試験法便覧[2]-131	1.50kg/L以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性 粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施 工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表 層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合 が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より 規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省 略できる。	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm 以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X ₁₀ ～ 95%以上 X _{6～9} 95.5%以上 X _{3～5} 96.5%以上	中規模以上：定期的又は随時（1,000㎡につき1回）。最少3回。 小規模：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±6%以内	中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。	
		その他	平板荷重試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
9 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
10 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa（アスファルト舗装）、 2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧[4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	
	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X ₁₀ ～ 95%以上 X _{6～9} 95.5%以上 X _{3～5} 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	中規模以上：定期的又は随時(1,000m ² につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧[4]-293, [4]-297	±1.2%以内	中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。	
11 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-83	50%以下			○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧[2]-74	3%以下			○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-78	1/4以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-94	水浸膨張比：2.0%以下		・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による 確認
11 アスファルト舗装	材 料	そ 他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前		○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4		・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。	○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1		・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4		・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
	プ ラ ン ト	必 須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的又は随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的又は随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	○
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量 ±0.9%以内	中規模以上の工事：定期的又は随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による	配合設計で決定した混合温度。	随時		○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X _{10~} 96%以上 X _{6~9} 96%以上 X _{3~5} 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	中規模以上：定期的又は随時(1,000㎡につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			温度測定（初転圧前）	温度計による	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			外観検査（混合物）	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認
12 転圧コンク リート	材料（JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必 須	コンシステンシーVC 試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		
			マーシャル突き固め 試験	転圧コンクリート舗装技術指 針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%			
			ランマー突き固め試 験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステ ンシー試験がやむを得ず行えない場合に 適用する。なお測定方法は試験の迅速性か ら直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ 強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回。		
		そ の 他	骨材のふるい分け試 験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、ある いは1回／日。		○
			骨材の単位容積質量 試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、ある いは1回／日。		○
			骨材の密度及び吸水 率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
			粗骨材のすりへり試 験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合:40%以下	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以 上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等）3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、 シルト等を含まない場合は5.0%以下）			○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度」による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による 確認
12 転圧コンクリート	製造（プラント） （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前および工事中1回以上／12か月。	総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前および工事中1回以上／12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧[3]-344 ※いずれかの方法	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧[3]-290 ※いずれかの方法	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回/3個以上の供試体の平均値）の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ② 1回の試験結果が配合基準強度の85%以上 ③ 3回の試験結果の平均値が配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	施工	必須	温度測定（コンクリート）	温度計による		2回／日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3箇所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧[3]-353		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		
13 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下		・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	15～30 (1/10mm)			○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○
			引火点試験	JIS K 2265-1, 2, 3, 4	240℃以上			○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³			○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による 確認
13 グースアス ファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧[3]-402	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験 240℃	舗装調査・試験法便覧[3]-407	3～20秒 (目標値)			○
			ホイールトラッキング 試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44	300以上			○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-79	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上			○
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的又は随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け 試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度		・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時		○
	舗設現場	必須	温度測定 (初庫石前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
14 路床安定処理工	材料	必須	土の締め固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
14 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。 ただし、1,500m3未満の工事又は工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行なう。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1,000m2未満：10点 ・1,000m2以上2,000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。 また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事又は工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284（ベンゲルマンビーム）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
15 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。 但し、1,500m3未満の工事では1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
15 表層安定処理工（表層混合処理）				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1,000m2未満：10点 ・1,000m2以上2,000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。 また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
15 表層安定処理工（表層混合処理）		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1, 500m3未満の工事又は工事あたり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[2]-16（ベンゲルマンビーム）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
16 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3回の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体を採用する。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採用する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
17 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）／日		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pロート（グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる）	練りませ開始直前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
17 アンカー工	施工	必須	確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
17-2 鉄筋挿入工	施工	必須	引き抜き試験（受入れ試験）	地山補強土工法設計・施工マニュアル（地盤工学会）による	最大試験荷重は設計荷重とする。	施工数量の3%かつ最少3本以上とし、全体を代表する箇所を実施する。	受入れ試験は、施工された補強材の引張耐力が設計引張力を満足するものであるかを確認するために行う。	
		その他	引き抜き試験（適合試験）	地山補強土工法設計・施工マニュアル（地盤工学会）による	設計図書による。	地層ごとに3本以上を標準とする。 載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		
	材料	必須	品質検査（芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		その他	外観検査芯材・ナット・プレート等）	目視 寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
		必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	

表－２ 品質管理基準
第１ 一般土木工事の部

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認
18 補強土壁工	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		○
		そ の 他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。		
(次項に続く)	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上。（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは、90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事又は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行なう	橋台背面アプローチ部における規格値は、下記のとおりとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	

表－2 品質管理基準
第1 一般土木工事の部

表－２ 品質管理基準
第１ 一般土木工事の部

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
18 補強土壁工	施工	必須		または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%異常（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は、500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は、500m ² を標準とする。 また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
19 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知）による」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知）による」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認
19 吹付工		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用碎石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材—第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
19 吹付工	材 料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（フランク）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
(次項に続く)								

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
19 吹付工				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m³以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	
			スランブ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JIS表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 重要構造物のコンクリート使用量が20m3未満の場合は1回以上の試験。	
			必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。重要構造物のコンクリート使用量が20m3未満の場合は1回以上の試験。 またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。・σ28については、高知県生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。重要構造物のコンクリート使用量が20m3未満の場合は1回以上の試験。 またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
20 現場吹付法 枠工	材 料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年11月21日高土企第264号付け土木部長）による」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年11月21日高土企第264号付け土木部長）による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕石 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
20 現場吹付法 枠工	材 料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			製造（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上
	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125			設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	その他	計量設備の計量精度			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による 確認
20 現場吹付法 枠工	製造 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能 試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
	施工	その他	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。	
	必須		コンクリートの圧縮 強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会標準JSCE F561-2023	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm ² 以上（材令28日） ・1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・σ28については、高知県生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。	

表－２ 品質管理基準
第１ 一般土木工事の部

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。	

表－2 品質管理基準
第1 一般土木工事の部

表－２ 品質管理基準
第１ 一般土木工事の部

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による 確認		
20 現場吹付法 砕工			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。				
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
21 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土粒子の密度試験		JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
		土の含水比試験		JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
		土の液性限界・塑性限界試験		JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
		土の一軸圧縮試験		JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。				
		土の三軸圧縮試験		地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。				
		土の圧密試験		JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。				
		土のせん断試験		地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。				
		土の透水試験		JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。				
		(次項に続く)		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm 鋪装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分<50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または設計図書による。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
21 河川土工				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦74μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率Va≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		

表－２ 品質管理基準
第１ 一般土木工事の部

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認
22 海岸土工	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		そ の 他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。 または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積が1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
22 海岸土工				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		
23 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上、または設計図書に示された値。	1,000m3につき1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行なう。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」。		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積が1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24 道路土工	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験（路床）	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）		
		そ の 他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm 舗装調査・試験法便覧「4」-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上。（締固め試験（JIS A 1210）A・B法） ・路床及び構造物取り付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上。（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは、90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ ・路床及び構造物取り付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取り付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判断を行う。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24 道路土工	施工	必須		または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。（締固め試験（JIS A 1210）A・B法） ・路床及び構造物取り付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上。（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは、92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取り付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用すること。ができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位的面積が1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24 道路土工		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪いとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンゲルメートル)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
25 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値 ・硬石 : 約2.7～2.5g/cm ³ ・準硬石 : 約2.5～2g/cm ³ ・軟石 : 約2g/cm ³ 未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値 ・硬石 : 5%未満 ・準硬石 : 5%以上15%未満 ・軟石 : 15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値 : ・硬石 : 4903N/cm ² 以上 ・準硬石 : 980.66N/cm ² 以上 4903N/cm ² 未満 ・軟石 : 980.66N/cm ² 未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m ³ につき1回の割で行う。 但し、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認
26 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知）による」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知）による」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
26 コンクリートダム			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときは、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下、ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による 確認
26 コンクリートダム	製造 (フランク) は除く (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前および工事中1回以上/12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前および工事中1回以上/12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
26 コンクリートダム			単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
26 コンクリートダム			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	・1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
27 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JIS マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年11月21日高土企第264号付け土木部長通知)による	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年11月21日高土企第264号付け土木部長通知)による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材：5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
27 覆工コンクリート (NATM)			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（フライング）コンクリート表示が用いられる場合は除く	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
27 覆工コンクリート (NATM)			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による 確認
27 覆工コンクリート (NATM)	施 工	必 須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個（σ 7・・・3個、σ 28・・・3個）とする。	・1工種当りの総使用量が50m3未満の場合には1工種1回以上の試験。重要構造物のコンクリート使用量が20m3未満の場合には1回以上の試験。 またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・σ 28については、高知県生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。	
		そ の 他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い、分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
	施 工 後 試 験	必 須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	1ヶ所に1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		そ の 他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
28 吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知）による	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知）による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材：5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合5.0%以下） その以外（砂等）5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
28 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
28 吹付けコンクリート(NATM)	製造 は除く （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上。		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会標準JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル施工長40m毎に1回 材命7日、28日（2×3=6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 σ28については、高知県生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
28 吹付けコンクリート (NATM)			吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん断強度)	(JSCE-F561-2013) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工延長40mごとに1回	骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」 (JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
		その他	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」 (JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
29 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測		材質は製造会社の試験による。		○
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108		1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側壁各1本)。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目		試験方法	規格値			試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
29-2 防水工材料(NATM)	シート材	必須	材料			EVA	PCV	ECB	1) 施工開始前1回 2) 製造工場又は品質の変更があるごとに 1 回		○
			比重		JIS K 6773	0.95 ±0.05	0.30±0.05	1.00 ±0.05			
			硬さ		JIS K 6773	98 以下	98 以下	98 以下			
			厚さ		JIS A 6008 準拠	幅方向5 測点平均値が指定厚さ以上であり、最小厚さが－5%以内のこと					
			指定厚(mm)			0.8	1.0	1.5			
			引張強さ (N/mm ²)	20℃	JIS K 6773	16 以上	16 以上	10 以上			
				－10℃		30 以上	20 以上	18 以上			
			伸び (%)	20℃	JIS K 6773	600 以上	280 以上	500 以上			
				－10℃		500 以上	100 以上	350 以上			
			引裂強(N/cm)		JIS K 6301	500 以上	400 以上	400 以上			
			柔軟(℃)		JIS K 6773	－30 以下	－30 以下	－30 以下			
			耐薬品性 質量変化率(%)	アルカリ		±1 以内	±1 以内	±1 以内			
			継目強度試験(%)		JIS 706	20 以上	35 以上	30 以上			
						EVA：チレン酢酸ビニル共重合体 PVC：ポリ塩化ビニル ECB：レン共重合体・ビチルルト					
	裏面緩衝材	必須	厚さ		JIS L 1096 測定荷重 20/cm ²	3.0mm 以上			1) 施工開始前1回 2) 製造工場又は品質の変更があるごとに1回		○
			単位面積当りの質量		JIS L 1096	300g/m ² 以上					
			引張強さ	縦	JIS L 1096	200N [*] /cm 以上					
				横		50N [*] /cm 以上					
			伸び	縦	JIS L 1096	20%以上					
				横		50%以上					
			引裂強さ	縦	JIS L 1096	50N 以上					
				横		50N 以上					
	施工	必須	溶着接合部検査		加圧検査試験	(参考) 防水シート厚が 0.8～1.5mm の場合は加圧 0.15～0.2N/mm ² 。1.5mm を超える場合は加圧 0.20～0.29N/mm ² 、で2 分間保持し、漏気がなく、圧力低下率が20%以内であること。			覆工コンクリート打設スパンごとに1回以上	覆工コンクリート打設前に実施する	
			補修箇所検査		負圧検査試験	負圧 6.7～13.3 kPa 程度で 10 秒間保持し漏気がないこと			補修箇所発生ごと	覆工コンクリート打設前に実施する	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認
30 路上再生工 (路盤)	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR20%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施 工面積が2,000㎡以上あるいは基層および 表層用混合物の総使用量が、500 t以上の 場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より 規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省 略できる。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.8 路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲に よる	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限 界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下			
		そ の 他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメン トの化学分析	JIS R 5202				○
	施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm 以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。	1,000㎡に1回		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-135			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスフ ァルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮 試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回/日		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
31 路上再生工 (表層)	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207				
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-218				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧[4]-309				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318				
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧[2]-16				
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。			○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の96%以上	1,000m ² につき1個	空隙率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m ² 毎		
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
32 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-83	50%以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS)：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前		○
			針入度試験	JIS K 2207	40 (1/10mm) 以上			○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)			○
			引火点試験	JIS K 2265-1～4	260℃以上			○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	タフネス：20N・m			○
			密度試験	JIS K 2207				○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
32 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的又は随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による	配合設計で決定した混合温度。			○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による	設計図書による	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18			アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-110			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
	舗設現場	必須	温度測定（初期締固め前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧[1]-154	X10 1000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000m2ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-224	基準密度の94%以上。 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X10 96%以上 X6～9 96%以上 X3～5 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	中規模以上：定期的又は随時（1,000m2につき1個）。最少3個。 小規模：異常が認められたとき		・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。
			外観検査（混合物）	目視		随時		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
32-2 簡易舗装工	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	下層路盤：10%以上 上層路盤：60%以上	施工前、材料変更時		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「簡易舗装要綱」 3-3による。	施工前、材料変更時		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	下層路盤 PI：9以下 上層路盤 PI：4以下	施工前、材料変更時		○
			一軸圧縮試験	舗装試験法便覧 2-4-3	上層路盤 セメント安定処理 一軸圧縮強さ [7日間] 2.45N/mm ² (25kgf/cm ²) 以上。 石灰安定処理 一軸圧縮強さ [10日間] 0.69N/mm ² (7kgf/cm ²) 以上。	施工前、材料変更時		○
			アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる	「アスファルト舗装」に準じる	当初及び材料の変化時	加熱アスファルト混合物を使用する場合	○
			カットバックアスファルト	ASTM D 2027, 2028	ASTM D 2027, 2028カットバックアスファルト規格	当初及び材料の変化時	カットバックアスファルトを使用する場合	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 2-5-3 舗装試験法便覧 3-7-7	路盤：基準密度の93%以上 表層：基準密度の94%以上	1,000m ² に1個 最少3個		
			粒度 (2.36mmフルイ)	路盤：JIS A 1102 表層：舗装試験法便覧 3-4-3	路盤：2.36mmふるい：±15%以内 表層：2.36mmふるい：±12%以内	路盤：当初及び材料の変化時 表層：当初及び材料の変化時		
			粒度 (75μmフルイ)	路盤：JIS A 1102 表層：舗装試験法便覧 3-4-3	路盤：75μmふるい：±6%以内 表層：75μmふるい：±4.5%以内	路盤：当初及び材料の変化時 表層：当初及び材料の変化時		
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量 (表層)：±1.5%	1～2回/日または随時。	瀝青安定処理、表層に適用する。	
32-2 簡易舗装工			ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4		全面	・下層路盤、マカダムおよび浸透式マカダム路盤に適用する。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			温度測定 (敷きならし)	温度計による。	120℃以上	随時	・瀝青安定処理、表層に適用する。 ・測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	随時	下層路盤、粒度調整路盤に適用する。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
33 プラント再生舗装工	材 料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧[2]-16		再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による 再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいこととまるものと、水洗後の75μmふるいこととまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 中規模以上の工事：定期的又は臨時。 小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
		その他	水浸ホイールトラッキング安定度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44			耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18			耐磨耗性の確認	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
33 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
			温度測定（初車圧入前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 $X_{10\sim}$ 96%以上 $X_{6\sim9}$ 96%以上 $X_{3\sim5}$ 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 締固め度は、個々の測定値が基準密度以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 $X_{10\sim}$ 95%以上 $X_{6\sim9}$ 95.5%以上 $X_{3\sim5}$ 96.5%以上	中規模以上：定期的又は随時(1,000m ² につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき。 ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また10孔の測定値が得たい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10孔 10,000m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² ／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	
34 工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査（付属部材）	目視及び計測	JISによる	JISによる		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
35 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ：50 μ m以下 二次部材の最大表面粗さ：100 μ m以下 (ただし、切削による場合は50 μ m以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測				
			真直度					

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
36 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20. 8. 4溶接施工法 図-20. 8. 1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれ3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20. 8. 4溶接施工法 図-20. 8. 2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20. 8. 6外部きず検査 20. 8. 7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20. 8. 4溶接施工法 図-20. 8. 1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
36 溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタット溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタット溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編表一解20.8.6及び表一解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表一解20.8.6及び表一解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊検査を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判断が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
36 溶接工 (次項に続く)	施 工	必 須	外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突き合わせ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表一解20.8.4及び表一解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表一解20.8.4及び表一解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査をする。		
	施 工	そ の 他	外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（余盛高さ）	・目視及びノギス等による計測	設計図書による 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅 B[mm] 余盛高さ h[mm] B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤(4/25)・B			
			外観形状検査（アークスタッド）	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量			

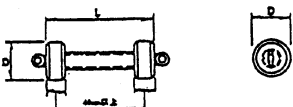
試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
36 溶接工					が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。			
			ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
37 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材 料	必 須	土の含水比試験	JISA 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS G 1225				
			テブルフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験 （改良体の強度）	JISA 1216				
		そ の 他	土粒子の密度試験	JISA 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JISA 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JISA 1205				
			土の一軸圧縮試験	JISA 1216				
			土の圧密試験	JISA 1217				
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する。		
			土の強熱減量試験	JGS0221				
	施 工	必 須	深度方向の品質確認 （均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認。	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。		
			土の一軸圧縮試験 （改良体の強度）	JISA 1216				
					①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの。	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認
38 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。		中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	
39 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する	
40 既製杭工 （中掘り杭工 コンクリート 打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する	

品質規格

工 種	名 称	試 験 項 目	品 質 規 格		
電線共同溝工 (管路工)	SVP管 (電力系)	施工後の導通性	φ 150 mm管財は管路の曲げ半径に応じた配管用ボビン（鉛製）が通過し、かつ通した配管用ボビンに損傷が認められないこと(全管)		
			管路の曲げ半径 (m)	配管用ボビンの仕様	
				L：長さ (mm)	D：外径 (mm)
			1.2～5 未満	200	140
			5 以上	400	
			1 ボビンの形状はI型またはダンベル型とする。(下図参照) 2 ボビンの挿入にあたっては、必ず引き戻しワイヤーを通しておくこと。 3 導通試験完了後、ケーブル引き入れ用の呼び線を管路に挿入残置すること。 4 通過試験後、管路通過性能確認書（様式－1）を提出する。 （参考）ボビン形状		
	○I型  ○ダンベル型 				
	PV管 (NTT系)	施工後の導通性	RV75 の管財は、φ 73 mm、L = 300、600 mmのマンドレルがスムーズに全管通過すること		
			ハンドホール～ハンドホールが 150m未満マンドレルL = 300 mm		
			ハンドホール～ハンドホールが 150m以上マンドレルL = 600 mm		
2. 通線用ひもを通して通過試験後、通線用ひもは管路内に残置すること。 3. 通過試験後、管路通過性能確認書（様式－1）により提出する。					
		施工後の水密性	管路内気圧 500gf／c㎡で 3 分間放置して、圧力低下 20gf／c㎡以下であること。 試験は、全管路について実施し、管路接続確認書（様式－2）を提出する。		

管 路 通 過 性 能 確 認 書

[illegible]

管 路 接 続 性 能 確 認 書

[illegible]

[参考資料]

ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、最大引抜荷重は引き抜き耐力の80%程度以上とする。

(3) 結果の報告

計測結果は図4-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処理

引抜試験の結果が荷重変位曲線図4-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。

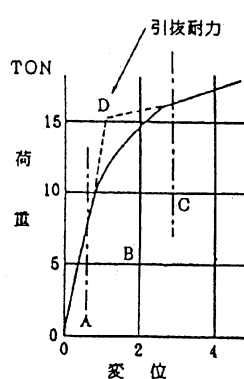


図 4-1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法は、ISRMの提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Comission On Standadization of Laboratory and Field Tests, Comillee on Field Tests Document No. 2. 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図4-2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図4-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1ton 毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

- (イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。
- (ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。
- (ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

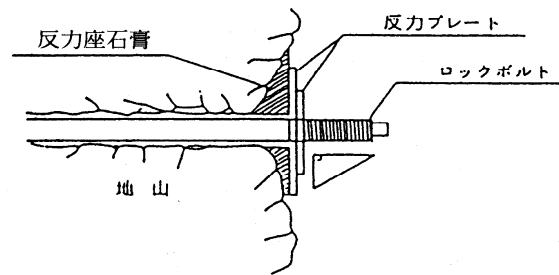


図4-2 反力座の設置

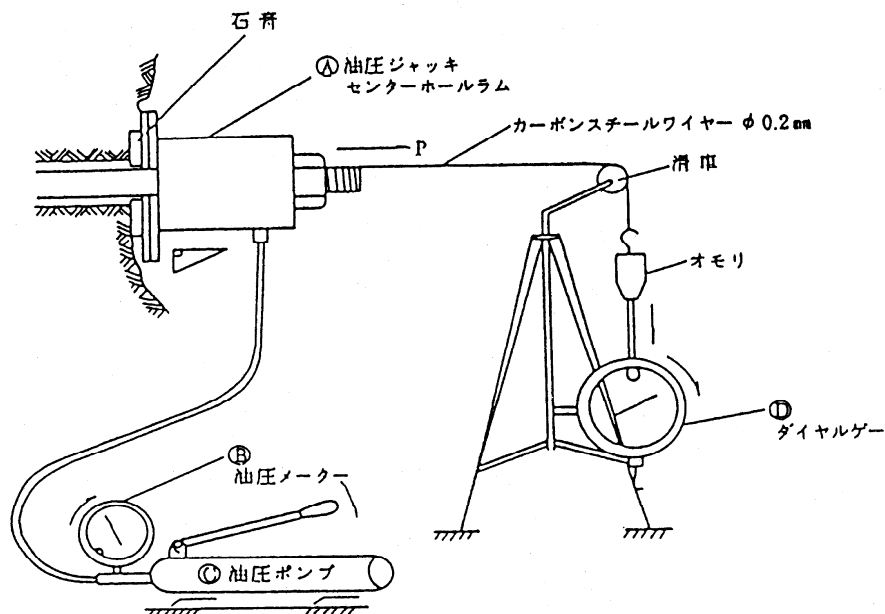


図4-3 引抜試験概要図

第2 港湾・漁港工事の部（品質管理基準）

1 土

工 種		試 験 項 目		試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	結果の整理方法	摘 要
1-1 一般事項	1) 埋立材	材 質	種 類	観 察	特による。	施工中適宜		
			品 質	特による。	特による。	搬入前、採取地毎に1回	特による。	
	2) 裏埋材 3) 盛土材	材質	種 類	観 察	特による。	施工中適宜		
			品 質	特による。	特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
	4) 路床材	材 質	外 観	観 察	特による。	搬入時、施工中適宜		
			粒 度	JIS A 1204	特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
			含水率	JIS A 1203	特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
			塑性指数（425 μ mふるい通過分）	JIS A 1205	特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		修正CBR	必要な値を満足していること。	舗装施工便覧	特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		突固め	最大乾燥密度、最適含水比	JIS A 1210 (C, D, E)	特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		締固め	締固め密度	含水量試験 JIS A 1203 CBR 試験又は平板載荷試験 JIS A 1211、JIS A 1215、 締固め密度 JIS A 1214	特による。	1,000m ² に1箇所	記録紙及び管理表を作成し提出	
	5) 採取土	材 質	種 類	観 察	特による。	施工中適宜		
			外 観	観 察	特による。	施工中適宜		
			品 質	特による。	特による。	搬入前、採取地毎に1回	特による。	

2 石 材 等

工 種		試 験 項 目		試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	結果の整理方法	摘 要
2-1 砂	1) 敷 砂 2) 改良杭材 3) 置換材	材 質	外 観	観 察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
			種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
			シルト以下の細粒含有率	特による。	特による。	特による。	試験成績表を提出	
	4) 中詰砂	材 質	種 類	観 察	特による。	施工中適宜		
			外 観	観 察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
			最大粒径	観 察	特による。	施工中適宜		
			単位体積重量	観 察	特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。
	5) 載荷材	材 質	外 観	観 察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
			種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	特又は JIS の規定による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
			単位体積重量	特による。	特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。
2-2 砂利・碎石	1) 砕 石 改良杭材	材 質	外 観	観 察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
			粒 度	JIS A 1102 JIS A 1204	特による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
			比 重	JIS A 1110	特による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
			吸水量	JIS A 1110	特による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	

2 石 材 等

工 種		試 験 項 目		試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	結果の整理方法	摘 要
2-3 石	1) 石 捨石材 基礎捨石 被覆捨石 根固石 中詰材 中詰石 裏込材 裏込石 割石	材 質	外 観	観 察	共第 7 編 1-3-4 による。	施工中適宜		偏平細長でなく、堅硬、ち 密で、耐久性があり、風化 や凍結融解のおそれがない もの。
			石の種類	観 察	特による。	施工中適宜	試験成績表に岩質 記入し提出	
			比重	JIS A 5006	2.5 以上	産地毎に (基礎捨石) ・1,000 m ³ 未満は試験成績 表による ・1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満は 1 回 ・10,000 m ³ 以上は 10,000 m ³ につき 1 回試験を追 加する (被覆石) ・1,000 m ³ 未満は試験成績 表による ・1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満は 1 回 ・5,000 m ³ 以上は 5,000 m ³ につき 1 回試験を追加 する	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は 1 年以内の試験成績表とす る。 基礎捨石には被覆石 200kg ／個を含む。
			吸水率		5%以下			
			圧縮強度		50N/mm ² 以上			

3 鋼 材

工 種		試 験 項 目		試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	結果の整理方法	摘 要
3-1 鋼矢板 及び 鋼杭	1) 鋼矢板	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
		外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、全数		
		形状寸法	JIS 及び特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
		溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過試験	特による。	特による。	試験成績表（検査証明書）を提出	
	2) 鋼管矢板	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	JIS A 5530	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
		外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS A 5530	搬入時、全数		
		形状寸法	JIS 及び特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	JIS A 5530	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	工場出荷時の測定表を含む
		溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過試験	特による。	特による。	試験成績表（検査証明書）を提出	
	3) 鋼管杭	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	JIS A 5525	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
		外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS A 5525	搬入時、全数		
		形状寸法	JIS 及び特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	JIS A 5525	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	工場出荷時の測定表を含む
		溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過試験	㊟による。	㊟による。	試験成績表（検査証明書）を提出	

3 鋼 材

工 種		試 験 項 目		試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	結果の整理方法	摘 要
3-1 鋼 矢 板 及 び 鋼 杭	4) H形鋼杭	化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績 表（検査証明書）によ り確認	JIS A 5526	搬入時、ロット 毎	試験成績表（検査証 明書）を提出	
		外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS A 5526	搬入時、全数		
		形状寸法	JIS 及び㊟の形状寸法に適合 していること。	製造工場の試験成績 表（検査証明書）によ り確認	JIS A 5526	搬入時	試験成績表（検査証 明書）を提出	
		溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並 びにサイズの過不足等有害な欠 陥がないこと。	JIS Z 3104 放射線透 過試験	特による。	特による。	試験成績表（検査証 明書）を提出	
3-2 鋼 板 及 び 形 鋼 等	1) 鋼板、形 鋼等	化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績 表（検査証明書）によ り確認	JIS G 3101	搬入時、ロット 毎	試験成績表（検査証 明書）を提出	
		外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS G 3101	搬入時、全数又 は結束毎		
		形状寸法	JIS 及び㊟の形状寸法に適合 していること。	製造工場の試験成績 表（検査証明書）によ り確認	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	搬入時	試験成績表（検査証 明書）を提出	
3-3 棒 鋼	1) 普通棒鋼	化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績 表（検査証明書）によ り確認	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、ロット 毎	試験成績表（検査証 明書）を提出	
				JIS G 3112 又は JIS G 3101 公的機関の試験 成績表により確認	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117		試験成績表を提出	製造工場の試験成績 表により確認できな い場合
		外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS G 3101 JIS G 3112	搬入時、全数又 は結束毎		
		形状寸法	JIS 及び㊟の形状寸法に適合 していること。	製造工場の試験成績 表（検査証明書）によ り確認	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表（検査証 明書）を提出	

3 鋼 材

3-3 棒 鋼	2) 異形棒鋼	化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績 表（検査証明書）によ り確認	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、ロット 毎	試験成績表（検査証 明書）を提出	
				JIS G 3112 公的機関 の試験成績表により 確認	JIS G 3112 JIS G 3117		試験成績表を提出	製造工場の試験成績 表により確認できな い場合
		外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、全数又 は結束毎		
		形状寸法	JIS 及び特の形状寸法に適合 していること。	製造工場の試験成績 表（検査証明書）によ り確認	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表（検査証 明書）を提出	
3-4 控 工	1) 腹起し							3-2 鋼板及び形鋼等を 適用する。
	2) タイロッ ド	本体、附属品 の化学成分、 機械的性質	（一般構造用圧延鋼材の場合） JIS に適合していること。	製造工場の試験成績 表により確認	JIS G 3101	ロット毎	試験成績表（検査証 明書）を提出	
			（高張力鋼材の場合） 機械的性質は共 7-1-6-5 控 工・表 1-7 に、化学成分は特及 び承諾した規格に適合してい ること。	製造工場の試験成績 表（検査証明書）によ り確認	機械的性質は共 7-1-6-5 表 1-7 化学成分は特及 び承諾した規格 とする。	ロット毎	試験成績表（検査証 明書）を提出	
		外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められ ないこと。	搬入時、全数		
		形状寸法	特の形状寸法に適合している こと。	製造工場の試験成績 表（検査証明書）によ り確認	監督職員が承諾 した図面	搬入時	試験成績表（検査証 明書）を提出	
		組立引張試験	特に適合していること。	特による。	特による。	特による。	試験成績表を提出	

3 鋼 材

工 種		試 験 項 目		試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	結果の整理方法	摘 要
3-4 控 工	3) タイワイヤー	本体、附属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
		被覆材	特の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出	
		外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
		形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
		組立品引張試験	特に適合していること。	特による。	特による。	特による。	試験成績表を提出	

4 セメントコンクリート製品

工 種		試 験 項 目		試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	結果の整理方法	摘 要
4-1 一 般 事 項	1) コンクリート杭 2) コンクリート矢板 3) 境界ブロック	外 観	有害な傷がないこと。	観 察	JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表（検査証明書）で確認する。
		形状寸法	JIS 及び特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	JIS A 5361 JIS A 5363 JIS A 5365		試験成績表（検査証明書）を提出	曲げ強さは試験成績表（検査証明書）で確認する。

5 防食材料

工 種		試 験 項 目		試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	結果の整理方法	摘 要
5-1 アルミニウム合金陽極	1) 電気防食陽極	陽極の種類化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	監督職員が承諾した図面	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
		形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	監督職員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は±5%以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
		質 量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし取付総質量は陽極 1 個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極 1 個の標準質量が 30 kg未満の陽極質量の許容範囲は± 4 %の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
		陽極板の電流効率等（陽極電位、発生電流）	特の値に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	90%以上	搬入前	試験成績表を提出	

6 防 舷 材

工 種		試 験 項 目		試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	結果の整理方法	摘 要																																																																										
6-1 ゴ ム 防 舷 材	1) ゴム防舷材	材 質	ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が表 1-9 に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認。	共 11-1-1-13-1 ゴム防舷材 表 1-9 参照 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257 JIS K 6259	製造前	試験成績表（検査証明書）を提出。																																																																											
		性 能	反力及び吸収エネルギー	特による。 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認。	特による。	搬入前 10 本に 1 本	試験成績表（検査証明書）を提出																																																																											
		外 観	有害な傷等がないこと。	観 察	異常が認められないこと	搬入時、適宜																																																																												
		形状寸法	長さ、幅、高さ、肉厚、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	特及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出 防舷材形状管理表（例） 工事名 _____ 型 式 _____ 年 月 日 _____ 現場代理 _____ 印 単位 mm <table><tr><td>測定箇所</td><td>標準寸</td><td>No.</td><td>No.</td><td>No.</td><td>備考</td></tr><tr><td rowspan="2">長 さ</td><td>L 1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>L 2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">幅</td><td>A</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>高 さ</td><td>H</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>肉 厚</td><td>d1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>底 版 厚</td><td>d2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ボルト穴</td><td>φ</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">ボルト穴の 中心間隔</td><td>C</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	測定箇所	標準寸	No.	No.	No.	備考	長 さ	L 1					L 2					幅	A					B					高 さ	H					肉 厚	d1					底 版 厚	d2					ボルト穴	φ					ボルト穴の 中心間隔	C					1					2						その他					
	測定箇所	標準寸	No.	No.	No.	備考																																																																												
長 さ	L 1																																																																																	
	L 2																																																																																	
幅	A																																																																																	
	B																																																																																	
高 さ	H																																																																																	
肉 厚	d1																																																																																	
底 版 厚	d2																																																																																	
ボルト穴	φ																																																																																	
ボルト穴の 中心間隔	C																																																																																	
	1																																																																																	
2																																																																																		
その他																																																																																		
2) 取付金具	外 観	有害な傷等がないこと。	観 察	異常が認められないこと	搬入時、適宜																																																																													
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	観 察	特及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜																																																																													

7 係 船 柱

工 種		試 験 項 目		試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	結果の整理方法	摘 要
7-1 係 船 柱	1) 係船柱	本体、付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	表 4-1	1 溶解毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
		外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
		形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	図 4-1～3	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

8 車止め・縁金物

8-1 車 止 め ・ 縁 金 物	鋼製 （縁金物を含む）	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	表 4-4	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
		外 観	使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
		形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	特による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
	その他 （縁金物を含む）	材質	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	特による。	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
		外 観	使用上有害な反り等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
		形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	特による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

9 マット

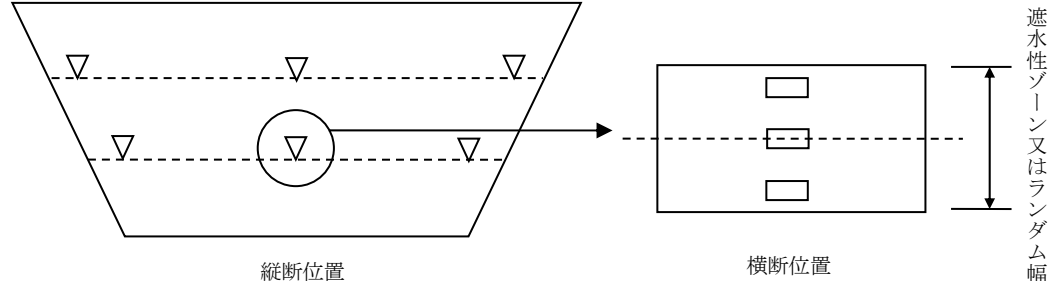
工 種		試 験 項 目		試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	結果の整理方法	摘 要
9-1 ア ス フ ア ル ト マ ッ ト	1) アスファルトマット(洗掘防止)	材 質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が特に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	特による。	1,000 m ² に1回	試験成績表及び配合表を提出	アスファルト舗装を適用する。
		外 観	補強材の種類は特に適合していること。	観 察	特による。	搬入時、適宜		
		形状寸法	厚 さ	スチールテープ等で測定	特による。	20 枚に1 枚を2 箇所	管理表を作成し提出	
			幅及び長さ	スチールテープ等で測定	特による。	20 枚に1 枚を1 箇所	管理表を作成し提出	
	2) 摩擦増大用マット	材 質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度が特に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	特による。	1,000m ² に1 回	試験成績表及び配合表を提出	アスファルト舗装を適用する。
		外 観						9-1-1)アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。
		形状寸法						9-1-1)アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。
9-2 マ 繊 維 系 マ ッ ト	1) 繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が特に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	特による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験 JIS L 1908 引裂試験 JIS L 1096
9-3 合 成 マ ッ ト 系	1) 合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が特に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	特による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験 JIS K 6723 引裂試験 JIS K 6252 比重試験 JIS K 7112 耐海水試験 JIS K 6773

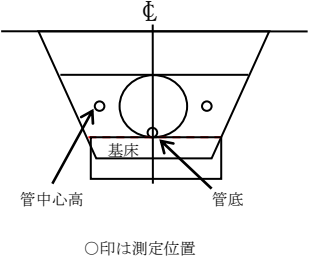
9 マット

工 種		試 験 項 目		試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	結果の整理方法	摘 要
9-4 ゴ ム マ ツ ト	1) ゴムマ ット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等 が特に適合していること。	製造工場の試験成績 表により確認	特にによる。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験 JIS K 6251 引裂試験 JIS K 6252
	2) 摩擦増 大用マット	材質	特にによる。	製造工場の試験成績 表により確認	特にによる。	特にによる。	試験成績表を提出	
		形状寸法	特にによる。	スチールテープ等で 測定	特にによる。	特にによる。	管理表を作成し提 出	
上記以外の工種については、他の類似工種を参照のうえ、実施するものとする。 なお、類似工種の無い工種については、「港湾工事共通仕様書」（国土交通省港湾局編集）の“港湾工事品質管理基準”を参照のこと。								

第3 農業土木工事の部 (品質管理基準)

※土地改良事業設計指針「ため池整備」平成27年5月p153参照

工種	種別	試験区分	試験方法	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
1 ため池土工	材料	必須	土の締固め試験 土の粒度試験 土粒子の密度試験 土の含水比試験	JIS A 1210 JIS A 1204 JIS A 1202 JIS A 1203		工事着手前に1回及び盛土材料の変わった時						
		その他	土の透水試験 土の液性・塑性限界試験 土の三軸圧縮試験 土の一軸圧縮試験 圧密試験 土のせん断試験	JIS A 1218 JIS A1205 JIS A 1205 地盤工学会 JIS A 1216 JIS A 1217 地盤工学会		当初設計と比べ変化が認められる場合、発注者側と協議してから実施する。						
	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214	最大乾燥密度の95%以上	盛土高さがおおむね60cmに達するごとにおおむね50～100m間隔に1回（最低1回） ※上記は遮水性ゾーンとランダム部を区別して行う。	現場密度の試験数は1回当たり原則、横断方向に3ヶ所実施する。なお、横断幅が狭く横断方向で3ヶ所の試験が出来ない場合は千鳥配置又はため池軸方向で3ヶ所実施する。 1箇所の施工管理の判定は、3ヶ所すべてが基準値を満足した場合のみ合格とする。					
				 縦断位置 横断位置 遮水性ゾーン又はランダム幅								
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度が最大乾燥密度の95%以上。 又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1"><tr><td>面積 (㎡)</td><td>0～500</td><td>500～1000</td><td>1000～2000</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>6</td><td>10</td><td>15</td></tr></table> ※上記は遮水性ゾーンとランダム部を区別して行う。	面積 (㎡)	0～500	500～1000	1000～2000	測定点数	6	10
面積 (㎡)	0～500	500～1000	1000～2000									
測定点数	6	10	15									
		現場透水試験（遮水性ゾーンの場合）	JGS 1316	設計値以下（設計値がない場合は、 $k=1\sim5\times10^{-5}\text{cm/s}$ 以下）	盛土高さがおおむね60cmに達するごとにおおむね50～100m間隔に1回（最低1回）	現場透水試験の試験数は1回当たり横断方向の中央付近で1ヶ所実施する。 原則として転圧エネルギーが達しにくい下層部又は下層境界付近で実施する。						

工 種	種別	試験区分	試験方法	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2 管水路工 管体基礎 (砂基礎等)	材料	必須	土の締固め試験 土粒子の密度試験 土の粒土試験	JIS A 1210 JIS A 1202 JIS A 1204		工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合		
	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214	締固めの規定 (JIS A 1210のA・B法) 締固めⅠ 85%以上 締固めⅡ 90%以上 締固め土＝ $\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100 (\%)$ 上記によらない場合は、特記仕様書による。	延長200m毎に1回。 上記未満は、2回測定する。 なお、基礎部横横断方向の測定箇所は下図を標準とする。  ○印は測定位置	とう性管に適用する。 管径600mm未満については、発注者と協議による。 とう性管とは ダクタイル鋳鉄管、鋼管、強化プラスチック複合管、硬質塩化ビニール管、ポリエチレン管等をいう	
3 ほ場整備工 (道路土工)	施工	必須	現場密度の測定		道路土工 路体に準ずる。	道路土工 路体に準ずる。		

3 写真管理基準

表－3 写真管理基準
第1 一般土木工事の部
1 撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分 写真	着手前1回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分 写真	施工完了後1回 〔完成後〕	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分 の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像(ICON フォルダに格納)) 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザースキャナー(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナー(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザー)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	工事打合簿に添付する

1 撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法※1 使用数量※2 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付する。 ※1 コンクリート二次製品で JIS 認定製品は「全景」及び 製品に印字されている 「製造会社」「規格種別」 「製造年月日」「JIS マーク」 の判読できる写真撮影が 可能な場合は省略することが できる。 ※2 コンクリート二次製品で、 施工後、使用数量が目視 確認できるものは省略する ことができる。
		品質証明 (JIS マーク表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕	
品質管理	2 品質管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影			
出来形管理	3 出来形管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影			
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	

2 品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
		撮 影 項 目	撮影頻度 [時期]	
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コン クリートダム・覆工コン クリート・吹付けコンク リートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		スランブ試験		
		コンクリートの圧縮強度試験		
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの洗い分析試験		
	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コン クリートダム・覆工コン クリート・吹付けコンク リートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中] ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)構造物工編(試行)」に より施工完了時の状況(全周)の提出に よりひび割れ調査写真を代替すること ができる。	コンクリート 舗装の場合 に適用
		テストハンマーによる強度推定調査		
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認め られた時 [試験実施中]	
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		超音波探傷検査		
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験		
		セメントミルクの圧縮強度試験		
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		ブルーフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		土の液性限界・塑性限界試験		
		含水比試験		

番 号	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		粒度		
		平板載荷試験		
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
		含水比試験		

番号	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
6	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		
7	セメント安定処理路盤 (施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		現場密度の測定		
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		外観検査		
		すべり抵抗試験		
9	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシー VC 試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		マーシャル突き固め試験		
		ランマー突き固め試験		
		コンクリートの曲げ強度試験		
		温度測定 (コンクリート)	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]	
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		コアによる密度測定		
10	ゲースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験 40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		リュエル流動性試験 240℃		
		ホイールトラッキング試験		
		曲げ試験		
		粒度		
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
	ゲースアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	

番号	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎に1回または、施工箇所毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
		ブルーフローリング	路床毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験		
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]	
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]	
		13	固結工	
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	
		モルタルの圧縮強度試験		
		多サイクル確認試験		
		1サイクル確認試験		
14 -2	鉄筋挿入工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	
		モルタルの圧縮強度試験		
		適合性試験、受け入れ試験		
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
16	吹付工 (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		コンクリートの圧縮強度試験		
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]	モルタルを除く
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	

番号	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回	
		塩化物総量規制	[試験実施中]	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合	
		空気量測定	[試験実施中]	モルタルを除く
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
18	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
19		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
21	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]	
22	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状		

番号	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
23	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]	
		骨材の密度及び吸水率試験		
		骨材のふるい分け試験		
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 [試験実施中]	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験		
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 [試験実施中]	
		粗骨材中の軟石量試験		
		骨材中の粘土塊量の試験		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験		
		粗骨材のすりへり試験		
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験		
		練り混ぜ水の水質試験		
		コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	
	スランブ試験		品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
	空気量測定		配合毎に1回 [試験実施中]	
	コンクリートの圧縮強度試験			
	温度測定			
	コンクリートの単位容積質量試験			
	コンクリートの洗い分析試験			
	コンクリートのフリーティング試験			
	コンクリートの引張強度試験			
	コンクリートの曲げ強度試験			
24	覆工コンクリート (NATM)	スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		塩化物総量規制		
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの洗い分析試験		
25	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		コンクリートの圧縮強度試験		
		スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		吹付けコンクリートの初期強度		
26	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		モルタルのフロー値試験		
		ロックボルトの引抜き試験	適宜	

番号	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
27	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の粒度試験		
		土の含水比試験		
		土の液性限界・塑性限界試験		
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験		
		CAEの一軸圧縮試験		
		含水比試験		
28	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	
		旧アスファルトの軟化点		
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		かきほぐし深さ		
		粒度		
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
29	排水性舗装工・透水性 舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ホイールラッキング試験		
		ホイールラッキング試験		
		ラベリング試験		
		カンタプロ試験		
	排水性舗装工・透水性 舗装工 (舗設現場)	温度測定		
		現場透水試験		
		現場密度の測定		
		外観検査		
29 -1	簡易舗装工	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		粒度		
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		ブルーフローリング		
		温度測定		
		含水比試験		
30	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		再生アスファルト量		
		水浸ホイールラッキング試験		
		ホイールラッキング試験		
		ラベリング試験		
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査		
		温度測定		
		現場密度の測定		

番号	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
31	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 [現物照合時]	
		在庫品切出	当初の物件で1枚[切出時] ※他は焼き増し	
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]	
32	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度		
		ベベル精度		
		真直度		
33	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		
		非破壊試験		
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査		
		外観検査		
		曲げ試験		
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて [試験実施中]	
34	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 土工				
第3節 河川・海岸・砂防土工	1-2-3-2掘削工			Ⅲ－1
	1-2-3-3盛土工			Ⅲ－1
	1-2-3-4盛土補強工	補強土（テールアルメ） 壁工法		Ⅲ－2
		多数アンカー式補強土工 法		Ⅲ－2
		ジオテキスタイルを用い た補強土工法		Ⅲ－2
	1-2-3-5法面整形工	盛土部		Ⅲ－2
	1-2-3-6堤防天端工			Ⅲ－2
第4節 道路土工	1-2-4-2掘削工			Ⅲ－2
	1-2-4-3路体盛土工			Ⅲ－3
	1-2-4-4路床盛土工			Ⅲ－3
	1-2-4-5法面整形工	盛土部		Ⅲ－3
第3章 無筋、鉄筋コンクリート				
第7節 鉄筋工	1-3-7-4組立て	組立て		Ⅲ－3
		組立て ※新設のコンクリート構造物の 内、橋梁上部工事と下部 工事		Ⅲ－3

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 一般施工				
第3節 共通的工種	3-2-3-4矢板工 〔指定仮設・任意仮設は除く〕	鋼矢板		Ⅲ－4
		軽量鋼矢板		Ⅲ－4
		コンクリート矢板		Ⅲ－4
		広幅鋼矢板		Ⅲ－4
		可とう鋼矢板		Ⅲ－4
	3-2-3-5縁石工	縁石・アスカープ		Ⅲ－4
	3-2-3-6小型標識工			Ⅲ－4
	3-2-3-7防止柵工	立入防止柵		Ⅲ－4
		転落（横断）防止柵		Ⅲ－4
		車止めポスト		Ⅲ－4
	3-2-3-8路側防護柵工	ガードレール		Ⅲ－4
		ガードケーブル		Ⅲ－4
	3-2-3-9区画線工			Ⅲ－4
	3-2-3-10道路付属物工	視線誘導標		Ⅲ－5
		距離標		Ⅲ－5
	3-2-3-11コンクリート面塗装工			Ⅲ－5
	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		Ⅲ－5
		スラブ橋		Ⅲ－5
	3-2-3-13ポストテンション桁製作工			Ⅲ－5
	3-2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）			Ⅲ－5
	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工			Ⅲ－5
	3-2-3-15P Cホロースラブ製作工			Ⅲ－6
	3-2-3-16P C箱桁製作工			Ⅲ－6
	3-2-3-16P C押出し箱桁製作工			Ⅲ－6
	3-2-3-17根固めブロック工			Ⅲ－6
	3-2-3-18沈床工			Ⅲ－6
	3-2-3-19捨石工			Ⅲ－6
	3-2-3-22階段工			Ⅲ－7
	3-2-3-24伸縮装置工	ゴムジョイント		Ⅲ－7
		鋼製フィンガージョイント		Ⅲ－7
	3-2-3-26多自然型護岸工	巨石張り		Ⅲ－7
		巨石積み		Ⅲ－7
	3-2-3-27羽口工	じゃかご		Ⅲ－7
		ふとんかご		Ⅲ－7
		かご枠		Ⅲ－7
	3-2-3-28プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		Ⅲ－8
		プレキャストパイプ工		Ⅲ－8

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番		
第3節 共通の工種	3-2-3-29側溝工	プレキャストU型側溝		Ⅲ－8
		L型側溝		Ⅲ－8
		自由勾配側溝		Ⅲ－8
		管渠		Ⅲ－8
	3-2-3-29場所打水路工			Ⅲ－8
	3-2-3-29暗渠工			Ⅲ－8
	3-2-3-30集水樹工			Ⅲ－8
	3-2-3-31現場塗装工			Ⅲ－8
	3-2-3-32かごマット工			Ⅲ－8
	3-2-3-34ポット苗植栽工			Ⅲ－8
第4節 基礎工	3-2-4-1一般事項	切込砂利		Ⅲ－9
		砕石基礎工		Ⅲ－9
		割ぐり石基礎工		Ⅲ－9
		均しコンクリート		Ⅲ－9
	3-2-4-3基礎工(護岸)	現場打		Ⅲ－9
		プレキャスト		Ⅲ－9
		吊込基礎ブロック		Ⅲ－9
	3-2-4-4既製杭工	既製コンクリート杭		Ⅲ－9
		鋼管杭		Ⅲ－9
		H鋼杭		Ⅲ－9
	3-2-4-5場所打杭工			Ⅲ－9
	3-2-4-6深礎工			Ⅲ－9
	3-2-4-7オープンケーソン基礎工			Ⅲ－10
	3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工			Ⅲ－10
	3-2-4-9鋼管矢板基礎工			Ⅲ－10
第5節 石・ブロック積(張)工	3-2-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		Ⅲ－10
		コンクリートブロック張り		Ⅲ－10
		連節ブロック張り		Ⅲ－10
		天端保護ブロック		Ⅲ－11
	3-2-5-4緑化ブロック工			Ⅲ－11
	3-2-5-5石積(張)工			Ⅲ－11
第6節 一般舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工		Ⅲ－11
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		Ⅲ－12
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		Ⅲ－12
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ－12-1
		基層工		Ⅲ－12-1
		表層工		Ⅲ－12-1

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工		Ⅲ-12-2
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-12-2
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ-13
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-13
		基層工		Ⅲ-13-1
		表層工		Ⅲ-13-1
	3-2-6-9排水性舗装工	下層路盤工		Ⅲ-13-1
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-14
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ-14
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-15
		基層工		Ⅲ-15
		表層工		Ⅲ-15
	3-2-6-10透水性舗装工	路盤工		Ⅲ-15
		表層工		Ⅲ-15-1
	3-2-6-11グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-15-1
		基層工		Ⅲ-15-1
		表層工		Ⅲ-15-1
	3-2-6-12コンクリート舗装工	下層路盤工		Ⅲ-16
		粒度調整路盤工		Ⅲ-16
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工		Ⅲ-16-1
		アスファルト中間層		Ⅲ-16-1
		コンクリート舗装版工		Ⅲ-17
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）		Ⅲ-17
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-17-1
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		Ⅲ-17-1
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		Ⅲ-18
		転圧コンクリート版工		Ⅲ-18
		連続鉄筋コンクリート舗装工		Ⅲ-18
	3-2-6-13薄層カラー舗装工	下層路盤工		Ⅲ-18-1
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-18-1
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ-18-1
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-18-1
		基層工		Ⅲ-18-1

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番		
第6節 一般舗装工	3-2-6-14ブロック舗装工	下層路盤工		Ⅲ－19
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ－19
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ－19
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ－19
		基層工		Ⅲ－19
	3-2-6-15路面切削工			Ⅲ－20
	3-2-6-16舗装打換え工			Ⅲ－20
	3-2-6-17オーバーレイ工			Ⅲ－20
第7節 地盤改良工	3-2-7-2路床安定処理工			Ⅲ－20
	3-2-7-3置換工			Ⅲ－20
	3-2-7-5パイルネット工			Ⅲ－21
	3-2-7-6サンドマット工			Ⅲ－21
	3-2-7-7バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		Ⅲ－21
		ペーパードレーン工		Ⅲ－21
		袋詰式サンドドレーン工		Ⅲ－21
	3-2-7-8締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		Ⅲ－21
	3-2-7-9固結工	粉末噴射攪拌工		Ⅲ－21
		高圧噴射攪拌工		Ⅲ－21
		スラリー攪拌工		Ⅲ－21
		生石灰パイル工		Ⅲ－21
第10節 仮設工	3-2-10-5土留・仮締切工	H鋼杭		Ⅲ－21
		鋼矢板		Ⅲ－21
		アンカー工		Ⅲ－21
		連節ブロック張り工		Ⅲ－21
		締切盛土		Ⅲ－22
		中詰盛土		Ⅲ－22
	3-2-10-9地中連続壁工（壁式）			Ⅲ－22
	3-2-10-10地中連続壁工（柱列式）			Ⅲ－22
	3-2-10-22法面吹付工			Ⅲ－22
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1鑄造費	金属支承工		Ⅲ－22
		大型ゴム支承工		Ⅲ－22
	3-2-12-1仮設材製作工			Ⅲ－23
	3-2-12-1刃口金物製作工			Ⅲ－23

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-3桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		Ⅲ－23
		シミュレーション仮組立検査を行う場合		Ⅲ－23
		仮組立検査を実施しない場合		Ⅲ－23
		鋼製えん堤製作工（仮組立時）		Ⅲ－23
	3-2-12-4検査路製作工			Ⅲ－23
	3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工			Ⅲ－23
	3-2-12-6落橋防止装置製作工			Ⅲ－24
	3-2-12-7橋梁用防護柵製作工			Ⅲ－24
	3-2-12-8アンカーフレーム製作工			Ⅲ－24
	3-2-12-9プレビーム用桁製作工			Ⅲ－24
第13節 橋梁架設工	3-2-13-1架設工	クレーン架設		Ⅲ－24
		ケーブルクレーン架設		Ⅲ－24
		ケーブルエレクション架設		Ⅲ－24
		架設桁架設		Ⅲ－24
		送出し架設		Ⅲ－24
		トラバラークレーン架設		Ⅲ－24
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2植生工	種子散布工		Ⅲ－25
		張芝工		Ⅲ－25
		筋芝工		Ⅲ－25
		市松芝工		Ⅲ－25
		植生シート工		Ⅲ－25
		植生マット工		Ⅲ－25
		植生筋工		Ⅲ－25
		人工張芝工		Ⅲ－25
		植生穴工		Ⅲ－25
		植生基材吹付工		Ⅲ－25
		客土吹付工		Ⅲ－25
	3-2-14-3吹付工	コンクリート		Ⅲ－25
		モルタル		Ⅲ－25
	3-2-14-4法枠工	現場打法枠工		Ⅲ－25
		現場吹付法枠工		Ⅲ－25
		プレキャスト法枠工		Ⅲ－25
	3-2-14-6アンカー工			Ⅲ－25
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1場所打擁壁工			Ⅲ－26
	3-2-15-2プレキャスト擁壁工			Ⅲ－26

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-3 補強土壁工	補強土（テールアルメ） 壁工法		Ⅲ－26
		多数アンカー式補強土工 法		Ⅲ－26
		ジオテキスタイルを用い た補強土工法		Ⅲ－26
	3-2-15-4井桁ブロック工			Ⅲ－26
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		Ⅲ－26
		グラブ船		Ⅲ－26
		バックホウ浚渫船		Ⅲ－26
第18節 床版工	3-2-18-1床版工			Ⅲ－26

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 築堤・護岸				
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ－9
	6-1-5-4矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ－4
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ－9
	6-1-6-4矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ－4
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ－10
	6-1-7-4護岸付属物工			Ⅲ－27
	6-1-7-5緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	Ⅲ－11
	6-1-7-6環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ－10
	6-1-7-7石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ－11
	6-1-7-8法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ－25
	6-1-7-9多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26巨石張り、巨石積み	Ⅲ－7
		巨石積み	3-2-3-26巨石張り、巨石積み	Ⅲ－7
		かごマット	3-2-3-32かごマット工	Ⅲ－8
	6-1-7-10吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ－25
	6-1-7-11植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ－25
	6-1-7-12覆土工		1-2-4-5法面整形工	Ⅲ－3
	6-1-7-13羽口工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ－7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ－7
		かご枠	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ－7
		連節ブロック張り	3-2-5-3-2連節ブロック張り	Ⅲ－10
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ－26
	6-1-8-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ－26
第9節 根固め工	6-1-9-3根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅲ－6
	6-1-9-5沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅲ－6
	6-1-9-6捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ－6
	6-1-9-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ－7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ－7
第10節 水制工	6-1-10-3沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅲ－6
	6-1-10-4捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ－6
	6-1-10-5かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ－7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ－7
	6-1-10-8杭出し水制工			Ⅲ－27
第11節 付帯道路工	6-1-11-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ－4
	6-1-11-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ－11
	6-1-11-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ－16
	6-1-11-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ－18
	6-1-11-8ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	Ⅲ－19

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第11節 付帯道路工	6-1-11-9側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ－8
	6-1-11-10集水柵工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ－8
	6-1-11-11縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ－4
	6-1-11-12区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅲ－4
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ－5
	6-1-12-4標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ－4
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3配管工			Ⅲ－27
	6-1-13-4ハンドホール工			Ⅲ－27
第2章 浚渫（河川）				
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ－26
第4節 浚渫工（グラブ船）	6-2-4-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ－26
第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ－26
第3章 樋門・樋管				
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ－9
	6-3-5-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ－9
	6-3-5-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ－4
	6-3-5-6函渠工	本体工		Ⅲ－27
		ヒューム管		Ⅲ－27
		P C管		Ⅲ－27
		コルゲートパイプ		Ⅲ－27
		ダクタイル鋳鉄管		Ⅲ－27
		P C函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ－8
	6-3-5-7翼壁工			Ⅲ－27
	6-3-5-8水叩工			Ⅲ－28
第6節 護床工	6-3-6-3根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅲ－6
	6-3-6-5沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅲ－6
	6-3-6-6捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ－6
	6-3-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ－7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ－7
第7節 水路工	6-3-7-3側溝工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ－8
	6-3-7-4集水柵工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ－8
	6-3-7-5暗渠工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ－8
	6-3-7-6樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ－8
第8節 付属物設置工	6-3-8-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ－4
	6-3-8-7階段工		3-2-3-22階段工	Ⅲ－7
第4章 水門				
第3節 工場製作工	6-4-3-3桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅲ－23
	6-4-3-4鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅲ－23
	6-4-3-5落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅲ－24
	6-4-3-6鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅲ－24
	6-4-3-7橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅲ－24

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-4-3-8鋳造費		3-2-12-1鋳造費	Ⅲ-22
	6-4-3-9仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	Ⅲ-23
	6-4-3-10工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ-24
第6節 水門本体工	6-4-6-4既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9
	6-4-6-5場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9
	6-4-6-6矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4
	6-4-6-7床版工			Ⅲ-28
	6-4-6-8堰柱工			Ⅲ-28
	6-4-6-9門柱工			Ⅲ-28
	6-4-6-10ゲート操作台工			Ⅲ-28
	6-4-6-11胸壁工			Ⅲ-28
	6-4-6-12翼壁工		6-3-5-7翼壁工	Ⅲ-27
	6-4-6-13水叩工		6-3-5-8水叩工	Ⅲ-28
第7節 護床工	6-4-7-3根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅲ-6
	6-4-7-5沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅲ-6
	6-4-7-6捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ-6
	6-4-7-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7
第8節 付属物設置工	6-4-8-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
	6-4-8-8階段工		3-2-3-22階段工	Ⅲ-7
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	Ⅲ-24
	6-4-9-5架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13-1架設工（ケーブルクレーン架設）	Ⅲ-24
	6-4-9-6架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13-1架設工（ケーブルエレクション架設）	Ⅲ-24
	6-4-9-7架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	Ⅲ-24
	6-4-9-8架設工（送出し架設）		3-2-13-1架設工（送出し架設）	Ⅲ-24
	6-4-9-9架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13-1架設工（トラベラークレーン架設）	Ⅲ-24
	6-4-9-10支承工			Ⅲ-28
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8
第11節 床版工	6-4-11-2床版工		3-2-18-1床版工	Ⅲ-26
第12節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-4-12-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-7
	6-4-12-4地覆工			Ⅲ-28
	6-4-12-5橋梁用防護柵工			Ⅲ-28
	6-4-12-6橋梁用高欄工			Ⅲ-28
	6-4-12-7検査路工			Ⅲ-28
第14節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6-4-14-2プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅲ-5
	6-4-14-3ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ-5
	6-4-14-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）	Ⅲ-5
	6-4-14-5プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-5

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第14節 コンクリート管理橋上部工 (P C 橋)	6-4-14-6 支承工		6-4-9-10 支承工	Ⅲ-28
	6-4-14-7 架設工(クレーン架設)		3-2-13-1 架設工(クレーン架設)	Ⅲ-24
	6-4-14-8 架設工(架設桁架設)		3-2-13-1 架設工(架設桁架設)	Ⅲ-24
	6-4-14-9 床版・横組工		3-2-18-1 床版工	Ⅲ-26
	6-4-14-10 落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	Ⅲ-47
第15節 コンクリート管理橋上部工 (P C ホロースラブ橋)	6-4-15-2 架設支保工(固定)		3-2-13-1 架設工	Ⅲ-24
	6-4-15-3 支承工		6-4-9-10 支承工	Ⅲ-28
	6-4-15-4 落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	Ⅲ-47
	6-4-15-5 P C ホロースラブ製作工		3-2-3-15 P C ホロースラブ製作工	Ⅲ-6
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2 伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	Ⅲ-7
	6-4-16-4 地覆工		6-4-12-4 地覆工	Ⅲ-28
	6-4-16-5 橋梁用防護柵工		6-4-12-5 橋梁用防護柵工	Ⅲ-28
	6-4-16-6 橋梁用高欄工		6-4-12-6 橋梁用高欄工	Ⅲ-28
	6-4-16-7 検査路工		6-4-12-7 検査路工	Ⅲ-28
第18節 舗装工	6-4-18-5 アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	Ⅲ-11
	6-4-18-6 半たわみ性舗装工		3-2-6-8 半たわみ性舗装工	Ⅲ-12
	6-4-18-7 排水性舗装工		3-2-6-9 排水性舗装工	Ⅲ-14
	6-4-18-8 透水性舗装工		3-2-6-10 透水性舗装工	Ⅲ-15
	6-4-18-9 グースアスファルト舗装工		3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	Ⅲ-15
	6-4-18-10 コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	Ⅲ-16
	6-4-18-11 薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	Ⅲ-18
	6-4-18-12 ブロック舗装工		3-2-6-14 ブロック舗装工	Ⅲ-19
第5章 堰				
第3節 工場製作工	6-5-3-3 刃口金物製作工		3-2-12-1 刃口金物製作工	Ⅲ-23
	6-5-3-4 桁製作工		3-2-12-3 桁製作工	Ⅲ-23
	6-5-3-5 検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工	Ⅲ-23
	6-5-3-6 鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	Ⅲ-23
	6-5-3-7 落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	Ⅲ-24
	6-5-3-8 鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	Ⅲ-24
	6-5-3-9 プレビーム用桁製作工		3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	Ⅲ-24
	6-5-3-10 橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	Ⅲ-24
	6-5-3-11 casting 費		3-2-12-1 casting 費	Ⅲ-22
	6-5-3-12 アンカーフレーム製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	Ⅲ-24
	6-5-3-13 仮設材製作工		3-2-12-1 仮設材製作工	Ⅲ-23
	6-5-3-14 工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	Ⅲ-24
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3 既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	Ⅲ-9

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 可動堰本体工	6-5-6-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9
	6-5-6-5オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅲ-10
	6-5-6-6ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-10
	6-5-6-7矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4
	6-5-6-8床版工		6-4-6-7床版工	Ⅲ-28
	6-5-6-9堰柱工		6-4-6-8堰柱工	Ⅲ-28
	6-5-6-10門柱工		6-4-6-9門柱工	Ⅲ-28
	6-5-6-11ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	Ⅲ-28
	6-5-6-12水叩工		6-3-5-8水叩工	Ⅲ-28
	6-5-6-13閘門工			Ⅲ-29
	6-5-6-14土砂吐工			Ⅲ-29
	6-5-6-15取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
第7節 固定堰本体工	6-5-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9
	6-5-7-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9
	6-5-7-5オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅲ-10
	6-5-7-6ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-10
	6-5-7-7矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4
	6-5-7-8堰本体工			Ⅲ-29
	6-5-7-9水叩工			Ⅲ-29
	6-5-7-10土砂吐工			Ⅲ-29
	6-5-7-11取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
第8節 魚道工	6-5-8-3魚道本体工			Ⅲ-29
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2管理橋橋台工			Ⅲ-29
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	Ⅲ-24
	6-5-10-5架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13-1架設工（ケーブルクレーン架設）	Ⅲ-24
	6-5-10-6架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13-1架設工（ケーブルエレクション架設）	Ⅲ-24
	6-5-10-7架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	Ⅲ-24
	6-5-10-8架設工（送出し架設）		3-2-13-1架設工（送出し架設）	Ⅲ-24
	6-5-10-9架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13-1架設工（トラベラークレーン架設）	Ⅲ-24
	6-5-10-10支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8
第12節 床版工	6-5-12-2床版工		3-2-18-1床版工	Ⅲ-26
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-7
	6-5-13-4地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-28
	6-5-13-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ-28
	6-5-13-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ-28
	6-5-13-7検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-28

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第15節 コンクリート管理橋上部工（P C 橋）	6-5-15-2プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅲ－5
	6-5-15-3ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ－5
	6-5-15-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）	Ⅲ－5
	6-5-15-5プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ－5
	6-5-15-6支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ－28
	6-5-15-7架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	Ⅲ－24
	6-5-15-8架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	Ⅲ－24
	6-5-15-9床版・横組工		3-2-18-1床版工	Ⅲ－26
	6-5-15-10落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ－47
第16節 コンクリート管理橋上部工（P C 橋ホロースラブ橋）	6-5-16-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	Ⅲ－24
	6-5-16-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ－28
	6-5-16-4落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ－47
	6-5-16-5P C ホロースラブ製作工		3-2-3-15P C ホロースラブ製作工	Ⅲ－6
第17節 コンクリート管理橋上部工（P C 箱桁橋）	6-5-17-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	Ⅲ－24
	6-5-17-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ－28
	6-5-17-4P C 箱桁製作工		3-2-3-16P C 箱桁製作工	Ⅲ－6
	6-5-17-5落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ－47
第18節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	6-5-18-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ－7
	6-5-18-4地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ－28
	6-5-18-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ－28
	6-5-18-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ－28
	6-5-18-7検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ－28
第20節 付属物設置工	6-5-20-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ－4
	6-5-20-7階段工		3-2-3-22階段工	Ⅲ－7
第6章 排水機場				
第4節 機場本体工	6-6-4-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ－9
	6-6-4-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ－9
	6-6-4-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ－4
	6-6-4-6本体工			Ⅲ－29
	6-6-4-7燃料貯油槽工			Ⅲ－29
第5節 沈砂池工	6-6-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ－9
	6-6-5-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ－9
	6-6-5-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ－4
	6-6-5-6場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ－26
	6-6-5-7コンクリート床版工			Ⅲ－29
	6-6-5-8ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック	Ⅲ－6
	6-6-5-9場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ－8
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ－9

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 吐出水槽工	6-6-6-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9
	6-6-6-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4
	6-6-6-6本体工		6-6-4-6本体工	Ⅲ-29
第7章 床止め・床固め				
第4節 床止め工	6-7-4-4既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9
	6-7-4-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4
	6-7-4-6本体工	床固め本体工		Ⅲ-30
		植石張り	3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-11
		根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	Ⅲ-6
	6-7-4-7取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
	6-7-4-8水叩工	水叩工		Ⅲ-30
		巨石張り	3-2-3-26巨石張り、巨石積み	Ⅲ-7
		根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	Ⅲ-6
第5節 床固め工	6-7-5-4本堤工		6-7-4-6本体工	Ⅲ-30
	6-7-5-5垂直壁工		6-7-4-6本体工	Ⅲ-30
	6-7-5-6側壁工			Ⅲ-30
	6-7-5-7水叩工		6-7-4-8水叩工	Ⅲ-30
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
	6-7-6-4ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10
	6-7-6-5石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-11
	6-7-6-6山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ-9
第8章 河川維持				
第7節 路面補修工	6-8-7-3不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	Ⅲ-2
	6-8-7-4コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ-16
	6-8-7-5アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-11
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
第9節 付属物設置工	6-8-9-3防護柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
	6-8-9-5付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-5
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3配管工		6-1-13-3配管工	Ⅲ-27
	6-8-10-4ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	Ⅲ-27
第12節 植栽維持工	6-8-12-3樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25
第9章 河川修繕				
第4節 腹付工	6-9-4-2覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅲ-2
	6-9-4-3植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25
第5節 側帯工	6-9-5-2縁切工	じゃかご工	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
		連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10
		コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10
		石張工	3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-11
	6-9-5-3植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3石積工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-11
	6-9-6-4コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第7節 管理用通路工	6-9-7-2防護柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
	6-9-7-4路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅲ-20
	6-9-7-5舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅲ-20
	6-9-7-6オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅲ-20
	6-9-7-7排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
		集水枳工	3-2-3-30集水枳工	Ⅲ-8
	6-9-7-8道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	Ⅲ-4
第8節 現場塗装工	6-9-8-3付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8
	6-9-8-4コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅲ-5

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 堤防・護岸				
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ－6
	7-1-5-5場所打コンクリート工			Ⅲ－31
	7-1-5-6海岸コンクリートブロック工			Ⅲ－31
	7-1-5-7笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ－9
	7-1-5-8基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ－9
	7-1-5-9矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ－4
第6節 護岸工	7-1-6-3石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ－11
	7-1-6-4海岸コンクリートブロック工			Ⅲ－31
	7-1-6-5コンクリート被覆工			Ⅲ－31
第7節 擁壁工	7-1-7-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ－26
第8節 天端被覆工	7-1-8-2コンクリート被覆工			Ⅲ－31
第9節 波返工	7-1-9-3波返工			Ⅲ－31
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ－11
	7-1-10-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ－10
	7-1-10-4コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	Ⅲ－31
	7-1-10-5法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ－25
第11節 カルバート工	7-1-11-3プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ－8
第12節 排水構造物工	7-1-12-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ－8
	7-1-12-4集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅲ－8
	7-1-12-5管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	Ⅲ－8
		プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	Ⅲ－8
		コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	Ⅲ－8
		タグタイル鋳鉄管	3-2-3-29暗渠工	Ⅲ－8
	7-1-12-6場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ－8
第13節 付属物設置工	7-1-13-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ－4
	7-1-13-6階段工		3-2-3-22階段工	Ⅲ－7
第14節 付帯道路工	7-1-14-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ－4
	7-1-14-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ－11
	7-1-14-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ－16
	7-1-14-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ－18
	7-1-14-8側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ－8
	7-1-14-9集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅲ－8
	7-1-14-10縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ－4
	7-1-14-11区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅲ－4

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ－5
	7-1-15-4小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ－4
第2章 突堤・人工岬				
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4捨石工			Ⅲ－32
	7-2-4-5吸出し防止工			Ⅲ－32
第5節 突堤本体工	7-2-5-2捨石工		7-2-4-4捨石工	Ⅲ－32
	7-2-5-5海岸コンクリートブロック工			Ⅲ－32
	7-2-5-6既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ－9
	7-2-5-7詰杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ－9
	7-2-5-8矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ－4
	7-2-5-9石枠工			Ⅲ－32
	7-2-5-10場所打コンクリート工			Ⅲ－33
	7-2-5-11ケーソン工	ケーソン工製作		Ⅲ－33
		ケーソン工据付		Ⅲ－33
		突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		Ⅲ－33
	7-2-5-12セルラー工	セルラー工製作		Ⅲ－33
		セルラー工据付		Ⅲ－33
		突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		Ⅲ－34
第6節 根固め工	7-2-6-2捨石工		7-2-4-4捨石工	Ⅲ－32
	7-2-6-3根固めブロック工			Ⅲ－34
第7節 消波工	7-2-7-2捨石工		7-2-4-4捨石工	Ⅲ－32
	7-2-7-3消波ブロック工			Ⅲ－34
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）				
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3捨石工		7-2-4-4捨石工	Ⅲ－32
	7-3-3-4吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	Ⅲ－32
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ－6
	7-3-4-3海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	Ⅲ－32
	7-3-4-4ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	Ⅲ－33
	7-3-4-5セルラー工		7-2-5-12セルラー工	Ⅲ－33
	7-3-4-6場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	Ⅲ－33
第4章 浚渫（海岸）				
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-3-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ－26
第4節 浚渫工（グラブ船）	7-4-4-2浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ－26
第5章 養浜				
第4節 砂止工	7-5-4-2根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	Ⅲ－34

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 砂防堰堤				
第3節 工場製作工	8-1-3-3鋼製堰堤製作工		3-2-12-3桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	Ⅲ－23
	8-1-3-4鋼製堰堤仮設材製作工			Ⅲ－35
	8-1-3-5工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ－24
第6節 法面工	8-1-6-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ－25
	8-1-6-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ－25
	8-1-6-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ－25
	8-1-6-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ－25
	8-1-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ－7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ－7
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4コンクリート堰堤本体工			Ⅲ－35
	8-1-8-5コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	Ⅲ－35
	8-1-8-6コンクリート側壁工			Ⅲ－35
	8-1-8-8水叩工			Ⅲ－35
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5鋼製堰堤本体工	不透過型		Ⅲ－35
		透過型		Ⅲ－35
	8-1-9-6鋼製側壁工			Ⅲ－35
	8-1-9-7コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	Ⅲ－35
	8-1-9-9水叩工		8-1-8-8水叩工	Ⅲ－35
	8-1-9-10現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ－8
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅲ－6
	8-1-10-6沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅲ－6
	8-1-10-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ－7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ－7
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ－4
第12節 付帯道路工	8-1-12-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ－4
	8-1-12-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ－11
	8-1-12-6コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ－16
	8-1-12-7薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ－18
	8-1-12-8側溝工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ－8
	8-1-12-9集水柵工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ－8
	8-1-12-10縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ－4
	8-1-12-11区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅲ－4
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ－5
	8-1-13-4小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ－4

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 流路				
第4節 流路護岸工	8-2-4-4基礎工（護岸）		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ－9
	8-2-4-5コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ－26
	8-2-4-6ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ－10
	8-2-4-7石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ－11
	8-2-4-8護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	Ⅲ－27
	8-2-4-9植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ－25
第5節 床固め工	8-2-5-4床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	Ⅲ－35
	8-2-5-5垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	Ⅲ－35
	8-2-5-6側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	Ⅲ－35
	8-2-5-7水叩工		8-1-8-8水叩工	Ⅲ－35
	8-2-5-8魚道工			Ⅲ－36
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅲ－6
	8-2-6-6捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅲ－6
	8-2-6-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ－7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ－7
		かごマット	3-2-3-32かごマット工	Ⅲ－8
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2階段工		3-2-3-22階段工	Ⅲ－7
	8-2-7-3防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ－4
第3章 斜面对策				
第4節 法面工	8-3-4-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ－25
	8-3-4-3吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ－25
	8-3-4-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ－25
	8-3-4-5かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ－7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ－7
	8-3-4-6アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ－25
	8-3-4-7抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ－25
				Ⅲ－36
	8-3-4-6、7鉄筋挿入工			
第5節 擁壁工	8-3-5-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ－9
	8-3-5-4場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ－26
	8-3-5-5プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ－26
	8-3-5-6補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	Ⅲ－26
	8-3-5-7井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅲ－26
	8-3-5-8落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅲ－38
第6節 山腹水路工	8-3-6-3山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ－8
	8-3-6-4山腹明暗渠工			Ⅲ－36
	8-3-6-5山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ－8

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 山腹水路工	8-3-6-6現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ－8
	8-3-6-7集水柵工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ－8
第7節 地下水排除工	8-3-7-4集排水ボーリング工			Ⅲ－36
	8-3-7-5集水井工			Ⅲ－36
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ－26
	8-3-8-4固結工		3-2-7-9固結工	Ⅲ－21
	8-3-8-5矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ－4
第9節 抑止杭工	8-3-9-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ－9
	8-3-9-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ－9
	8-3-9-5シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	Ⅲ－9
	8-3-9-6合成杭工			Ⅲ－36
第4章 急傾斜地崩壊対策				
第5節 擁壁工	8-4-5-3現場打擁壁工		3-2-15-1現場打擁壁工	Ⅲ－26
	8-4-5-4落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅲ－43
	8-4-5-5井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅲ－26
	8-4-5-6既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ－9
	8-4-5-7プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ－26
	8-4-5-8補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	Ⅲ－26
	8-4-5-9土留・仮締切工	H鋼杭	3-2-10-5土留・仮締切工（H鋼杭・鋼矢板）	Ⅲ－21
		鋼矢板		
		アンカー工	3-2-10-5土留・仮締切工（アンカー工）	Ⅲ－21
		連節ブロック張り工	3-2-10-5土留・仮締切工（連節ブロック工）	Ⅲ－21
		締切盛土	3-2-10-5土留・仮締切工（締切盛土）	Ⅲ－22
第6節 法面工	8-4-6-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ－25
	8-4-6-3吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ－25
	8-4-6-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ－25
	8-4-6-5かご工	じゃかご	3-2-3-27かご工（じゃかご工）	Ⅲ－7
	× × ×	ふとんかご	3-2-3-27かご工（ふとんかご）	Ⅲ－7
		かごマット	3-2-3-32かごマット工	Ⅲ－8
第7節 抑止杭工	8-4-7 既製杭工	× × ×	3-2-4-4既製杭工	Ⅲ－9
		× × ×	× × ×	
	8-4-7 場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ－9
	8-4-7 シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	Ⅲ－9
	8-4-7 合成杭工		8-3-9-6合成杭工	Ⅲ－36

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 コンクリートダム				
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4コンクリートダム工 (本体)			Ⅲ－41
	9-1-4コンクリートダム工 (水叩)			Ⅲ－41
	9-1-4コンクリートダム工 (副ダム)			Ⅲ－41
	9-1-4コンクリートダム工 (導流壁)			Ⅲ－41
第2章 フィルダム				
第4節 盛立工	9-2-4-5コアの盛立			Ⅲ－41
	9-2-4-6フィルターの盛立			Ⅲ－41
	9-2-4-7ロックの盛立			Ⅲ－42
	9-2フィルダム (洪水吐)			Ⅲ－42
第3章 基礎グラウチング				
第3節 ボーリング工	9-3-3ボーリング工			Ⅲ－42

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 道路改良				
第3節 工場製作工	10-1-3-2遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		Ⅲ－43
		工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ－24
第5節 法面工	10-1-5-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ－25
	10-1-5-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ－25
	10-1-5-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ－25
	10-1-5-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ－25
	10-1-5-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ－7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ－7
	10-1-5-8ポット苗植栽工		3-2-3-34ポット苗植栽工	Ⅲ－8
第7節 擁壁工	10-1-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ－9
	10-1-7-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ－9
	10-1-7-5場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ－26
	10-1-7-6プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ－26
	10-1-7-7補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	Ⅲ－26
		多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	Ⅲ－26
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	Ⅲ－26
	10-1-7-8井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅲ－26
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ－10
	10-1-8-4石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ－11
第9節 カルバート工	10-1-9-4既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ－9
	10-1-9-5場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ－9
	10-1-9-6場所打函渠工			Ⅲ－43
	10-1-9-7プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ－8
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ－8
	10-1-10-4管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ－8
	10-1-10-5集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ－8
	10-1-10-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ－8
	10-1-10-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ－8
	10-1-10-8排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	Ⅲ－8
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4落石防止網工			Ⅲ－43
	10-1-11-5落石防護柵工			Ⅲ－43
	10-1-11-6防雪柵工			Ⅲ－43
	10-1-11-7雪崩予防柵工			Ⅲ－43
第12節 遮音壁工	10-1-12-4遮音壁基礎工			Ⅲ－43
	10-1-12-5遮音壁本体工			Ⅲ－44

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 舗装				
第4節 舗装工	10-2-4-5アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-11
	10-2-4-6半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	Ⅲ-12
	10-2-4-7排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	Ⅲ-14
	10-2-4-8透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	Ⅲ-15
	10-2-4-9グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	Ⅲ-15
	10-2-4-10コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ-16
	10-2-4-11薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-18
	10-2-4-12ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	Ⅲ-19
	10-2-4歩道路盤工			Ⅲ-44
	10-2-4取合舗装路盤工			Ⅲ-44
	10-2-4路肩舗装路盤工			Ⅲ-44
	10-2-4歩道舗装工			Ⅲ-44
	10-2-4取合舗装工			Ⅲ-44
	10-2-4路肩舗装工			Ⅲ-44
	10-2-4表層工			Ⅲ-44
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-2-5-4管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-2-5-5集水柵（街渠柵）・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-8
	10-2-5-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-8
	10-2-5-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-8
	10-2-5-8排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-2-5-9排水性舗装用路肩排水工			Ⅲ-44
第6節 縁石工	10-2-6-3縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ-4
第7節 踏掛版工	10-2-7-4踏掛版工	コンクリート工		Ⅲ-44
		ラバーシュー		Ⅲ-44
		アンカーボルト		Ⅲ-44
第8節 防護柵工	10-2-8-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	10-2-8-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
	10-2-8-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	10-2-8-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
第9節 標識工	10-2-9-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-4
	10-2-9-4大型標識工	標識基礎工		Ⅲ-44
		標識柱工		Ⅲ-45
第10節 区画線工	10-2-10-2区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅲ-4
第12節 道路附属施設工	10-2-12-4道路附属物工		3-2-3-10道路附属物工	Ⅲ-5
	10-2-12-5ケーブル配管工			Ⅲ-45
		ハンドホール		Ⅲ-45
	10-2-12-6照明工	照明柱基礎工		Ⅲ-45
	10-2-12-7組立歩道工			Ⅲ-45
		支柱基礎工		Ⅲ-45
第13節 橋梁附属物工	10-2-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-7

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3章 橋梁下部				
第3節 工場製作工	10-3-3-2刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	Ⅲ-23
	10-3-3-3鋼製橋脚製作工			Ⅲ-46
	10-3-3-4アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅲ-24
	10-3-3-5工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ-24
第6節 橋台工	10-3-6-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9
	10-3-6-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9
	10-3-6-5深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅲ-9
	10-3-6-6オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅲ-10
	10-3-6-7ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-10
	10-3-6-8橋台躯体工			Ⅲ-46
第7節 R C 橋脚工	10-3-7-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9
	10-3-7-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9
	10-3-7-5深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅲ-9
	10-3-7-6オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅲ-10
	10-3-7-7ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-10
	10-3-7-8鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	Ⅲ-10
	10-3-7-9橋脚躯体工	張出式 ラーメン式		Ⅲ-46 Ⅲ-46
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9
	10-3-8-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9
	10-3-8-5深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅲ-9
	10-3-8-6オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅲ-10
	10-3-8-7ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅲ-10
	10-3-8-8鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	Ⅲ-10
	10-3-8-9橋脚フーチング工	I 型・T 型		Ⅲ-46
		門型		Ⅲ-46
	10-3-8-10橋脚架設工	I 型・T 型		Ⅲ-46
		門型		Ⅲ-46
	10-3-8-11現場継手工			Ⅲ-47
	10-3-8-12現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅲ-9
	10-3-9-4矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4
第10節 矢板護岸工	10-3-10-4矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10
	10-3-11-3護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	Ⅲ-27
	10-3-11-4緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	Ⅲ-11
	10-3-11-5環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第11節 法覆護岸工	10-3-11-6石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ－11
	10-3-11-7法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ－25
	10-3-11-8多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26巨石張り、巨石積み	Ⅲ－7
		巨石積み	3-2-3-26巨石張り、巨石積み	Ⅲ－7
		かごマット	3-2-3-32かごマット工	Ⅲ－8
	10-3-11-9吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ－25
	10-3-11-10植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ－25
	10-3-11-11覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅲ－2
	10-3-11-12羽口工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ－7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ－7
		かご枠	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ－7
		連節ブロック張り	3-2-5-3連節ブロック張り	Ⅲ－10
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ－26
	10-3-12-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ－26
第4章 鋼橋上部				
第3節 工場製作工	10-4-3-3桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅲ－23
	10-4-3-4検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅲ－23
	10-4-3-5鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅲ－23
	10-4-3-6落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅲ－24
	10-4-3-7鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅲ－24
	10-4-3-8橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅲ－24
	10-4-3-9橋梁用高欄製作工			Ⅲ－47
	10-4-3-10横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅲ－23
	10-4-3-11 casting 費		3-2-12-1 casting 費	Ⅲ－22
	10-4-3-12アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅲ－24
	10-4-3-13工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ－24
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	Ⅲ－24
	10-4-5-5架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13-1架設工（ケーブルクレーン架設）	Ⅲ－24
	10-4-5-6架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13-1架設工（ケーブルエレクション架設）	Ⅲ－24
	10-4-5-7架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	Ⅲ－24
	10-4-5-8架設工（送出し架設）		3-2-13-1架設工（送出し架設）	Ⅲ－24
	10-4-5-9架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13-1架設工（トラベラークレーン架設）	Ⅲ－24
	10-4-5-10支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ－28
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ－8
第7節 床版工	10-4-7-2床版工		3-2-18-1床版工	Ⅲ－26

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-7
	10-4-8-3落橋防止装置工			Ⅲ-47
	10-4-8-5地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-28
	10-4-8-6橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ-28
	10-4-8-7橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ-28
	10-4-8-8検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-28
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9
	10-4-9-4場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9
	10-4-9-5橋脚フーチング工	I 型	10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅲ-46
		T 型	10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅲ-46
	10-4-9-6歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13-1架設工（鋼橋）	Ⅲ-24
	10-4-9-7現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8
第5章 コンクリート橋上部				
第3節 工場製作工	10-5-3-2プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	Ⅲ-24
	10-5-3-3橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅲ-24
	10-5-3-4鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅲ-23
	10-5-3-5検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅲ-23
	10-5-3-6工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ-24
	10-5-3-7 casting 費		3-2-12-1 casting 費	Ⅲ-22
第5節 PC 橋工	10-5-5-2プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅲ-5
		スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅲ-5
	10-5-5-3ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ-5
	10-5-5-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）	Ⅲ-5
	10-5-5-5プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-5
	10-5-5-6支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	10-5-5-7架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	Ⅲ-24
	10-5-5-8架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	Ⅲ-24
	10-5-5-9床版・横組工		3-2-18-1床版工	Ⅲ-26
	10-5-5-10落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ-47
第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2プレビーム桁製作工（現場）			Ⅲ-47
	10-5-6-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	10-5-6-4架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	Ⅲ-24
	10-5-6-5架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	Ⅲ-24
	10-5-6-6床版・横組工		3-2-18-1床版工	Ⅲ-26
	10-5-6-9落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ-47

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-24
	10-5-7-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	10-5-7-4PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-6
	10-5-7-5落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ-47
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-24
	10-5-8-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	10-5-8-4RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-6
	10-5-8-5落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ-47
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-6
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-2架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-24
	10-5-10-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	10-5-10-4PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6
	10-5-10-5落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅲ-47
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6
	10-5-11-3支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	10-5-11-4架設工（片持架設）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-24
第12節 PC押し箱桁橋工	10-5-12-2PC押し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し箱桁製作工	Ⅲ-6
	10-5-12-3架設工（押し架設）		3-2-13-1架設工	Ⅲ-24
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-7
	10-5-13-4地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-28
	10-5-13-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ-28
	10-5-13-6橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ-28
	10-5-13-7検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-28
第6章 トンネル（NATM）				
第3節 掘削工	10-6-3-2掘削工			Ⅲ-47
第4節 支保工	10-6-4-3吹付工			Ⅲ-47
	10-6-4-4ロックボルト工			Ⅲ-48
	10-6-4-5鋼製支保工		10-6-4-4ロックボルト工	Ⅲ-48
第5節 覆工	10-6-5-3覆工コンクリート工			Ⅲ-48
	10-6-5-4側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	Ⅲ-48
	10-6-5-5床版コンクリート工			Ⅲ-48
	10-6-5-6トンネル防水工			Ⅲ-48
第6節 インバート工	10-6-6-4インバート本体工			Ⅲ-48
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5地下排水工			Ⅲ-48
第8節 坑門工	10-6-8-4坑門本体工			Ⅲ-49
	10-6-8-5明り巻工			Ⅲ-49

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6A章 トンネル（矢板）				
第5節 覆工	10-6A-5-3覆工コンクリート			Ⅲ－49
	10-6A-5-4床版コンクリート			Ⅲ－49
第11章 共同溝				
第3節 工場製作工	10-11-3-3工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅲ－24
第6節 現場打構築工	10-11-6-2現場打躯体工			Ⅲ－49
	10-11-6-4カラー継手工			Ⅲ－49
第6節 現場打構築工	10-11-6-5防水工	防水		Ⅲ－50
		防水保護工		Ⅲ－50
		防水壁		Ⅲ－50
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2プレキャスト躯体工			Ⅲ－50
第12章 電線共同溝				
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2管路工（管路部）			Ⅲ－50
	10-12-5-3プレキャストボックス工（特殊部）			Ⅲ－50
	10-12-5-4現場打ちボックス工（特殊部）			Ⅲ－51
第6節 付帯設備工	10-12-6-2ハンドホール工			Ⅲ－51
第13章 情報ボックス工				
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4管路工（管路部）		10-12-5-2管路工（管路部）	Ⅲ－50
第4節 付帯設備工	10-13-4-2ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	Ⅲ－51
第14章 道路維持				
第4節 舗装工	10-14-4-3路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅲ－20
	10-14-4-4舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅲ－20
	10-14-4-5切削オーバーレイ工			Ⅲ－51
	10-14-4-6オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅲ－20
	10-14-4-7路上再生工			Ⅲ－51
	10-14-4-8薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ－18
	10-14-4-11グルーピング工			Ⅲ－51
第5節 排水構造物工	10-14-5-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ－8
	10-14-5-4管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ－8
	10-14-5-5集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ－8
	10-14-5-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ－8
	10-14-5-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ－8
	10-14-5-8排水工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ－8

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 防護柵工	10-14-6-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	10-14-6-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
	10-14-6-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	10-14-6-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
第7節 標識工	10-14-7-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-4
	10-14-7-4大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅲ-44
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-5
	10-14-8-5ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	Ⅲ-45
	10-14-8-6照明工		10-2-12-6照明工	Ⅲ-45
第10節 擁壁工	10-14-10-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
	10-14-10-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-26
第11節 石・ブロック積（張）工	10-14-11-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10
	10-14-11-4石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-11
第12節 カルバート工	10-14-12-4場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅲ-43
	10-14-12-5プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ-8
第13節 法面工	10-14-13-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25
	10-14-13-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-25
	10-14-13-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-25
	10-14-13-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-25
	10-14-13-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅲ-7
	10-14-15-4地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-28
	10-14-15-5橋梁用防護柵工		6-4-12-5、6橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	Ⅲ-28
	10-14-15-6橋梁用高欄工		6-4-12-5、6橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	Ⅲ-28
	10-14-15-7検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-28
第17節 現場塗装工	10-14-17-6コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅲ-5
第16章 道路修繕				
第3節 工場製作工	10-16-3-4桁補強材製作工			Ⅲ-51
	10-16-3-5落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅲ-24
第5節 舗装工	10-16-5-3路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅲ-20
	10-16-5-4舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅲ-20
	10-16-5-5切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	Ⅲ-51
	10-16-5-6オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅲ-20
	10-16-5-7路上再生工		10-14-4-7路上再生工	Ⅲ-51
	10-16-5-8薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-18

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 排水構造物工	10-16-6-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-16-6-4管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-16-6-5集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	Ⅲ-8
	10-16-6-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-8
	10-16-6-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-8
	10-16-6-8排水工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
第7節 縁石工	10-16-7-3縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ-4
第8節 防護柵工	10-16-8-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	10-16-8-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
	10-16-8-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	10-16-8-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
第9節 標識工	10-16-9-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-4
	10-16-9-4大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅲ-45
第10節 区画線工	10-16-10-2区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅲ-4
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-5
	10-16-12-5ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	Ⅲ-45
	10-16-12-6照明工		10-2-12-6照明工	Ⅲ-45
第14節 擁壁工	10-16-14-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
	10-16-14-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-26
第15節 石・ブロック積（張）工	10-16-15-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10
	10-16-15-4石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅲ-11
第16節 カルバート工	10-16-16-4場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅲ-43
	10-16-16-5プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ-8
第17節 法面工	10-16-17-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25
	10-16-17-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-25
	10-16-17-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-25
	10-16-17-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-25
	10-16-17-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
		ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	Ⅲ-43
	10-16-18-5落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅲ-43
	10-16-18-6防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	Ⅲ-43
	10-16-18-7雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	Ⅲ-43
第20節 鋼桁工	10-16-20-3鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	Ⅲ-51
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3鋼橋支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	10-16-21-4P C橋支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-4落橋防止装置工			Ⅲ-52
	10-16-22-6地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-28
	10-16-22-7橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ-28
	10-16-22-8橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ-28
	10-16-22-9検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-28
第25節 現場塗装工	10-16-25-3橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8
	10-16-25-6コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅲ-5

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						巻出し厚	40mに1回 〔巻出し時〕	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ 補強材の長さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕 各段長さが変わる毎に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上がり状況 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ	200mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
						幅	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工 埋戻工	巻出し厚	40m毎3層に1回近撮と全景 〔巻出し時〕	・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回及び3層に1回近撮と全景 〔締固め時〕	
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上がり状況 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、電磁波レーダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工 〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔打込前後〕	
						変位	20mに1回又は1施工箇所に2回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 (縁石・アスカブ)	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎1基毎に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	10基に1回又は1施工箇所に2回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	基礎1基毎に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	
						施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回(種別毎) 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13		ポストテンション桁製作工	シーす、PC 鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	1	プレキャストセグメント製作工(購 入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回 〔製作後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	15		PCホロースラブ製作工	シーす、PC 鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	1	PC箱桁製作工	シーす、PC 鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	2	PC押し箱桁製作工	シーす、PC 鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	胴込裏込厚	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
~~3 土木工事共通編~~	~~2 一般施工~~	~~3 共通の工種~~	~~26~~	~~2~~	~~多自然型護岸工 (かごマット)~~	~~高さ 法長~~	~~40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕~~	<del></del>
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	2	羽口工 (ふとんかご) (かご枠)	高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						※幅 ※高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 (※印は場所打ちのある場合) 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外し後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	幅 深さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30		集水樹工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	32		かごマット工	厚さ 法長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	34		ポット苗植栽工	苗高	100本に1本、100本以下は3本 〔搬入時、樹種毎〕	
						柵高 杭高 打込角度	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割り石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外し後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	据付状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	3	基礎工(護岸) (吊込基礎ブロック)	ブロック寸法	20ヶに1ヶ、20ヶ以下は2ヶ 〔製作後〕	
						数量	全数 〔製作後〕	
						法線出入	40m毎に1回、40m以下は2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量 根入長 数量	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	全数量 〔処理前、中、後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	偏心量 根入長 数量、杭径	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	全数量 〔処理前、中、後〕	
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	
						偏心量 数量 基礎径	全数量 〔施工後〕	
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロット毎に1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロット毎に1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基毎に1回 〔設置後〕	
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	厚さ（裏込） （胴込）	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕 各断面変化点 3m未満は上・下端 3m以上は上・下端及び中位	
						法長 厚さ （ブロック積張）	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	法長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	5	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長 厚さ(ブロック)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	5	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長 厚さ(石積・張)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さあ るいは標高較差」を管理する場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さあ るいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000 m ² に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ミルク注入 状況	400mに1回 〔注入時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000 m ² に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プ ライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	ゲースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	ゲースアスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	ゲースアスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	40mに1回 〔据付後〕	
						鉄網寸法 位置	40mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						目地段差	1工事に1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さあ るいは標高較差」を管理する場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さあ るいは標高較差」を管理する場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付時〕	
						横拡張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕	
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タイ バー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打 設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さあ るいは標高較差」を管理する場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						目地段差	1工事に1回	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000 m ² に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	厚さ(基準高) 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	各層毎1回/1 施工箇所 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布後〕	
						整正状況	200mに1回 〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	40mに1回又は1 施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	7	7	8	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 施工状況	100m ² に1回又は1施工箇所に1回 〔打込み前後、施工中〕	
						杭径 位置・間隔	100m ² に1回又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕	
							ただし、(スラリー攪拌工)において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回、 又は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により出来 形管理資料を提出する場合は、出 来形管理に関わる写真管理項目を 省略できる。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔打込前後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	全数量 〔削孔後〕	
						配置誤差	全数量 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅 法長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	施工状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工 (壁式)	連壁の長さ 変位	20mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工 (柱列式)	連壁の長さ 変位	20mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工に準ずる	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	1	鑄造費 (金属支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕 ※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工	1		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
						土羽土の厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付前〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付後〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付前〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						幅、 高さ、 枠中心間隔	枠延長100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」に基づき写 真測量に用いた画像を納品する場 合には、写真管理に代えることが出 来る。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	6		アンカー工	削孔深さ	全数 〔削孔後〕	
						配置誤差	全数 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回	
						厚さ 幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔型枠取外し後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	1		床版工・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 〔打込み前〕	
						幅 方向	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	配管状況	100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔巻立前〕	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

※撮影頻度

「〇」に1回又は1施工箇所「〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
6 河川編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 河川編	4 水門	9 鋼管理橋 上部工	10	1	支承工 (鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	
6 河川編	4 水門	9 鋼管理橋 上部工	10	2	支承工 (ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物 (鋼管理橋)	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物 (鋼管理橋)	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	高さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物 (鋼管理橋)	7		検査路工	高さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	5 堰	6 可動堰 本體工	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 河川編	5 堰	7 固定堰 本體工	8 9 10		堰本體工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本體工	厚さ 幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所毎に2回 〔施工後〕	
6 河川編	5 堰	9 管理橋下 部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 河川編	6 排水機 場	4 機場本 體工	6		本體工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 河川編	6 排水機 場	4 機場本 體工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 河川編	6 排水機 場	5 沈砂池 工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本體工 (床固め本體工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第7編 河川海岸編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5		場所打コンクリート工	幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外後〕	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5	6	海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
					ブロックの形状 寸法	形状寸法が変わる毎に1回 〔製作後〕		
					据付状況	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6	4	海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
					ブロックの形状 寸法	形状寸法が変わる毎に1回 〔製作後〕		
					法長 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6	5	コンクリート被覆工	法長 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
					裏込材厚	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕		
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	8	2	コンクリート被覆工	幅(天端) 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
					基礎厚	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕		
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	9	3	波返工	幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第7編 河川海岸編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	12 排水構造物工	5 1	管渠工 (プレキャストパイプ) (プレキャストボックス)		第3編2-3-29 暗渠工に準ずる。	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	12 排水構造物工	5 2	管渠工 (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)		第3編2-3-29 暗渠工に準ずる。	
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4	捨石工	法長 天端幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5	吸出し防止工	幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5	海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法が変わる毎に1回 〔製作後〕	
						天端幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9	石砕工	厚さ 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
						間詰石状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第7編 河川海岸編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外後〕	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基毎に1回 〔製作後〕	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基毎に1回 〔製作後〕	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第7編 河川海岸編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	7 消波工	3		消波ブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第8編 砂防編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						作成状況	適宜 〔作成中〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4 5		コンクリート堰堤本体工 コンクリート副堰堤工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	
						打継目処理 打込・養生	2リフト毎に1回 〔施工中〕	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第8編 砂防編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	1 砂防堰堤	10 護床工・根固め工	6		沈床工		第3編2-3-18 沈床工に準ずる。	
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	厚さ 幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
8 砂防編	3 斜面对策	4 法面工	6 7	2	鉄筋挿入工	削孔深さ せん孔方向	30%以上 かつ 最小15本以上	
8 砂防編	3 斜面对策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外し後〕	
8 砂防編	3 斜面对策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	全数量 〔施工後〕	
8 砂防編	3 斜面对策	7 地下水排除工	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	全数量 〔施工後〕	
8 砂防編	3 斜面对策	9 抑止杭工	6		合成杭工	偏心量 数量	全数量 〔打込後〕	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	5 擁壁工	3		現場打擁壁工		第3編2-15-1 現場打擁壁工に準ずる。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第8編 砂防編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	5 擁壁工	4		落石防護工		第10編1-11-5落石防護柵工に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	5 擁壁工	5		井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	5 擁壁工	6		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)		第3編2-4-4既製杭工に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	5 擁壁工	7		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	5 擁壁工	8		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)		第3編2-15-3補強土壁工に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	5 擁壁工	9	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)		第3編2-10-5土留・仮締切工(H鋼杭・鋼矢板)に準ずる。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第8編 砂防編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	5 擁壁工	9	2	土留・仮締切工 (アンカー工)		第3編2-10-5土留・仮締切工 (アンカー工)に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	5 擁壁工	9	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)		第3編2-10-5土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	5 擁壁工	9	4	土留・仮締切工 (締切盛土)		第3編2-10-5土留・仮締切工 (締切盛土)に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	5 擁壁工	9	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)		第3編2-10-5土留・仮締切工 (中詰盛土)に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	6 法面工	2		植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)		第3編2-14-2植生工に準ずる。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第8編 砂防編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	6 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)		第3編2-14-3吹付工に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	6 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)		第3編2-14-4法枠工に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	6 法面工	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)		第3編2-14-4法枠工に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	6 法面工	5	1	かご工 (じゃかご)		第3編2-3-27 かご工(じゃかご工)に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	6 法面工	5	2	かご工 (ふとんかご) (かごマット)		第3編2-3-27 かご工(ふとんかご)に準ずる。 第3編2-3-32 かごマット工に準ずる。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第8編 砂防編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	7 抑止杭工		1	既製杭工		第3編2-4-4既製杭工に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	7 抑止杭工		2	場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	7 抑止杭工		3	シャフト工(深礎工)		第3編2-4-6深礎工に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	7 抑止杭工		4	合成杭工		第8編3-9-6合成杭工に準ずる。	
8 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	7 抑止杭工		5	抑止アンカー工 PC法枠工	削孔深さ 配置誤差	全数 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第9編 ダム編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間リフト に1回	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第9編 ダム編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム編	2 フィルダム				フィルダム(洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	
						コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	
10 道路 編	1 道路 改良	9 カルバート工	6		現場打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所 〔型枠取外し後〕	
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止工	4		落石防止網工	幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止工	5		落石防護柵工	高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止工	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止工	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎、40mに1回又は1施工箇所に2回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	施工延長5スパンにつき1回 〔施工後〕	
10 道路 編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕	
10 道路 編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
10 道路 編	2 舗装	5 排水構造物工(路面排水工)	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
10 道路 編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	〈コンクリート工〉 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						〈ラバーシュー〉 各部の長さ 厚さ		
						〈アンカーボルト〉 中心のずれ アンカー長		
10 道路 編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 高さ	基礎1基毎に1回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ	1 基毎に1回 〔施工後〕	
10 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 物 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 物 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 物 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 高さ	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	
10 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 物 施 設 工	7	1	組立歩道工	幅	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
10 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 物 施 設 工	7	2	組立歩道工(支柱基礎工)	幅 高さ	1 回/1 施工箇所 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇」に1回又は1施工箇所「○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により出来 形管理資料を提出する場合は、出 来形計測状況を1工事1回	
10 道路編	3 橋梁下部	7 R C 橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により出来 形管理資料を提出する場合は、出 来形計測状況を1工事1回	
10 道路編	3 橋梁下部	7 R C 橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により出来 形管理資料を提出する場合は、出 来形計測状況を1工事1回	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	1 施工箇所に 1 回 〔削孔後〕	
10 道路 編	5 コン クリ ート 橋 上 部	6 プレ ビーム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工(現場)	原寸状況	1 橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1 橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
						幅 高さ	桁毎に 1 回 〔型枠取外し後〕	
10 道路 編	6 トン ネル (NATM)	3 掘 削 工	2		掘削工	切羽の状況	岩質の変わる毎又は 20mに1回以上 〔掘削中〕	
10 道路 編	6 トン ネル (NATM)	4 支 保 工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
						吹付面の清掃 状況	40m毎に1回 〔清掃後〕	
						金網の重合せ 状況	40m毎に1回 〔2次吹付前〕	
						吹付け厚さ (検測孔)	40m毎に 3 箇所 〔吹付後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	6 トンネル(NATM)	4 支保工	4 5		ロックボルト工 鋼製支保工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は 40mに1断面 〔穿孔中〕	
						ロックボルト注入 状況	施工パターン毎又は 40mに1断面 〔注入中〕	
						ロックボルト打設 後の状況	施工パターン毎又は 40mに1断面 〔打設後〕	
10 道路編	6 トンネル(NATM)	5 覆工	3 4		覆工コンクリート工 側壁コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1センチルに1回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	1センチルに1回 〔型枠取外し後〕	
						幅 高さ	40mに1回 〔施工後〕	
10 道路編	6 トンネル(NATM)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10 道路編	6 トンネル(NATM)	5 覆工	6		トンネル防水工	設置状況	40m毎に1回 〔施工中〕	固定 状況
						溶接状況	40m毎に1回 〔施工後〕	
						端末処理	40m毎に左右1回 〔施工後〕	
10 道路編	6 トンネル(NATM)	6 インバート工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
						幅(全幅)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10 道路編	6 トンネル(NATM)	7 坑内付帯工	5		地下排水工	幅 深さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
						管接合据付状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔設置後〕	
						フィルター厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔投入前後〕	
						湧水処理の端末	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
10 道路 編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕	
						幅 (全幅) 高さ(内法)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10 道路 編	6A トンネル (矢板)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	巻立空間	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	
						覆工厚さ	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕	
						インバート厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
						幅 (全幅) 高さ(内法)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10 道路 編	6A トンネル (矢板)	5 覆工	4		床版コンクリート工	幅 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10 道路 編	6A トンネル (矢板)				インバート本体工	厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
						幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10 道路 編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外し後〕	
10 道路 編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 〔設置後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	5	1	防水工 (防水)	幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10 道路 編	11 共同 溝	7 プレ キャスト 構築工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
10 道路 編	12 電線 共同 溝	5 電線 共同 溝工	2		管路工(管路部)	敷設状況	100mに1回又は1施工箇所に2回 〔敷設後〕	
10 道路 編	12 電線 共同 溝	5 電線 共同 溝工	3		プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況	100mに1回又は1施工箇所に2回 〔据付後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	4		現場打ちボックス工(特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外し後〕	
10 道路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100mに1回又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
10 道路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	
10 道路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	7	1	路上再生工 (路盤)	敷均厚 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況 厚さ	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
10 道路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	7	2	路上再生工 (表層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
10 道路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	11		グルーピング工	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
10 道路 編	16 道 路 修 繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	16 道路修繕	22 橋梁付属物工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔材料搬入時〕	
						出来ばえ	適宜 〔施工中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他 (舗装工関係)					橋面防水工	塗布又は設置状況	1 施工箇所 に 1 回 〔 施 工 中 〕	
その他 (ダム工関係)					仮排水路	厚さ、高さ	40m に 1 回 又は 1 施工箇所 に 2 回 〔 型 枠 取 外 し 後 〕	
					仮締切(土石)	巻出し厚	40m に 1 回 又は 1 施工箇所 に 2 回 〔 巻 出 し 時 〕	
						転圧状況	転圧機械が変わる毎に 1 回 〔 締 固 時 〕	
					仮締切 (コンクリート)	厚さ、高さ	40m に 1 回 又は 1 施工箇所 に 2 回 〔 型 枠 取 外 し 後 〕	
					基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に 1 回 〔 施 工 中 〕	
						土質、岩質	土質、岩質変わる毎に 1 回 〔 掘 削 中 〕	
						岩盤清掃状況	1 施工箇所 に 1 回 〔 清 掃 前 後 〕	
					堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コン クリート製造、運搬	月に 1 回 〔 施 工 中 〕	
						打継目処理、打込養 生	8 リフト 毎 に 1 回 〔 施 工 中 〕	
					堤体止水	止水板の厚さ、幅、 埋設位置、岩着及び 溶接	各ブロック毎、先行ブロックに ついて 4 リフト 毎 に 1 回 〔 据 付 後 〕	
					堤体排水工	排水孔の位置、箱抜 断面、排水管取付箇 所	各ブロック毎、先行ブロックに ついて 4 リフト 毎 に 1 回 〔 据 付 後 〕	
堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5 リフト 毎 に 1 回 〔 据 付 後 〕						
堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1 施工箇所 に 1 回 〔 据 付 後 〕						

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他 (トンネル関係)					トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1 施工箇所 に 1 回 〔埋戻し前〕	
					トンネル (矢板工法)	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
						埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	40mに 1 回又は1 施工箇所 に 2 回 〔建込後〕	
						湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕	
						集水渠(幅、高さ、位置)	40mに 1 回又は1 施工箇所 に 2 回 〔設置後〕	
						地下排水工(管接合据付状況)		
						地下排水工(フィルター厚さ)	40mに 1 回又は1 施工箇所 に 2 回 〔投入前後〕	
						矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回 〔設置後〕	
						グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕	
その他 (トンネル関係)					シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕	
						セグメント組立状況	1 工事に1回 〔組立後〕	
						二次覆工(セグメント清掃状況)	1 工事に1回 〔清掃後〕	
						二次覆工の厚さ	1スパンに1回 〔型枠取外し後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他 (維持修繕工関係)					アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回〔施工前後〕	
					コンクリート舗装	目地掃除	3,000 m ² に1回〔施工前後〕	
						目地充填	3,000 m ² に1回〔施工後〕	
						注入工、削孔状況 (位置、間隔)	2,000 m ² に1回〔削孔後〕	
						注入工、注入圧	2,000 m ² に1回〔注入時〕	
						目地亀裂防止材、張 付け状況	3,000 m ² に1回〔張付け後〕	
						局部打換、各層厚さ	各層毎 100mに1回又は1施 工箇所に1回〔施工前後〕	
					路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
					道路除草	施工状況	2kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	
					路肩整正	施工状況	1kmに1回	
					新設、更新、修理防護柵類	施工状況	1施工箇所に1回(施工前は 必要に応じて)〔施工前後〕	
					新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、施工 状況	基礎タイプ毎5カ所に1回(施 工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	
					新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、施工 状況	基礎タイプ毎5カ所に1回(施 工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	
					視線誘導標	施工状況	施工日に1回 〔施工後〕	
					清掃(路面、標識、側溝、集水桝)	施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕	
					区画線路面表示	施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕	
						材料使用量	全数量〔施工前後〕	
					街路樹植樹	施工状況	適宜〔施工前後〕	
					街路樹補強補植	施工状況	適宜〔施工前後〕	
					街路樹剪定	施工状況	街路樹 50 本1回、グリーンベ ルト 100m1回〔施工前後〕	
					街路樹消毒、施肥	施工状況	街路樹 50 本1回、グリーンベ ルト 100m1回〔施工中〕	
					街路樹雪囲	施工状況	適宜〔施工後〕	
					排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 施工中	
					凍結防止剤散布	施工状況	施工中に1回 施工中	
						材料使用量	全数量〔施工前後〕	
					河川除草	施工状況、刈草処理 状況	1kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他 (維持修繕工関係) 〈鉄筋・無筋コンクリート関係〉					配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回 〔組立後〕	
					コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕	
					養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回 〔養生時〕	

第2 港湾・漁港工事の部（写真管理基準）

着手前・完成、安全管理、災害、事故、その他の写真管理は、一般土木工事の部を準用する。

1 浚渫及び床掘り

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
1) 浚 渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前又は現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影
		ポンプ浚渫	浚渫位置測量状況	測量時	法線又は区域標識を入れる。
			排砂管設置、撤去	布設撤去の作業時	設置状況が判明できるよう撮影
			零号、中継船設置、撤去	設置撤去の作業時	
			浚渫状況	浚渫作業時、作業船毎	浚渫位置が判明できる背景を入れる。
			排砂状況	排砂時	
			海洋汚染防止対策	余水吐における濁り防止処置、設置及び状態	特の内容に対応させる。
		グラブ等浚渫	浚渫位置測量状況	測量時	法線又は区域標識を入れる。
			浚渫状況	浚渫作業時、作業船毎	船団の配置及び浚渫位置が判明できる背景を入れる。
			浚渫土砂の運搬状況	運搬時積載状況	
			浚渫土砂の土捨て状況	土捨て時指定区域内	土捨て位置が判明できる背景を入れる。
			海洋汚染防止対策	対策を講じた時	土捨て区域を示す浮標灯などを入れる。
		障害物除去	障害物積込状況	積込時	
			運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影あるいは、障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
			障害物捨て状況	捨て時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	全景については位置が判明できる背景を入れる。
2) 床 掘 り					1) 浚渫を適用する。

2 地盤改良

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
1) 置 換 え	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械	投入時	全景が判明できるように撮影
			均し船舶機械	均し作業時	均し用具は、作業前に撮影
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
			飛砂防止対策	対策を講じた時	
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
			品質試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
	2) 敷 砂				1) 置換えを適用する。
3) サンドコンパクションパイル 4) サンドドレーン 5) ペーパードレーン	施工管理	使用船舶機械等	杭打船舶機械	組立完了後船舶機械毎打設時	
			記録計器	打設時	
			測量櫓等	測量中、櫓等毎	
			砂運搬船舶機械	運搬中	
	品質管理	材料の確認	材料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
			品質試験状況	試験時	
6) 深層混合処理	施工管理	使用船舶機械等	改良船、材料運搬船、潜水士船、引船、揚錨船	搬入時、船舶機械毎	
		施工状況	測量櫓設置、撤去状況	測量櫓設置時、改良船位誘導時	

2 地盤改良

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
	施工管理		障害物撤去状況	障害物調査、撤去時	
			改良杭打設状況	作業時、試験杭打時	
			海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
			改良船計器類 代表的計器	計測時	
	品質管理	材料の確認	硬化材料	現場搬入時、材料毎	
			品質管理試験状況	試験時、試験種類毎	
7) 載 荷	施工管理	使用船舶機械等	砂運搬船、機械	運搬時、船舶機械毎	
			排砂管設備	敷設時	
				排砂中	
			浚渫船（採取船）	浚渫中	
		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
	品質管理	材料の確認	材料	現場搬入時（種類、品質 及び形状寸法の異なる 毎）	
			品質試験状況	試験時	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
8) ロッドコンパ クション	施工管理	使用施工機械	振動体（バイブロ）	現場搬入時、組立時、機 械毎	全 景
		その他	ロッド、リーダー、トラ クターショベル、発動発 電機、ショベルローダー	現場搬入時、組立時、機 械毎	全 景

2 地盤改良

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
	施工管理	施工状況		施工時	全 景
	品質管理	材料の確認	品質試験状況	試験時	全 景
			材料置場	現場搬入時	全 景
9) 砕石ドレーン	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
		その他	アースオーガマシン、リーダーオーガ、発動発電機、コンプレッサ、トラクターショベル	現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
		施工状況		施工時	全 景
	品質管理	材料の確認	品質試験状況	試験時	全 景
			材料置場	現場搬入時	全 景
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる

3 マット

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
マ ッ ト	施工管理	マット類の確認	補強材セット状況	作業中、完了時	作業状況が判明できるように撮影
			アス・コン打設状況	アス・コン打設時	
			搬入仮置	搬入仮置時	
			アンカー取付け、加工	取付加工時	
			運 搬	運搬時	
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時	
	品質管理	材料の確認	試験状況	試験時、試験毎	
			測定状況	測定時	
		マット類の形状寸法	測定状況	測定時	
		アンカーの形状寸法	測定状況	測定時	
	出来形管理	出来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認	敷設完了時	確認箇所が分る背景を入れる。

4 捨石及び均し

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
1) 基礎捨石	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード使用前後	
		陸上運搬	ストック、積み込み、運搬状況	運搬時	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
		捨石投入	投入状況	投入時、捨石規格毎及び作業船種毎	
		捨石均し	均し状況	規格及び作業船毎	
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
		材料の確認	産地・規格毎	搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
	出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時	
2) 被覆及び根固め					1) 基礎捨石を適用する。
3) 裏込め					1) 基礎捨石を適用する。

5 杭及び矢板

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
1) 鋼 杭	施工管理	杭の保管	保管状況	保管時	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影
		杭の積込み	吊上げ及び積込状況	作業時	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影
		杭の運搬	運搬状況	作業時	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影
		導材の設置	導材の設置状況	作業時	使用材料及び船舶機械、導材の構造が判明できるように撮影
		杭の建込み	建込状況（位置出し、吊込み、建込み等）	作業時	作業状況が判明できるように撮影
		杭の打込み	打込状況	作業時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影
			ハンマーの種類、型式等	適 宜	
			打込記録中	測定時	
			飛油、騒音防止対策	対策を講じた時	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合
	品質管理	杭の規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定作業状況	施工中及び打込完了時	
2) コンクリート杭、鋼矢板、鋼管矢板及びコンクリート矢板					1) 鋼杭を適用する。 異形矢板及び継手部の離脱については監督職員の指示による。

6 控 工

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
控 工	施工管理	腹起しの取付け	取付け及び締付状況 腹起し継手部の施工状況	施工中及び完了時 完了時	
		タイロッド受杭			㊦ -5 杭及び矢板を適用する。
		タイロッド、タイ ワイヤーの組立 て、取付け プレキャストコ ンクリート控壁 控杭、控矢板 控 頂 部 コ ン ク リ ート、場所打コン クリート控壁	組立て及び取付状況	施工時	㊦ -8 コンクリートブロックを適用する。 ㊦ -5 杭及び矢板を適用する。 ㊦ -10 上部コンクリートを適用する。
	品質管理	腹起し材、タイロ ッド、タイワイヤ ーの規格、外観、 形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
		タイロッド、タイ ワイヤーの試験 杭、矢板の品質、 コンクリートの 品質	引張試験の状況	試験時	㊦ -5 杭及び矢板を適用する。 ㊦ -10 上部コンクリートを適用する。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況、完成状況	施工中及び取付完了時	

7 ケーソン

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
1) ケーソン製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
		使用船舶機械等	引船、起重機船、運搬船、クレーン運搬機械等	作業時、船舶機械毎	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影
		函 台	製作函台	着工時及び作業時	函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離材（ルーフィング等）の敷設状況の撮影
		棒 鋼	保管状況	荷卸し後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
		鉄 筋	保管状況	加工後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
			組立て、及び結束	組立時	組立、結束状態が確認できるように撮影
			吊 筋	取付後	吊降しケーソンの場合に適用する。
		型 枠	製作及び大組製作の状況	製作時	
			組立状況	組立時	
			取外状況	取外時	内枠、外枠、隔壁の取外状況を撮影
			型枠清掃状況	清掃時	
		足 場	作業足場	組立時	内足場及び外足場の組立状況を撮影
			昇り足場	同上	足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影
			壁継ぎ	同上	
			足場スペース	同上	
			解体状況	解体時	

7 ケーソン

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
	施工管理	コンクリート	打設準備	打設前	打設面の不純物除去、散水状況等を撮影
			コンクリート打設	打設時	ポンプ、スキップ、シュート、コンベア等の打設方法及び打込状態、締固状態等を撮影
			仕上状況	表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
			レイトランス除去状況	施工時	レイトランス除去状況を撮影
			養 生	養生時	打設後（底版、打継各層、天端）の養生状況を撮影
	品質管理	棒 鋼	試験状況	試験時、試験毎	製造工場及び監督職員の承諾する試験機関で行う場合は省略することができる。
			加工状況	加工時	
		コンクリート			一般土木工事の部、セメントコンクリートを適用する。
	出来形管理	鉄 筋	組立て 底 版	組立段階確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
			フーチング	組立段階確認時	
			外 壁（側壁）	各層 組立段階確認時	
			隔 壁	各層 組立段階確認時	
			ハンチ部	上段 組立段階確認時	
			吊筋等	上段 組立段階確認時	
			かぶり	各層 組立段階確認時	鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影

7 ケーソン

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
	出来形管理	型 枠	組立て 底 版	組立段階確認時	
			フーチング	組立段階確認時	
			外 壁（側壁）	各層 組立段階確認時	
			隔 壁	各層 組立段階確認時	
			ハンチ部	上段 組立段階確認時	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後、各層	組立完了状況が判明できる方法で撮影 打設完了状況が判明できるように撮影
		完 成	完成品全景	完成時、各函毎	ケーソン番号、吃水マーク等入れて撮影
2) ケーソン進水	施工管理	蓋（ネットを含む。）	蓋の設置状況	進水時	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影
		止水板	止水板の設置状況	進水時	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影
		バラスト投入	バラスト材投入状況	投入時	バラスト投入方法及び材料が判明できるように撮影
		進 水	進水方法	進水時	斜路式、ドライドック、FD、吊降し等の方法が判明できるように撮影
			進水設備	進水時	設備（吊降しの場合、起重機船、吊具を含む。）が判明できるように撮影
			進水状況	進水時	漏水がある場合は漏水状況及び処置状況を撮影
		浮 上	浮上又は吊り上げ完了状況	進水（吊上げ）完了時	計画吃水であることが確認できるように撮影

7 ケーソン

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
3) ケーソン仮置	施工管理 （沈設の場合）	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポン プ等設置状況	設置時	使用する船舶機械等の種類が判明できるように撮影
		仮置作業	沈設状況	仮置時	沈設作業（注水を含む）が判明できるように撮影
	（係留の場合）	仮置作業	係留状況	仮置時	係留作業（係留アンカーを含む。）が判明できるように撮 影
		出来形管理 （沈設の場合）	仮置完了	沈設完了状況	完了時、各函毎
	（係留の場合）	仮置完了	係留完了状況	完了時、各函毎	係留完了状態（係留ロープを含む。）が判明できるように撮 影
4) ケーソン曳航	施工管理	使用船舶	引船全景	曳航開始時	形象物等が判明できるように撮影
		曳航用ロープ	取付状況及び、 吊具取付状況	曳航開始時	曳航用のロープの取付位置及び状況について撮影
		曳 航	曳航姿勢	曳航時	曳航の姿勢が判明できるように撮影
		寄港避難	寄港及び避難の状況	寄港時及び避難時、各函 毎	途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるよ うに撮影
	出来形管理	曳航完了	完了（目的地着）状況	曳航完了時	曳航が完了したことが判明できるように撮影（付近の背景 を同時撮影）
5) ケーソン回航	施工管理	蓋の設置状況	完了状況	完了時、各函毎	蓋の設置状況以外は4) ケーソン曳航を適用する。
		使用船舶	引船全景	回航開始時	形象物が判明できるように撮影

7 ケーソン

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
		回航用ロープ	取付状況及び吊具取付状況	回航開始時	回航用ロープの取付位置及び状況について撮影
		回 航	回航姿勢	回航時	回航姿勢が判明できるように撮影
		寄港避難	寄港及び避難の状況	寄港時及び避難時	途中寄港した場合には、その係留等の状況が判明できるように撮影
	出来形管理	回航完了	完了（目的地着）状況	回航完了時	回航が完了したことが判明できるように撮影（付近の背景を同時撮影）
6) ケーソン据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等配置状況	作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時、各函毎	据付作業が判明できるように撮影
		据付位置	前面又は背面の確認	据付時、各函毎	配筋が非対象の場合に適用する。
	出来形管理	出来形の確認	据付完了状況	完了時	据付完了が判明できるように撮影
		据付目地	据付完了状況	完了時	代表的な部分撮影
		据付法線の出入	据付完了状況	完了時	完成法線が判明できるように撮影（延長方向へ撮影）

8 コンクリートブロック

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
1) ブロック製作、 運搬、仮置	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	㊦ -7 ケーソン 1) ケーソン製作の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	作業時	
		函 台	製作函台	着工時	
		棒 鋼	保管状況	搬入後	
		鉄 筋	保管状況	加工後	
			組立て、結束	組立時	
			吊 筋	取付後	
		型 枠	製 作	製作時	
			組立て	組立時	
			取外し	取外時	
			型枠清掃	清掃時	
		コンクリート	打設準備	打設前	
			コンクリート打設	打設時	
			打継目レイタンス除去	施工時	
			仕上状況	表面仕上時、穴埋時	
			養 生	養生時	
		足 場	組立て	組立時	
			解 体	解体時	
	品質管理	棒 鋼	試験状況	試験時	試験の状況及び試験成績の代表的なもの。(製造工場、 公的機関の行う試験は省略)
			加工状況	加工時	
		コンクリート			一般土木工事の部、セメントコンクリートを適用する。

8 コンクリートブロック

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
	出来形管理	鉄 筋	組立て 底 盤 フーチング 壁 ハンチ部 吊 筋 等 か ぶ り	組立完了時	㊟ -7 ケーソン 1) ケーソン製作の関連事項を適用する。
		型 枠	組立完了	組立確認時	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影
		完 成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複個数入れて撮影(全個数確認 必要枚数撮影)
			仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
2) ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	目地測定時及び法線出入 の測定時	据付の全体が判明できるように撮影
3) 異形ブロック製作、運搬、仮置	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	㊟ -7 ケーソン 1) ケーソン製作の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	作業時	
		棒 鋼	保管状況	搬入時	
		鉄 筋	管状況 組立て、結束 吊筋	加工後 組立時 取付後	

8 コンクリートブロック

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
		型 枠	組立て 取外し 型枠清掃	組立時 取外時 清掃時	
		コンクリート	コンクリート打設 仕上状況 養 生	打設時 表面仕上時 養生時	
		足 場	組立て 解 体	組立時 解体時	
	品質管理	棒 鋼	試験状況	試験時	試験の状況及び試験成績の代表的なもの。 (製造工場、公的機関の行う試験は省略)
		鉄 筋	加工状況	加工時	
		コンクリート			
	出来形管理	鉄 筋	組立て かぶり	組立完了時	☑ -8 ケーソン 1) ケーソン製作の関連事項を適用する。
		型 枠	組立完了	組立完了時	
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後	
		完 成	完成品	完成時	番号等を入れて撮影 個数が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影 (全個数確認必要枚数撮影)
			仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
4) 異形ブロック 据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	据付完了状況	据付完了時	据付管理図表作成のうえ、管理測定間の据付個数の1割程度

9 中 詰

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
1) 中 詰	施工管理	使用船舶機械等	運搬船等	施工時	作業状況が判明できるように撮影
		投 入	投入状況	施工時	
		均 し	均し状況	施工時	
		締固め	締固状況	施工時	
	品質管理	品質試験	品質試験状況	試験項目毎	テープ等を同時撮影
		材料の確認	材料及び作業船等	搬入時に適宜	
	出来形管理	出来形の管理	測定状況	均し完了後	中詰材の天端とケーソン天端との高低差が判明できるようにテープ等を同時撮影
2) 蓋コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及び付属船	コンクリート打設前	コンクリートミキサー船及び付属船の形状が分るよう前方、側面からそれぞれ撮影
		ルーフィング敷設	中詰上面	コンクリート打設前	
		コンクリート積込運搬状況	陸上及び海上	コンクリート打設前	
		コンクリート打設状況		打設時	作業状況が判明できるように撮影 プレキャストコンクリートを使用する場合はコンクリートブロックの撮影基準を適用する。
		天端仕上状況		仕上時	
		養生作業状況		養生時	
	品質管理	コンクリート			一般土木工事の部、セメントコンクリートを適用する。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	打設完了後	蓋コンクリートの施工天端とケーソン又はセルラーブロックの天端との差が判明できるようにテープ等を同時撮影

10 上部コンクリート

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
上部コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着手前後作業中及び跡片付後	
			仮設プラント、ヤード等	仮設作業時、設置後及び撤去後	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
			コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時及び作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
			仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後及び撤去時	路線状況が判明できるように撮影
		打継ぎ処理	処理作業	作業時	作業方法が判明できるように撮影
		型 枠	型枠の構造	作業時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
			型枠組立、取外及び運搬状況	組立、取外及び運搬時	
			目地材等の取付状況	作業時	
			型枠清掃状況	清掃時	
		鉄 筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業	作業時	
			保管状況	保管後	保管状況が判明できるように撮影
			組立て、結束及び溶接	組立時	
		コンクリート	打設準備	打設前、作業毎	打設面の不純物除去、散水状況等を撮影

10 上部コンクリート

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
	施工管理	コンクリート	コンクリートの運搬、打設、養生	運搬及び打設時養生時	運搬方法、打設方法及び打込状況、締固状況、養生状況等を撮影
			仕上状況	表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
				穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
		足 場	組立状況	組立時	
			解体状況	解体時	
		その他	灯台基礎、電柱穴、階段等	作業時	
	品質管理	コンクリート			一般土木工事の部、セメントコンクリートを適用する。
		棒 鋼	試験状況	試験時、試験毎	製造工場及び監督職員の承諾する試験機関で行う場合は、省略することができる。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影

11 付 属 工

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
1) 係 船 柱	施工管理	使用船舶機械等	杭打機、クレーン車（船）、トラック等	設置時	使用機械、船舶等が判明できるように撮影
		施 工	基礎工施工状況	施工時	基礎施工状況（杭打ち、基礎石投入、均し及びコンクリート打設等）を撮影（押込ボルトを含む。）
		据付け	本体据付状況	据付時	据付状況が判明できるように撮影
	品質管理	搬入数量の確認	係船柱	搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
	出来形管理	杭	基礎杭	杭打完了時	基礎杭打込完了状況が判明できるように撮影
		石材投入、均し	基礎石投入均し完了状況	均し完了時	基礎石均しが判明できるように撮影
		型 枠	型枠組立完了状況	組立完了時	打設前の型枠、埋込ボルト検査状態
		基礎完成	基礎完成状況	完成時	完成が判明できるように撮影
		据付完成	本体据付確認状況	完成時	据付完了状態が判明できるように撮影
	2) 防 舷 材	施工管理	使用船舶機械等	台船、クレーン船、トラッククレーン	取付時
取付け			取付位置の状況	取付前	埋込（取付け）ボルトの部分及び全景取付状況の撮影
			取付状況	取付時	
品質管理		搬入数量の確認	防舷材	搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
出来形管理		出来形の確認	取付完了状態	取付完了時	取付完了状態の部分（1 基）及び正面全体と延長方向全景

11 付 属 工

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
3) 車止め（縁金物を含む）	施工管理	使用船舶機械等	台船、溶接機、クレーン	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		取付け	取付状況	取付時	取付状況（取付け、溶接、コンクリート打設）
			塗装状況	塗装時、各層毎	各層毎の塗装状況（警戒色塗装を含む。）
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	
		塗 料	塗料の種類毎	搬入時	塗料の種類別に内容が判明できるもの
	出来形管理	取付け	取付完了状態	取付完了時	取付完了状態の部分（1 基）及び正面全体と法線方向全景
4) 防 食 イ) 電気防食	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		製品（陽極）	取付陽極	取付前	取付陽極の部分（1 組）及び取付陽極全体
		取付け（陽極） （電位測定装置）	取付状況	取付時	取付状況（水中写真）
			設置状況	取付時	測定用端子の設置状況
		素地調整	使用機械、施工状況	施工時、作業中	使用機械器具が判明できるように撮影
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	
	出来形管理	出来形の確認（陽極） （電位測定装置）	取付完了状態	取付完了時	潜水土船による確認検査状況
			電位測定	測定時	電位差測定の状況
		素地調整	完成全景	完成時	
ロ) 防食塗装	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械類	施工時	曳船、台船、コンプレッサー等が判明できるように撮影
		塗 装	施工状況	施工時、各層毎	
	出来形管理	出来形の確認	塗装完了状態	完了時	完了の部分（1 箇所）及び正面全体と延長方向を撮影

11 付 属 工

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
ハ) 被覆防食	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶機械類	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		被覆防食の作業状況	施工状況	施工時	
		素地調整	使用機械、施工状況	施工時、作業中	使用機械器具が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	被覆防食完了状態	完了時	完了の部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影
		素地調整	完成全景	完成時	

12 埋立及び裏埋

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
1) 埋 立	施工管理	使用船舶機械	主要船舶機械	作業時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
		施工状況一般	埋立材の採取状況	採取作業時	
			埋立材運搬の状況	運搬作業時	
			埋立材整地状況	整地作業時	
			余水吐の設置及び撤去	設置作業時及び撤去時	余水吐が判明できるように撮影
			公害防止対策	防止処置作業時	
	品質管理	材料の品質管理状況	特に定められた品質管理の作業状況	品質管理作業時、品質管理内容毎	特の内容に対応させる。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	
2) 裏 埋					1) 埋立を適用する。
3) 裏込工					
イ) 目地板	施工管理	目地板の確認	搬入	搬入時	
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時	
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	
		目地板の形状寸法	測定状況	測定時	
	出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態	敷設完了時	
ロ) 裏込材 ハ) 瀬取り ニ) 裏込均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード使用前後	
		陸上運搬	ストック、積み込み、運搬状況	運搬時	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
		瀬取り	瀬取り状況	作業時	
		裏込材投入	投入状況	投入時、捨石規格毎及び作業船種毎	
		裏込均し	均し状況	規格及び作業船毎	
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
		材料の確認	産地・規格毎	搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
	出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時	
ホ) 吸出し防止材	施工管理	吸出し防止材の確認	搬入	搬入時	
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時	
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	
		吸出し防止材の形状寸法	測定状況	測定時	
	出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態	敷設完了時	

13 汚濁防止膜工

工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	
汚濁防止膜工	施工管理	取付け、組立て	取付け、組立状況	組立時、全体及び部分	カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるよう撮影
		設 置	設置状況	設置時	作業状況が判明できるよう使用船舶機械を配慮し撮影
		撤 去	撤去状況	撤去時	
	品質管理	カーテンの種類、形状	カーテン	組立時、種類及び形状毎	カーテンの種類、規格、形状等が判明できるよう撮影
		汚濁防止膜の構造	アンカー、フロート、ワイヤー等	組立時、種類及び形状毎	アンカー、フロート、ワイヤー等の規格形状等が判明できるよう撮影
	出来形管理	設置位置	設置状況	設置完了後	正面、側面等全体の設置状況が判明できるよう撮影
上記以外の工種については、他の類似工種を参照のうえ、実施するものとする。 なお、類似工種の無い工種については、「港湾工事共通仕様書」（国土交通省港湾局編集）の“港湾工事写真管理基準”を参照のこと。					

第3 森林土木工事の部

出来形管理以外の写真管理は、一般土木工事の部を適用する。

出来形管理写真撮影箇所一覧表（規定工種以外の工種は、一般土木工事の部を適用する。）

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
12 治山林道編	1 溪間工	3 コンクリートダム工			コンクリート側壁工	裏込厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
12 治山林道編	1 溪間工	3 コンクリートダム工			水叩工	基礎礫厚さ	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
12 治山林道編	1 溪間工	4 鋼製ダム工			水叩工 (鋼製枠)	詰石投入	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
12 治山林道編	1 溪間工	6 木製ダム			木製ダム	詰石投入	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
12 治山林道編	1 溪間工	7 護岸工			護岸工 (木製)	詰石投入	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
12 治山林道編	1 溪間工	9 流路工			流路工 (コンクリート)	裏込・基礎礫厚 さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						厚さ 幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外し後〕	
12 治山林道編	1 溪間工	9 流路工			帯工	天端幅 水通し幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

第3 森林土木工事の部

出来形管理以外の写真管理は、一般土木工事の部を適用する。

出来形管理写真撮影箇所一覧表（規定工種以外の工種は、一般土木工事の部を適用する。）

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
12 治山 林道 編	2 山 腹 工	3 法 切 工			法切工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔掘削後〕	
12 治山 林道 編	2 山 腹 工	4 土 留 工			土留工 (木製)	高さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
12 治山 林道 編	2 山 腹 工	8 柵 工			柵工(編柵) 丸太柵工(木柵工)	高さ 杭間隔	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
12 治山 林道 編	2 山 腹 工	10 筋 工			筋工(石筋) 筋工(萱) 植生土のう筋工	高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
12 治山 林道 編	5 林 道 工	4 擁 壁 工	4 拘 束 土 壁 工		拘束土壁工	厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						控え長さ	各段毎に1回 〔施工後〕	

第4 農業土木工事の部

写真撮影箇所一覧表（規定工種以外の工種は、一般土木工事の部を適用する。）

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度[時期]	
1 3 農業基盤編	1 農地等基盤整備工事共通事項	3 共通的工種	1		砂利舗装	厚さ、幅	施工後	200mに1箇所、最低2箇所	
				3 水路工	1	現場打ちコンクリート水路工	打継目処理状況	施工中	2 スパンに1箇所
			幅、高さ、厚さ、配筋				施工後		
			2	二次製品水路工（L型、大型水路）	コンクリート二次製品大型フリーム水路は、布設を、鉄筋コンクリート L 型水路は、布設、厚さ、幅	施工後	施工延長 100m に 1 箇所 上記未満は 2 箇所		
									3
	2 ほ場整備工事	3 整地工	1 整地工	1	整地工 （表土剥ぎ取り） （基盤整地） （表土整地）	現況表土厚	施工前	各筆1箇所	
						基盤整地状況	施工中	10a 当たり 1 箇所	
						表土整地状況	施工中		
			2	畦畔工	施工状況 仕上げ状況 高さ、幅	施工中 仕上げ時 施工後	1 耕区に 1 箇所		
			4 暗渠排水工	3	吸水渠工 集水渠工	●埋設深、埋設間隔 ●吸水渠、集水渠掘進断面（掘削深、掘削巾）吸水管布設状況（掘削断面と同時でもよい）被覆（巾、厚さ、充填状況） ●水閘、立ち上り、継手類（接合、布設状況） ●埋戻、残土処理、石礫等の処理状況 ●使用材料の搬入状況	施工中 施工後	●200mに1箇所 ●吸水渠は路線毎に上、下流端及び中間点 ●集水渠は 1 箇所 ●水閘・立ち上りは 1 箇所	
	8 構造物取壊		構造物取壊	高さ・幅・長さ	施工前	一構造物 1 枚	臨 場 に より段階 確 認 を 行 っ た も の は 状 況 写 真。		

第4 農業土木工事の部

写真撮影箇所一覧表（規定工種以外の工種は、一般土木工事の部を適用する。）

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度[時期]	
1 3 農業基盤編	3 管水路工	5 管体基礎工	1 砂基礎	1	砂基礎工	基礎、埋戻しの厚さ、幅、敷均し、締固め状況	施工中 施工後	施工延長 100m に 1 箇所 上記未满是 2 箇所	
		6 管体工	1 硬質ポリ塩化ビニル管布設工		硬質塩化ビニル管工 強化プラスチック複合管工 ダクタイル鋳鉄管工	管布設状況	施工中	施工延長 100m に 1 箇所 上記未满是 2 箇所	
						ジョイント関係	施工後		
	4 ため池改修工事	3 堤体工			堤体工 (出来形管理)	盛土幅員、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝、その他	施工中 施工後	施工延長おおむね 20m～40mにつき1箇所	
					堤体工 (品質管理:材料)	締固め試験 土粒子の密度試験 含水比試験 土の粒度試験 土の透水試験 土の液性・塑性限界試験 土の三軸圧縮試験 土の一軸圧縮試験 圧密試験 土のせん断試験	試験実施中	試験毎に1回	
					堤体工 (品質管理:施工)	土の含水比試験 現場密度の測定 現場透水試験	試験実施中	試験毎に1回	
		5 洪水吐工			洪水吐工	床掘、基礎、幅、高さ、配筋、打継目、パイプ布設、外観検査、ジョイント関係、その他	施工中 施工後	おおむね2スパンにつき1箇所 箇所単位の構造物については適宜	

第4 農業土木工事の部

写真撮影箇所一覧表（規定工種以外の工種は、一般土木工事の部を適用する。）

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影時期	撮影頻度[時期]	
1 3 農業基盤編	4 ため池改修工事	6 取水施設工			樋管工・同上付帯構造物（土砂吐ゲート等）	床掘、基礎、幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他	施工中 施工後	施工延長おおむね 10mにつき1箇所 箇所単位の構造物については適宜	
		8 グラウチング工			ボーリンググラウチング	削孔長は全数、その他必要箇所	施工中 施工後	ボーリングの削孔長を全数	

4 品質管理技法

4 品質管理技法

1 品質管理の手続

品質管理は先づ管理しようとする品質特性について測定を行ない、ヒストグラムによって規格とのチェックを、管理図によって工程が安定かどうかのチェックを行なう。もし異常があればその原因を除去し異常がなければその状態を維持する。という手続きによって行なう。

〔解説〕

(1) 品質管理

品質管理とは与えられた規格を十分に満足するような製品を最も経済的に作ることが出来るよう、工程のすべての段階に統計理論と統計技術を応用していくことであり、品質管理の行動は設計図書等で示された規格に対し、十分なユトリをもった土木構造物を造るよう、各施工段階において規格割れを発生する原因を取り除いて行くことである。

品質管理が充分に行なわれる条件は

- 1) 製品がある許容範囲で規格を満足していること。(ヒストグラムによる)
- 2) 工程が安定していること。(管理図による)

これらの条件はおのこの独立であってこのいずれも満足する必要がある。

1) の条件はヒストグラム（柱状図）によって、その分布状態より規格に対し十分なユトリがあるかどうかを調べる。2) の条件は管理図によって、安定した状態であるかどうかを調べる。いくら規格を満足していても、一方向に片よる場合、大きな波状になる場合にはいつ規格割れを生じるかわからないので、その原因を追求し適切な処置を行なう必要がある。

(2) 管理状態

管理状態（安定な状態）とは異状原因によるバラツキ（この原因を探求して再発しないよう処置をとることが経済的に出来るバラツキ、見のがせない原因によるバラツキ）と、偶然原因によるバラツキ（この原因を探求して再発しないよう処置を取ることが出来ないか、たとえ出来ても経済的でないバラツキ）とを分離し、これに基づいて異状原因をさがして再び起こらぬよう処置をとり、偶然原因によるバラツキ（管理されたバラツキ）のみを持つようになった状態を意味する。

建設工事において、私達が取ったデータはその変化をみて工程になんらかの処置をとり、最終品質に影響を与えるものならば何でも管理図を作ってみる価値があり、逆にそれに基づいて工程に処置を取ることが出来ないようなものは管理図を書いて見ても仕方がない。

管理図はこれをデータの後整理に使ったり、プロットした図面をただ残しておくために（工事検査用に）作るものでなく、これを指針として工程に対し処置をとり、管理された工程にするために作るものでなくてはならない。

(3) 品質管理のための統計的手法

品質管理において統計的な考え方が必要なことは、品質と云うものがたえず変動してやまないからである。この品質のバラツキを統計的につかみ統計的推測に基づいて行動するのが品質管理の基本である。

ある製品の品質を管理しようとする時、その全部を調べて品質を管理すると云うことは不可能なことか、又は可能でも非常に不経済なことが多い。そこで一般には調べようとする対象の集団からその一部を取り出して、その一部のデータによって対象とした集団（母集団）の性質を統計的手法により推

測する方法がとられる。

母集団も標本もある数値の集りであり、その数値の性質を表わすには中心となる数値とバラツキを示す数値の 2 つが使われる。前者には平均値、中央値（メジアン）、最多値（モード）などが用いられ、後者には範囲、分散、標準偏差、不偏分散、不偏分散の平方根、変動係数などが用いられる。

（4）品質管理の手順

品質管理をおこなうためには一般には次の手順で行なう。

手順 1 管理しようとする品質特性（表2-1 参照）を決める。品質特性としては最終品質に影響を及ぼすと考えられるもののうち、出来るだけ工程の初期で測定出来るもの、早く結果が得られるものが望ましい。

手順 2 その特性について品質標準を決める。この品質標準は実際に良心的に管理すれば通常の努力で実現出来るものでなくてはならない。

手順 3 その品質標準を守るための標準作業を決める。この作業は工程を注意深くみつめムダやムリがないか、又品質に影響を及ぼす因子は何か等を検討する。

手順 4 作業標準に従って実施しデータを取る。

手順 5 データからヒストグラムを作り、品質標準を十分なユトリをもって満足しており、かつこのデータによって管理図をつくり工程が安定していることを確かめる。安定していれば次にその管理限界を延長してその予備データを得たとほぼ同程度の期間に対する管理限界として採用して作業を続行する。

手順 6 作業を続行して行くうちに管理限界外に点が出たり、一方向に片よったり、大きく変動したり、限界線に接してしばしば現われる場合には、工程に異状が生じたものとして、その原因を追求し再発しないよう処置を取り、安定状態ならば工程に異常がないものとしてその状態を維持する。

手順 7 予備データを取った期間とほぼ同程度経過するか、点が 20 点に達するとか、また1ヶ月を経過する等の期間には最近のデータによって手順 5 を繰返す。

2 品質特性

管理対象となる品質特性としてはセメント・鋼材・土・コンクリートなどの素材、およびこれを用いて構造物を作る過程で、最終品質に影響をおよぼす因子のうち、できるだけ工程の初期に結果の判明するような特性を選ばなければならない。

〔解説〕

管理の対象とする品質特性としては前に述べたようにそれに基づいて処置をとり、最終品質に影響を与えることのできるものを選ぶべきであるが、できるだけ工程の初期で測定するもの、またはすぐ結果の得られるものが望ましい。

例をあげれば次のようなものが考えられる。但し次表全部の品質特性について管理を必要とするのではなく、必要に応じて品質特性を選択して管理を行なう。

表2-1 品質特性の例

種 別	対 象	品 質 特 性	試 験
土 工	盛 土	粒 度 現 場 含 水 量 液 性 限 界 塑 性 限 界 最 大 乾 燥 密 度 最 適 含 水 比 締 固 め 度 貫 入 指 数 水 浸 C B R 支 持 力 係 数 衝 撃 地 盤 支 持 力 値	粒 度 試 験 含 水 量 試 験 液 性 限 界 試 験 塑 性 限 界 試 験 突 固 め 試 験 〃 乾 燥 密 度 試 験 各 種 貫 入 試 験 C B R 試 験 平 板 載 荷 試 験 衝 撃 式 地 盤 支 持 力 試 験
路 盤 工	路 盤 材 料 路 盤 支 持 力	粒 度 現 場 含 水 量 支 持 力 係 数 衝 撃 式 地 盤 支 持 力 貫 入 指 数 平 担 性	粒 度 試 験 含 水 量 試 験 平 板 載 荷 試 験 衝 撃 式 地 盤 支 持 力 試 験 各 種 貫 入 試 験 平 担 性 試 験
コ ン ク リ ー ト 工	骨 材	粗 骨 材 粒 度 細 骨 材 粒 度 細 骨 材 表 面 水 量	粒 度 試 験 〃 表 面 水 量 試 験
	コ ン ク リ ー ト	ス ラ ン プ 空 気 量 圧 縮 強 度 曲 げ 強 度 単 位 体 積 重 量 混 合 割 合	ス ラ ン プ 試 験 空 気 量 試 験 圧 縮 試 験 曲 げ 試 験 単 位 体 積 重 量 試 験 洗 い 分 析 試 験
	コ ン ク リ ー ト 構 造 物	強 度 〃 厚 さ 平 担 性	テ ス ト ハ ン マ ー 試 験 コ ア 採 取 〃 平 担 性 試 験
	ミ キ サ	練 り ま ぜ 性 能	モ ル タ ル 単 位 重 量
	各 材 料 計 量 器	計 量 誤 差	計 量 誤 差 試 験
	骨 材	各 材 料 粒 度 試 験	各 材 料 粒 度 試 験
		す り へ り 減 量	ロ サ ン ゼ ル ス 試 験
		破 砕 値	破 砕 試 験
	ア ス フ ェ ル ト	針 入 度 軟 化 点	針 入 度 試 験 軟 化 点 試 験
ア ス フ ェ ル ト 舗 装	プ ラ ン ト に お け る ア ス フ ェ ル ト	各 材 料 温 度 粒 度 ア ス フ ェ ル ト 混 合 率	各 材 料 温 度 試 験 合 材 抽 出 試 験 〃
	舗 装 ア ス フ ェ ル ト	密 度 、 空 隙 率	マ ー シ ャ ル 試 験
		現 場 到 着 温 度 厚 さ 混 合 割 合	現 場 到 着 温 度 試 験 コ ア 採 取 厚 さ 試 験 コ ア 混 合 割 合 試 験
		平 担 性	平 担 性 試 験

3 ヒストグラムによる判定

品質特性が規格値をある許容範囲で満足しているかどうかはヒストグラムによって調べるものとする。

〔解説〕

(1) ヒストグラム（柱状図）の作り方

- 手順 1 最近のデータをできるだけ多く集める。
 手順 2 データの中から最大値、最小値を求める。
 手順 3 全体の範囲 $R = X_{\max} - X_{\min}$ を求める。
 手順 4 クラス分けするときのクラス巾をきめる。

表3-1 データ数とクラス数

データの数	クラスの数
50以下	7～10
100内外	10
500程度	10～15
1,000以上	20

$$R \div (\text{クラスの数}) = C'$$

C' を測定単位の整数倍にしこれをクラス巾 C とする。

- 手順 5 $X_{\max}$ 、 $X_{\min}$ を含むようにクラス巾 C で区切りクラスを設ける。この場合測定単位の一桁下の5単位で区切るとよい。データをわけるとき、はっきりどのクラスに属するか決めるためである。
 手順 6 データをわけると度数分布表を作る。このとき“~~///~~”を用い“正”は用いない。間違いやすいから2度やってみることが必要である。
 手順 7 横軸に品質特性、縦軸に度数をとってヒストグラム作る。
 手順 8 規格値があればこれに記入する。

〔例〕 アスファルト舗装工事における路盤支持力（規格 $K_{30} \geq 2.5 \text{ N/mm}^2$ ）についてヒストグラムを作りなさい。

- 手順 1 K値測定データを集める。

表3-2 K値測定データ

測 点	1 列	2 列	測 点	3 列	4 列	測 点	5 列	6 列
	左	右		左	右		左	右
No. 0	2.93	2.62	No.11	2.97	2.96	No.22	3.02	2.98
1	2.84	2.87	12	3.12	2.96	23	3.21	3.23
2	2.92	2.97	13	3.08	2.94	24	3.35	3.27
3	2.81	2.77	14	3.15	3.13	25	2.85	2.86
4	3.09	3.06	15	3.12	3.00	26	3.46	3.38
5	3.33	3.31	16	3.04	3.01	27	2.80	2.83
6	3.18	3.16	17	2.78	2.54	28	3.09	2.91
7	3.19	3.07	18	2.90	2.98	29	3.04	3.05
8	3.05	3.00	19	2.73	2.65	30	2.82	2.87
9	2.79	2.67	20	3.25	3.18	31	3.20	3.13
10	2.90	2.89	21	2.92	2.99	32	2.77	2.72

手順 2 データの中から最大値と最小値を求める。

表 3-2 より各列の最大値と最小値を求めて表 3-3 を作るとデータの多い場合は最大値 (Xmax)、最小値 (Xmin) を簡単に見つけることが出来る。また、列ごとの情報もつかむことが出来るし間違いを起こさずにすむ。

表 3-3

各列の maxとmin \ 列	1 列	2 列	3 列	4 列	5 列	6 列
Xmax	3. 33	3. 31	3. 25	3. 18	3. 46	3. 38
Xmin	2. 79	2. 62	2. 73	2. 54	2. 77	2. 72

この表から全体についてのmaxとminを簡単に見つけることができる。

$$X_{\max}=3.46$$

$$X_{\min}=2.54$$

手順 3 全体の範囲 $R=X_{\max}-X_{\min}$ を求める。

$$R=X_{\max}-X_{\min}$$

$$=3.46-2.54$$

$$=0.92$$

手順 4 クラス巾を決める。

データ数が全部で 66 個であるので、クラス数は表 3-1 より 10 とする。

$$C=R \div N$$

$$=0.92 \div 10$$

$$=0.092$$

$$\therefore C=0.09$$

手順 5 $X_{\max}$ 、 $X_{\min}$ を含むようにクラス巾 C で区切りクラスを設ける。

クラスの境としては測定値の最小単位の一桁下の 5 単位で区切るとデータが境界にくることは無い。すなわちクラスを

$$\left\{ \begin{array}{l} 2.50 \sim 2.59 \\ 2.59 \sim 2.68 \end{array} \right\} \text{ と置いた場合 } 2.59 \text{ というようなクラスの境目のデータは、どちらのクラスに入}$$

れてよいかわからないので、このときの測定値の単位 0.01 の半分の 0.005 をつけ加えて、データのクラス分けを明確にするということである。

各クラスの代表値は境界の値の中央値とする。

従って、中央値はクラスの巾 (この場合 $C=0.09$) の等間隔となる。

手順 6 データをわけろ。

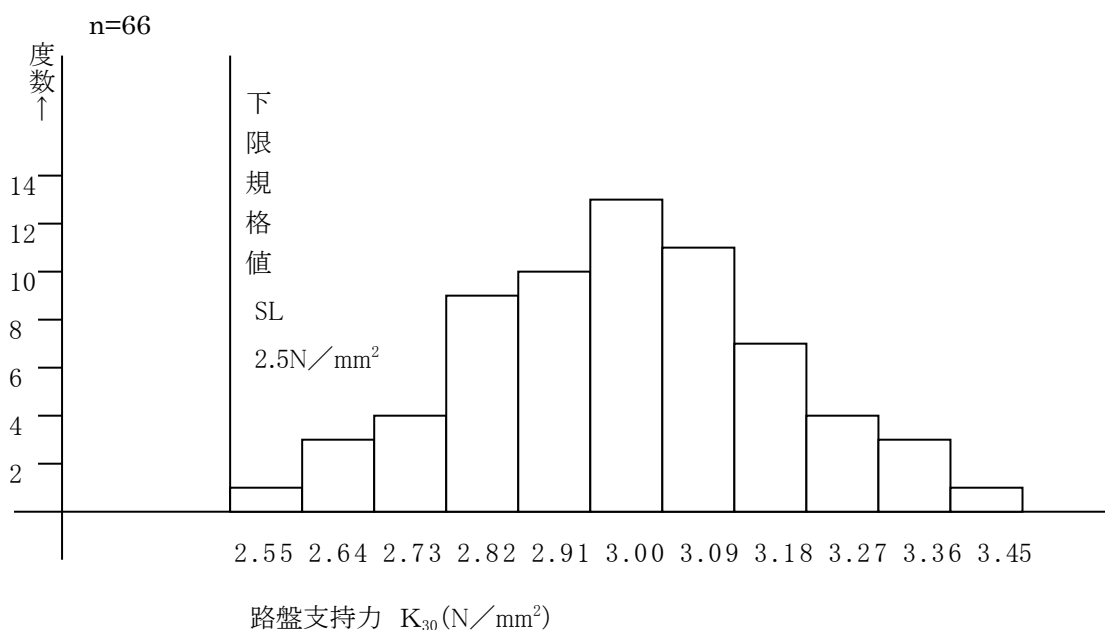
データの割りふりは間違いやすいので表 3-4 に示す様に度数分布表を作成し、必ず 2 度やって見ること。

表3-4 度数分布表

No.	クラス	代表値	データのわりふり						合計	度数
			1列	2列	3列	4列	5列	6列		
1	2.505～2.595	2.55				/			/	1
2	2.595～2.685	2.64		//		/			///	3
3	2.685～2.775	2.73		/	/		/	/	////	4
4	2.775～2.865	2.82	///		/		///	//	~~///~~ ///	9
5	2.865～2.955	2.91	///	//	//	/		//	~~///~~ ~~///~~	10
6	2.955～3.045	3.00		//	//	~~///~~ /	//	/	~~///~~ ~~///~~ ///	13
7	3.045～3.135	3.09	//	//	///	/	/	//	~~///~~ ~~///~~ /	11
8	3.135～3.225	3.18	//	/	/	/	//		~~///~~ //	7
9	3.225～3.315	3.27		/	/			//	////	4
10	3.315～3.405	3.36					/	//	///	3
11	3.405～3.495	3.45					/		/	1

手順 7 ヒストグラムを作成する。横軸に品質特性値(代表値)、縦軸に度数をとってヒストグラムを作成する。

図3-1 ヒストグラム

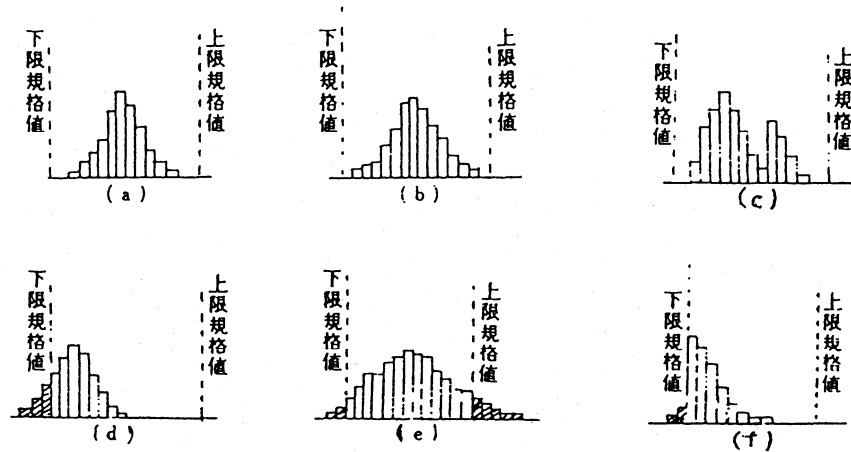


(2) ヒストグラムの見方

ヒストグラムはある工程で作られる製品の特性が、集団としてどのような状態になっているかを見るために用いるものである。したがって多少のデコボコは問題にしないで全体の姿に着目することが大切である。

ヒストグラムのいろいろな型について紹介し考察を加えて見る。

図 3-2



- (a) 規格に対し十分なゆとりがあり、バラツキも大体管理されている。したがって製造工程の能力は満足できる状態であり、このような状態であればあとはこのままの状態を維持するようにすべきである。しかしあまり規格が広すぎる場合には、規格をもう少し厳重にして品質の向上をはかるとか、あるいは管理の方を多少ゆるくしてコストの引き下げを考えるとかの判定が必要となってくる。
- (b) 規格に対しあまりゆとりがなく、バラツキが大きいためいつ規格外れの不良発生があるかわからないので、バラツキを小さくするような対策をとるとか、あるいは規格を少しゆるくするなどして規格に対して十分なゆとりが持てるように考慮する必要がある。
- (c) 離れ島が出来ている。なにか工程に異常があるので原因を追求して根本的な対策が必要である。
- (この様な時には他の母集団のもの、又二つのヒストグラムにすべきものを一つに書いていないか等データをもう一度検討する必要がある。)
- (d) バラツキの程度はよいが、中心がずれているために規格外れの不良発生となっている。このような場合平均値を規格の中心に近づけるように処置する必要がある。しかしこのようにバラツキが小さい場合で平均だけを動かせば不良がなくなるという場合の処置は、比較的簡単にできることが多い。
- (e) 大きくバラツキており規格をはずれているものもあるので、バラツキを小さくする処置が必要である。この場合には平均値を規格の中心に近づけるだけでは不良品はなくせない。規格をゆるくするとかバラツキが小さくなるような根本的な対策をとることが必要である。
- (f) ノーキングのデータによくある形である。規格外のデータを作為的に規格値附近の値にした場合である。このような管理をしていたのではいつまでも品質はよくなりませんことに反省すべきである。

このようなことなしに工程のほんとうの姿をとらえ原因を追求して処置して行けばかならずや規格にあった品質を最も経済的に作りだせるようになるであろう。ヒストグラムの見方として留意する点をまとめておくと

- 1 目標値、規格値などは満足であるかどうか。
- 2 分布の位置は適当か。
- 3 分布の巾はどうか。
- 4 離れ島のように飛びはなれたデータはないか。
- 5 分布の最大最小はこれでよいか。
- 6 分布の右か左かが絶壁形となっていないか。

7 分布の山が二つ以上ないか。

ヒストグラムを通し以上のような点に着目して現在自分連が作っている品質の全体の規則性をつかみ、そこに問題があればそれにみあう手を考え改善して行くことであり、ヒストグラムを作ることによって更に新しい問題点や改善の方法を見いだせ、そうすることによって不良原因の追求、更に進んで作業標準等の改善ができ、技術の向上とむすびつくことになる。いずれにしてもヒストグラムは最も簡単で、又最も多く用いられ、最も効果のある工程の状態を知る鏡のようなものであり、このことから身近なデータがあれば実際にヒストグラムにして工程の状態を常に把握しておくことが大切である。

(3) 規格値に対するユトリの計算

分布がユトリをもって規格を満足しているかどうかはヒストグラムによって調べる。平均値 $\bar{X}$ が規格を満足していることを確めたのち、分布がユトリをもって規格を満足しているかどうかを数値としてチェックする必要がある。このチェックのために、平均値 $\bar{X}$ の他に $\hat{\sigma}$ を度数分布表より求める。

もしデータが周期的な大きな変動がないと考えられる場合は、合理的な大きさ n の群の中での範囲（最大と最小値の差） R を K 組について平均して $\bar{R}$ を求めて

$$\hat{\sigma} = \bar{R} / d_2 \text{ として}$$

$\hat{\sigma}$ を推定してもよい。とにかくデータから $\hat{\sigma}$ を求める。

d_2 は群の大きさ n によってきまる係数

ア 両側規格の場合

規格値が下限規格値と上限規格値の両方がある場合はそれぞれの規格を充分ユトリをもって満足していなければならない。

それには次の式を満足している必要がある。

$$\frac{|SU \text{ (及び} SL) - \bar{X}|}{\hat{\sigma}} \geq 3 \text{ (できれば} 4)$$

ここで SU は上限規格値、 SL は下限規格値である。

イ 片側規格値の場合

$$\frac{|SU \text{ (又は} SL) - \bar{X}|}{\hat{\sigma}} \geq 3 \text{ (できれば} 4)$$

ここで SU は上限規格値、 SL は下限規格値で上式は下又は上限規格値の絶対値から平均値 $\bar{X}$ を引いて $\hat{\sigma}$ で割ったものが3～4あればユトリがあると云うことである。

即ちバラツキの測度 $\hat{\sigma}$ の3～4倍のところに規格値があればユトリがあることになる。

例 下限規格値 13kg $\hat{\sigma} = 2.0$ 、 $\bar{X} = 2.0$ とすれば

$$\frac{|13 - 2.0|}{2.0} = 3.5$$

従って、規格値を充分ユトリをもって満足している。

例 $S^2 = 8.0$ 、 $V = 8.18$ 、 $N = 45$ とすると標準偏差 σ （シグマ）と標準偏差の推定値 $\hat{\sigma}$ （シグマハット）は

$$S^2 = S / n \quad S = \sum (X_i - \bar{X})^2 \quad V = \sum (X_i - \bar{X})^2 / (n-1)$$

$$\sigma = \sqrt{8.0} = 2.82$$

$N = 45$ なので $C_2^* = 1$

$$\hat{\sigma} = \sqrt{8.18} = 2.86 \text{ となる。}$$

一般に標準偏差は、ある母集団全体に対するバラツキを表わす測度であり、私達がデータを取扱う

場合は母集団の真のバラツキ即ち標準偏差を得ることはできない。従ってある母集団の標準偏差を知るためにその母集団から一部のデータをサンプリングして、そのデータから、ある母集団の標準偏差を推定するわけで、その推定値として残差平方和を手掛りに不偏分散を求め、更に不偏分散の平方根として取扱っていくわけである。私達は標準偏差の不偏推定値 $\hat{\sigma}$ (シグマハット)としての不偏分散を用い分布の状態を示す重要な統計値であるとして取扱って行くのである。

ウ 規格値を割ることをある程度許す場合

もし片側規格で 20 回に 1 回というように、ある程度規格を割ってもよいような場合には 3～4 回と云う数字の代りに下表の数字 h を用いる。

表 3-5 許容限界係数 h

(片側危険率 5%)

P \ N	3	5	10	15	20	25	30	40	50	60	100	∞
1/4	4.42	2.00	1.43	1.25	1.15	1.09	1.05	0.99	0.95	0.93	0.85	0.67
1/5	5.25	2.43	1.67	1.46	1.36	1.29	1.24	1.18	1.14	1.11	1.03	0.84
1/10	7.53	3.37	2.32	2.04	1.91	1.82	1.77	1.69	1.64	1.60	1.50	1.28
1/20	9.46	4.17	2.87	2.54	2.38	2.28	2.21	2.12	2.06	2.02	1.90	1.64
1/50	11.67	5.10	3.50	3.11	2.91	2.79	2.71	2.60	2.53	2.48	2.34	2.05
1/100	13.16	5.73	3.93	3.49	3.27	3.14	3.05	2.93	2.85	2.8	2.65	2.33

この h は許容限界係数と云われるものである。表中の P=1/20 とは 20 回に 1 回の割合を意味しており、N はサンプリングしたときのデータ数である。尚この数字 h を用いて得た結論は危険率 5%である。

例えば下限規格値を 1/20 の確率ではずれてもよいという場合には N=25 であれば次の式を満足していればよい。

$$\frac{|SL - \bar{X}|}{\hat{\sigma}} \geq h = 2.28$$

上限規格値、下限規格値より 1/50 の確率ではずれてもよい場合には、片側では 1/100 の確率になるので N=25 の場合

$$\frac{|SL - \bar{X}|}{\hat{\sigma}} \geq h = 3.14 \text{ 及び } \frac{|SU - \bar{X}|}{\hat{\sigma}} \geq 3.14$$

を満足していることが必要である。

これらの係数はヒストグラムによる判定の場合のみに適用されるもので管理限界等の計算には用いてはならない。

規格の管理はあくまでもヒストグラムで行ない、ユトリの計算は上式のいずれかを用い、充分ユトリをもって満足しているよう確認する。

表 3-6 3σ 管理限界用係数

n	C ₂ *	C ₁ *	d2	d3	A2	D3	D4	E2	m3
2	0.7979	0.6028	1.128	0.853	1.880		3.267	2.660	1.0000
3	0.8862	0.4632	1.693	0.888	1.023		2.575	1.772	1.1602
4	0.9213	0.3888	2.059	0.880	0.729		2.282	1.457	1.0922
5	0.9400	0.3412	2.326	0.864	0.577		2.115	1.290	1.1976
6	0.9515	0.3076	2.534	0.848	0.483		2.004	1.184	1.1351
7	0.9594	0.2822	2.704	0.833	0.419	0.076	1.924	1.109	1.2137
8	0.9650	0.2621	2.847	0.820	0.373	0.136	1.864	1.054	1.1600
9	0.9693	0.2458	2.970	0.808	0.337	0.184	1.816	1.010	1.2226
10	0.9727	0.2322	3.078	0.797	0.308	0.223	1.777	0.975	1.1768
	$1 - \frac{1}{4n}$	$\frac{1}{\sqrt{2n}}$			$\frac{3}{\sqrt{nd}2}$	$1 - 3\frac{d3}{d2}$	$1 + 3\frac{d3}{d2}$	$\frac{3}{d2}$	$\sqrt{\pi}/2$

4 工程能力図による規格の管理

品質特性が規格値を満足しているかどうかを連続的につかむためには工程能力図によって調べる。

〔解説〕

(1) 概 要

ここで取り扱う工程とは工期工程とは異なり、品質が作り出される過程を特に工程ということにする。

前述した如く品質規格はヒストグラムで管理し、品質が常紅安定した状態での工程で作り出されるよう管理する道具として管理図というものをを用いる。

管理図については後に充分述べるが、規格を管理するために実はもう一つの技法がある。アスファルト舗装要綱等で用いられている工程能力図がそれである。工程能力図は規格の管理に使われるのであるが、管理図と混同している傾きもあるので、ここでそれらをはっきりしておこう。

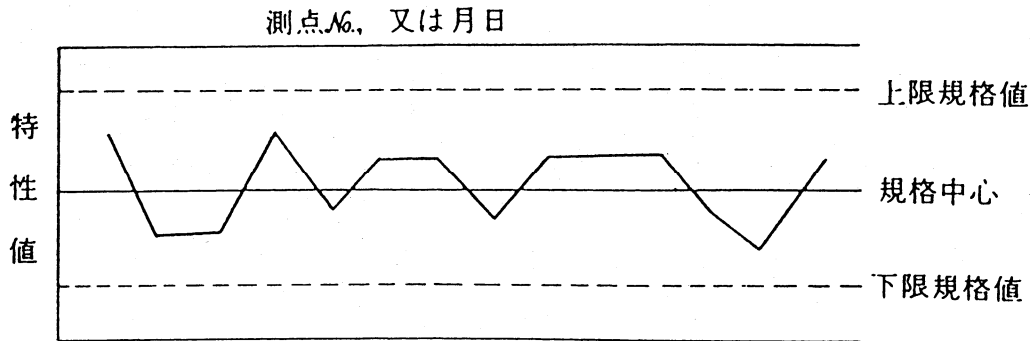
(2) 工程能力図

工程能力図は得られたデータが規格値を満足しているかどうかのチェックに用いられる連続的な表示方法である。

これにより規格の現況、能力等をみる。従って統計的な考え方が使われておらず、工程上異常があるかどうかの判断は出来ない。

しかし規格値に対するデータの変動の様子が連続的につかまえることができる。

図 4-1 工程能力図の例



工程能力図の作り方は調べようとする対象の集団を区間割して（工区等）合理的な群にして各群の中で時間順序に従ってデータを記入して行くのである。

ア 工程能力図の作り方

手順 1 データを取る。

手順 2 基準値との比較

出来形管理のように規格値が基準値との差異で決められているものは基準値と実測値の差を求める。

手順 3 工程能力図用紙の準備

横軸にサンプル番号（又は測点）、縦軸に特性値を目盛り、上下規格値を示す線を点線で示す。

手順 4 打点

実測値又は基準値との差を工程能力図用紙に打点する。打点は普通直径 1～2mm の「○」とし実線で結ぶ。

手順 5 安定状態の判定

打設した点がそれぞれ上下規格線に入っており、バラツキの程度が少なく、くせがない場合（上又は下にかたよったり、周期的になったり一方向に連続して上昇又は下傾する傾向がない）は安定状態であると判定し、今までの作業を継続する。安定状態でない場合には原因を調査し原因を除去し再発を防ぐ処置を取る。

イ 工程能力図の見方

工程能力図の見方としては基本的には次の 2 点を調べる。

a 規格はずれの率を調べる。

b 点の並び方を調べる。

以上の点に注意して工程能力図を活用する。なお、点の並び方の例について考察してみよう。

（ア）安定している状態

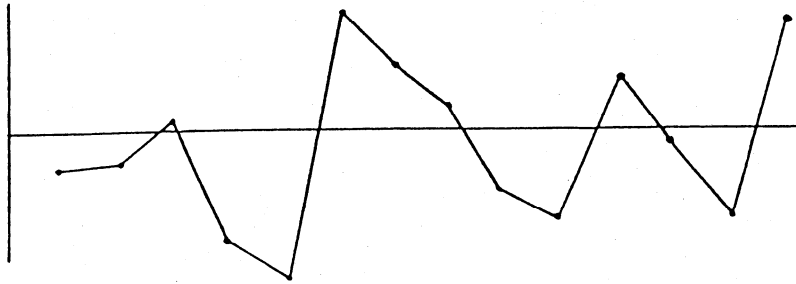
バラツキの程度が少く、平均値は規格値のほぼ中央にあつて規格はずれもない状態のとき。

（図 4-1）

（イ）突然高くなったり低くなったりする状態

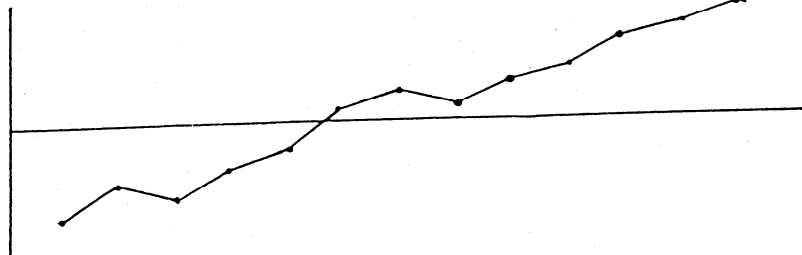
機械の調整をしたとか、材料が変わったときなどに現われる。

図 4-2



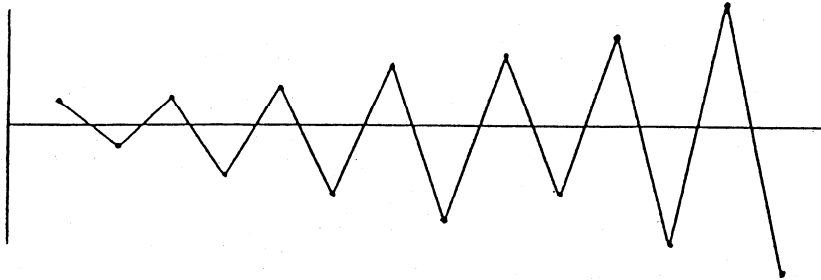
- (ウ) しだいに上昇するような状態
機械の精度が悪くなったときなどに現われる。

図 4-3



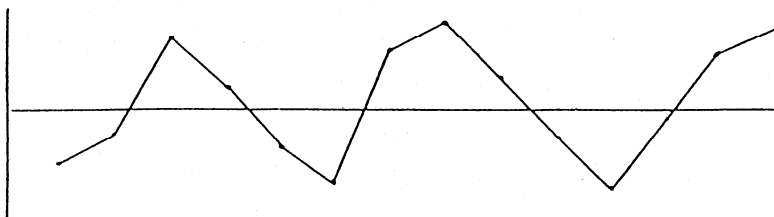
- (エ) バラツキが次第に増大する状態
作業標準に慣れ、いいかげんに作業するときとか、計器の精度が悪くなったときなどに良く現わ

図 4-4



- (オ) 周期的に変化する状態
気温等の影響をうけるとときなどに現われる。

図 4-5



以上いろいろの点の並び方を述べたが、工程能力図の見方をまとめておくと、

- 1) 点が規格値外に出ないか。
- 2) 点の並び方が不安定でないか。
- 3) バラツキが大きすぎないか。
- 4) 中心がずれていないか。

等を調べもし上記のような警告が工程能力図より読みとられたときには、その原因を調査し適切な処置の行動をする。

工程能力図は規格値との対象には便利であるが、統計的考察ができないので確率的に異常であるかないかつかまえることができない不便さがある。

ウ 工程能力図の実例

ある道路改良工事で、路体盛土の含水量について、管理を行なった時の1例である。

平成〇〇年度〇〇改良工事										土の含水量				工程能力図				監督員	
名称		路体盛土		土木事務所名		〇〇土木事務所		測定期間		自至者									
品質特性		土の含水量		日標準量		300m³		請負人											
測定単位		%		大さき		1回3個		現場代理人											
規格限界		9%		試験間隔				測定者											
設計基準値		7%						作成者											
月日	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11	
測定点	Na 8	Na 8	Na 10	Na 10	Na 12	Na 12	Na 14	Na 21	Na 21	Na 23	Na 23	Na 25	Na 25	Na 25	Na 25	Na 25	Na 25	Na 25	
特性値	5.6	7.1	6.3	7.9	8.5	6.7	7.7	6.2	7.5	6.9	8.1	6.8	7.5	7.26					
特性値 (%)																			
(3) 測定値も安定しており、以下定期的に測定する。																			
記事																			

含水量ヒストグラム

試料数 27個 O. M. C 7%

Xmin 9.5%

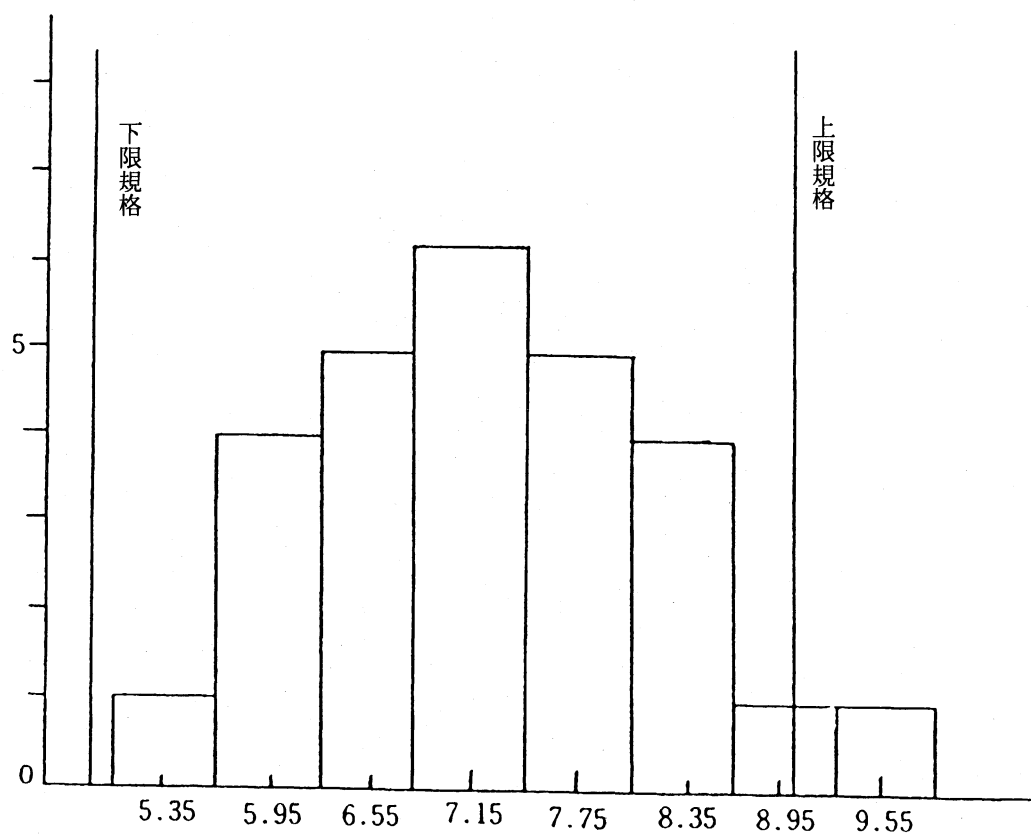
Xmin 5.4%

$R = 9.5 - 5.4 = 4.1$

$4.1 / 7 = 0.585$

$C = 0.6$

No.	ク ラ ス	代 表 値	デ ー タ	度 数
1	5.05 ~ 5.65	5.35	/	1
2	5.65 ~ 6.25	5.95	///	4
3	6.25 ~ 6.85	6.55	////	5
4	6.85 ~ 7.45	7.15	////	6
5	7.45 ~ 8.05	7.75	////	5
6	8.05 ~ 8.65	8.35	///	4
7	8.65 ~ 9.25	8.95	/	1
8	9.25 ~ 9.85	9.55	/	1



5 管理による安定状態の判定

管理図による安定状態の判定方法としてはJIS Z 9021-1998 “シューハート管理図”の規定による。

〔解説〕

(1) 管理図について

管理図は工程能力図に統計理論を導入した一歩前進した手法であり、工程の異常原因を発見して処置し、安定した工程を保つ手法である。いいかえれば、統計的に処理したデータをプロットしたグラフの中に管理限界線を記入し、プロットした点がこの限界の外に出たら見のがせない原因があったと判断し、その原因を追求して処置をとるものである。

管理図は形の上からいえば品質を表わすデータの図式記録の一種であるが、図上に管理限界線が引かれているのが普通のグラフと違っている。

この管理限界線は品質のバラツキが通常起こり得る程度のものか、それ以上の大きなバラツキであるかを判断する基準となる線である。これが品質管理を行なう上に重要な役割を果すのである。

いま同じ品物を繰り返し作っていく場合に、同じ作業者が同じ材料で同じ機械を使ってある品物を作ったとしても、出来上ったものには必ずバラツキがある。このバラツキの原因にはどういうものがあるか考えてみよう。即ちバラツキを与える原因には2種類ある。

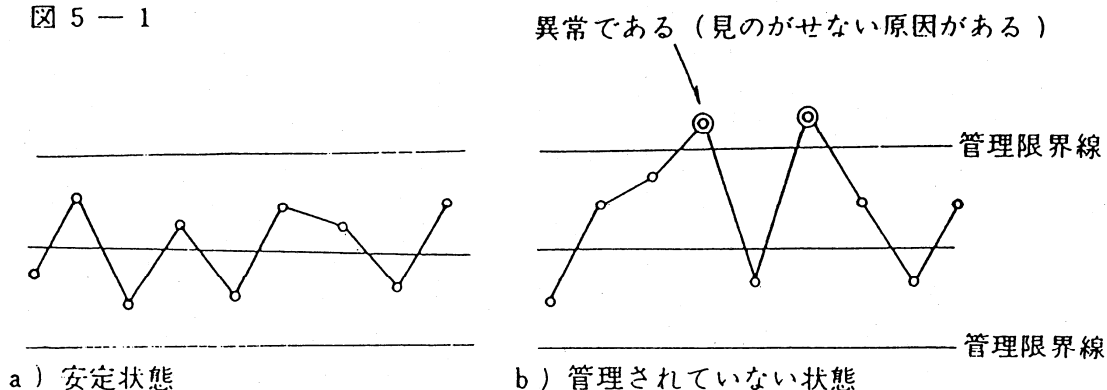
その1つは、いつもと同じつもりで皆が正しい作業をしているのに、即ち作業標準通り仕事をやっているのに、品質にバラツキを与える原因である。これは技術的におさえられない原因によってバラツキを与えるもので、これを偶然原因あるいは不可避免的な原因と云う。現在の作業標準ではどうにもならない原因である。これに対して他の1つは、例えば作業標準を守らなかったために、あるいは作業標準が不備であったために特に大きなバラツキを与える原因である。これは関係者が努力さえすればなくなる原因である。即ち技術的に除去しうる原因でこれを異常原因又は可避的な原因という。

偶然原因…………… 現在の技術ではおさえられない原因又はおさえられても経済的でない原因を云う。

異常原因…………… 技術的に除去しうる原因、みのがせない原因を云う。

この2つの原因により工程にバラツキを与えるのである。しかし偶然原因のみによるバラツキはある一定の分布をしているので、通常これを管理されたバラツキといい、管理されたバラツキだけをもつ工程を管理された工程又は工程が安定している安定状態という。

図 5 - 1



(2) 管理図の種類

私達が取扱っているデータには連続的な値と離散的な値とがある。連続的な値とは例えば舗装の厚さとか強度とか重量などのようなものを云う。これは一見5cm、7cm と云うようにとびとびのようにみえるが、これはデータの測定の精度の都合上のことで、実際は連続的な値をとりうるものを云う。

これに対して離散的な値とは鉄筋100本中不良品が5本あるとか、現場での1ヶ月の事故が1回、2回と云うように測定され、5.5本とか1.8回とかの値をとり得ないものをいう。一般に前者を計量値といい後者を計数値という。

管理図を用いる場合、計量値か計数値かによって用いる管理図が異ってくる。

ア 計量値の管理図

- a $\bar{X}-R$ 管理図(平均と範囲を用いる)
- b $\bar{X}-R_s$ 管理図(個々の測定値と逐次範囲を用いる)
- c $\bar{X}$ 管理図(メジアン(中央値)を用いる)

イ 計数値の管理図

- a P管理図(不良率を用いる)
- b Pn管理図(不良個数を用いる)
- c c管理図(一定単位中の欠点数を用いる)
- d u管理図(欠点数を用いる)

以上いろいろの管理図があるが、建設事業の場ではこのうち $\bar{X}-R$ 管理図と $\bar{X}-R_s$ 管理図に R_m を加えた $\bar{X}-R_s-R_m$ 管理図が多く用いられており、管理図を理解するにはこの二つを知ればよいように考えられるので、ここでもこの二つについて述べることにする。

(3) $\bar{X}-R$ 管理図(エクスポー、アール管理図)

この管理図は最も多く用いられているもので、重さ、長さ、時間などの計量値に用いられている。

$\bar{X}$ は群の平均値、Rは群の範囲である。従って $\bar{X}$ 管理図では平均値の変動を管理しR管理図では群の分布の巾を管理するのに用いる。即ちこの2つの $\bar{X}$ とR管理図を対にして群の平均値の変動とバラツキの変化とを同時にみて行くことによって工程分布の状態をつかまえて行く管理図である。

R管理図は群の大きさnが10より大きくなると性能が悪くなるので、一般にnが10以下の場合に用いる。

$\bar{X}-R$ 管理図はいろいろの管理図の中で最も重要で使われる度合も多く、この管理図の作り方、見方に習熟すれば他の管理図を容易に使いこなすことができる。

ア $\bar{X}-R$ 管理図の作り方

手順1 予備データの準備、群分けをする。1組に含ませるデータの数は通常4～5ケがよい。比較的最近のデータを集め、合理的な群(1組)に分ける。この場合、合理的な群とはその群の中のバラツキは通常バラツキを示す様に分けられた群のことである。

具体的には時間を追って生産している場合は時間毎、午前、午後、交替ごと、日、週など、道路工事、河川工事の場合起点からの距離、測点 No. ごとなど、その物性が大体似ている範囲を群とする。

手順2 $\bar{X}$ の計算

群ごとに平均値 $\bar{X}$ を計算する。一般に平均値の桁数はデータの桁数より1桁下までに丸める程度でよい。

手順3 範囲Rの計算

群ごとに最大値と最小値の差を計算する。

$$R = X_{\max} - X_{\min}$$

手順4 総平均 $\bar{X}$ を計算する。

群ごとの平均値 $\bar{X}$ を更に群数(組数)で割って全体の総平均を計算する。

$$\bar{X} = (\bar{X}_1 + \bar{X}_2 + \cdots + \bar{X}_n) / K \quad K \cdots \cdots \text{組数}$$

手順5 範囲の平均(アールバー)を計算。

群ごとのRを更に群数(組数)で割って $\bar{R}$ を計算する。

手順6 管理線の計算

1 $\bar{X}$ 管理図

$$\text{中心線 } CL = \bar{X}$$

$$\text{上方管理限界線 } UCL = \bar{X} + A_2 \bar{R}$$

$$\text{下方管理限界線 } LCL = \bar{X} - A_2 \bar{R}$$

A_2 は群試料の大きさ n によってきまる定数で表5-2で示す。

2 R管理図

$$\text{中心線 } CL = \bar{R}$$

$$\text{上方管理限界線 } UCL = D_4 \bar{R}$$

$$\text{下方管理限界線 } LCL = D_3 \bar{R}$$

D_4 、 D_3 は群試料の大きさ n によってきまる定数で表5-2で示す

D_3 は $n \leq 6$ では考えない。

手順7 管理図用紙の準備。

時間的に長くつづける場合が多いから巻方眼紙などを用いるとよい。

手順8 管理図の記入

1 $\bar{X}$ 管理図を上部にR管理図を下部に配置し群番号をそろえて対象できるようにする。品質特性、測定単位、工事名、管理図番号などの必要関係事項を記入する。

2 縦軸は管理限界線の間が 3～5 cm 程度になるように目盛るとよい。横軸は点の間隔が2～5mm ぐらいにとるとよい。

3 $\bar{X}$ 管理図、R管理図の左側にそれぞれ $\bar{X}$ 、Rを記入する。

4 $\bar{X}$ 管理図の左上に試料の大きさ n を記入する。

5 管理線の記入の仕方は次のようにするとはっきりする。

予備データのとき

中心線は実線 —————

限界線は破線

予備データの最後の組番号まで引く。管理線の延長は予備データによる管理線と区別するために中心線は実線でかくが限界線は、一点鎖線 - · - · - · - · で書くといふ。

6 点の記入は、はっきり大きめにする。

普通は $\bar{X}$ は直径 1mm ぐらいの「○」Rは各線の長さが 2mm ぐらいの「×」印で打点する。

7 管理限界からでた点は「◎」「⊗」など赤丸をつけて、はっきりするようにするとよく、限界線上の点は管理はずれとする。打点した点は組番号順に細い実線で結ぶ。

8 予備データの最後の組のあとに締切線を引いて、どこまでが予備データであることを明確にする。

手順 9 安定状態の判定。

打点した $\bar{X}$ 、Rがそれぞれ管理限界に入っていれば、安定状態であると判定し、もし限界外に打点されれば、その点について原因を調査し原因を除去し再発を防ぐ。安定状態であれば手順 11 にうつる。

手順 10 管理線の再計算。

手順 9 で処置ができたなら、その点を除いて管理線の再計算を行ない管理線の中心線、管理限界を引き直す。

限界外に打点された点でも原因がわからないか、わかっても処置ができなければその点は除かないで再計算に用いる。

始めに管理限界内にあった点が再計算したために新しい管理限界からとび出してもそのまま用いる。

手順 11 規格に対する検討。

以上の手順をふんで管理線の計算に用いた個々のデータ全部を使ってヒストグラムをつくり規格と比較検討をする。

手順 12 管理限界線の決定。

品質特性値が十分なユトリをもって規格を満足し、しかも安定状態にあることがわかったら管理限界線を延長して、工程に対して当分の間の管理限界とし、この状態を維持するように管理してゆく。

さて以上の手順で $\bar{X}-R$ 管理図は作れるわけであるが、建設現場のように予備データをとることが困難な場合は本工事のデータを用い、次のような方式で管理して行くとよい。

最初の5組で次の5組を管理し、それまでの10組のデータで次の10組を管理し、それまでの20組のデータで20～30組を管理し、その後は最近の20～30組のデータにより次の20～30組を管理する方式がとられている。

このような方式は20～30組をとるまでに工事が終わってしまうような場合でも適用できるのである。これを5-5-10-20-20方式という。

イ $\bar{X}-R$ 管理図演習

次のデータを用い $\bar{X}-R$ 管理図を作ってみよう。

表 5-1 測定データ

月日	測定値	X ₁	X ₂	X ₃	X ₄	X ₅
6/6日	午前	36	34	36		
	午後	39	35	36		
6/7日	午前	35	38	37		
	午後	33	35	35		
6/8日	午前	37	33	35		

手順 1

建設工事の現場で予備データとして最初の5組のデータが得られたので、これを基に管理図により工程を管理することにする。

手順 2 $\bar{X}$ の計算

6/6 日 午前 $(36+34+36)/3=35.3$

午後 $(39+35+36)/3=36.7$

$$6/7 \text{日午前 } (35+38+37)/3=36.7$$

$$\text{午後 } (33+35+35)/3=34.3$$

$$6/8 \text{日午前 } (37+33+35)/3=35.0$$

手順3 Rの計算。

$$6/6 \text{日午前 } 36-34=2$$

$$\text{午後 } 39-35=4$$

$$6/7 \text{日午前 } 38-35=3$$

$$\text{午後 } 35-33=2$$

$$6/8 \text{日午前 } 37-33=4$$

手順4 $\bar{X}$ の計算。

$$(35.3+36.7+36.7+34.3+35.0)/5=35.6$$

手順5 $\bar{R}$ の計算。

$$(2+4+3+2+4)/5=3.0$$

手順6 管理線の計算。

1. $\bar{X}$ 管理図

$$\text{中 心 線 } CL=\bar{X}=35.6$$

$$\text{上部管理限界線 } UCL=\bar{X}+A_2\bar{R}=35.6+1.023\times 3.0=38.7$$

$$\text{下部管理限界線 } LCL=\bar{X}-A_2\bar{R}=35.6-1.023\times 3.0=32.5$$

A_2 は表 5-2 より求める。

2. R管理図

$$\text{中 心 線 } CL=\bar{R}=3.0$$

$$\text{上部管理限界線 } UCL=D_4\bar{R}=2.575\times 3.0=7.7$$

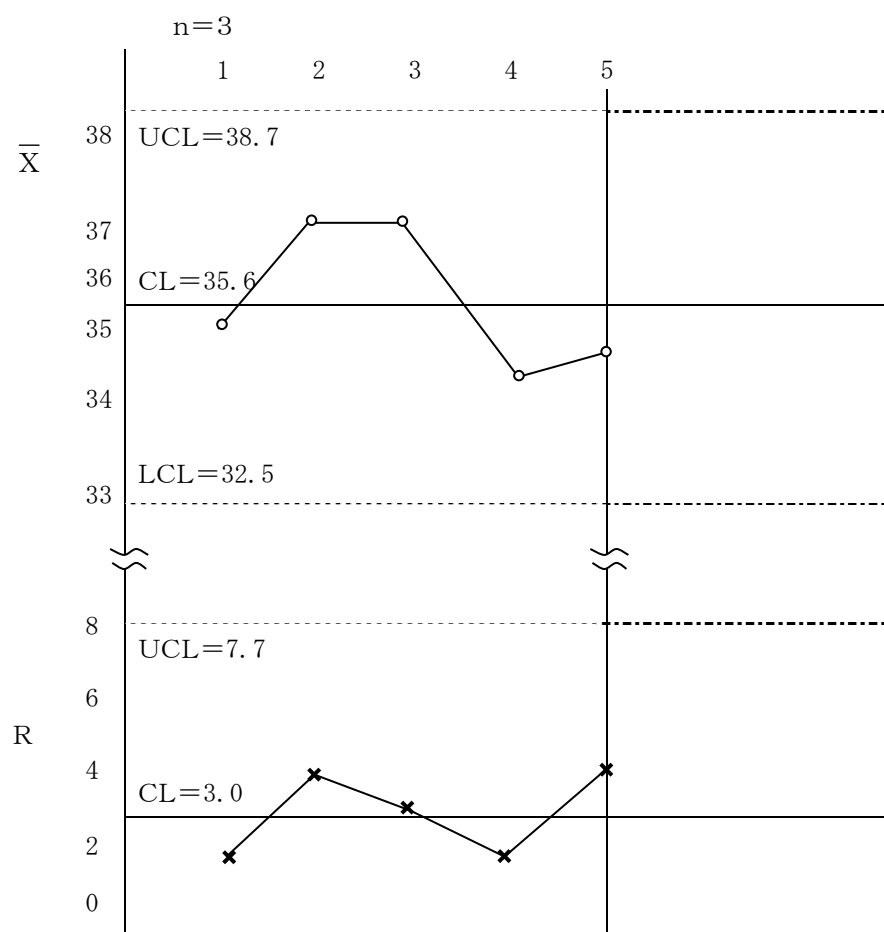
$$\text{下部管理限界線 } LCL=\text{考えない。}$$

手順7 手順8 用紙を準備し記入する。

表 5-2 品質管理係数(一部)

n	A_2	D_3	D_4
2	1.880	考えない	3.267
3	1.023	"	2.575
4	0.729	"	2.282
5	0.577	"	2.115
6	0.483	"	2.004
7	0.419	0.076	1.924
8	0.373	0.136	1.864
9	0.337	0.184	1.816

図5-2 最初の5組の $\bar{X}$ とRの管理図



手順9 安定状態の判定

すべての点が管理限界線内で安定状態と云える。

手順10 管理線の再計算安定状態なので次の手順にうつる。

手順11 手順12 規格の検討

5組の全データを用い規格の検討をするわけであるが、前に述べたヒストグラムの作り方及び規格値に対するユトリの計算を行ない満足な状態であれば次の5点の管理線としてこのまま用いる。

以後5-5-10-20-20方式を用いる。

ウ $\bar{X}$ -R管理図の実例

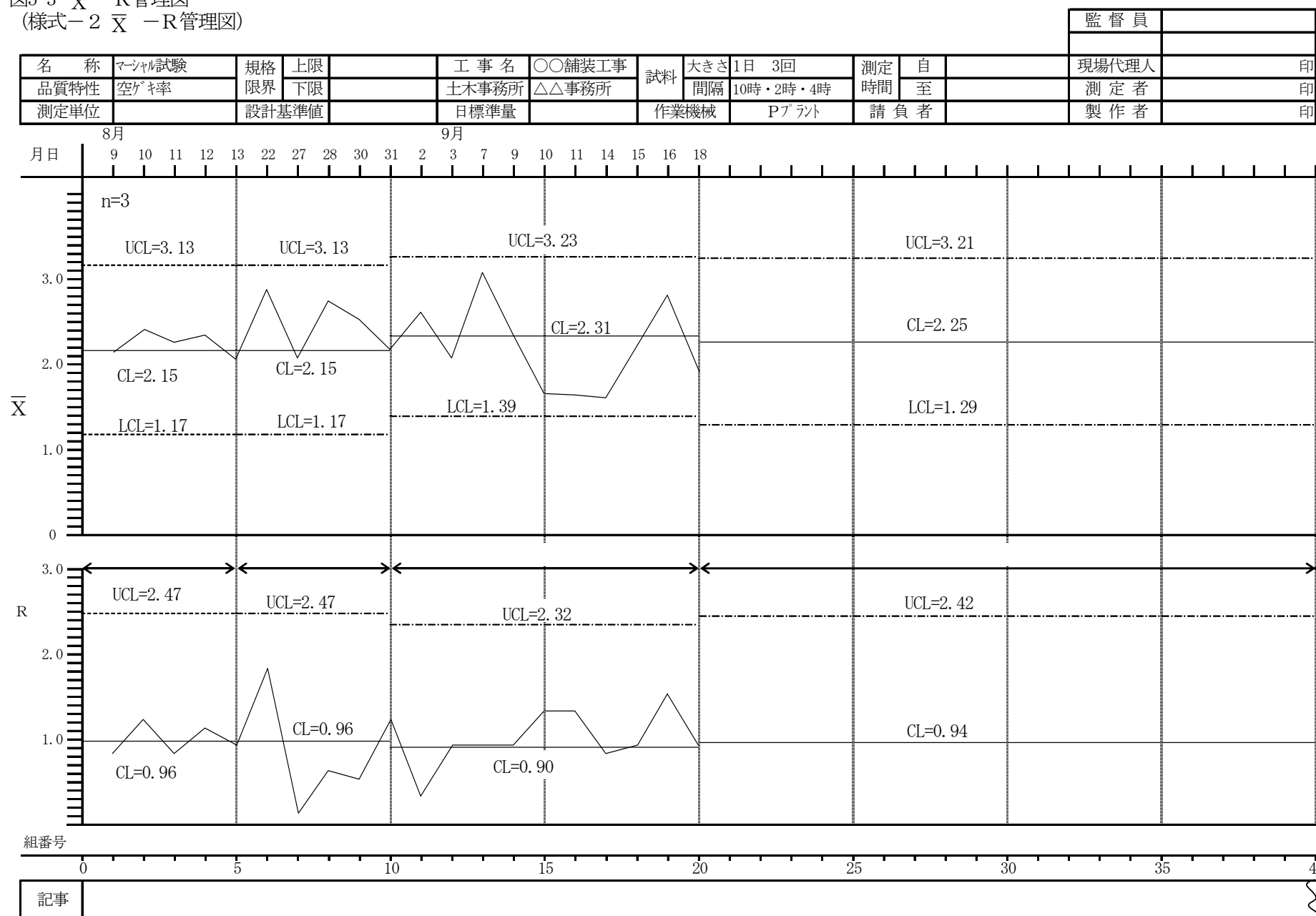
ある舗装工事におけるマーシャル供試体の空ゲキ率について、午前1回、午後2回の1日3回として管理を行なった。

そのときの $\bar{X}$ -R管理図及びデータシートについて紹介する。

表 5-3 $\bar{X}-R$ 管理図データシート

										監督員				
名 称		マーシャル試験		工 事 名		〇〇舗装工事		測定		自				
品質特性		空ゲキ率		土木事務所		△△土木事務所		期間		至				
測定単位				目標標準量				請負者						
規格	上限			試料	大きさ	1日3回		現場代理人		㊞				
限界	下限				間隔	10時・2時・4時		測定者		㊞				
設計基準値				作業機械		Pプラント		作製者		㊞				
測点又は 年月日	番号	測定値				計 ΣX	平均値 $\bar{X}$	範囲 R			項 目	$\bar{x}$	$\bar{R}$	
		X ₁	X ₂	X ₃	X ₄			R ₂	R ₃	R ₄				
8 9	1	2.1	1.6	2.4		6.1	2.03		0.8		$\bar{x} \pm A_2 \bar{R} = 2.15 \pm 1.023 \times 0.96$ $= 2.15 \pm 0.98 = 3.13 \sim 1.17$ $D_4 \bar{R} = 2.575 \times 0.96 = 2.47$			
10	2	2.5	1.6	2.8		6.9	2.30		1.2					
11	3	2.1	2.6	1.8		6.5	2.17		0.8					
12	4	2.5	1.6	2.7		6.8	2.27		1.1		平 均	2.15	0.96	①
13	5	1.6	1.8	2.5		5.9	1.97		0.9		個 数	5	5	
											小 計	10.74	4.8	
22	6	2.8	3.8	2.0		8.6	2.87		1.8		累 計	10.74	4.8	
27	7	2.1	2.0	2.1		6.2	2.07		0.1		$\bar{x} \pm A_2 \bar{R} = 2.31 \pm 1.023 \times 0.90$ $= 2.31 \pm 0.92 = 3.23 \sim 1.39$ $D_4 \bar{R} = 2.575 \times 0.90 = 2.32$			
28	8	2.8	3.0	2.4		8.2	2.73		0.6					
30	9	2.5	2.8	2.3		7.6	2.53		0.5					
31	10	2.8	2.1	1.6		6.5	2.17		1.2		平 均	2.31	0.90	②
											個 数	10	10	
9 2	11	2.5	2.5	2.8		7.8	2.60		0.3		小 計	12.37	4.2	
3	12	2.5	1.6	2.1		6.2	2.07		0.9		累 計	23.11	9.0	
7	13	3.1	2.6	3.5		9.2	3.07		0.9		$\bar{x} \pm A_2 \bar{R} = 2.25 \pm 1.023 \times 0.94$ $= 2.25 \pm 0.96 = 3.21 \sim 1.29$ $D_4 \bar{R} = 2.575 \times 0.94$ $= 2.42$			
9	14	2.5	1.8	2.7		7.0	2.33		0.9					
10	15	0.8	2.1	2.1		5.0	1.67		1.3					
11	16	1.2	2.5	1.2		4.9	1.63		1.3					
14	17	1.2	1.6	2.0		4.8	1.60		0.8		平 均	2.25	0.94	③
15	18	2.5	1.6	2.5		6.6	2.20		0.9		個 数	20	20	
16	19	2.5	2.2	3.7		8.4	2.80		1.5		小 計	21.87	9.7	
18	20	1.6	1.0	2.5		5.7	1.90		0.9		累 計	44.98	18.7	
記 事									n	d ₂	d ₃	A ₂	D ₃	D ₄
									2	1.128	0.853	1.880	—	3.267
									3	1.693	0.888	1.023	—	2.575
									4	2.059	0.880	0.729	—	2.282
									5	2.326	0.864	0.577	—	2.115

図5-3 $\bar{X}$ -R管理図
(様式-2 $\bar{X}$ -R管理図)



(4) X-Rs-Rm管理図

個々のデータをそのまま時間的、空間的順序に並べて管理してゆくもので一点管理図と云う。データが一つあれば直ちに打点できるので工程の状態を早く判定できる。従って早く処置がとれる特長があるが管理図の性能は $\bar{X}-R$ 管理図よりおとる。しかし1個のデータをとるのに時間がかかる場合又は試験に多額の費用がかかる場合などのとき便利である。ここでRsとは相隣る値の差の絶対値をとり、X-Rs管理図として用いるのが普通であるが、建設工事の場合のコンクリートの強度の場合のように、同一バッチからとった3個の供試体の平均強度によって1個のデータとみなす場合などについては測定誤差の管理もあわせて行なう。この場合も範囲Rを用いるので $\bar{X}-R$ 管理図のRと区別するためにRmとしている。ここでは建設工事に用いられているX-Rs-Rm管理図について、記述することにする。

ア X-Rs-Rm管理図の作り方

X-Rs-Rm管理図の作り方の手順は、ほぼ $\bar{X}-R$ 管理図と同様である。

手順1 予備データの準備 5個以上のデータを準備するとよい。

但しコンクリートの強度のように同一バッチから3個の供試体をとるような場合3個の平均値をデータ1個と考える。

手順2 平均値 $\bar{X}$ を計算する。

$$\bar{X} = \frac{X_1 + X_2 + \cdots + X_k}{k}$$

ここに X_1 …… 第1番目のデータ

X_2 …… 第2番目のデータ

X_k …… 第k番目のデータ

k …… 測定値の数

手順3 移動範囲Rsの計算。

相隣る2つのデータの差、即ち移動範囲Rsの計算。

手順4 試験誤差の範囲Rmの計算。

同一バッチのデータの最大値と最小値の差を求める。

手順5 $\bar{R}_s$ 、 $\bar{R}_m$ を計算する。

$$\bar{R}_s = \frac{\sum R_s}{k-1} \quad \bar{R}_m = \frac{\sum R_m}{k}$$

手順6 管理線の計算。

X管理図

中 心 線 $CL = \bar{X}$

上部管理限界線 $UCL = \bar{X} + 2.660 \bar{R}_s$

下部管理限界線 $LCL = \bar{X} - 2.660 \bar{R}_s$

Rs管理図

中 心 線 $CL = \bar{R}_s$

上部管理限界線 $UCL = D_4 \bar{R}_s$

下部管理限界線 $LCL = \text{考えない}$

Rm管理図

中 心 線 $CL = \bar{R}_m$

上部管理限界線 $UCL = D_4 \bar{R}_m$

下部管理限界線 $LCL = D_3 \bar{R}_m$

(注意) D_3 、 D_4 は n 、 m に対応したものとする。

手順 7 管理図用紙の準備。

$\bar{X}-R$ 管理図のときと同様でよい。

手順 8 管理図の記入。

$\bar{X}-R$ 管理図の要領と同じでよい。

手順 9 安定状態の判定。

手順 10 管理線の再計算。

手順 11 管理限界線の決定。

以上前述した $\bar{X}-R$ 管理のときに準じて行なう。

建設工事の場合のように予備データをとることが困難な場合には本工事のデータを用い次のようにする。

最初の5個のデータを用い次の 3 個を管理し、それまでの8個で次の5個を管理し今までの13個のデータを全部用いて次の7個の管理をし、管理状態を示せば今までに得た20個のデータを全部用いて次の10個に対して管理をする。30個のデータが得られたら、そのうち最近の20個を用いて次の10個を管理する。以下同様に最近の20個を用いて次の10個を管理する。ここで管理すると云うことは管理限界線の引き直しを意味する。

即ち $X-R_s-R_m$ 管理図を用いるときは5-3-5-7-10-10方式を使う。

イ $X-R_s-R_m$ 管理図演習

次のデータを用いて $X-R_s-R_m$ 管理図を作ってみよう。

表5-4 測定データ

測定値 月日	測 定 値				X
	a	b	c	d	
6/6	187	192	187		188.7
7	215	209	215		213.0
8	221	221	215		219.0
9	187	187	198		190.7
10	209	204	204		205.7

手順 1 建設工事の現場から1バッチ3個のデータを得た。このデータは1バッチ3個の平均をもって、一つの品質を示すものと定義されている。管理図を作り工程を管理する。

代表値として $\bar{X}$ を求める。

手順 2 $\bar{X}$ の計算

$$\bar{X} = \frac{\sum x}{k} = \frac{188.7 + 213.0 + 219.0 + 190.7 + 205.7}{5} = 203.4$$

手順 3 R_s の計算

6/6 日と 6/7 日の $\bar{X}$ の差及び 6/7 と 7/8 日の差と次々に差をとる。

$$6/6 \text{ 日と } 6/7 \text{ 日} \quad | \quad 188.7 - 213.0 \quad | = 24.3$$

$$6/7 \text{ 日と } 6/8 \text{ 日} \quad | \quad 213.0 - 219.0 \quad | = 6.0$$

$$6/8 \text{ 日と } 6/9 \text{ 日} \quad | 219.0 - 190.7 | = 28.3$$

$$6/9 \text{ 日と } 6/10 \text{ 日} \quad | 190.7 - 205.7 | = 15.0$$

但し $|X_1 - X_2|$ の意味は X_1 と X_2 の絶対値をとることでありプラス、マイナスの符号は考えないことと解釈しよう。

手順 4 Rm の計算

同一バッチの範囲を求める。

$$6/6 \text{ 日} \quad 192 - 187 = 5$$

$$6/7 \text{ 日} \quad 215 - 209 = 6$$

$$6/8 \text{ 日} \quad 221 - 215 = 6$$

$$6/9 \text{ 日} \quad 198 - 187 = 11$$

$$6/10 \text{ 日} \quad 209 - 204 = 5$$

手順 5 $\bar{R}_s$ と $\bar{R}_m$ を計算する。

$$\bar{R}_s = \frac{\sum R_s}{k-1} = \frac{24.3 + 6.0 + 28.3 + 15.0}{5-1} = 18.4$$

$$\bar{R}_m = \frac{\sum R_m}{k} = \frac{5 + 6 + 11 + 5}{5} = 6.6$$

手順 6 管理線の計算

X管理図

$$\text{中 心 線} \quad CL = \bar{X} = 203.4$$

$$\text{上部管理限界線} \quad UCL = \bar{X} + 2.660 \bar{R}_s = 203.4 + 2.660 \times 18.4 = 252.3$$

$$\text{下部管理限界線} \quad LCL = \bar{X} - 2.660 \bar{R}_s = 203.4 - 2.660 \times 18.4 = 154.5$$

Rs管理図

$$\text{中 心 線} \quad CL = \bar{R}_s = 18.4$$

$$\text{上部管理限界線} \quad UCL = D_4 \bar{R}_s = 3.267 \times 18.4 = 60.1$$

$$\text{下部管理限界線} \quad LCL = \text{考えない}$$

Rm 管理図

$$\text{中 心 線} \quad CL = \bar{R}_m = 6.6$$

$$\text{上部管理限界線} \quad UCL = D_4 \bar{R}_m = 2.575 \times 6.6 = 17.0$$

$$\text{下部管理限界線} \quad LCL = \text{考えない}$$

ここで D_3D_4 は品質管理係数で試料の大きさによる定数で表 5-2 にその一部が示してある。(Rs は相隣る2つのデーターの差の絶対値であるから $D_4 = 3.267$, R_m は同一バッチのデーターの最大値と最小値の差でこの場合、データーは3であるから $D_4 = 2.575$)

手順 7 管理図用紙準備

手順 8 打点、図 5-5 参照

手順 9 安定状態の判定

すべての点が管理限界線の中に入っているので安定状態である。

手順 10 管理線の再計算

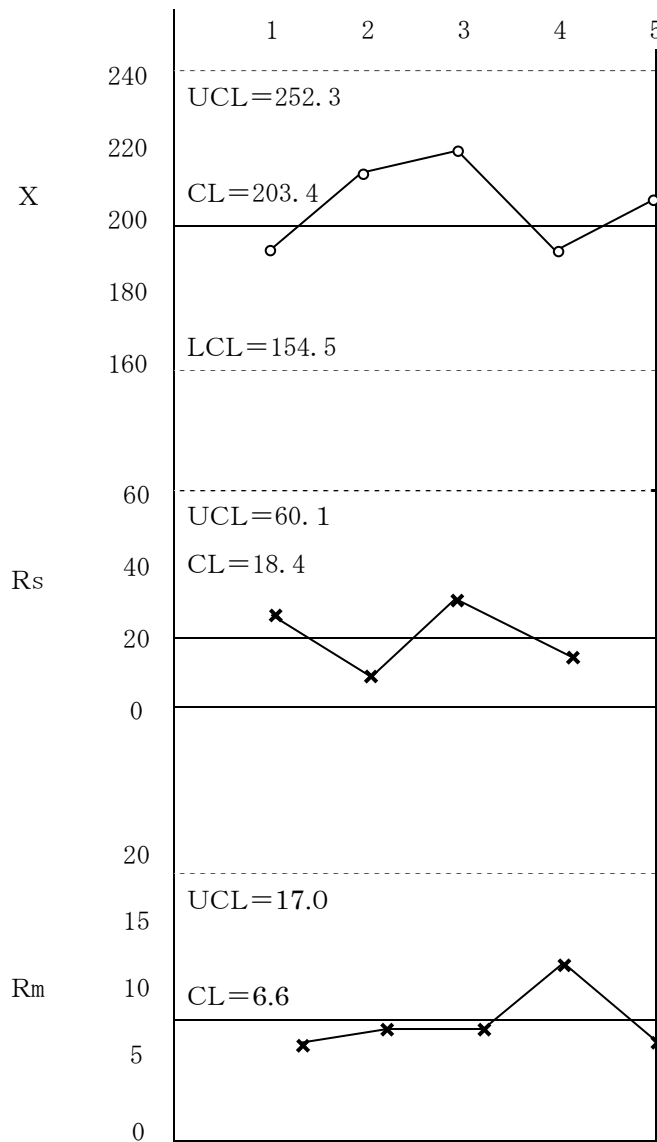
安定状態なので次の手順に進む。

手順 11 規格に対する検討

規格に対する検討は前述したヒストグラムの作り方、規格値に対するユトリの計算方法を用いて検討する。尚工程能力図による規格のチェックを同時に進めておくと便利である。

この項では管理図 $\bar{X}-R$ 及び $\bar{X}-R_s-R_m$ の作り方に重点をおいたので、実際に建設工事等で用いる場合は適当な様式にまとめ、管理図をみたとき直感的に判断できるよう様式等を配慮するとよい。

図5-5 手順8.により打点



ウ $\bar{X}-R_s-R_m$ 管理図の実例

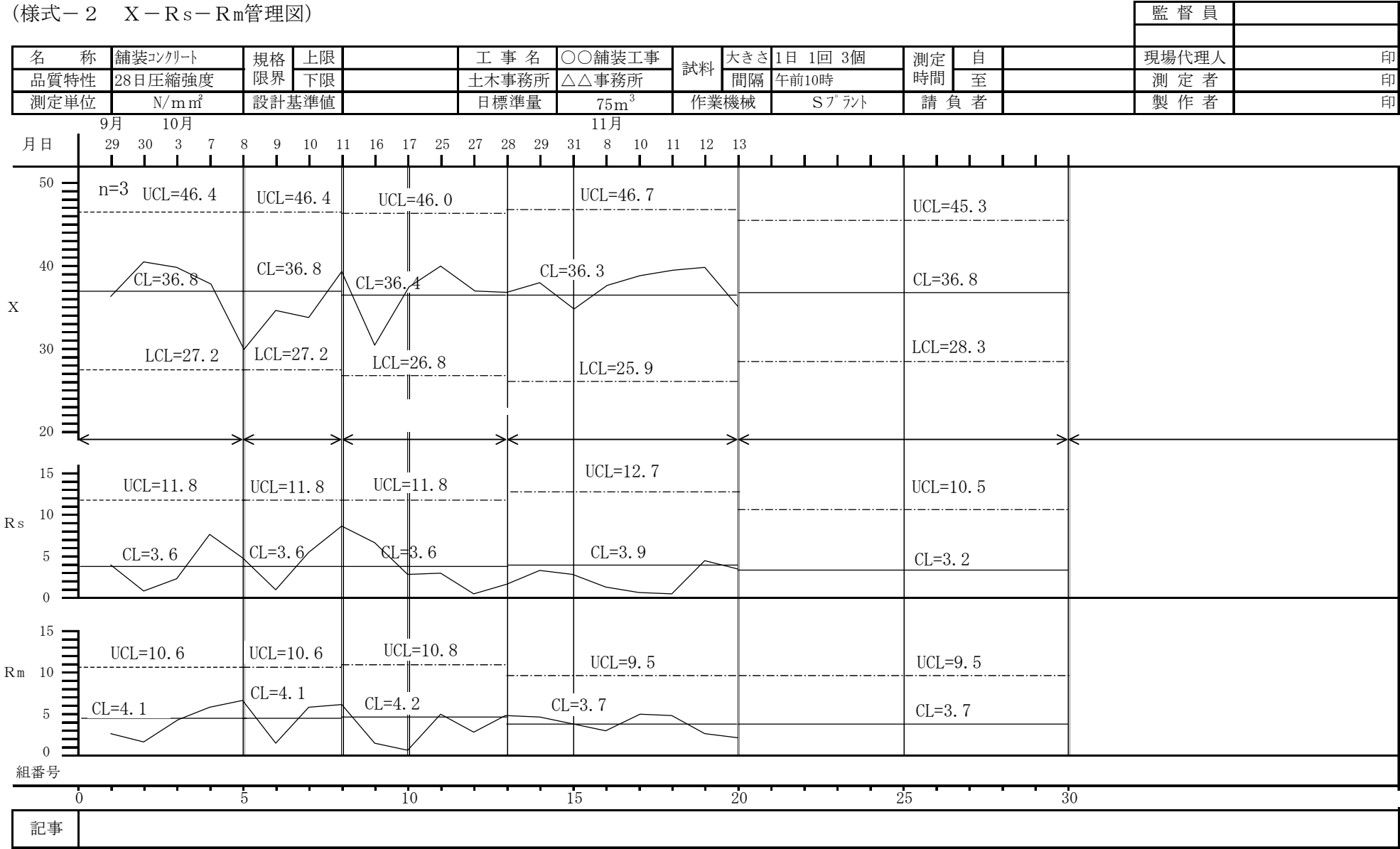
ある舗装工事についてコンクリートの圧縮強度を測定することにし、1日1回3個の供試体を取り管理を行った。

そのとき $\bar{X}-R_s-R_m$ 管理図及びデータシートについて紹介する。

表5-5 X-R s-R m管理図データシート

										監督員						
名 称		舗装コンクリート		工 事 名		〇〇舗装工事		測定		自						
品 質 特 性		28日圧縮強度		土 木 事 務 所		△△土木事務所		期 間		至						
測 定 単 位		N/mm ²		日 標 準 量		75m ³		請 負 人								
規格		上 限		試 料		大きさ		1日 1回 3個		現場代理人						
限界		下 限		間 隔		午前 10時		測 定 者		印						
設計基準値				作 業 機 械		Sプラント		作 製 者		印						
測点 又は 月日	番号	測 定 値				計 Σ X	平均 値 X	移動 範囲 R s	測定値の範囲 R m			項目	$\bar{X}$	$\bar{R}_s$	$\bar{R}_m$	
		X ₁	X ₂	X ₃	X ₄				n=2	n=3	n=4					
9 29	1	38.2	35.8	35.5		109.5	36.5	—		2.7		$\bar{X} \pm 2.66 \bar{R}_s = 36.8 \pm 2.66 \times 3.6 = 46.4 \sim 27.2$				
30	2	41.1	40.5	39.6		121.2	40.4	3.9		1.5		$3.267 \bar{R}_s = 3.267 \times 3.6 = 11.8$ $D_4 \bar{R}_m = 2.575 \times 4.1 = 10.6$				
10 3	3	36.9	41.0	41.0		118.9	39.6	0.8		4.1		平均	36.8	3.6	4.1	①
7 4	4	38.9	33.9	39.6		112.4	37.5	2.1		5.7		個数	5	4	5	
8 5	5	27.8	27.8	34.2		89.8	29.9	7.6		6.4		小計	183.9	14.4	20.4	
												累計	183.9	14.4	20.4	
9 6	6	35.3	33.7	34.7		103.7	34.6	4.7		1.6		$\bar{X} \pm 2.66 \bar{R}_s = 36.4 \pm 2.66 \times 3.6 = 46.0 \sim 26.8$				②
10 7	7	35.2	30.1	35.9		101.2	33.7	0.9		5.8		$3.267 \bar{R}_s = 3.267 \times 3.6 = 11.8$ $D_4 \bar{R}_m = 2.575 \times 4.2 = 10.8$				
11 8	8	36.7	37.9	42.7		117.3	39.1	5.4		6.0		平均	36.4	3.6	4.2	
												個数	8	7	8	
16 9	9	30.3	30.0	31.3		91.6	30.5	8.6		1.3		小計	107.4	11.0	13.4	③
17 10	10	37.4	36.7	37.2		111.3	37.1	6.6		0.7		累計	291.3	25.4	33.8	
25 11	11	39.3	42.4	37.6		119.3	39.8	2.7		4.8		$\bar{X} \pm 2.66 \bar{R}_s = 36.3 \pm 2.66 \times 3.9 = 46.7 \sim 25.9$				
27 12	12	37.9	37.6	35.1		110.6	36.9	2.9		2.8		$3.267 \bar{R}_s = 3.267 \times 3.9 = 12.7$ $D_4 \bar{R}_m = 2.575 \times 3.7 = 9.5$				
28 13	13	34.5	35.6	39.3		109.4	36.5	0.4		4.8		平均	36.3	3.9	3.7	④
												個数	13	12	13	
29 14	14	39.5	34.9	39.2		113.6	37.9	1.4		4.6		小計	180.8	21.2	14.4	
31 15	15	33.1	34.0	36.9		104.0	34.7	3.2		3.8		累計	472.1	46.6	48.2	
11 8	16	37.8	35.9	38.8		112.5	37.5	2.8		2.9		$\bar{X} \pm 2.66 \bar{R}_s = 36.8 \pm 2.66 \times 3.2 = 45.3 \sim 28.3$				④
10 17	17	38.1	36.6	41.5		116.2	38.7	1.2		4.9		$3.267 \bar{R}_s = 3.267 \times 3.2 = 10.5$ $D_4 \bar{R}_m = 2.575 \times 3.7 = 9.5$				
11 18	18	37.8	42.4	37.6		117.8	39.3	0.6		4.8		平均	36.8	3.2	3.7	
12 19	19	41.0	38.4	39.8		119.2	39.7	0.4		2.6		個数	20	19	20	
13 20	20	36.3	34.2	34.8		105.3	35.1	4.6		2.1		小計	262.9	14.2	25.7	
												累計	735.0	60.8	73.9	
記事											n	d ₂		D ₄		
											2	1.128		3.267		
											3	1.693		2.575		
											4	2.059		2.282		
											5	2.326		2.115		

図5-6 X-Rs-Rm管理図
(様式-2 X-Rs-Rm管理図)



組番号

0 5 10 15 20 25 30

記事

(5) 管理図の見方

管理図はただ書いてだけでは何の役にも立たず、それをよく見てその中に示されている意味即ち品質、工程などに関する情報を統計的技術的によみとって異常原因による変動を発見し、処置して行くために管理図を用いるのである。それには管理図を正しく見るのが大切である。

管理図には、管理線として中心線と管理限界線が引かれている。中心線は中心的傾向たとえば平均値を示す線であり、管理限界線は偶然原因による変動と異常原因による変動かをはっきり識別するための基準である。この3本の管理線によって現在の工程の状況を判断していくのである。

管理図における点は、ある1つの群の性質、分布の姿を表わしている。例えば $\bar{X}-R$ 管理図における $\bar{X}$ 管理図の点は、その群の平均的傾向、即ちその分布の位置を表わし R 管理図の点はその群のバラツキを表わしているわけである。

前にも述べたように私達が得るデータは常に変動している。同じ作業をしても工程のバラツキもあるしサンプリングによるバラツキもある。

管理図には、このようなバラツキをもった点が次々と時間的順序に打点されるわけで、その工程の異常か否かを統計的に判断し、工程に対して処置をとうろつというのである。

従って管理図を見る場合に、その点あるいはいくつかの連続した点を示す意味を充分検討して判定しなければならない。

ア 安定状態

(ア) 完全なる管理状態と管理されていない状態

たとえば $\bar{X}$ 管理図のような中心線をはさんで上下対称な分布をするものでは中心線の上下に大体同じ個数の点があり、中心線の近くには比較的多くの点があり、中心線をはなれるに従って次第に点が減少するような並び方をする状態が完全なる管理状態といえる。

従って点が管理限界外にでた場合は工程に異常が起こっており、又管理限界線上の点も限界外にでたものとみなし、このような状態は管理されていない状態であるという。

(イ) 工程は一応管理状態にあるとみなす状態

次のような条件を一応満足しているときは管理状態といえる。

- 1 点が管理限界外にでてないこと。
- 2 点の並び方にクセがないこと。

(ウ) 管理線を延長してよいかどうか

次のような状態のときは管理線を延長して将来の工程を管理してゆくことになるが、建設工事のような場合は全体を見てその工程が安定状態か否かの判定にも用いられている。

- 1) 点が連続25点以上管理限界内にあるとき
- 2) 連続35点中限界外に出るものが1点以内のとき
- 3) 連続100点中限界外に出るものが2点以内のとき

しかも点の並び方に次のような傾向がない場合には一応その工程は安定状態であると判定する。

- 1) 点が中心線の片側に連なって出てくる。
- 2) 点が上昇又は下降の傾向を示す。
- 3) 周期的な変動を示す。
- 4) 中心線の近くにすべての点が集まる。
- 5) 管理限界線に接近して点が現われる。
- 6) 管理限界線に接近した点がほとんど現われない。

このような条件を満足しているときは工程は一応安定していることを示すから、将来とも同じ作業条件で作業して行けばよいことになる。

イ 安定状態でない場合

管理図において点が限界線内であれば安定状態であると何度も述べているが、実は点のすべてが管理限界内に入っても、その点の並び方や位置が特異な状態を示しているときは何か意味があるものであるから充分注意して管理図を見る必要がある。前述した如くボンヤリモノの誤りを犯さないよう注意する。

管理図では点が限界外にでたときに原因を追求し処置をするのが原則であるが、工程が変わったのに、管理限界外に点がでないことがある。第2種の誤りを少なくするためにも点の並び方による判定を併用するのである。

従って点の並び方が自然な姿で並んでいなかったり、クセがあると判断されるときは、原因を追求して処置をすることになる。

(ア) 点が中心線に対して一方の側に連続して現われる場合

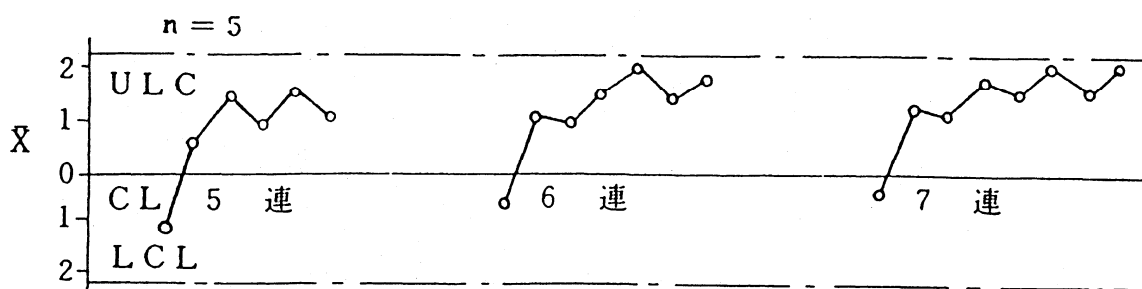
- 1) 一方の側に 5 点並んだら“注意”を
- 2) " 6 点 " “調査”を
- 3) " 7 点 " “処置”をとる。

ここで中心線に対し一方の側にとの表現になっているが厳密に云えば中心線即ち平均値ではなくメジアンに対して一方の側なのである。

$\bar{x}$ 管理図のような中心線の上、下が対称の場合はよいがR管理図のように非対称などの場合は中心線は上、下部管理限界線を2分していないので、一方の側に7、8点では異常ありと判断してはならない。

メジアンとして点の並び方を考えなければならない。メジアンとは点の数を上下に2分するよう引けばよい。中心線の一方の側に点が並ぶことを連という。

図 5-7 連 の 状 況



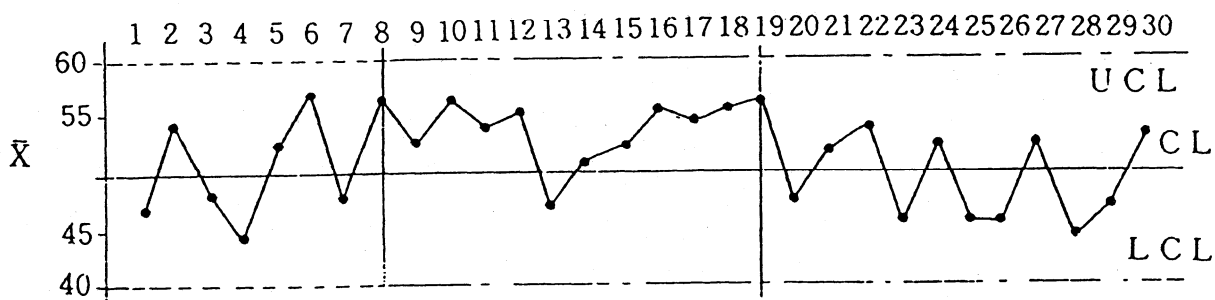
(イ) 点が中心線に対し一方向の側に多く出る場合

- 連続11点中10点以上
- 連続14点中12点以上
- 連続17点中14点以上
- 連続20点中16点以上

中心線に対して一方の側にある場合は、平均値が大きくなっているとか、バラツキ、不良率などが大きくなったとか小さくなったとかの工程に異状原因があると考ええる。

この場合も厳密にいうと中心線ではなくメジアンで判定する。

図 5-8 11点 中10点同じ側にある例

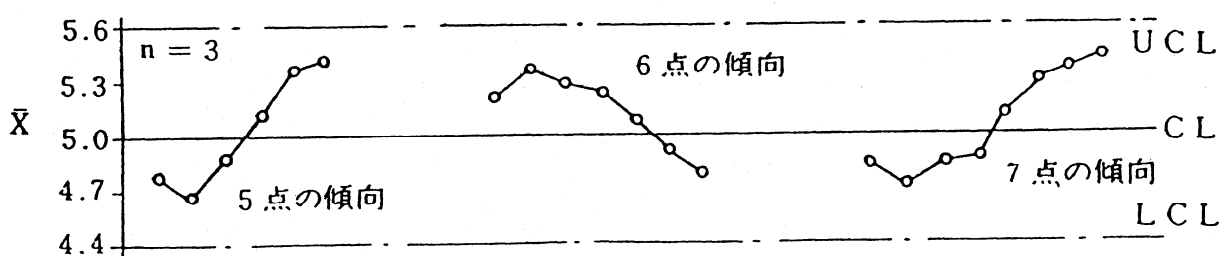


(ウ) 点がだんだん上昇又は下降する傾向がある場合

点が管理限界内に入っている、点の並び方がつぎつぎと大きくなっていったり小さくなっていくことは、その工程に何か傾向があることを示している。ここでこの傾向のことを“トレンド”と云い、この状態をトレンドがあると云う。

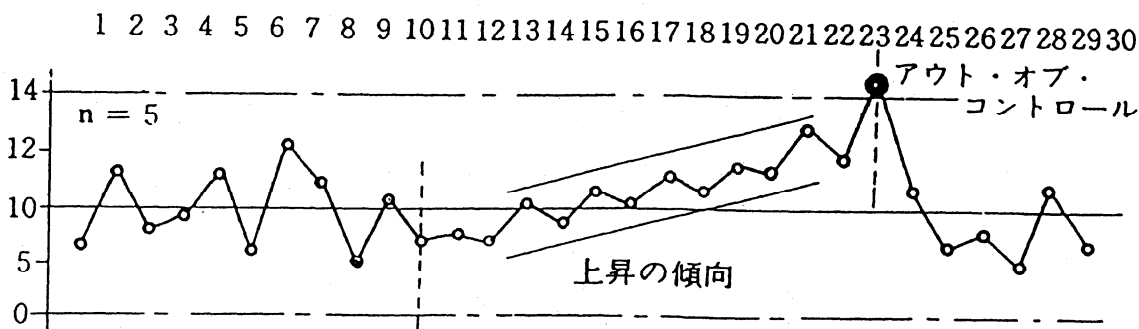
連続して7点以上の点がつぎつぎと上昇又は下降の傾向を示した場合は、その原因を調査しなければならない状態にあると判定する。しかし7点をまたずとも傾向や連をもつて点が限界線に接近したら処置をとらなければならない。

図 5-9 点が上昇又は下降する場合



次のような場合も傾向として判定する。連続した2点は上下しているが全体としては傾向があり、工程は何かトレンドがある。

図 5-10



但しこの場合は管理限界線に凸凹のあるような管理図例えば $\bar{X}-R$ 管理図で n が変わるような場合の管理図に適用するには注意を要する。

(エ) 点が周期的に上下する場合

周期的な変動はいろいろな形で現われるので一概に判定基準を示すことは困難であるが、周期的傾向がある場合はその原因について調査しなければならない状態にあると判定する。

図 5—11

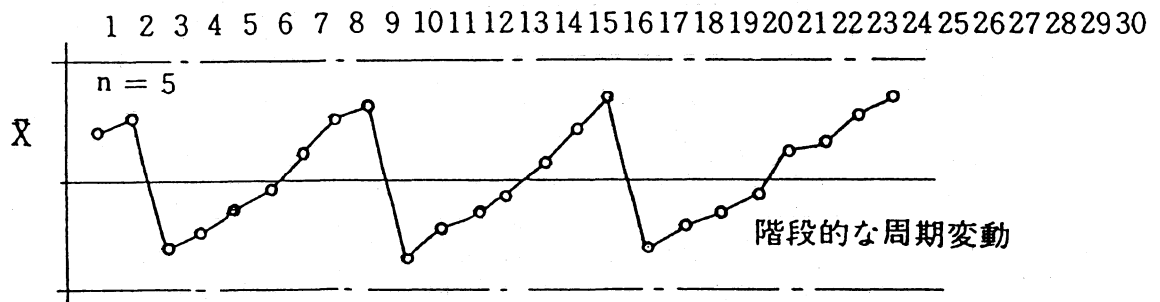
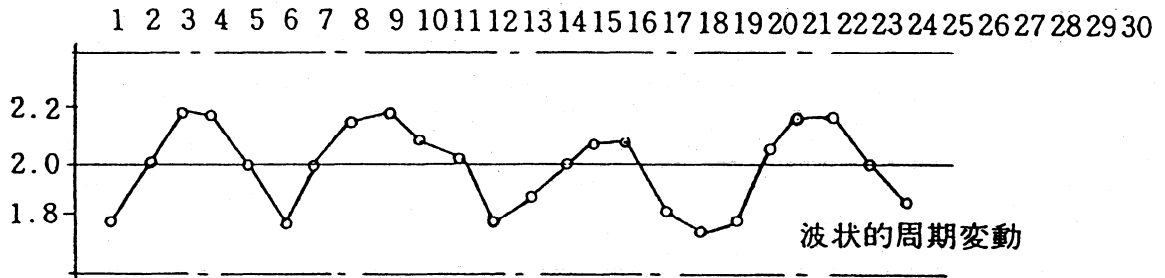


図 5—12

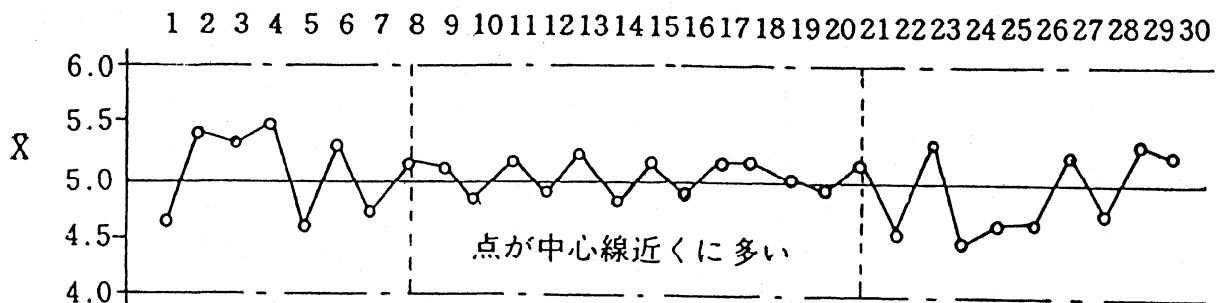


その他点の並び方の大波の周期変動の中に更に小波の変動が現われる場合、大中小の波がある場合等、いずれにしても何か工程に異常原因があるので注意する必要がある。

(オ) 中心線の近くにすべての点が集まる場合

管理図では普通管理限界線の半分より中心線の近い方に全体の約 85% の点が入り、残り 15% 位が管理限界線の半分より外側に入るようになっている。従って管理限界線の半分より内側にすべての点が入った場合はその原因を調査し処置する必要があると判定する。

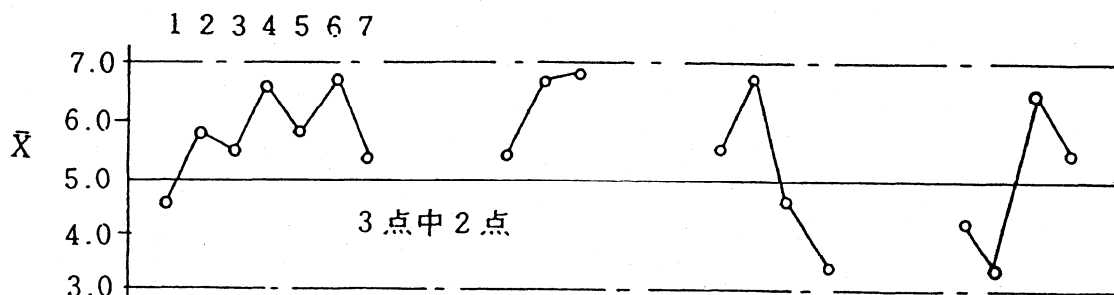
図 5—13



(カ) 管理限界線に接近して点が現われる場合

管理状態の分布から得られたデータが管理限界線に接近して現われることは確率的に小さな値であり、このようなものが現われる場合は何か工程に異常な状態が起きていると判定できる。

図 5—14



判定基準としては次の場合には異状が起っているとみて良い。

- 1) 連続3点のうち2点
- 2) 連続7点のうち3点
- 3) 連続10点のうち5点

一般に上下の管理限界線に接近したときはバラツキが大きくなったことを示し、一方の側のみに現われるときは平均値が変化したことを示す。

(キ) 管理限界線に接近して殆ど現われない場合

連続30点中1点も管理限界線近くに現われないことは異常であり、ランダムに抜取られたデータであれば何か工程に異常ありとみてよい。

ウ 原因の追求と処置

管理図は品質管理の道具として用いることを充分認識し管理図をただ統計理論の面からだけ理解したり、又いたずらに複雑な見方を覚えているだけではだめで、実際に管理図を通して品質にアクション(行動)することが大切である。管理図に異常が認められたら次のような手順でその原因を追求し処置する。

(ア) 原因の追求

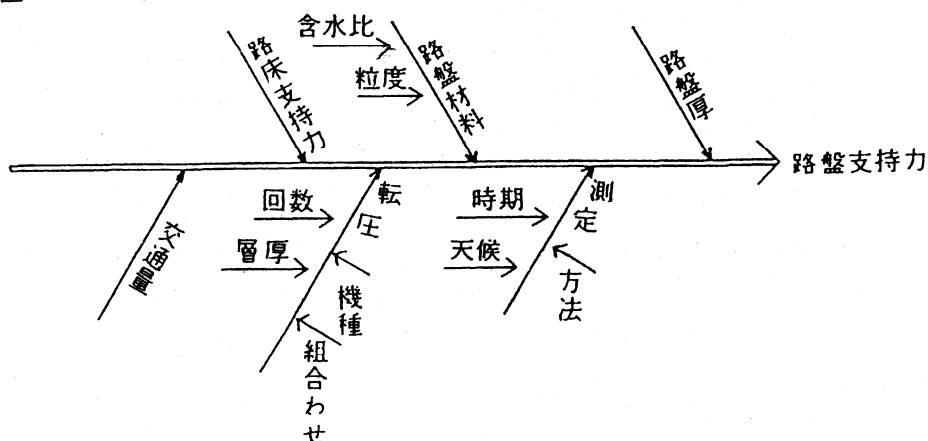
手順 1 データのとり方、測定の方法、計算方法、打点の仕方等に間違いはなかったかどうかを調べる。

手順 2 技術的検討

技術的検討を行なうには特性要因図を作り、順次異常原因についての技術的検討をするといよい。

ここで特性要因図とは図5-15に示すように特性とそれに影響を及ぼすと技術的に考えられる原因との相互関係を図示したもので、この図によりその工程の総合的な因果関係を整理することができ、重点的に工程の改善を進めて行くのに役立つし、管理する場合にも役立つものである。

図5-15 特性要因図の例



特性要因図を使って技術的知識や過去の経験から、工程に異常をもたらす原因について最もおこりやすいものから調べる。材料に異状はないか、作業が正しく行なわれていたかどうか等を調べる。

以上のようにしてもその原因がわからないときは次のようにして更に原因の追求をする。

手順 3 層別にする。

層別とは例えば A、B プラントを使用してコンクリートの打設を行なった場合 A、B 別に分けることを層別するといい、このように別々にすると一方は安定しているが他方が異常を示す等原因の追求が容易になる。この方法には管理図の打点を条件別に色別してみるとか、別々に管理図を書いてみるとよい。場合によって層別したヒストグラムを書いてみるとその違いもわかる効果があり原因追求に利用するとよい。

手順 4 管理図の比較

最終製品の管理図と材料、施工条件などの因子の管理図とを比較し原因追求に利用する。

手順 5 以上の手順をふんでも原因がわからないときは統計的に検討する。平均値の差の検定、分散分析法などが効果的である。

(イ) 処 置

原因がわからなかったら、その原因を取り除くだけでなく将来再び再発しないよう処置をとる。

例えば材料に原因があればそれを取りかえるだけでなく、今後もこのような材料が工程に入らないようにする。

もし材料を試験しないで使用していたとすれば、材料試験の項目を作業標準に追加するなどの処置までする。

処置にはいろいろの段階があり工程に異常原因をもたらす原因が作業標準を守らないことであつたら今後確実に守るようにしたり、作業標準が不備のためであつたら原因をたしかめて作業標準を改めたり、根本的に改善する必要があるか等いろいろの段階があるが、どの程度の処置を行なったらよいか技術的、経済的に考慮し決定しなければならない。

6 棄却検定

測定したある品質特性の N 個の中に極端にとび離れたものがまじりこんでいないかどうか、又このような測定値は棄却すべきかどうかの判定は、棄却検定方法によるものとする。

〔解説〕

(1) 棄却検定方法

n 個の測定値の中にとび離れた値のものがまじりこんでいないかどうかを調べる検定を棄却検定という。

ア (Smirnov-Grubbs1)によれば疑わしい値も含めて $\bar{X}$ および $N\bar{V}$ を求めた場合、

$$\bar{X} = \sum_{i=1}^n X / n$$
$$\sqrt{V} = \sqrt{\sum_{i=1}^n (X_i - \bar{X})^2 / (n-1)}$$

大きさの順に x を並べて番号を打ち小さいものから X_1, X_2, X_n として最大または最小のものが異質であるかどうか検定しようとするとき

$$T_n = \frac{X_n - \bar{X}}{\sqrt{V}} \quad \text{または} \quad T_1 = \frac{\bar{X} - X_1}{\sqrt{V}}$$

を作り(表 6-1)与えた $T(n, \alpha)$ の値と比較して表の値より大きいとき危険率 α でそのとび離れた値は異質なものでないという仮説を棄却する(表 6-1)は Grubbs の与えた標本標準偏差 S を用いた値より再計算して作った。一般に計算の途中では $\sqrt{V}$ が求められていることが多い

からである。

ただしこうした観測値のとりすてを行なう場合、そういうとび離れた値の生じた理由の究明に努力すべきで、つぎつぎととび離れた値が棄却されるときは母集団が正規化されていない、たとえば対数正規型の分布をしているのではないかなどの検討をした方がよい。

表 6-1 T(n, 0. 05)の表

n	$\alpha = 5\%$	n	$\alpha = 5\%$
3	1. 15	13	2. 32
4	1. 46	14	2. 37
5	1. 67	15	2. 41
6	1. 83	16	2. 44
7	1. 93	17	2. 48
8	2. 03	18	2. 50
9	2. 11	19	2. 53
10	2. 17	20	2. 55
11	2. 24	25	2. 61
12	2. 28		

1) Smirnov, N. V. (1941) Doklady 33, Grubbs, F. E. (1950) "Sample Criteris for Testing outlying Cbservations Ann, Math, Stat 21P, 27

イ 2つの平均値の差を検定する方法を採用して

$$\bar{X} \pm \sqrt{V \cdot F(1, n-1)} \frac{\sqrt{n+1}}{n}$$

とする棄却限界法も提案されているがすでに得られた値を見てそのとび離れた値を検定する場合 Thompson の検定などと同様に危険率に多小問題があり Smirnov-Grubbs の方法はあとぢえによる危険を考慮した方法である。

ウ また疑わしい値を除いた N 個について V を計算した場合は

$$\zeta = \frac{a - \bar{X}}{\sqrt{V}} \quad \text{または} \quad \zeta = \frac{\bar{X} - a}{\sqrt{V}}$$

として疑わしい値 a が表(6-2)の値よりも大きければ異質のものでないという仮説を棄却する。

いくつかの値を分離する問題はむしろ多数組の平均値分散の一樣性検定によった方がよい。

表 6-2 $\delta(n, a)$ の表

N	$\alpha = 5\%$	N	$\alpha = 5\%$
3	7. 19	13	3. 35
4	5. 09	14	3. 33
5	4. 34	15	3. 32
6	3. 96	16	3. 30
7	3. 76	17	3. 30
8	3. 63	18	3. 30
9	3. 54	19	3. 29
10	3. 47	20	3. 27
11	3. 42	25	3. 25
12	3. 39		

(例題) 231、172、153、146、138、127、の 6 つのデータの中で 231 だけがとび離れて大きく測定時の誤読かと

も考えられるが、これを異質のものとしてすててよい。

〔解〕 仮平均を 160 として変数変換

$$X = x - 160$$

$$\sum_{i=1}^6 x = 7 \quad ((231 - 160) + \cdots + (127 - 160))$$

$$\sum_{i=1}^6 X^2 = 7003 \quad ((231 - 160)^2 + \cdots + (127 - 160)^2)$$

$$\bar{x} = 160 + (7)/6 = 161.1$$

$$\sqrt{V} = \sqrt{\frac{7003 - (7)^2/6}{6-1}} = 37.3$$

$$T_n = \frac{x_n - \bar{x}}{\sqrt{V}} = \frac{231 - 161.1}{37.3} = 1.87$$

(表 6-1)より

$$T(6, 0.05) = 1.83 < T_n$$

ゆえに 231 は異質のものと考えてよい。

ξを用いるときは、仮平均を 160 として

$$X_i = x_i - 160$$

$$\sum_{i=1}^5 X_i = -64 \quad \sum_{i=1}^5 X_i^2 = 1962$$

$$\bar{x} = 160 + (-64)/5 = 147.2$$

$$V = \sqrt{\frac{1962 - (-64)^2/5}{4}} = 16.94$$

$$\xi = \frac{231 - 147.2}{16.94} = 4.95$$

(表 6-2)より

$$\xi(5, 0.05) = 4.34 < \xi$$

したがって同様に 231 は異質のものと考えてよい。

エ R による棄却検定

$\sqrt{V} = \sqrt{\sum (x_i - \bar{x})^2 / (n-1)}$ を用いる棄却検定については(1)で述べたが、

R によって棄却検定を行なう方法が Dixon 1)によって考えられているので、紹介しておく。これは n が 10 以下の場合と 10 以上 25 以下の場合について考えてあるが、まず x を大きさの順に並べ大きい方から

$$x(n)x(n-1) \cdots \cdots x(2)x(1)$$

とする。この中で最大値がとび離れて大きいので(表-5) $\gamma(n, 0.05)$ の表棄却できるかどうか検定する場合は

$$n \leq 10 \text{ の場合 } \gamma_{10} = \frac{x(n) - x(n-1)}{x(n) - x(1)}$$

が(表-5)に与えられた $\gamma_{10}(n, 0.05)$ より大きければ最大値 x(n) は棄却してよい。

$$10 < n \leq 25 \text{ の場合 } \gamma_{22} = \frac{x(n) - x(n-2)}{x(n) - x(3)}$$

が(表-5)に与えられた $\gamma_{22}(n, 0.05)$ より大きければ最大値 x

(n) は棄却してよい。

表—5

	nr	(n・0.05)
r10	3	0.941
	4	0.765
	5	0.642
	6	0.560
	7	0.507
	8	0.468
	9	0.437
	10	0.412
r22	11	0.637
	12	0.600
	13	0.570
	14	0.546
	15	0.525
	16	0.507
	17	0.490
	18	0.475
	19	0.462
	20	0.450
	21	0.440
	22	0.430
	23	0.421
	24	0.413
	25	0.406
	26	0.399
	27	0.393
	28	0.387
	29	0.381
	30	0.376

最小値についても

$$n \leq 10 \text{ の場合 } r_{10} = \frac{x(2) - x(1)}{x(n) - x(1)}$$

が $r_{22}(n, 0.05)$ より大きければ $x(1)$ を棄却

$$10 < n \leq 25 \text{ の場合 } r_{22} = \frac{x(3) - x(1)}{x(n-2) - x(1)}$$

が $r_{10}(n, 0.05)$ より大きければ $x(1)$ を棄却してよい。

(例題) 23、47、26、37、32、の $n=5$ のサンプル中 47 がとび離れて大きいように思われるが、この値を異なる集団に属するものとして捨ててよいかを危険率 5% で検定せよ。

[解]

$$x(n)=47 \quad x(n-1)=37 \quad x(1)=23$$
$$\therefore r_{10} = \frac{x(n) - x(n-1)}{x(n) - x(1)} = \frac{47 - 37}{47 - 23} = \frac{10}{24} = 0.416$$

$$r_{10}(5, 0.05) = 0.642 > r_{10}$$

ゆえに最大値の 47 はとび離れた値として捨てるわけにはゆかない。

7 抜取検査

抜取検査の方法としては、JIS Z 9002-1956 “計数規準型一回抜取検査(不良個数の場合)” (抜取検査その2) のほか JIS に定めた諸方法の規定による。

建設工事の場合は計数規準型 1 回抜取検査が現在用いられている

[解説]

概 説

品質管理と検査は根本的に考え方が違うのである。品質管理ではある母集団分布からデータを得て、そのデータの意味することが何であるかをつかみ、その工程に対して手をうち又管理図では管理限界線と比較し工程の良否を対象に行動するのである。しかしながら抜取検査ではあるロット(同一状態のものを一まとめにしたもの、仕切)からデータを得る。これは品質管理のサンプリングと似ているが実は抜取検査はあるロットに対しそれが良いか悪いかが対象にし規格限界との比較を行なうもので、ロット全体の良否を決めるわけで、品質管理とは全く異なるものなのである。

最近建設工事の場に於いても統計的抜取検査が行なわれその方向に進展しつつあるので、ここで抜取検査法について簡単にふれておくことにする。

品質を保証したり、材料を購入したりするときにその品物の品質について検査をする。この場合一品一品を検査する全数検査と全数検査をせず検査対象からある個数抜き取り、その抜き取ったものを検査し検査対象全部の合否をきめる抜取検査がある。

外観とか寸法とかの検査は全数検査ができるが、建設工事の場合の検査のように路床路盤工或は埋設物工のように又コンクリートの強度のように破壊検査の伴うものは好むと好まざるとにかかわらず抜取検査によらねばならないわけである。

5 技術管理要綱標準樣式集

5 技術管理要綱標準様式集(要綱第4条第3項)

様式－1 施工計画書（標準様式（規格A4））

施工計画書については、高知県建設工事共通仕様書（以下「仕様書」という。）に提出を義務づけているが、次の事項により作成区分、作成方法等を定める。

1 作成区分

作成区分として、一工事、二工事、三工事に区分する。

(1) 一工事

- ・請負金額5千万円以上の工事。
- ・急傾斜地崩壊対策工事。

(2) 二工事

- ・請負金額1千万円以上、5千万円未満の工事。

(3) 三工事

- ・請負金額500万円以上、1千万円未満の工事。

(4) 提出を省略できる工事

- ・緊急を要する工事。
- ・請負金額500万円未満の工事。

2 作成方法

施工計画書は、高知県建設工事共通仕様書で「請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。」と規定しており、次の事項を作成区分により記載しなければならない。

(1) 工事概要

(2) 計画工程表

(3) 現場組織表

(4) 主要機械・船舶

(5) 主要材料

(6) 施工方法（仮設備計画を含む）

(7) 施工管理計画

(8) 緊急時の体制

(9) 交通管理

(10) 安全管理

(11) 現場作業環境の整備

(12) 環境対策

(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

(14) その他

以上の項目について、請負者は契約図書に指定されている事項を工事実行計画に基づき記載しなければならない。

また、工事中は施工計画書どおり実行されているか点検するとともに、内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に施工計画書を変更しなければならない。

なお、監督職員の指示した項目については、詳細な施工計画書を作成するものとする。

3 打合わせ簿

打合わせ記録

(一工事・二工事・三工事)

4 一工事・二工事別 目次別一覧表

一般工事(一工事・二工事・三工事)

(1) 表紙	(一工事・二工事・三工事)
(2) 目次	(一工事・二工事・三工事)
(3) 工事概要	
ア 工事概要	(一工事・二工事・三工事)
イ 施工特性	(一工事・二工事・三工事)
(4) 計画工程	(一工事・二工事)
(5) 現場組織	
ア 組織表	(一工事)
イ 下請組織（施工体系図）	(一工事)（下請があれば二工事・三工事でも必要）
ウ 現場職員経歴表	(一工事)
エ 作業主任一覧表	(一工事)
(6) 主要機械・船舶	(一工事・二工事)
(7) 主要材料	(一工事・二工事・三工事)
(8) 施工方法（仮設備計画を含む）	
ア 作業フロー	(一工事)
イ 施工方法	(一工事)
ウ 仮設備計画	(一工事)
(9) 施工管理	
ア 下請管理	(一工事・二工事)
イ 工程管理計画	(一工事・二工事)
ウ 品質管理計画表	(一工事・二工事)
エ 出来形管理計画表	(一工事・二工事)
オ 写真管理計画表	(一工事)
カ 段階確認計画・実施表	(一工事・二工事)
キ 工事損害影響調査	(一工事・二工事)
ク 気象管理	(一工事・二工事)
(10) 緊急時の体制	
ア 連絡系統図	(一工事・二工事・三工事)
イ 緊急体制組織	(一工事・二工事・三工事)
ウ 緊急出動人員等	(一工事・二工事・三工事)
(11) 交通管理	(一工事・二工事・三工事)
(12) 安全管理	
ア 工事安全管理対策	(一工事・二工事・三工事)
イ 第三者施設安全管理対策	(一工事・二工事・三工事)
ウ 工事安全教育等	(一工事・二工事・三工事)
エ 現場備品整備	(一工事・二工事・三工事)
(13) 現場作業環境の整備	(一工事)
(14) 環境及び地元対策	(一工事・二工事)
(15) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	(一工事・二工事・三工事)

ア 再生資源の利用の促進計画

イ 産業廃棄物計画

(16) その他

(一工事・二工事・三工事)

4 施工計画書の作成要領

(1) 表紙の記載事項及び目次

工事番号

工事名

工事場所

表題(施工計画書)

年月日

請負者名

(2) 打ち合わせ記録(一工事・二工事・三工事)

打ち合わせ出席者(両者複数)

請負者＝現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び現場業務の担当者等。

発注者＝工事を担当する工事監督職員及び主任監督員並びに用地担当職員。

打ち合わせ記録

打ち合わせは、当初から最終までの内容を整理記録すること。

(3) 工事概要

ア 工事概要(一工事・二工事・三工事)

工事番号

工事名

工事場所

工期

請負金額

工事内容 等

イ 施工特性(一工事・二工事・三工事)

工事箇所周辺の地域地形等の土地利用や近接状況、気象等の自然環境と施工時期(降雨時期、出水、渇水時期等)、また、施工実行計画における制約条件等(作業時間、交通形態と制限、自然保護等)、工事施工条件となりうるものを把握し、施工実行計画作成の条件として工事現場作業及び地域周辺全体の安全性、施工性について記載するものである。

位置図(1/50,000程度)、工事平面図(A版縮小図)を添付。

(4) 計画工程(一工事・二工事)

- ・ 契約工程の繰越が見込まれるものは、監督職員と協議のうえ標準工期による工事総合工程表を作成すること。
- ・ 作成に際し進捗率の曲線は、バナナ曲線を描く工程内容を心がけ、定められた期間に余裕のある工期工程を目指した、工程表を作成すること。
- ・ 工程の中期、後期には、工程の遅れを回復できる作業工程を検討しておくこと。
- ・ 工程進捗率については、毎月15日及び月末に計画と実績の出来高を監督職員に報告すること。
- ・ 重複作業、時間設定作業等、詳細な工程が必要な場合は、パーツ工程表、部分工程表等を作成しなければならない。
- ・ 作成にあたっては、気象・地質・地下水等により施工に大きな影響が予想される事項については、過去のデータ等を充分調査し、計画に反映させる。

(5) 現場組織(一工事)

ア 組織表

- ・ 工事に従事する構成員による現場組織表を作成する。
- ・ 現場代理人については、夜間、休日等の緊急連絡先を記入する。
- ・ 施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者氏名等を記入する。
- ・ 監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入する。
- ・ 品質証明（社内検査）対象工事は、品質証明員を記載する。

現 場 組 織 表

現場代理人 TEL	主任技術者 TEL	施工管理	氏 名	TEL
現場事務所 TEL		工程管理		
夜間、休日緊急時 連絡先 TEL (宅)		品質管理		
		出来形管理		
		写真管理		
		建設副産物管理		
		機械管理		
		機械管理		
		重機管理		
		安全管理		
		労務安全管理		
		交通安全管理		
		安全巡視員		
		事務・労務管理		
		事務・労務		

イ 下請組織

下請がある工事については、(9) アにより作成した、施工体系図をアの組織表に添付すること

ウ 現場職員経歴表

氏名、年齢、経験年数、高知県経験年数及び資格名と資格番号等を記載するとともに、資格免許等の写しを添付。

エ 作業主任一覧表

工事施工において、資格等の免許が必要な作業については、請負者の責任において免許等の確認と管理を行うための一覧表を作成する。

資格等種別、氏名、年齢、主任の正副別及び資格番号等を記載。

(6) 主要機械・船舶（一工事・二工事）

使用する主要な機械等について、契約目的物を適正に施工できる機械等の機械名、規格、台数、使用工種等を記載する。

(7) 主要材料（一工事・二工事・三工事）

使用する主要な材料について、品名、規格寸法、予定数量、製造者、納入者名、品質証明、搬入時期等を記載するとともに、事前に使用承諾を得なければならない。

なお、材料確認及び試験方法等については、品質管理計画表に記載すること。

(8) 施工方法

ア 作業フロー(一工事)

主要な工種毎の施工順序をフロー化し、施工方法の要点及び留意事項を記述する。

例：主要な工種

路側擁壁工

以下の項目をフロー図化する。

伐開、測量、丁張り設置、床堀、基礎工、鉄筋組立工、型枠工、コンクリート打設工、打ち継ぎ工、養生工、型枠除去工、埋め戻し工、段階毎の確認等。

フロー図の中の以上の項目に、段階検査や簡単な施工方法等の要点、留意事項等を記載する。

イ 施工方法(一工事)

準備工から始まる各工種の施工順序毎、作業段階毎に施工方法、施工要点、留意事項、関係機関との調整、地下埋設物等の支障物件等について図面、アのフロー図等を併用し解りやすく記載する。

ウ 仮設備計画(一工事)

工事に関する仮設備の構造、配置計画について位置図、概略図等を用いた具体的に記載する。また、安全を確認する方法として、応力計算等を添付する。

なお、一工事、二工事の区別なく請負者は全ての仮設備において、応力計算等安全を確認できるものを備えておかななくてはならない。

その他、間接的設備として仮設建物、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備を記載する。

(9) 施工管理

仕様書及び高知県建設工事技術管理要綱(以下「管理要綱」という)等に従い、次に定める事項を管理しなければならない。

ア 下請管理(一工事・二工事・三工事)

下請施工については、施工体制台帳(一次下請合計額3,000万円以上)、施工体系図を利用し、全ての下請施工について、下請契約書の写しを添付し提出しなければならない。作成は施工体系図の写しに、下請負者枠の下欄に下請負金額を、また最下段に下請負金額の合計及び比率(合計金額、比率は再下請負以下を除く)を記入のうえ下請契約書を添付し提出する。

イ 工程管理計画(一工事・二工事)

総合工程表に基づき、計画と実績を対比し管理を行う。

工事の実施過程で計画とのずれが生じた場合や、工事内容の変更(指示含む)があった場合は、必要に応じ計画工程を見直さなければならない。

ウ 品質管理計画表(一工事・二工事)

使用する材料等について、工種、種別、試験項目、試験方法、規格値、試験基準、摘要等を記載した品質管理計画を作成しなければならない。

エ 出来形管理計画表(一工事・二工事)

管理要綱に定められた基準に従い、工種、種別、測定項目、規格値、測定基準、管理方法、測定箇所及び摘要等を記載し、出来形管理計画を作成しなければならない。

オ 写真管理計画表(一工事)

写真によって管理する区分、工種、撮影項目、撮影頻度、撮影時期及び摘要等を記載し、写真管理計画を作成しなければならない。

カ 段階確認計画・実施表(一工事・二工事)

ア) 段階確認計画表(一工事・二工事)

仕様書及び管理要綱等に規定する監督職員の確認、立会、承諾等を得て施工するものについては、当初設計、変更指示事項等の作業工程毎に、種別、確認項目、確認時期、確認の程度、協議指示等を記載する段階確認の計画表を作成しなければならない。

イ) 段階確認実施表 (一工事・二工事)

段階確認計画表の項目について、監督職員に前もって確認工程等を打ち合わせ、段階確認を実施した記録を保管し検査時に提出しなければならない。

キ 工事損害影響調査 (一工事・二工事)

- ・工事作業内容により考えられる影響調査については、「事前」「影響追跡」「事後」の各調査を、工事着手前に監督職員と協議のうえ、各々の専門家による調査をする。
- ・通常は、「振動」「騒音」「水質汚濁」「水脈遮断」等が考えられる。
- ・施工により第三者に損害の影響が考えられる場合は、工事損害事前調査の有無を確認する。
- ・工事損害事前調査がない場合は、監督職員と協議し、場合により、請負者の責任に置いて調査をする。
- ・指定工法以外により工事を施工する場合は、請負者の責任に置いて工事損害事前調査をすること、また、監督職員と協議すること。

ク 気象管理 (一工事・二工事)

陸上作業については、工事現場における降雨、気温、出水等過去のデーター及び地域聞き取り等により特徴を把握するとともに、これらを観測し作業工程に反映さし、また、安全管理に利用しなくてはならない。

海上作業については、気象状態、地形により波浪等は各現場で異なり、作業可能判定は一般的な天気予報での判断が困難なため、各現場において観測の必要がある。

これら観測については、監督職員と協議し定めること。

- (10) 緊急時の体制(一工事・二工事・三工事)大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策及び作業現場内において事故発生または、その恐れがある場合の体制と対策、緊急出動可能人員及び機械機材等について記載。

また、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。系統図には、夜間・日祭日における連絡先も記入する。

ア 連絡系統図

現場事務所、現場代理人、主任又は監理技術者、施工者の本社又は支店、隣接工事事務所及び現場代理人、主な工種の下請負者。

発注者の事務所等(監督職員への連絡方法を含む)。

警察署等、労働基準監督署、消防署、病院、その他関係機関。

通報責任者を指定し氏名を記載。

イ 緊急体制組織

事故、災害発生等緊急時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。

不慮の事故が発生した場合には、早急に発注者に報告を行う。

ウ 緊急出動人員等

職員及び作業人数

重機械類の種別規格等

機材資材の種類と数量等

(11) 交通管理 (一工事・二工事)

工事に伴う交通処理及び交通対策について、現場状況に応じた交通処理計画を記載する。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導員等の配置についても記載する。

工事施工にあたっては、交通渋滞を抑える為、路線の交通特性等充分検討（交通ピーク時をはずす、事前告知等）のうえ、規制計画を立てる。

また、具体的な安全施設設置計画、交通誘導員等の配置計画、支道及び出入り口対策、主要資材の搬入搬出経路、指定された工事用道路の維持管理・補修方法、過積載防止対策等について記載する。

(12) 安全管理 (一工事・二工事・三工事)

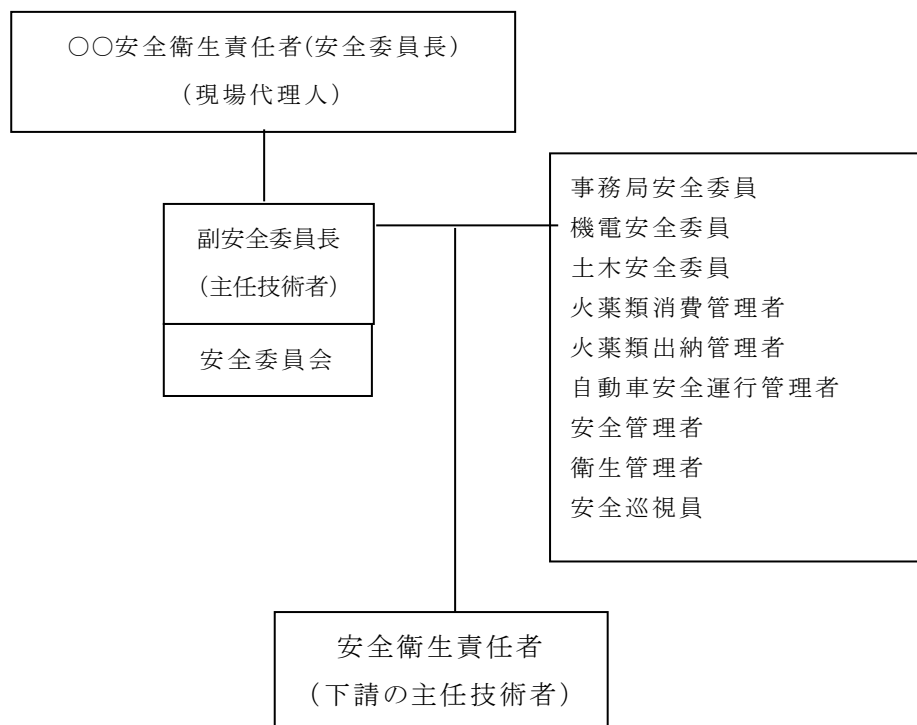
工事作業による、作業員及び地域周辺の安全を期するための組織体制と安全教育等を行い、安全の確保を図るための管理について記載する。

安全管理に必要な各々の責任者や組織体制及び活動方針を記載し、着手から工事引渡完了までの期間は、作業員を始め第三者の安全を確保する。

ア 工事安全管理対策

ア) 安全管理組織(安全協議会等を含む)

労働安全衛生法で定められた責任者に応じて、氏名等各々記載する。



イ) 安全協議会等の組織の結成

工事現場が近接工事、重複工事などにより、地域が煩雑となる場合は、関連する請負者及び下請負者は、安全協議会等の組織を結成し安全の確保を図らなくてはならない。

ウ) 作業安全管理

主な工種の施工について、作業内容方法に対して安全対策項目を、列記する。

例・山腹掘削工

- ①地形状況、気象予報等の確認
- ②降雨集水経路、漏水、含水量等作業施工条件の確認
- ③掘削時監視要員の配置及び作業員の避難方法、場所の確保
- ④地山土質の締め固まり度等の確認
- ⑤掘削作業員の安全保安防護具の装着の確認
- ⑥作業中の下方通行安全確保等の確認
- ⑦落石等の仮設防護柵設置及び補修点検の確認 等

エ) 安全確認体制

- ・危険物取り扱いと保管安全確認。
- ・作業方法手順の安全確保と安全確認等。
- ・作業有資格者と免許の確認。
- ・作業安全防護具の着用確認。
- ・作業機械等の整備点検
- ・保安設備の設置及び点検補修の確認

(工事、交通、安全等標識、足場安全防護柵等)

- ・工事期間中の安全パトロール

(工事期間中は、安全管理組織において現場パトロール体制や保安要員を定め安全を図る。)

- ・事故発生被災者宅等連絡方法
- ・その他必要事項

イ 第三者施設安全管理対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、上下水道等の第三者施設に近接して工事を施工する場合は、事故等を想定した応急対策を計画する。

ウ 工事安全教育等

工事安全管理活動として、教育、訓練及び活動計画等の安全管理実施予定計画を作成し参加人員、開催頻度等の実績を記録する。

ア) 安全衛生教育

現場に労働者を新規雇い入れた場合または、作業内容を変更した場合は、労務安全管理により教育を行う。教育終了後、作業に従事した者について、安全な行動が定着するまで指導する。

イ) 安全管理活動

朝礼、KY活動、安全会議、安全訓練等の場所、参加予定者、内容、頻度について記載し、安全巡視員を定め現場内及び周辺の監視・連絡による安全確保を行う。

工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割り当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施する。

エ 現場備品整備

契約書、仕様書、設計図書、高知県建設工事技術管理要綱、年度毎研修資料及び労働安全衛生法等の関係法令、並びに技術指針等、その他工事施工に必要と思われる参考書を備え付け、施工の各段階毎に確認を行う。

(13) 現場作業環境の整備 (一工事)

現場作業環境の整備に関して記載する。

ア 仮設関係

- ・工事説明・工事完成予想図の掲示。
- ・仮囲いの美装、フラワーポット等の設置。

イ 安全関係

- ・バリケードのカラー化及びイメージキャラクターの貼り付け。
- ・工事標識のマンガ化。

ウ 営繕関係

- ・現場事務所内外の高級化及び内外の美装。
- ・作業員休憩所・食堂の設置と飾り付け。
- ・手洗い・洗面台の設置。

エ イメージアップ対策の内容

オ その他

(14) 環境及び地元対策（一工事・二工事）

現場周辺の環境保全について対策、方法等を記載する。

工事施工に当たって配慮すべき対策項目は、

- ①工事関係＝工事施工の周辺住民等への周知、施工工程の周知、作業日作業時間等の周知、苦情処理対策等
- ②公害関係＝騒音、振動、排水、塵埃、煤煙、粉塵、水質汚濁等。
- ③交通関係＝工事車両、資材運搬車両等の関係車両による沿道障害等。
- ④作業関係＝作業障害、作業員地元対応、工事用地外の土地使用等。
- ⑤現場関係＝作業資材等の整理整頓、作業終了時整理と安全、工事完成後の整理整頓等。

(15) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法（一工事・二工事・三工事）

建設副産物対策の責任者を定める。

ア 再生資源利用計画書・実施書（一工事・二工事）

再生資源利用促進計画書・実施書（一工事・二工事）

建設副産物の取り扱いは、リサイクル法で作成が義務づけられた工事について、再生資源利用及び再生資源利用促進の計画書と実施書を作成し提出しなければならない。

イ 産業廃棄物計画書・実施書（一工事・二工事）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）に関するものについては、種類、産廃物判定方法及び処理委託業者名（建設廃棄物を運搬（委託）・処分を行う場合）、廃棄場所等による計画書を作成し実施書をマニフェスト等により管理し提出しなければならない。

(16) その他（一工事・二工事・三工事）

工事に関する官公庁等への手続き。

法令、条例等の申請及び許可。

社内検査等の方法。

設計、施工等工事に対して提案事項。

その他工事に必要と思われる事項を記載。

5 その他の施工計画書工事別目次一覧表

工場製作工事

現場工事がある場合は、一般
工事(一工事)の施工計画書
を別冊で加える。

表紙

打合わせ記録

目次

1 工事概

ア 工事概要

2 計画工程表

3 現場組織

ア 組織表

イ 下請組織(施工体系図)

ウ 現場職員経歴表

エ 作業主任一覧

4 主要機械・船舶

5 使用材料

6 施工方法

ア 作業フロー

イ 施工方法

7 施工管理

ア 工程管理計画

イ 品質管理計画表

ウ 出来形管理計画表

エ 写真管理計画表

オ 段階検査計画表

カ 段階検査実施表

8 輸送計画

ア 輸送経路

イ 輸送計画

9 交通管理

ポストテンション桁製作工事

一般工事(一工事)の施工計画書
の15番目に以下の項目を加える。

10 安全管理

ア 工事安全管理対策

イ 第三者施設安全管理対策

ウ 工事安全教育等

エ 現場備品整備

14 その他

15 桁製作計画

ア PC鋼材、鉄筋、型枠の取り扱い

イ 主桁製作台、型枠の構造及び取り扱い

ウ PC鋼材の配置及び支持間隔

エ コンクリートの製造及び運搬

オ コンクリート打込、養生及び施工方法

カ コンクリート品質管理

キ 緊張管理計画

ク 試験装置及び主要機械器具

ケ グラウト施工及び品質管理

コ 作業分担

サ 安全管理

(一般工事の安全管理に加える。)

シ その他必要事項

段 階 確 認 計 画 表

工事番号

種 別	確 認 項 目	確認時期	確 認 の 程 度	協 議 指 示

様式-1-2

設計番号

No.

[illegible]

様式一2 (標準様式)

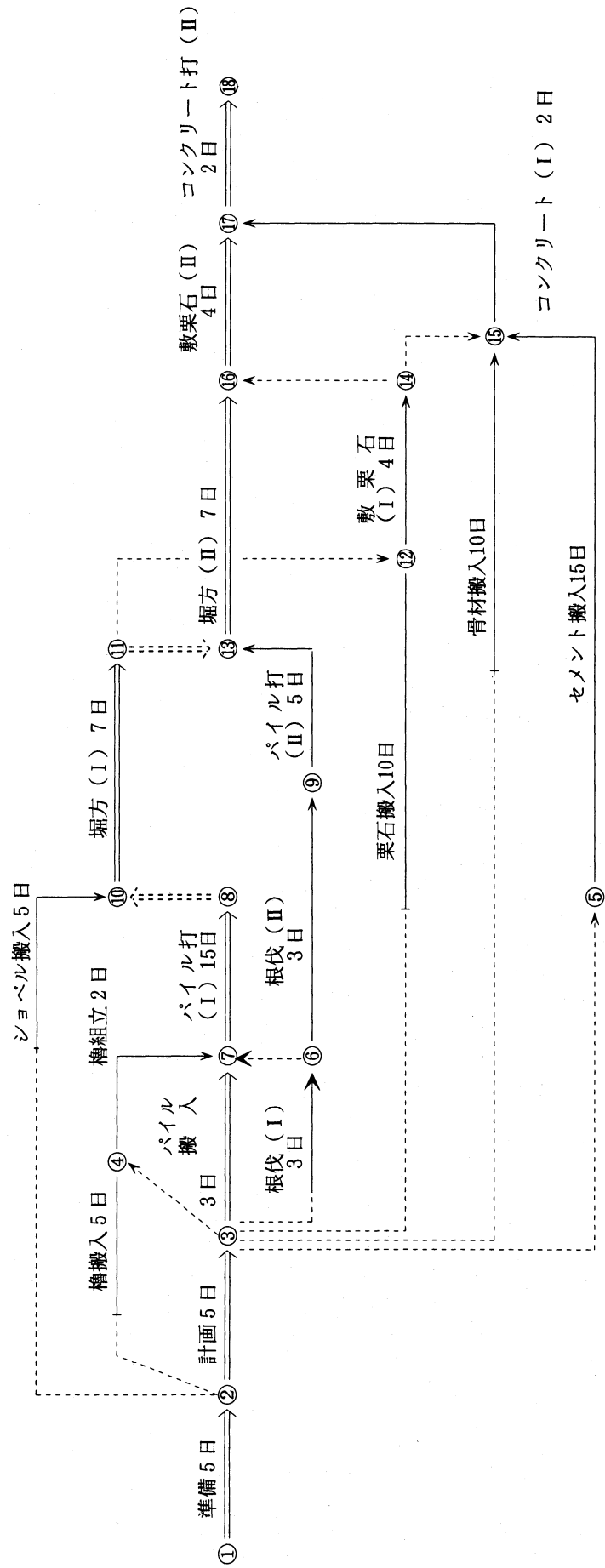
平成 年度 工事 工事 総合工程表 工期 自平成 年5月5日～至平成 年11月25日

工 事 総 合 工 程 表													
工種	種 別 (細別)	金 額	数 量	換算率	日標準 作業量	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	備 考
道 路 改 良	切 土	千円 800	11,300 m ³	% 24	150m ³	┌───┐ └───┘	┌───┐ └───┘	┌───┐ └───┘	┌───┐ └───┘	計画黒 実績赤			換算率＝ 種別（細別）金額工事費（純） 必要により工程計画実績表の 後に「主要機械使用計画表」 を作るものとする。
	盛 土	1,000	18,000 m ³	29	180m ³	┌───┐ └───┘	┌───┐ └───┘	┌───┐ └───┘	┌───┐ └───┘	┌───┐ └───┘			
	擁 壁	700	380 m ³	21	15m ³	┌───┐ └───┘	┌───┐ └───┘	┌───┐ └───┘	┌───┐ └───┘	┌───┐ └───┘			
	排 水	210	200 m ³	6	5m ³				┌───┐ └───┘	┌───┐ └───┘	┌───┐ └───┘		
	路 面	560	3,800 m ²	16	130m ²				┌───┐ └───┘	┌───┐ └───┘	┌───┐ └───┘		
	雑工事	120	8ヶ所	4	3日／ 1ヶ所			┌───┐ └───┘	┌───┐ └───┘		┌───┐ └───┘		

様式-3 (標準様式)

P E R Tによる工程表

平成 年度 工事 工程表



月	5月	6月												
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
天候	雨 雨 雨 晴													

※ 本工程表は簡単な橋梁下部工の一例である。
天候による作業不能日数は前表その他を参考にして決定する。
天候は記号によっても良い。

様式一4 (標準様式)

平成〇〇年度 〇〇工事 工程表

月 日		5																		備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
天候	見込	晴	曇	雨	曇	晴	晴													
	実際	雨	曇	雨	晴	曇	曇													
切土 〇〇㎡																				
擁壁 〇〇㎡																				
石積㎡																				
特記事項		工程回復のためとした処置等記入する。																		

※ 本工程表の様式は種別(細別)の多い道路改良工事等に用いるとよい。
天候の記入によってもよい。

様式－5（標準様式）

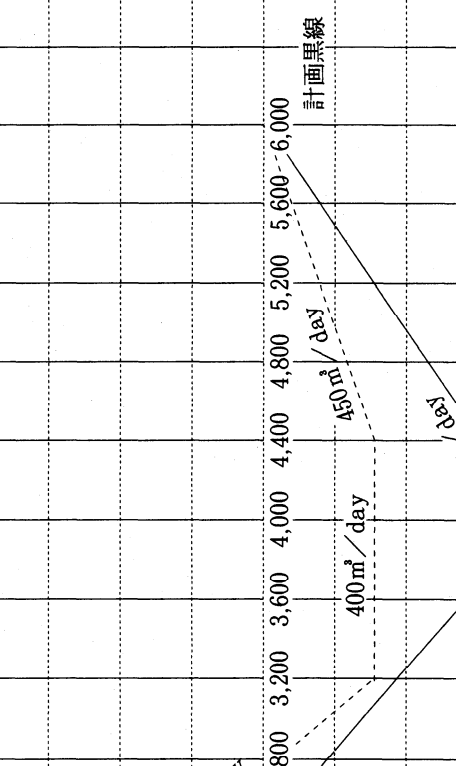
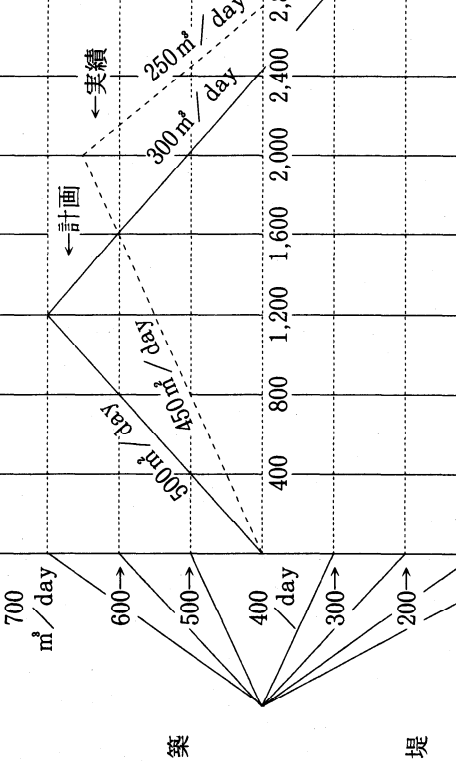
平成 年度 工事 工程 表

月 日		5													数 量	備 考
天候	見 込 実 際	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
左 岸 橋 台	床 堀													170 m ³		
	杭 打													6H 32本		
	敷 栗 石													20m ³		
	製 作													140 m ³		
右 岸 橋 台	組 立															
	取 除															
	コンクリート	C=220 kg/m ³														86m ³
		C=320 kg/m ³														18m ³
右岸橋台																
特 記 事 項		工程回復のためとった処置等記入する。														

※:この工程表の様式は段取が工程を支配するものに用いるとよい。
天候の記入によってもよい。

様式一6 (標準様式)

平成 年度 工事 工程 表

月 日		5																備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
作業量	計 画	500	1,000	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000	3,300	3,600	4,080	4,560	5,040	5,520	6,000		
	実 績	450	900	1,350	1,800	2,250	2,500	2,750	3,000	3,400	3,800	4,200	4,650	5,100	5,550	6,000		
築 堤		700 m³/day																
		600→																
		500→																
		400 /day																
		300→																
堤		200→																
		100→																
		0→ m³/day																
土	予 定	砂 混 り 粘 土					砂				礫				砂 混 り 粘 土			
質	実 際	砂 混 り 粘 土					砂				礫				砂 混 り 粘 土			
採 取 ケ 所																		
特 記 事 項		工程回復のため取った処置等を記入する。																

※:この工程表の様式は築堤、掘削等に用いるとよい。

[illegible]

※ 3 段書 上段 検査職員測定値
中段 監督職員測定値
下段 管理値